

焼津市地域防災計画

資料編

令和5年2月
焼津市防災会議

焼津市地域防災計画資料編(共通対策)

番号	項目	頁
資料共通 2-1-1①	同時通報用無線通信施設一覧表	1
資料共通 2-1-1②	デジタル簡易無線一覧表	6
資料共通 2-1-1③	防災相互通信用無線一覧表	7
資料共通 2-1-1④	地域防災無線一覧表	8
資料共通 2-1-1⑤	消防無線一覧表	13
資料共通 2-2-2	市有資器材一覧表	15
資料共通 2-3-1	道路通行規制基準(通行規制区間)	18
資料共通 2-8-1①	自主防災会規約(作成例)	19
資料共通 2-8-1②	自主防災組織一覧表	21
資料共通 2-8-5	避難生活計画書	23
資料共通 3-2-1①	焼津市防災会議編成表	33
資料共通 3-2-1②	焼津市防災会議条例	34
資料共通 3-2-1③	焼津市防災会議運営要領	36
資料共通 3-2-1④	焼津市災害対策本部編成図	37
資料共通 3-2-1⑤	焼津市災害対策本部条例	38
資料共通 3-2-1⑥	焼津市災害対策本部等運営規程	39
資料共通 3-2-1⑦	焼津市災害対策本部室配置図(消防防災センター1階)	49
資料共通 3-2-1⑧	災害対策関係機関	50
資料共通 3-2-1⑨	焼津市災害対策本部表示板、標旗	54
資料共通 3-3-2①	職員動員計画	55
資料共通 3-3-2②	焼津市建設工業会地震等災害対策協力会本部組織編成表	59
	大井川建設業協会災害発生時における緊急連絡網	60
資料共通 3-4-1	気象注意報、警報等の種類及び発表基準一覧表	62
資料共通 3-4-2①	被害程度の認定基準	64
資料共通 3-4-2②	被害速報(随時)	67
資料共通 3-4-2③	災害定時及び確定報告書(様式第4号)	68
資料共通 3-4-3①	焼津市通信系統図	69
資料共通 3-4-3②	災害時において優先的に利用ができる無線通信施設	70
資料共通 3-5-1	災害時における安否不明者の氏名等の公表について(方針)	71
	災害時における行方不明者の氏名等の公表について(方針)	76
	災害による死亡者の氏名等の公表について(方針)	80
資料共通 3-6-1	災害救助法発令焼津市適用基準	83
資料共通 3-6-5	災害救助法費用限度額	84
資料共通 3-7-1①	市長以外の指示権者、根拠規定	88
資料共通 3-7-4(1)	地震に係る避難所一覧表	90
資料共通 3-7-4①	避難所一覧表	92
資料共通 3-7-4②	福祉避難所一覧	94
資料共通 3-7-4③	災害発生時拠点施設	95
資料共通 3-7-4④	各地域で管理する避難施設	102
資料共通 3-9-3①	災害時における支援に関する協定一覧	105
資料共通 3-9-3②	応急食料品調達先一覧表	113
資料共通 3-9-4	給食機関	115
資料共通 3-9-5	災害救助用米穀の緊急引き渡し要請先	115
資料共通 3-10-3	衣料・生活必需品等調達先一覧表	116
資料共通 3-11-3①	災害救助に必要な貯水槽等の使用に関する協定書	117

資料共通 3-11-3②	焼津市の水道施設の概要	118
資料共通 3-11-3③	水道工事業者一覧表	119
資料共通 3-11-3④	水道資機材調達先一覧表	120
資料共通 3-11-3⑤	水道電気・機械設備応援協定先	120
資料共通 3-12-5①	応急建設住宅建設候補用地	121
資料共通 3-13-5③	救護所一覧表・救護病院	124
資料共通 3-14-2	消毒機器及び薬品調達予定先一覧表	125
資料共通 3-16-4	遺体収容施設	126
資料共通 3-17-2	障害物撤去作業用機械器具の調達予定先一覧表	127
資料共通 3-19-1①	市有車両及び緊急通行車両届出済車両	128
資料共通 3-19-1②	ヘリコプター離着陸場一覧表	139
資料共通 3-19-1③	ヘリポートの具備すべき条件	140
資料共通 3-19-1④	灯火の設営要領	142
資料共通 3-19-1(4)	燃料調達予定先一覧表	143
資料共通 3-19-2	応援協定を締結している地方公共団体	144
資料共通 3-20-1	市内国道県道等一覧表	145
資料共通 3-20-1②	通行の禁止又は制限についての標示の様式	146
資料共通 3-20-1③	緊急通行車両の標章	147
資料共通 3-20-1④	緊急通行車両確認証明書	148
資料共通 3-20-1⑤	緊急通行車両事前届出書	149
資料共通 4-4-1	り災証明書の書式	150

同時通報用無線通信施設一覧表

(固定局)

識別信号	設置場所	電波の型式・周波数	備考
こうほうやいづ	送信所：焼津市消防防災センター 通信所：焼津市役所	F3E 68.85 MHz	空中線電力 1.0W 海第 82389 号
		15KOD7W 65.285 MHz	空中線電力 5.0W 海第 82389 号
		F3E 69.18 MHz	空中線電力 1.0W 海第 82615 号

(屋外子局) 注 S=スーパーポール、P=パンザマスト

No.	受信局名	設置場所	所在地	拡声機種・数量		設置方式
				レフレックス	ストレート	
1	小浜第二	夢宝庵入口	小浜979-1	1	2	S
2	吉津	消防第7分団車庫	吉津176	4	0	P
3	坂本第三	坂本いこいの広場	坂本971-1	4	0	S
4	石脇上第一	東益津小学校	石脇上65	2	2	S
5	浜当日第三	浜当日コミュニティ防災センター	浜当日3-1-45	2	2	屋上
6	中港第一	サンライフ焼津	中港3-3-12	4	0	S
7	駅北第一	水道局資材置場	駅北3-17-11	4	0	S
8	栄町第二	焼津東小学校	栄町5-14-1	4	0	屋上
9	焼津第四	東分署駐車場	焼津6-5-18	4	0	S
10	塩津	焼津西小学校	塩津117-1	4	0	屋上
11	五ヶ堀之内第一	豊田小学校駐車場	小屋敷258-1	4	0	S
12	焼津第三	焼津南小学校	焼津5-5-1	4	0	屋上
13	小川第四	汐入下水処理場	小川3808	4	0	屋上
14	東小川第二	小川中学校	東小川4-21-1	4	0	屋上
15	石津第二	焼津市消防防災センター	石津728-2	4	0	屋上
16	中根新田第二	大富小学校	中根新田637	4	0	屋上
17	三ヶ名第一	第8自治会公会堂	三ヶ名986	4	0	P
18	石津第四	港小学校	石津港町40-2	4	0	屋上
19	田尻北第一	港中学校	田尻北584	4	0	屋上
20	田尻第一	和田小学校	田尻541	4	0	屋上
21	小浜第三	塩釜神社	小浜1520	4	0	P
22	中里	中里会館西薬師堂	中里675	4	0	P
23	浜当日第四	弘香幼稚園南西防火水槽	浜当日3-13-31	3	1	P
24	大村新田第一	大村中学校グラウンド	大村3-25-1	4	0	S
25	越後島第二	越後島ちびっこ広場	越後島183	3	1	P
26	八楠第一	大坪公園	八楠2-4-70	4	0	S
27	八楠第二	八楠公園	八楠4-4-41	3	1	P
28	小土	豊田中学校	小土301-2	4	0	屋上
29	小川第二	小川小学校	小川2525	4	0	S
30	西小川	小川北公園	西小川1-1	4	0	P
31	小川新町第一	小川新地コミュニティ防災センター	小川新町1-11-2	2	2	P
32	中根新田第一	大富社会教育広場	中根新田49-6	4	0	P
33	大住第二	黒石小学校	大住1246	4	0	屋上
34	中新田第二	県職員宿舎	中新田1034	4	0	P
35	三ヶ名第二	焼津市陶芸センター西	三ヶ名1582	4	0	P
36	石津第五	石津浜公園	石津2420	2	2	P
37	石津第一	石津岡公園	石津向町24-1	4	0	P

No.	受信局名	設置場所	所在地	拡声機種・数量		設置方式
				レフレックス	ストリート	
38	一色第二	一色水道用地	一色1043	4	0	P
39	一色第三	一色清掃工場	一色1545-19	3	1	S
40	田尻北第二	田尻北公園	田尻北1284-1	1	3	P
41	駅北第二	第五コミュニティ防災センター	駅北5-1-24	3	1	屋上
42	小屋敷	環境管理センター	小屋敷573	2	2	P
43	五ヶ堀之内第三	アステラス製薬グラウンド	五ヶ堀之内1552-1	4	0	P
44	保福島	第10自主防集会所	保福島157	2	2	P
45	小川第一	芝原公園	西小川4-51	4	0	P
46	石津第三	マルミ小川工場	石津1007	0	4	S
47	石脇上第二	西阿原団地公園	石脇上685-19	3	1	S
48	関方	関方社会教育広場	関方118	4	0	S
49	花沢	法華寺南	花沢152-5	3	0	P
50	高崎	八幡神社北	高崎400-3	4	0	P
51	大住第一	大住2号団地公園	大住18-21	4	0	P
52	中新田第一	元中新田下集会所	中新田417-3	4	0	P
53	与惣次	与惣次集会所	与惣次124	4	0	P
54	三和	三和神社東	三和1004	4	0	S
55	大島第二	大島体育館	大島738	3	0	P
56	道原第一	道原集会所	道原88	4	0	P
57	一色第一	割芝橋北	一色350-7	2	2	P
58	惣右衛門	鍛冶島公会堂	惣右衛門278	3	1	P
59	田尻第三	和田団地公園東	田尻2526-72	4	0	P
60	下小田第一	アメニティ Join 司	下小田559-1	4	0	P
61	浜当目第二	サッポロビール北	浜当目951-1	2	2	S
62	中港第二	焼津弓道場	中港5-18-21	1	2	S
63	大覚寺第二	大覚寺公会堂	大覚寺2-9-7	3	1	S
64	栄町第三	塩津公園	栄町6-10-1	4	0	S
65	治長請所第二	市営住宅請所団地	治長請所196	2	1	S
66	本町	焼津市役所	本町2-16-32	1	3	屋上
67	浜当目第一	石脇川新水門北	浜当目672-3	2	2	S
68	焼津第一	元焼津公園	焼津2-7-1	4	0	S
69	五ヶ堀之内第二	ハットリ製茶北西	五ヶ堀之内909-1	4	0	S
70	田尻北第三	田尻北浜南公会堂	田尻北1624-79	2	2	S
71	中根新田第三	河原公会堂	中根新田1271-1	4	0	S
72	大住第三	大住公会堂	大住542	0	4	S
73	栄町第一	焼津駅南口	栄町2-2-1	4	0	S
74	城之腰	恵比寿橋南	城之腰15地先	2	2	S
75	浜当目海岸第二	浜当目海岸中央	浜当目海岸官有無番地	1	2	S
76	北新田	北新田公会堂	北新田224	4	0	S
77	小川新町第二	左口森公園	小川新町4-3-18	4	0	S
78	治長請所第一	稻荷神社	治長請所180-1	4	0	S
79	越後島第一	越後島団地公園	越後島476-42	4	0	S
80	岡当目	西ノ宮神社	岡当目75	4	0	S
81	浜当目海岸第一	浜当目海岸南	浜当目官有無番地	2	1	S
82	浜当目海岸第三	浜当目海岸北	浜当目官有無番地	1	1	S
83	八楠第三	天白公園	八楠2-4-22	4	0	S
84	駅北第三	中公園	駅北5-10	4	0	S
85	大村新田第二	秋葉公園	大村2-4-64	2	2	S
86	東小川第一	小川東公会堂	東小川2-9-18	4	0	S
87	小川第三	信香院駐車場南三角地	小川3411	4	0	S
88	田尻第四	横須賀公会堂	田尻2970-1	4	0	S
89	大島第三	村松行政書士事務所	大島1429-1	4	0	S

No.	受信局名	設置場所	所在地	拡声機種・数量		設置方式
				レフレックス	ストリート	
90	大島第一	八幡神社	大島 1 4 3	4	0	S
91	柳新屋	アルバⅢ	柳新屋 4 8 9	4	0	S
92	大覚寺第一	大覚寺環境管理センター	大覚寺 1 8 8	2	2	P
93	坂本第一	増田樹脂駐車場	坂本 2 2 0-1	4	0	S
94	坂本第二	坂本団地 2 号公園	坂本 4 6 8-1	3	0	S
95	三右衛門新田	富士屋焼津南店駐車場	三右衛門新田 6 4 1	4	0	S
96	道原第二	北道原集会所	道原 1 1 0 1	4	0	S
97	田尻第二	東洋水産資材置場	田尻 1 2 9 1-2	2	2	S
98	下小田第二	緑ヶ丘ちびっこ広場	下小田 7 3 2-1	2	2	S
99	小浜第一	小浜団地公園	小浜 2 0 8-6 1	2	0	S
100	駅北第四	消防第 4 分団	駅北 3-1 1-1 5	2	2	S
101	本町第二	市営小石川駐車場	栄町 2-7-2 1	0	4	P
102	本町第三	浜ノ堀緑地公園	本町 4-9 0 9-8	4	0	S
103	小川第五	水産高校実習場	小川 3 6 2 8	0	3	S
104	田尻北第四	松原公園	田尻北 6 9 8	0	4	S
105	石津第七	八幡宮	石津 4 4 8	2	2	P
106	石津第八	石津中央公園	石津中町 1 3-1	3	0	S
107	石津第九	石津浜公会堂	石津港町 1 9-9	2	1	S
108	田尻北第五	田尻北浜北公会堂	田尻北 1 5 0 2	4	0	S
109	北新田第二	すみれ台中央公園	すみれ台 2-9 1 4	2	2	S
110	惣右衛門第二	惣右衛門下公会堂	惣右衛門 9 4 0-1	2	2	S
111	大村新田第三	県営大村新田団地	大村新田 1 1-2	1	3	S
112	中里第二	東益津中学校	中里 4 1 6	1	3	S
113	柳新屋第二	柳公園	西焼津 1 8-4	1	3	S
114	本中根	本中根公会堂南東	本中根 4 2 2	4	0	S
115	上荒田公園	上荒田公園	西小川 2-3 6	2	2	S
116	小柳津公会堂	小柳津公会堂	小柳津 3 6 7-1	3	1	S
117	焼津漁港第一	焼津漁港（外港）	中港 6-1 2 2 5	2	2	S
118	焼津漁港第二	焼津漁港（検潮所東）	中港 6-1 2 1 8	1	3	S
119	焼津新港第一	焼津新港（第 1 陸閘）	新屋 4 3 8-1 0	2	2	S
120	焼津新港第二	焼津新港（第 3 陸閘）	城之腰 2 6 9-1 1	1	3	S
121	焼津新港第三	焼津新港（アクアスやいづ西）	鯛ヶ島 1 3 6-2 4	2	2	S
122	小川新港第一	小川新港（小川陸閘 1）	小川 3 3 9 2-9	1	2	S
123	小川新港第二	小川新港（小川陸閘 2）	小川 3 3 9 2-9	2	2	S
124	三ヶ名第三	三ヶ名団地公園	三ヶ名 6 4 7-2 5	4	0	S
125	石脇下第一	石脇ちびっこ広場	石脇下 8 2	1	3	S
126	親水公園	アクアスやいづ	鯛ヶ島 1 3 6-2 6	2	2	S
127	中島第一	大井川体育館	中島 1 1 8 3	1	2	S
128	飯淵第一	石間組事務所	中島 6 0 1-1	2	2	S
129	飯淵第二	飯淵第二町内会公会堂	飯淵 9 7 6-1	2	2	S
130	利右衛門第一	旧大井川南幼稚園	利右衛門 3 7 6-1	3	1	S
131	利右衛門第二	終末処理場予定地	利右衛門 2 5 2 8	2	2	S
132	吉永第一	吉永第三防災倉庫	吉永 1 6 4-1	3	1	S
133	吉永第二	大井川南幼稚園	吉永 3 3 4-2	3	1	S
134	吉永第三	大井川南小学校	吉永 4 9 0	4	0	S
135	吉永第五	吉永地区コミュニティ防災センター	吉永 1 9 3 3-1	2	2	S
136	高新田第一	高新田鶴巻団地公園	高新田 3 1 6-3	2	2	S
137	高新田第二	高新田第三町内会公会堂	高新田 2 1 3 7-5	3	1	S
138	高新田第三	藤守福泉倉庫	高新田 2 2 9 3-1	3	0	S
139	宗高第一	平安会館おおいがわ南	宗高 1 4 3 9-8	2	2	S
140	宗高第二	静浜幼稚園	宗高 8 8	3	1	S
141	宗高第四	大井川児童センター	宗高 1 2 0 5-1	4	0	S

No.	受信局名	設置場所	所在地	拡声機種・数量		設置方式
				レフレックス	ストレート	
142	宗高第五	大井川東小学校	宗高428	3	0	S
143	宗高第六	宗高白金公会堂	宗高612-2	4	0	S
144	上小杉第一	上小杉上の島公会堂	上小杉741	2	2	S
145	上小杉第二	上小杉中の島公会堂	上小杉1178-2	3	1	S
146	上小杉第三	静浜基地グラウンド前	上小杉1152	4	0	S
147	藤守第一	藤守第一御正作公会堂	藤守2716	3	1	S
148	藤守第二	藤守自治会館	藤守387	3	1	S
149	藤守第三	藤守排水機場	藤守2293-71	2	0	S
150	下小杉第一	下小杉天満宮	下小杉961	4	0	S
151	下小杉第二	メナック下の川堤	藤守1891	3	0	S
152	相川第一	相川大應寺	相川375-1	3	0	S
153	相川第二	相川第二町内会公会堂	相川2422	3	1	S
154	相川第四	石田接骨院裏	相川475-1	2	2	S
155	西島第一	西島自治会館	西島145-2	4	0	S
156	上泉第一	小泉建設資材置場	上泉1410-2	2	2	S
157	上泉第二	上泉第二町内会公会堂	上泉498	2	2	S
158	下江留第一	大井川西幼稚園	下江留2300-1	2	2	S
159	下江留第三	吉峰堂	下江留1220	2	2	S
160	下江留第四			3	0	S
161	上新田第一			2	2	S
162	上新田第二	上新田第二町内会公会堂	上新田820	2	1	S
163	つつじ平	つつじ平公園	上泉612-3	4	0	S
164	港湾第一	旧港駐在所	利右衛門2707	4	0	S
165	港湾第二	太平洋セメント	飯淵2006	3	1	S
166	港湾第三	中国木材	飯淵2027	2	2	S
167	高新田第四	松花酒店前広場	高新田1886	4	0	S
168	中島第二	中島防災倉庫敷地	中島1067-1	4	0	S
169	飯淵第三	飯淵自治会館	飯淵277	4	0	S
170	吉永第四	吉永第四町内会公会堂	吉永966-1	2	2	S
171	宗高第三	宗高第二町内会公会堂	宗高1389-5	0	4	S
172	相川第三			2	2	S
173	上泉第三			3	1	S
174	下江留第二	田中川第二号取水門	下江留2257-3	2	1	S
175	大井川庁舎	大井川庁舎	宗高900	3	1	屋上
176	港湾4	大井川港上屋	飯淵1972	4	0	S
177	西島第二	大井川陸上競技場	西島538	1	2	S
178	下小杉第三	下小杉地区コミュニティ防災センター	下小杉537	3	0	S
179	八楠第四	加茂公園	八楠1-4-41	4	0	S
180	西小川第二	堅小路公園	西小川3-71	4	0	S
181	東小川第三	中川原公園	東小川8-37	4	0	S
182	大覚寺第三	大覚寺公園	大覚寺3-3	2	2	S
183	田尻第五	田尻上公会堂	田尻320-1	4	0	S
184	保福島第三	第九町内会公会堂	保福島712	4	0	S
185	三和第二	三和第2ちびっこ広場	三和1460	4	0	S
186	三和第三	日限地藏尊	三和614	4	0	S
187	宗高第七	宗高第1町内会公会堂	宗高1526-3	3	0	S
188	越後島第三	八坂神社	越後島299	2	2	S
189	五ヶ堀之内第四	小石川橋	五ヶ堀之内555	2	2	S
190	くすのき公園	くすのき公園	八楠3-4-51	1	2	S
191	小川第六	エゲタワー敷地内	会下/島石津土地区画整理区域内	0	3	S
192	本郷公園	本郷公園	大村1丁目4	2	1	S
193	一色第四	免無公会堂敷地内	一色1213	2	2	S

No.	受信局名	設置場所	所在地	拡声機種・数量		設置方式
				レフレックス	ストレート	
194	一色第五	一色上公会堂敷地内	一色 8 2 9	4	0	S
195	五ヶ堀之内第五	旭合同(株)敷地内	五ヶ堀之内 4 5 5	1	2	S
196	下江留第五	下江留ふれあい公園	下江留 1 0 6 3 - 1	1	3	S
197	上泉第四			1	2	S
198	三ヶ名第四			3	1	S
199	保福島第四	総合グラウンド	保福島	0	2	S
200	吉永第六	大井川防災広場	吉永	2	1	S

<合計 200ヶ所>

同時通報用無線通信のデジタル化

平成 24 年度から平成 30 年度にかけて通信方法をデジタル通信に更新する（一部新規設備）。

更新年度	親局数	子局数	新規設備子局数
平成 24 年度	1	5	5
平成 25 年度	0	15	4
平成 26 年度	0	32	2
平成 27 年度	0	32	5
平成 28 年度	0	34	3
平成 29 年度	0	32	3
平成 30 年度	0	28	0

デジタル簡易無線一覧表

呼出呼称	保管場所	用途	出力	種別	整備年度
Y A 焼津防災	消防防災センター4階 (遠隔装置1階、2階)	基地局(災害対策本部)	5W	固定	H26
Y A 焼津防災2	市役所5階	基地局(建設部)	5W	固定	R3
Y A 焼津防災3	消防防災センター3階	基地局(被災者支援)	5W	固定	H27
Y A 焼津防災4	消防防災センター4階	基地局(避難所開設)	5W	固定	H27
Y A 焼津防災5	市役所6階	基地局(教育委員会事務局)	5W	固定	R3
Y A 防災指令	防災指令車	車載交信用	5W	車載	H26
Y A 防災輸送	防災輸送車	車載交信用	5W	車載	H26
Y A 団指揮	団指揮車	車載交信用	5W	車載	H26
Y A 水防	水防車	車載交信用	5W	車載	H26
Y A 指揮1	機動指揮1号車	車載交信用	5W	車載	H27
Y A 指揮2	機動指揮2号車	車載交信用	5W	車載	H27
Y A 1~Y A 9	防災部	災害業務管理室用	5W	携帯	H26
Y A 10~Y A 23	消防防災センター1階	災害対策業務室用	5W	携帯	H26
Y A 24~Y A 40	消防防災センター1階	水防パトロール用	5W	携帯	H26
Y A 41~Y A 78	自主防協力班 又は 自主防本部	自主防協力班用	5W	携帯	H26
Y A 79~Y A 109	消防防災センター1階	重要災害拠点配備用	5W	携帯	H26
Y A 110	市役所4階秘書課	本庁舎連絡用	5W	携帯	H26
Y A 111~Y A 125	市役所5階	建設部用	5W	携帯	H27
Y A 126~Y A 140	消防防災センター1階	避難所開設用	5W	携帯	H27
Y A 141~Y A 145	消防防災センター1階	被災者支援用	5W	携帯	H27
Y A 146~Y A 170	市内小中学校(22施設) 学校教育課(3台)	教育委員会事務局 (学校連絡通信用)	5W	携帯	H28

防災相互通信用無線一覧表

識別信号	設置場所	出力	車載又は携帯
やいづぼうたい1	消防防災センター（1階災害情報管理室）	5W	携帯
やいづぼうたい2	消防防災センター（1階災害情報管理室）	5W	携帯
やいづぼうたい3	消防防災センター（1階災害情報管理室）	5W	携帯
やいづぼうたい4	消防防災センター（1階災害情報管理室）	5W	携帯
やいづぼうたい5	消防防災センター（1階災害情報管理室）	5W	携帯
やいづぼうたい6	消防防災センター（1階災害情報管理室）	5W	携帯
やいづぼうたい7	消防防災センター（1階災害情報管理室）	5W	携帯
やいづぼうたい8	消防防災センター（1階災害情報管理室）	5W	携帯

※（防災相互通信波）・・・防災関係機関（自衛隊・海上保安庁・警察等）との通信用

※（市町村共通波）・・・他の市町村との通信用

地域防災無線一覧表

(基地局)

呼 称	設置場所	識別信号	出力
ぼうさいやいづ	防災センター1階	ぼうさいやいづ 100	5W

(陸上移動局：ぼうさいやいづ)

No.	ID	設 置 場 所	種 別	出 力	備 考
1	100	消防防災センター	基地局	5W	
2	110	災害情報管理室 F A X 1	遠隔制御装置 (F A X 付)	5W	
3	111	災害情報管理室 F A X 2	遠隔制御装置 (F A X 付)	5W	
4	112	災害情報管理室 (1)	遠隔制御装置	5W	
5	113	災害情報管理室 (2)	遠隔制御装置	5W	
6	114	災害情報管理室 (3)	遠隔制御装置	5W	
7	115	災害情報管理室 (4)	遠隔制御装置	5W	
8	116	災害情報管理室 (5)	遠隔制御装置	5W	
9	117	災害情報管理室 (6)	遠隔制御装置	5W	
10	120	通信指令室	遠隔制御装置	5W	
11	121	焼津消防署大井川分署	半固定局	5W	
12	122	焼津消防署東分署	半固定局	5W	
13	123	防災指令車	車載局	5W	
14	124	防災輸送車	車載局	5W	
15	131	災害対策本部 (1)	携帯局	3W	
16	132	災害対策本部 (2)	携帯局	3W	
17	133	ターントクルこども館	携帯局	3W	
18	134	災害対策本部 (4)	携帯局	3W	
19	135	焼津中学校	携帯局	3W	
20	136	明星保育園	携帯局	3W	
21	137	災害対策本部 (7)	携帯局	3W	
22	138	航空自衛隊静浜基地	携帯局	3W	
23	140	市役所 3 階 (出納室)	半固定局	5W	
24	141	市役所 7 階 (議会事務局)	半固定局	5W	
25	142	市役所 4 階 (総務課)	半固定局	5W	
26	143	災害対策本部 (17)	半固定局	5W	
27	144	市役所 4 階 (応接室：秘書課)	半固定局	5W	
28	150	市役所 5 階 (土木管理課)	半固定局	3W	
29	150#06	市役所 5 階 F A X	半固定局 (F A X 付)	5W	
30	151	市役所 6 階 (教育総務課)	半固定局	5W	
31	152	大井川庁舎 1 階 (大井川市民サービスセンター)	半固定局	5W	
32	160	水道庁舎	半固定局	5W	
33	161	中新田配水場	半固定局	5W	
34	162	上泉配水場	半固定局	5W	
35	170	市役所 6 階 (水産振興課)	半固定局	5W	
36	171	環境管理センター (小屋敷)	半固定局	5W	
37	172	環境管理センター (大覚寺)	半固定局	5W	
38	173	汐入下水処理場	半固定局	5W	
39	174	岡本石井病院	半固定局	5W	
40	175	大井川港管理事務所	半固定局	5W	
41	180	総合体育館	半固定局	5W	
42	181	焼津市文化センター	半固定局	5W	
43	182	ディスカバリーパーク焼津天文科学館	半固定局	5W	

No.	ID	設置場所	種別	出力	備考
44	183	学校給食センター	半固定局	5W	
45	184	大井川体育館	半固定局	5W	
46	190	市役所2階 地域福祉課	半固定局	5W	
47	191	総合福祉会館1階	半固定局	5W	
48	192	大井川福祉センターほほえみ	半固定局	5W	
49	193	災害対策本部(8)	携帯局	3W	
50	194	大井川児童センター	携帯局	3W	
51	195	保健センター	半固定局	5W	
52	195#06	保健センターFAX	半固定局(FAX付)	5W	
53	196	焼津市立総合病院	半固定局	5W	
54	196#06	焼津市立総合病院FAX	半固定局(FAX付)	5W	
55	200	小川保育園	携帯局	3W	
56	201	石津保育園	携帯局	3W	
57	202	旭町保育園	携帯局	3W	
58	203	ゆりかご保育所	携帯局	3W	
59	204	第三ゆりかご保育所	携帯局	3W	
60	205	さくら保育園	携帯局	3W	
61	206	なかよし保育園	携帯局	3W	
62	207	なかよし大富保育園	携帯局	3W	
63	208	たかくさ保育園	携帯局	3W	
64	209	焼津南保育園	携帯局	3W	
65	210	ふたば保育園	携帯局	3W	
66	211	災害対策本部(6)	携帯局	3W	
67	212	大井川保育園	携帯局	3W	
68	250	慈恵園	可搬局	5W	
69	251	特養ホームあおい荘	可搬局	5W	
70	252	特養ホーム高麗	可搬局	5W	
71	253	特養ホーム福聚荘	可搬局	5W	
72	254	特養ホームつばさ	可搬局	5W	
73	255	ウェルシップみおし	可搬局	5W	
74	256	特養ホーム睦園	可搬局	5W	
75	257	大井川寮	可搬局	5W	
76	300	焼津市医師会	半固定局	5W	
77	301	イオン焼津店	携帯局	3W	
78	302	甲賀病院	半固定局	5W	
79	303	駿河西病院	携帯局	3W	
80	304	災害対策本部(9)	携帯局	3W	
81	305	災害対策本部(10)	携帯局	3W	
82	306	災害対策本部(11)	携帯局	3W	
83	307	災害対策本部(12)	携帯局	3W	
84	308	天野医院	携帯局	3W	
85	309	焼津病院	携帯局	3W	
86	310	災害対策本部(13)	携帯局	3W	
87	311	災害対策本部(14)	携帯局	3W	
88	400	大富幼稚園	携帯局	3W	
89	401	災害対策本部(15)	携帯局	3W	
90	402	焼津市薬剤師会本部	携帯局	3W	
91	403	さつき幼稚園	携帯局	3W	
92	404	西町幼稚園	携帯局	3W	
93	405	焼津幼稚園	携帯局	3W	
94	406	焼津豊田幼稚園	携帯局	3W	
95	407	豊田小学校救護所	携帯局	3W	
96	409	小川幼稚園	携帯局	3W	

No.	ID	設置場所	種別	出力	備考
97	410	みなと幼稚園	携帯局	3W	
98	411	みやじま幼稚園	携帯局	3W	
99	412	焼津中央幼稚園	携帯局	3W	
100	413	まどか幼稚園	携帯局	3W	
101	414	すみれ台幼稚園	携帯局	3W	
102	415	三和幼稚園	携帯局	3W	
103	416	新屋幼稚園	携帯局	3W	
104	417	静浜幼稚園	携帯局	3W	
105	418	静浜幼稚園下藤分園	携帯局	3W	
106	419	大井川西幼稚園	携帯局	3W	
107	420	大井川南幼稚園	携帯局	3W	
108	500	焼津東小学校	半固定局	5W	
109	501	焼津西小学校	半固定局	5W	
110	502	焼津南小学校	半固定局	5W	
111	503	豊田小学校	半固定局	5W	
112	504	小川小学校	半固定局	5W	
113	505	東益津小学校	半固定局	5W	
114	506	大富小学校	半固定局	5W	
115	507	和田小学校	半固定局	5W	
116	508	港小学校	半固定局	5W	
117	509	黒石小学校	半固定局	5W	
118	510	大井川南小学校	半固定局	5W	
119	511	大井川東小学校	半固定局	5W	
120	512	大井川西小学校	半固定局	5W	
121	550	災害対策本部(5)	半固定局	5W	
122	551	大村中学校	半固定局	5W	
123	552	豊田中学校	半固定局	5W	
124	553	小川中学校	半固定局	5W	
125	554	東益津中学校	半固定局	5W	
126	555	大富中学校	半固定局	5W	
127	556	和田中学校	半固定局	5W	
128	557	港中学校	半固定局	5W	
129	558	大井川中学校	半固定局	5W	
130	580	焼津中央高校	半固定局	5W	
131	581	焼津水産高校	半固定局	5W	
132	582	焼津高校	半固定局	5W	
133	583	清流館高校	半固定局	5W	
134	584	漁業高等学園	可搬局	5W	
135	585	静岡福祉大学	半固定局	5W	
136	600	焼津公民館	半固定局	5W	
137	600#06	焼津公民館 F A X	半固定局 (F A X 付)	5W	
138	601	小川公民館	半固定局	5W	
139	601#06	小川公民館 F A X	半固定局 (F A X 付)	5W	
140	602	和田公民館	半固定局	5W	
141	602#06	和田公民館 F A X	半固定局 (F A X 付)	5W	
142	603	豊田公民館	半固定局	5W	
143	603#06	豊田公民館 F A X	半固定局 (F A X 付)	5W	
144	604	東益津公民館	半固定局	5W	
145	604#06	東益津公民館 F A X	半固定局 (F A X 付)	5W	
146	605	大富公民館	半固定局	5W	
147	605#06	大富公民館 F A X	半固定局 (F A X 付)	5W	
148	606	港公民館	半固定局	5W	
149	606#06	港公民館 F A X	半固定局 (F A X 付)	5W	

No.	ID	設置場所	種別	出力	備考
150	607	大村公民館	半固定局	5W	
151	607#06	大村公民館 F A X	半固定局 (F A X 付)	5W	
152	608	大井川公民館	半固定局	5W	
153	608#06	大井川公民館 F A X	半固定局 (F A X 付)	5W	
154	700	浜当目コミュニティ防災センター	可搬局	5W	
155	701	二区コミュニティ防災センター	可搬局	5W	
156	702	新屋コミュニティ防災センター	可搬局	5W	
157	703	第5コミュニティ防災センター	可搬局	5W	
158	704	四区コミュニティ防災センター	可搬局	5W	
159	705	石津コミュニティ防災センター	可搬局	5W	
160	706	三区コミュニティ防災センター	可搬局	5W	
161	707	坂本コミュニティ防災センター	可搬局	5W	
162	708	小川新地コミュニティ防災センター	可搬局	5W	
163	709	小川第13コミュニティ防災センター	可搬局	5W	
164	710	大井川港コミュニティ防災センター	可搬局	5W	
165	711	利右衛門地区コミュニティ防災センター	可搬局	5W	
166	712	吉永地区コミュニティ防災センター	可搬局	5W	
167	713	高新田地区コミュニティ防災センター	可搬局	5W	
168	714	高新田東地区コミュニティ防災センター	可搬局	5W	
169	715	藤守地区コミュニティ防災センター	可搬局	5W	
170	716	下小杉地区コミュニティ防災センター	可搬局	5W	
171	750	第一区公会堂	可搬局	5W	
172	751	元小浜公会堂	可搬局	5W	
173	800	県立焼津青少年の家	半固定局	5W	
174	801	焼津警察署	半固定局	5W	
175	802	焼津漁港管理事務所	半固定局	5W	
176	803	こども相談センター	半固定局	5W	
177	804	県無線漁業協同組合	半固定局	5W	
178	805	焼津郵便局	半固定局	5W	
179	806	J R 東海焼津駅	半固定局	5W	
180	807	県中部地域局	半固定局	5W	
181	807#06	県中部地域局 F A X	半固定局 (F A X 付)	5W	
182	850	志太広域事務組合	半固定局	5W	
183	850#06	志太広域事務組合 F A X	半固定局 (F A X 付)	5W	
184	851	斎場会館	半固定局	5W	
185	852	一色清掃工場	半固定局	5W	
186	853	大井川環境管理センター	半固定局	5W	
187	900	管工事協同組合	半固定局	5W	
188	901	市役所2階(市民課)	半固定局	5W	
189	902	中部電力パワーグリッド(株)藤枝営業所	半固定局	5W	
190	903	東海ガス(株)	半固定局	5W	
191	904	サンライフ焼津	可搬局	5W	
192	905	しずおか焼津信用金庫焼津本部	可搬局	5W	
193	906	焼津漁業協同組合	半固定局	5W	
194	907	小川漁業協同組合	半固定局	5W	
195	908	大井川港漁業協同組合	半固定局	5W	
196	909	J A 大井川焼津支店	半固定局	5W	
197	910	アンビア(株)	半固定局	5W	
198	911	しずてつジャストライン(株)	半固定局	5W	
199	912	建設工業会(橋本組 栄町5-9-3)	可搬局	5W	
200	913	富士屋(株)	半固定局	5W	
201	914	田子重(株)	半固定局	5W	
202	915	サッポロビール(株)静岡工場	半固定局	5W	

No.	ID	設 置 場 所	種 別	出 力	備 考
203	916	アステラスファーマテック(株)焼津工場	半固定局	5W	
204	917	中北薬品(株)焼津支店	半固定局	5W	
205	918	スズケン(株)藤枝営業所	可搬局	5W	
206	919	深層水ミュージアム	可搬局	5W	
207	920	アクアスやいづ	可搬局	5W	
208	921	うみえ～る焼津	可搬局	5W	
209	922	機動指揮1号車	車載局	5W	
210	923	機動指揮2号車	車載局	5W	
211	924	志太医師会	可搬局	5W	
212	925	日清食品(株)静岡工場	可搬局	5W	
213	926	石油燃料組合	可搬局	5W	
214	927	一般社団法人静岡県LPガス協会藤枝地区会	可搬局	5W	

消防無線一覧表

消防無線基地局

配置場所	メーカー	出力	呼称	購入年
高機能消防指令センター (情報指令室) 高草山基地局	日本電気	5W	しだしょうぼう	H26年

車両移動局 (デジタル)

積載車両名称	登録名称	配置先	メーカー	出力	購入年
志太指令	しだしれい1	消防本部	日本電気	5W	H26
志太警防1	しだけいぼう1	消防本部	日本電気	5W	H26
志太調査1	しだちょうさ1	消防本部	日本電気	5W	H26
志太広報1	しだこうほう1	消防本部	日本電気	5W	H26
藤枝指揮	しだふじえだしき1	藤枝消防署	日本電気	5W	H25
藤枝ポンプ	しだふじえだポンプ1	藤枝消防署	日本電気	5W	H26
藤枝タンク	しだふじえだタンク1	藤枝消防署	日本電気	5W	H26
藤枝救助	しだふじえだこうど1	藤枝消防署	日本電気	5W	H26
藤枝はしご	しだふじえだはしご1	藤枝消防署	日本電気	5W	H26
藤枝救急1	しだふじえだきゅうきゅう1	藤枝消防署	日本電気	5W	H26
藤枝救急2	しだふじえだきゅうきゅう2	藤枝消防署	日本電気	5W	H26
藤枝救急3	しだふじえだきゅうきゅう3	藤枝消防署	日本電気	5W	H26
藤枝支援	しだふじえだしえん1	藤枝消防署	日本電気	5W	H26
志太ポンプ	しだポンプ1	藤枝消防署	日本電気	5W	H26
北ポンプ1	しだきたポンプ1	北分署	日本電気	5W	H26
北ポンプ2	しだきたポンプ2	北分署	日本電気	5W	H26
北救急	しだきたきゅうきゅう1	北分署	日本電気	5W	H26
北広報	しだきたこうほう1	北分署	日本電気	5W	H26
南ポンプ1	しだみなみポンプ1	南分署	日本電気	5W	H26
南ポンプ2	しだみなみポンプ2	南分署	日本電気	5W	H26
南救急	しだみなみきゅうきゅう1	南分署	日本電気	5W	H26
南広報	しだみなみこうほう1	南分署	日本電気	5W	H26
志太調査2	しだちょうさ2	本部焼津	日本電気	5W	H26
志太人員輸送2	しだじんいんゆそう2	本部焼津	日本電気	5W	H26
志太広報2	しだこうほう2	本部焼津	日本電気	5W	H26
焼津指揮	しだやいづしき1	焼津消防署	日本電気	5W	H25
焼津ポンプ	しだやいづポンプ1	焼津消防署	日本電気	5W	H26
焼津タンク	しだやいづタンク1	焼津消防署	日本電気	5W	H26
焼津救助	しだやいづとつきゅう1	焼津消防署	日本電気	5W	H26
焼津はしご	しだやいづはしご1	焼津消防署	日本電気	5W	H26
焼津救急1	しだやいづきゅうきゅう1	焼津消防署	日本電気	5W	H26
焼津救急2	しだやいづきゅうきゅう2	焼津消防署	日本電気	5W	H26
焼津救急3	しだやいづきゅうきゅう3	焼津消防署	日本電気	5W	H26
焼津支援	しだやいづしえん1	焼津消防署	日本電気	5W	H26
焼津軽貨物	しだやいづけいかもつ1	焼津消防署	日本電気	5W	H26
志太ポンプ2	しだポンプ2	焼津消防署	日本電気	5W	H26

積載車両名称	登録名称	配置先	メーカー	出力	購入年
東ポンプ1	しだひがしポンプ1	東分署	日本電気	5W	H26
東ポンプ2	しだひがしポンプ2	東分署	日本電気	5W	H26
東救急	しだひがしきゅうきゅう1	東分署	日本電気	5W	H26
東広報	しだひがしこうほう1	東分署	日本電気	5W	H26
大井川ポンプ1	しだおおいがわポンプ1	大井川分署	日本電気	5W	H26
大井川ポンプ2	しだおおいがわポンプ2	大井川分署	日本電気	5W	H26
大井川救急	しだおおいがわきゅうきゅう1	大井川分署	日本電気	5W	H26
大井川広報	しだおおいがわこうほう1	大井川分署	日本電気	5W	H26
志太人員輸送1	しだじんいんゆそう1	本部焼津	日本電気	5W	H26
志太指導1	しだしどう1	本部焼津	日本電気	5W	H26
志太指導2	しだしどう2	本部焼津	日本電気	5W	H26
藤枝軽貨物	しだふじえだけいかもつ1	藤枝消防署	日本電気	5W	H26

市有資器材一覧表

災害対策資器材一覧及び配置場所

	品名	単位	備考	消防防 災センター 防災備 蓄倉庫	大井川 防災備 蓄倉庫	清見田 防災備 蓄倉庫	石津西 防災備 蓄倉庫	焼津防 災備蓄 倉庫	大井川 保健相 談センター	分散 配置	合計
発電器具	発電機	台		10	8	7				45	70
	ガスパワー発電機(エネポ)	台		2						58	60
	カセットガスボンベ	本		984							984
	コードリール	台		6	13	2		7			28
切断器具	エンジンカッター	台		1							1
	チェーンソー	台	エンジン式・電動式	9	16						25
	ノコギリ	本		17							17
	鉄線カッター	個		7							7
破壊器具	ツルハシ	本		33	40						73
	スコップ	本		44	84						128
	大ハンマー	本		17	36						53
	掛矢	本		7	2						9
	トビロ	本		17	8						25
	木槌	本		7							7
	パール	本		26	37			144			207
救助器具	可搬式ウインチ(T-35)	台	ハンドル、ワイヤー付属	3	3						6
	救助用工具	式	レスキューキット(BOX型)		18						18
	"	式	レスキューキット(リュック型)		18						18
	ロープ	巻	ビニロンロープ(12mm×200m)	1							
	"	巻	ナイロンロープ(12mm×200m)	1			15	7			23
	"	巻	救助用ナイロンロープ(12mm×200m)	4							4
	ジャッキ	台		6	1						7
	ゴーグル	個		7							7
水災害器具	救難ボート	艇	ゴムボート					20			20
	"	艇	アルミボート		1						1
	"	艇	FRPボート(組立式)	1							1
	"	艇	FRPボート(和船)	3							3
	救命胴衣	着		14				98			112
	水中ポンプ	台			6						6
照明器具	投光機	台	本体のみ	21	10			21			52
	"	台	発電機(EU28i)付		2						2
	三脚	台	投光器用					24			24
	棒型照明	本	ラインライト		4						4
	"	本	フローレンスライト		20						20
	置き型照明	台	スミスライト	5							5
	"	台	充電式ミニLEDライト(大)	10							10
	"	台	充電式ミニLEDライト(小)	5							5
	三脚	台	充電式ミニLEDライト用	4							4
	懐中電灯	本	豆電球ライト(赤9、黄2、青1)		12						12
	"	本	LEDライト	32							32
	"	個	ラジオ付豆電球ライト		1						1
	"	個	豆電球ライト	23							23
	誘導棒	本		33							33
避難所用資器材	感染対策キット	式		30		1				26	57
	サージカルマスク	枚		50950						11000	61950
	工場扇	台		17						46	63
	段ボールハウス	式	2.6m×1.6m×1.9m	1	1					54	56
	段ボール間仕切	式	2m×2m×0.9m	1	12		126			11	150
	段ボールベッド	式	1.95m×0.97m	23	20	25	20		300	112	500
	更衣室キット	式			1						1
	防災用敷マット	式	2m×1m	10	710						720
	アルミ敷マット	式							800		800
	レジャーシート	枚	0.9m×1.6m		40						40
	毛布	枚		120	1250	190	470	90		12750	14870
寝袋	枚		240				69			309	

	品名	単位	備考	消防防 災センター 防災備 蓄倉庫	大井川 防災備 蓄倉庫	清見田 防災備 蓄倉庫	石津西 防災備 蓄倉庫	焼津防 災備蓄 倉庫	大井川 保健相 談センター	分散 配置	合計	
避難所用資器材	尿取りパッド(男女共用)	枚			360						360	
	尿取りパッド(男性用)	枚			675						675	
	軟便パッド	枚			180						180	
	紙おむつ大人用S	枚			78						78	
	紙おむつ大人用M	枚			400						400	
	紙おむつ大人用L	枚			192						192	
	紙おむつ大人用LL	枚			16						16	
	生理用品(普通)	枚	22枚入×2袋×18パック×2箱	1584								1584
	三角巾	枚	200枚入×3箱+単品662枚		1262							1262
	更衣室	式			13							13
	診察台	台			3							3
診察用手洗台	台			2							2	
トイレ	仮設応急トイレ	式	一般用(和式・洋式)	3	33	40	15			36	127	
	"	式	小便器用		22						22	
	"	式	身障者用		3	26				8	37	
	ワンタッチトイレ	式	洋式	32	138	163	398			505	1236	
	排便袋	式	1セット=100回		151					549	700	
	マンホール用トイレ	式	トイレ・テント				38			38	76	
	自動ラップ式トイレ	式	ラップボン	1						35	36	
テント	軽量テント	張	3m×3m	20							40	
	軽量テント用ウエイト	個	20kg	78							84	
	テント	張	2間×3間		10						10	
	シート	枚	2間×3間		10						10	
	ワンタッチトイレ用テント	張	1.2m×1.2m×1.9m	13		168	205				386	
	ユニバーサルテント	張	4人用(2.4m×2.4m×1.9m)				92				92	
	簡易テント	張	5人用(3.9m×2.6m×1.6m)	20	58	20	20			82	200	
	エアテント	式	送風機付属	1							1	
給水資器材	給水槽	基	500ℓ	7	2	2					11	
	浄水器	台		3	18	3				21	45	
	浄水器用カートリッジ	箱	12個/箱	4	53	12					57	
	残留塩素測定器	個			17						17	
	ポリタンク	個	20ℓ	4						79	83	
	"	個	7ℓ		2						2	
給水資機材	"	個	10ℓ		1						1	
	給水ポンプ	台				2					2	
	手押しポンプ	台					2	2			4	
	組立水槽(飲料水用)	基	500ℓ用				1			50	51	
	"	基	水色シート入		11						11	
	"	基	自衛隊色		5						5	
	"	基	1000ℓ用		2						2	
	"	基	ナショナル1000ℓ用	7							7	
炊き出し資機材	"	基	ナショナル H19		10						10	
	"	基	2200ℓ					8			8	
	大型炊き出し器	式	まかないくん		3					37	40	
	"	式	デリバリーステーション(焚電機E90i含む)		1						1	
	コンロ	台	カセットコンロ		5						5	
	"	台	バーナーコンロ		2						2	
	"	台	LPG用コンロ	4	2						6	
	ガスボンベ	本		3							3	
	実用鍋	個	45cm		6						6	
	"	個	35cm		9						9	
	アルミ給食用鍋	個			4						4	
	煮水釜	個		2			1				3	
	釜	個			13						13	
	炊き出し用ポリバケツ	個			4						4	
	アルミ給食用計量バケツ	個			11						11	
ざる	枚			8						8		
しゃもじ	本	大		2						2		
"	本	小		33						33		

	品名	単位	備考	消防防 災センター 防災備 蓄倉庫	大井川 防災備 蓄倉庫	清見田 防災備 蓄倉庫	石津西 防災備 蓄倉庫	焼津防 災備蓄 倉庫	大井川 保健相 談センター	分散 配置	合計
炊き出し資器材	おたま	本			14						14
	やかん	個			4						4
	柄杓	本			5						5
	アルミ皿	枚			522						522
	アルミお椀	個			540						540
	片手鍋	個			1						1
	水切り	個			1						1
	吸水管	本	65 mm×6m		8						8
	〃	本	65 mm×2m		14						14
消火用バケツ	個		41							41	
搬送器具	リヤカー	台	ハンディキャンパー	4		1	1				6
	大型台車	台	耐荷重 500kg		2						2
	かご台車	台	イージーコンテナ	5							5
	担架	台		22	12			1			35
その他の資器材	ベスト	着		484							484
	拡声器	台	メガホン	44		10		4			58
	ブルーシート	枚	3.6m×5.4m	71	800	10	1600				2481
	ガソリン携行缶	缶		3		2		3			8
	カラーコーン	個		50							50
	コーンバー	本		50							50
	コーンベース	個		50							50
	遺体収容袋	枚	薬品含む	348	29	232					609
	脚立	台	大	10	1	2		1			14
	〃	台	小			2					2
	梯子	台	アルミ製 2 連梯子		4						4
	煙体験ハウス	式	専用テント	1							1
	電動噴霧器	台	消毒散布用	1	15						16
	手動噴霧器	台	消毒散布用	2	53						55
	石み	個		2							2
	応急危険度判定セット	式			19						19
長机	台		5							5	
コートブラシ	本			6						6	

道路通行規制基準（通行規制区間）

1 中日本高速道路（株）

東名高速道路

区間	担当事務所	降雨通行止規制基準		地震通行止規制基準
		連続雨量が概ね下記の数値に達したとき	組合せ雨量（※1）	計測震度（※2）
静岡 IC～焼津 IC	静岡・保全サービスセンター	300 mm	連続 220 mm、時間 50 mm	4.5 以上
焼津 IC～吉田 IC	静岡・保全サービスセンター	300 mm	連続 220 mm、時間 50 mm	4.5 以上

※1 組合せ雨量の定義：連続雨量と時間雨量の組合せをいい、例えば「連続 140mm、時間 30mm」とは、連続雨量が 140mm を超えて、かつ時間雨量が 30mm を超えた場合を示す。

※2 計測震度の定義：地震計により算出された「計測震度」を地震動の強さを示す指標として定義し、震度を決定している。

2 県道

規制番号	路線名	事務所	通行規制区間	延長	気象観測所	規制基準		危険内容	指定年度
						通行注意	通行止		
70	静岡 焼津	静岡市 島田	静岡市駿河区石部 ～ 焼津市浜当目	5.1 km	用宗テレメーター 中港テレメーター	連続雨量 80 mm	連続雨量 100 mm	落石、崩落等	昭和 44 年度 昭和 50,58 年度改訂 平成 16 年度路線名変更

自主防災会規約（作成例）

（名 称）

第1条 この会は、〇〇自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第2条 本会の事務所は、自主防災会長宅に置く。

（目 的）

第3条 本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震、その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止および軽減を図ることを目的とする。

（事 業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等緊急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材等の整備に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

（会 員）

第5条 本会は、〇〇自治会内にある世帯をもって構成する。

（役 員）

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人（自治会長又は町内会長と兼務とする）
- (2) 防災委員長 1人
- (3) 副会長 若干名
- (4) 幹事 若干名
- (5) 監査役 2人
- (6) 会計 1人

2. 役員は、会員の互選とする。

3. 役員の任期は1年（または2年）とする。ただし、再任することができる。

（役員 の 任 務）

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2. 防災委員長及び副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行う。
3. 幹事は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたる。
4. 監査役は、本会の会計を監査する。

（会 議）

第8条 本会に総会および幹事会を置く。

（総 会）

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

2. 総会は毎年1回開催する。ただし、とくに必要がある場合は臨時に開催することができる。

3. 総会は、会長が招集する。

4. 総会は次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関すること。
- (2) 防災計画の作成および改正に関すること。
- (3) 事業計画に関すること。
- (4) 予算および決算に関すること。
- (5) その他、総会がとくに必要と認めたこと。

5. 総会は、その付議事項の一部を幹事に委任することができる。

(幹事会)

第10条 幹事は会長、防災委員長、副会長、会計および幹事によって構成する。

2. 幹事は、次の事項を審議し、実施する。

- (1) 総会に提出すべきこと。
- (2) 総会により委任されたこと。
- (3) その他幹事会がとくに必要と認めたこと。

(防災計画)

第11条 本会は、地震等による災害の防止および軽減を図るため、防災計画を作成する。

2. 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震等の発生時における防災組織の編成および任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護および避難誘導に関すること。
- (5) その他必要な事項

(災害対策本部)

第12条 第4条第1項第3号に定める事業を行う場合は、災害対策本部を設置する。

2. 災害対策本部長（以下、「本部長」という。）は、自主防災会長があたり、事務を総括する。

3. 災害対策本部員（以下、「本部員」）を置き、その中から1名を災害対策副本部長にあて、本部長を補佐する。

4. 本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(会費)

第13条 本会の会費は、総会の決議をへて別に定める。

(経費)

第14条 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれをあてる。

(会計年度)

第15条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第16条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2. 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附則

この規約は、 年 月 日から実施する。

自主防災組織一覧表

令和5年4月1日現在

自主防災会	自主防災会構成区域	町内会数	組数	世帯数
焼津第1	鯛ヶ島 城之腰 北浜通り 本町2丁目 11~15, 18, 19 本町3丁目 7~13 本町4丁目 11~21 本町5丁目 7~15 本町6丁目 7~18	17	90	822
焼津第2	焼津 焼津1~6丁目 小川新町1丁目1 本町2丁目 5, 6 本町3丁目 1~6 本町4丁目 1~10 本町5丁目 1~6 本町6丁目 1~6	17	201	1798
焼津第3	新屋 栄町1~4丁目 (※栄町1-1-3ベルロード焼津は除 く) 栄町5丁目 1~3, 8~12 栄町6丁目 1, 3, 7, 8, 9 本町1丁目 本町2丁目 1~4, 7~10, 16, 17, 20~22 駅北2丁目 4~18 駅北3丁目 8~13	15	111	1105
焼津第4	塩津 栄町5丁目 4~7, 13~16 栄町6丁目 1~17 本町2丁目 5 焼津6丁目 8	10	95	1043
焼津第5	中港1~6丁目 駅北1丁目 駅北2丁目 1~5 駅北 3丁目 1~9 駅北4~5丁目 栄町1-1-3ベルロード焼津	9	72	1207
焼津第6	大村新田 大栄町1~3丁目 駅北2丁目 16, 18 駅北 3丁目 11~29 大村1~3丁目	13	153	1910
焼津第7	八楠 八楠1~4丁目 大覚寺 大覚寺1~3丁目 越後島 坂本の一部	16	147	2076
豊田第8	三ヶ名	7	164	2043
豊田第9	五ヶ堀之内 柳新屋 小柳津 小屋敷 西焼津	12	406	4648
豊田第10	小土 保福島	10	200	2540
小川第11	東小川1~2丁目 東小川3丁目 1, 2, 7~19 東小川5 ~8丁目 西小川1~8丁目 小川新町1丁目 2 小川新町2丁目 1, 2 小川新町3丁目 1 小川 与惣次	10	362	3855
小川第12	小川新町1丁目 3~14 小川新町2丁目 3~14 小川新町3丁目 2~9	9	49	487
小川第13	小川 東小川3丁目 3~6, 20, 21 東小川4丁目 小川新町4丁目 小川新町5丁目	11	69	876
港第14	石津 石津向町 石津中町 石津港町	12	198	2743
東益津第15	策牛 関方 方ノ上 坂本 石脇上 石脇下 小浜 野秋 花沢 吉津 高崎 元小浜	12	109	1486
東益津第16	中里 岡当目 八楠の一部	8	89	974
東益津第17	浜当目 浜当目1丁目~4丁目	7	59	665
大富第18	本中根 中根 中根新田	12	100	1474
大富第19	中新田 大住 三右衛門新田 治長請所	13	214	3326
大富第20	祢宜島 道原 三和 大島 大島新田	9	175	2394
和田第21	惣右衛門 一色	11	72	1008
和田第22	田尻 すみれ台1丁目 すみれ台2丁目	14	93	1542
港第23	田尻北 下小田 下小田中町 北新田	15	206	2766
中島第1	中島第1町内会	1	5	75
中島第2	中島第2町内会	1	8	126
飯淵第1	飯淵第1町内会	1	4	92
飯淵第2	飯淵第2町内会	1	6	111
飯淵第3	飯淵第3町内会	1	8	136
利右衛門第1	利右衛門第1町内会	1	11	159
利右衛門第2	利右衛門第2町内会	1	6	85

自主防災会	自主防災会構成区域	町内会数	組数	世帯数
利右衛門第3	利右衛門第3町内会	1	22	315
吉永第1	吉永第1町内会	1	12	151
吉永第2	吉永第2町内会	1	21	204
吉永第3	吉永第3町内会	1	19	260
吉永第4	吉永第4町内会	1	7	103
高新田第1	高新田第1町内会	1	12	190
高新田第2	高新田第2町内会	1	16	190
高新田第3	高新田第3町内会	1	10	138
高新田第4	高新田第4町内会	1	8	168
宗高第1	宗高第1町内会	1	5	79
宗高第2	宗高第2町内会	1	12	170
宗高第3	宗高第3町内会	1	16	226
宗高第4	宗高第4町内会	1	11	183
宗高第5	宗高第5町内会	1	5	94
宗高第6	宗高第6町内会	1	7	104
上小杉第1	上小杉第1町内会	1	6	100
上小杉第2	上小杉第2町内会	1	6	93
上小杉第3	上小杉第3町内会	1	12	194
上小杉第4	上小杉第4町内会	1	14	176
上小杉第5	上小杉第5町内会	1	4	43
藤守第1	藤守第1町内会	1	5	100
藤守第2	藤守第2町内会	1	8	122
藤守第3	藤守第3町内会	1	3	47
藤守第4	藤守第4町内会	1	3	62
下小杉	下小杉	3	11	144
相川第1	相川第1町内会	1	9	100
相川第2	相川第2町内会	1	8	131
相川第3	相川第3町内会	1	10	102
相川第4	相川第4町内会	1	14	143
西島	西島	1	6	81
上泉第1	上泉第1町内会	1	5	90
上泉第2	上泉第2町内会	1	7	129
上泉第3	上泉第3町内会	1	5	71
下江留第1	下江留第1町内会	1	11	135
下江留第2	下江留第2町内会	1	8	115
下江留第3	下江留第3町内会	1	9	135
下江留第4	下江留第4町内会	1	6	75
上新田第1	上新田第1町内会	1	6	101
上新田第2	上新田第2町内会	1	8	145
上新田第3	上新田第3町内会	1	9	127
つつじ平第1	つつじ平第1町内会	1	8	81
つつじ平第2	つつじ平第2町内会	1	6	64
つつじ平第3	つつじ平第3町内会	1	3	49
つつじ平第4	つつじ平第4町内会	1	5	55
つつじ平第5	つつじ平第5町内会	1	5	62
つつじ平第6	つつじ平第6町内会	1	8	74

自主防災会数 76

第 _____ 自主防災会

避難生活計画書

(発災・避難行動～避難生活)

防災関係施設一覧	
自主防災会本部設置場所	
自主防協力班員派遣場所	
最寄りの救護所	
福祉避難所	
避難所	

年 月 日 作成

第 自主防災会 避難生活計画書

第 1 趣旨

この計画は、地震などの大規模災害が発生した場合に、避難行動から避難生活までの一連の行動及び自主防災会による活動などを、円滑にかつ迅速に行えるよう必要な事項を定める。

第 2 調査・把握

必要となる調査及び把握については、「世帯家族調べ」及び「避難行動要支援者名簿」を基に地域の状況調査及び把握に努め、原則として年 1 回は見直しを行う。

第 3 組織の状況

1 「自主防災組織役員名簿」様式 焼津-1 若しくは様式 大井川-1・「町内会防災名簿」様式 焼津-2 若しくは「自主防災会総括本部役員名簿」様式 大井川-2・「自主防救助隊名簿」様式 共通-3・「防災委員（指導員）名簿」様式 共通-4 に、組織の構成や役員の名などを記載し、組織の体制整備に努める。原則として年 1 回は見直しを行う。

2 役員役割

- ・ 自主防災会長は、組織内の防災対策及び災害応急対策に関する業務の責任者とする
- ・ 防災委員長は、会長を助け、会長に事故があるとき、または不在の時は会長に代わり業務を行う。

ただし、自主防災会長と防災委員長を兼務する場合は、あらかじめ、役員から別の者を定める。

第 4 自主防災会本部の設置及び廃止

1 自主防災会長等は、次の場合に、自主防災会本部を設置し、地域の情報収集及び災害対応を行う。

ただし、津波などにより人命の危険がある場合には、避難行動を最優先させる。

ア 市内に震度 5 弱以上の地震が発生した場合

イ 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表された場合

※ 「南海トラフ沿いにおける大規模地震発生の可能性について調査中もしくは可能性が高まったと評価された場合」に発表される臨時情報

ウ その他の自然災害が発生した場合で、自主防災会長が必要と認めた場合

※ イ及びウについては、自主防災会長が必要と認めた場合に自主防災会本部を設置し、焼津市に対して自主防協力班員などの職員の派遣を要請する。

2 自主防災会長等は、自主防災会本部を設置した場合は、焼津市から派遣される自主

防協力班員からの情報収集・伝達体制を確保、確認する。

- 3 自主防災会長等は、自主防災会本部を廃止する場合は、事前に焼津市へ連絡し、廃止する。

第5 地震発生時の対応

1 避難行動

ア 自らの命を最優先とし、避難の声かけを行いながら「津波避難地図」に、あらかじめ示した津波避難ビル、津波避難協力ビル及びその他の避難場所などへ速やかに避難する。

また、安全が確認されるまでは、自宅へ戻るなどの行動はしない。

イ ケガ等により避難が困難な避難行動要支援者などへの避難支援については、可能な限り地域で助け合う。

ただし、避難支援を行う者は、自らの命なくして、他の者の命を救うことはできないことを忘れてはならない。

2 情報収集

ア 同報無線、ラジオなどを活用し、津波警報などの危険情報の収集に努める。

イ 携帯電話などにより「災害伝言ダイヤル171」を活用し、家族の安否を確認する。

3 津波警報などの危険情報解除後の安否確認・被害状況の把握

ア 住民は、建物やブロック塀などの倒壊や瓦礫等に注意し、「津波避難地図」に示した安否確認場所へ速やかに移動し、家族などの安否を報告するとともに、役員の指示により行方不明者の捜索、要救助者の救出、けが人の手当などの災害活動に協力する。

イ 役員は、あらかじめ定めた方法により安否情報や被害状況等の把握を行うとともに、自主防災会長等へ報告する。

ウ 自主防災会長等は、下記の情報等を速やかに把握するとともに、焼津市から派遣される自主防協力班員に報告する。

(ア) 人的情報（避難者・けが人・行方不明者・死者など）

(イ) 被害情報（家屋被害・道路被害など）

(ウ) その他必要な情報

4 災害対応

ア 自主防災会長等は、把握した情報を元に、「自主防災組織役員名簿」様式 焼津-1若しくは様式 大井川-1・「町内会防災名簿」様式 焼津-2若しくは「自主防災会総括本部役員名簿」様式 大井川-2に定めた災害活動班を編成させ、災害対応にあたる。

状況により編成が困難な場合は、会長等の判断により臨時に災害活動班を編成させる。

イ 自主防災会長等は、状況により他の自主防災会などの応援が必要な場合は、焼津市から派遣される自主防協力班員などを通じて応援を求める。

また、他の自主防災会等から応援を求められた場合は、可能な限り協力する。

5 避難生活

- ア 住民は、可能な限り自宅（敷地）や縁故先などで生活するよう努める。
その時の必要物資等の要望については、役員が取りまとめ、自主防災会本部の会長等へ報告するとともに、会長等は、焼津市と調整し出来る限り対応する。
- イ 自主防災会本部の会長等は、建物の倒壊や津波による被害等により自宅等で生活が確保できない住民などのために、「自主防災組織役員名簿」様式 焼津-1 若しくは様式 大井川-1・「町内会防災名簿」様式 焼津-2 若しくは「自主防災会総括本部役員名簿」様式 大井川-2 に定めた避難所などへ役員を速やかに派遣し、避難所などの立ち上げを行う。
また、二次災害防止のため、応急危険度判定士等による建物の安全が確保された後、避難所を開設する。
- ウ 建物の倒壊や津波による被害等により自宅等で生活が確保できない住民は、率先して避難所などの運営に参画し、「避難所運営マニュアル」に基づき、避難所運営のための役員を決め、助け合いながら共同生活を送る。
- エ 会長等は、建物の倒壊や津波の影響により自宅等で生活を送ることができない住民が多く、十分な避難場所を確保できない場合は、焼津市と調整し、下記の者の避難所生活を優先させる。
(優先すべき者) 妊婦・乳児・高齢者・けが人・病人
優先すべき者を介護する者（1人程度）
避難所の運営上で必要と認める者を含む
- オ 避難所での生活を希望する旅行者等の帰宅困難者や、他の地区の住民に対しても平等に対応する。
- カ 避難所で生活する一人当たりの必要面積は約3m²を目安とする。
- キ 避難所の運営に関わる必要物資等の要望は_____本部を通じて焼津市へ要望する。
- ク 避難生活等において、ケガや病気等により医師の診断等が必要になった場合は、開設された救護所へ搬送する。
- ケ 要配慮者などで、避難所の共同生活が困難な者については、地域支援者等より福祉避難所へ搬送する。
また、その場合は事前に_____本部を通じて焼津市へ福祉避難所開設の要望をする。
- コ 避難所には、敷地、建物を同様に扱う。
- サ その他の避難所運営については、「避難所運営マニュアル」による

第6 その他災害発生時の対応

大雨などの風水害等が発生又は地域の住民へ危険が生じる場合は、「第5 地震発生時の対応」に準じて対応する。

様式 焼津-1

自主防災組織役員名簿（ 第 自主防災会）

自主防災会長名 住所 電話番号 — 携帯電話 —

パソコンメールアドレス

本部設置場所							
本 部 員				避難所立上責任者	避難所立上責任者		
情 報 班							
救 護 班							
消 火 班							
避 難 誘 導 班							
生 活 班							
簡易無線設置場所							
避難所運営場所							
避 難 所 立 上 組 織	避難所立上責任者						
	総務・避難者情報班						
	施 設 管 理 班						
	食 糧 ・ 物 資 班						
	保 健 ・ 衛 生 班						
	要 配 慮 者 班						
	ボランティア班						

様式 焼津-2

自主防災会

町内会防災名簿

防災責任者名 _____ 住所 _____ 電話番号 _____ - _____ 携帯電話 _____ - _____

安否確認場所			
役員			
自主防災会活動班	業 務 内 容	班長 (担当組長)	班員 (担当組員)
情 報 班	住民の安否・被害の確認集約 住民への災害情報の伝達など	班長 (組長)	班員 (組全員)
救 護 班	住民への応急救護の実施 救護所等への搬送など	班長 (組長)	班員 (組全員)
消 火 班	消火器、可搬ポンプなどの初期消火活動、火災の警戒など	班長 (組長)	班員 (組全員)
避 難 誘 導 班	避難の声かけ、避難ビル等における館内誘導、避難支援、行方不明者捜索など	班長 (組長)	班員 (組全員)
生 活 班	避難所の開設、自宅での生活者への物資配給、炊き出し、生活相談など	班長 (組長)	班員 (組全員)

防災委員名					
自主防救助隊員名					

様式 大井川-1

自主防災組織役員名簿 (第 自主防災会)

自主防災会長名 住所 電話番号 — 携帯電話 —

パソコンメールアドレス

本部設置場所		避難所立上担当			
本 部 員					
自主防災会活動班	業 務 内 容	班長 (担当組長)	班員 (担当組員)		
情 報 班	住民の安否・被害の確認集約 住民への災害情報の伝達など	班長 (組長)	班員 (組全員)		
救 護 班	住民への応急救護の実施 救護所等への搬送など	班長 (組長)	班員 (組全員)		
消 火 班	消火器、可搬ポンプなどの初期消火活動、 火災の警戒など	班長 (組長)	班員 (組全員)		
避 難 誘 導 班	避難の声かけ、避難ビル等における館内 誘導、避難支援、行方不明者捜索など	班長 (組長)	班員 (組全員)		
生 活 班 (避難所立上組織を兼ねる)	避難所の開設、自宅での生活者への物資 配給、炊き出し、生活相談など	班長 (組長)	班員 (組全員)		

簡易無線設置場所					
----------	--	--	--	--	--

避難所運営場所			
---------	--	--	--

様式 大井川-2

() 自主防災会総括本部 役員名簿 (大井川地区自治会のみ)

役職	氏名	住所	電話	携帯電話	備考
総括本部長					
副本部長					

※注 自主防災会会長(町内会長)が副本部長の職に就かないようにしてください。

総括本部設置場所 ()	自主防災会との災害情報伝達手段 (無線機 口頭)
--------------	----------------------------

※ 自主防災会総括本部立上基準(市職員 自主防協力班員派遣)

- 1 市内震度が5弱以上を観測したとき
- 2 南海トラフ地震に関連する情報(臨時)が発表された場合
- 3 その他の自然災害が発生した場合で、自主防災会会長が必要と認めた場合

様式 共通-3

自主防救助隊名簿（ 第 自主防災会）

自主防救助隊長名 住所 電話番号 ー 携帯電話 ー ー

地区	氏名	住所	電話番号	年齢	勤務地市内外	救助隊経験	消防団経験
				才	内・外	年	有・無
				才	内・外	年	有・無
				才	内・外	年	有・無
				才	内・外	年	有・無
				才	内・外	年	有・無
				才	内・外	年	有・無
				才	内・外	年	有・無
				才	内・外	年	有・無
				才	内・外	年	有・無
				才	内・外	年	有・無
				才	内・外	年	有・無
				才	内・外	年	有・無
				才	内・外	年	有・無
				才	内・外	年	有・無
				才	内・外	年	有・無
				才	内・外	年	有・無
				才	内・外	年	有・無
				才	内・外	年	有・無
				才	内・外	年	有・無

様式 共通-4

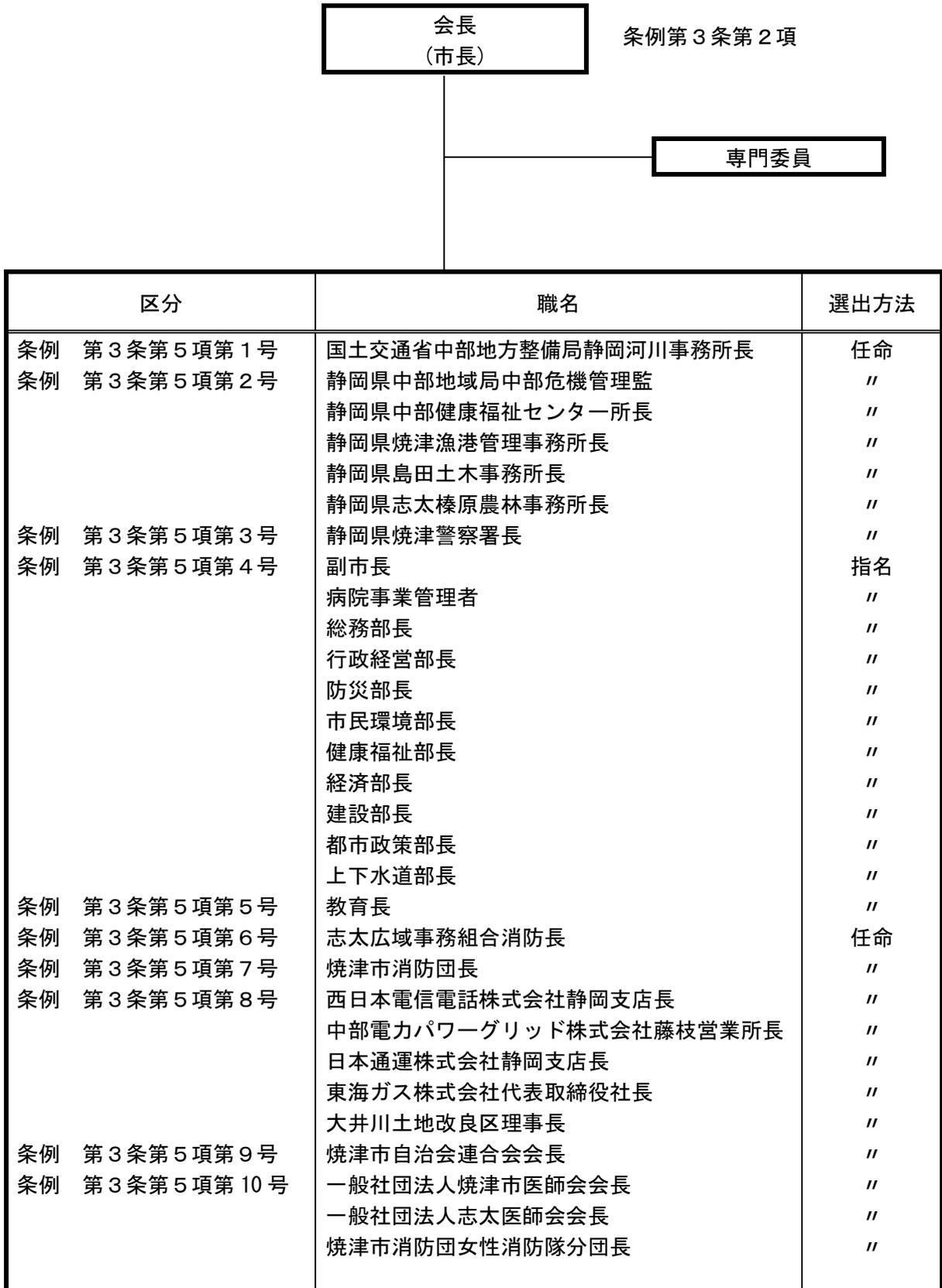
防災委員（指導員）名簿（ 第 自主防災会）

防災委員長名 _____ 住所 _____ 電話番号 _____ ー _____ 携帯電話 _____ ー _____

パソコンメールアドレス

地区	氏 名	住 所	電話番号	年齢	勤務地市内外	指導員経験	消防団経験
				才	内・外	年	有・無
				才	内・外	年	有・無
				才	内・外	年	有・無
				才	内・外	年	有・無
				才	内・外	年	有・無
				才	内・外	年	有・無
				才	内・外	年	有・無
				才	内・外	年	有・無
				才	内・外	年	有・無
				才	内・外	年	有・無
				才	内・外	年	有・無
				才	内・外	年	有・無
				才	内・外	年	有・無
				才	内・外	年	有・無
				才	内・外	年	有・無
				才	内・外	年	有・無
				才	内・外	年	有・無

焼津市防災会議編成表



焼津市防災会議条例

昭和 37 年 10 月 15 日
条例第 37 号

最終改正 平成 25 年 3 月 27 日条例第 19 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、焼津市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 焼津市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて焼津市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を行なう。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が当該機関の長の同意を得て任命する者
 - (2) 静岡県知事の部内の職員のうちから市長が静岡県知事の同意を得て任命する者
 - (3) 静岡県警察官のうちから市長が当該所属長の同意を得て任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 志太広域事務組合消防長
 - (7) 消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が当該機関の長の同意を得て任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
 - (10) その他市長が特に必要と認めた者
- 6 前項の委員の定数は、32 人以内とする。
- 7 第 5 項第 8 号から第 10 号までに規定する委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、静岡県 of 職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 前各条に定めるもののほか、議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は会長が防災会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 57 年 3 月 25 日条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 12 年 3 月 29 日条例第 1 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 10 月 7 日条例第 1 1 9 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日以後最初に任命される委員の任期は、第 3 条第 7 項の規定にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日までとする。

附 則 (平成 24 年 10 月 5 日条例第 22 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条の規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 3 月 27 日条例第 19 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 3 月 31 日から施行する。
(焼津市災害対策本部条例及び焼津市防災会議条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 2 焼津市災害対策本部条例及び焼津市防災会議条例の一部を改正する条例(平成 24 年焼津市条例第 22 号)の一部を次のように改正する。
(次のようは省略)

焼津市防災会議運営要領

昭和 57 年 2 月 4 日
防災会議決定

(趣旨)

第 1 条 この要領は、焼津市防災会議条例（昭和 37 年焼津市条例第 37 号）第 5 条の規定に基づき、焼津市防災会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第 2 条 会議は必要のつど会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(委員の代理出席)

第 3 条 委員はやむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

(会議の議決)

第 4 条 会議の議事は出席委員の過半数で決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専決処分)

第 5 条 会長は、会議を招集するいとまがないとき、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは会議の権限に属する事項のうち軽易なものについて専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは次の会議にこれを報告し、承認を求めなければならない。

(委員以外の者の出席)

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者を出席させ、意見等を述べさせることができる。

附 則

この要領は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

焼津市災害対策本部編成図

		部の名称	班名	班長	平常時の課名
本部長 (市長)	副部長 (副市長) (危機管理監)	防災部	本部班 緊急対応班 自主防協力班	防災計画課長 防災計画課長 防災計画課長	防災計画課 地域防災課 予め指名 予め指名
		総務部	総務班	総務課長	総務課
			秘書班	秘書課長	秘書課
			人事班	人事課長	人事課
			管財班	公有財産課長	公有財産課
			車両班	出納室長	出納室
			総務協力班	契約検査課長	契約検査課 監査委員事務局
		行政経営部	情報班	政策企画課長	政策企画課
			財政班	財政課長	財政課
			電算班	D X 推進課長	D X 推進課
			広報班	シティセールス課長	シティセールス課
			調査班	課税課長	課税課 納税促進課
		市民環境部	市民協働班	市民協働課長	市民協働課
			くらし安全班	くらし安全課長	くらし安全課
			避難所市民班	市民課長	市民課
環境衛生班	環境課長		環境課 大覚寺環境管理センター		
地区情報班	大井川市民サービスセンター所長		大井川市民サービスセンター		
健康福祉部	地域福祉班	地域福祉課長	地域福祉課 障害福祉課		
	長寿福祉班	地域包括ケア推進課長	地域包括ケア推進課 介護保険課		
	救護班	健康づくり課長	健康づくり課		
	避難所国保年金班	国保年金課長	国保年金課		
こども未来部	児童班	子育て支援課長	子育て支援課 こども相談センター 保育・幼稚園課		
経済部	水産班	水産振興課長	水産振興課 漁港振興課		
	商工観光班	商工観光課長	商工観光課		
	農政班	農政課長	農政課		
	経済協力班	誘致戦略課長	誘致戦略課 ふるさと納税課 農業委員会事務局		
生きがい・交流部	生涯班	スマイルライフ推進課長	スマイルライフ推進課		
	文化班	文化振興課長	文化振興課		
	物資受入班	スポーツ課長	スポーツ課		
建設部	土木管理班	土木管理課長	土木管理課		
	道路班	道路課長	道路課		
	河川班	河川課長	河川課		
	大井川港管理班	大井川港管理事務所長	大井川港管理事務所		
都市政策部	ヘリポート班	都市計画課長	都市計画課		
	避難所資材調達班	都市整備課長	都市整備課		
	住宅応急班	建築住宅課長	建築住宅課		
	救護活動班	区画整理課長	区画整理課		
上下水道部	水道班	水道総務課長	水道総務課 水道工務課		
	下水道班	下水道課長	下水道課		
教育委員会事務局	教育班	教育総務課長	教育総務課 学校教育課 子ども支援課 家庭支援課		
	給食班	学校給食課長	学校給食課		
	図書班	図書課長	図書課		
病院部	—	事務局用度施設課長	病院事務局 (医療職を除く)		
議会部	議会班	庶務課長	議会事務局		

焼津市災害対策本部条例

昭和 55 年 12 月 26 日

条 例 第 34 号

最終改正 平成 24 年 10 月 5 日条例第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、焼津市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 本部員その他の職員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属する本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員をこれに充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長、現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 26 日条例第 4 号抄）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 10 月 5 日条例第 22 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条の規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

○焼津市災害対策本部等運営規程

昭和58年 7月19日訓令甲第6号

改正

昭和59年 2月23日訓令甲第1号
 昭和63年 7月29日訓令甲第3号
 平成 7年 3月31日訓令甲第2号
 平成 7年11月20日訓令甲第13号
 平成 8年 3月29日訓令甲第7号
 平成11年 3月31日訓令甲第6号
 平成14年 5月22日訓令甲第13号
 平成19年 2月19日訓令甲第7号
 平成20年10月22日訓令甲第6号
 平成23年 3月31日訓令甲第12号
 平成24年 3月27日訓令甲第5号
 平成25年 3月27日訓令甲第8号
 平成26年 3月31日訓令甲第5号
 平成28年 3月31日訓令甲第4号
 平成29年 3月31日訓令甲第5号
 平成30年 3月30日訓令甲第4号
 平成31年 3月29日訓令甲第6号
 令和 2年 3月30日訓令甲第6号
 令和 3年 3月31日訓令甲第1号
 令和 4年 2月 4日訓令甲第1号
 令和 5年 3月30日訓令甲第3号

焼津市災害対策本部等運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、焼津市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）及び焼津市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の運営並びに災害対策上必要な事項を定めるものとする。

(本部の位置等)

第2条 災害対策本部及び警戒本部（以下「本部」という。）の位置は、焼津市消防防災センターとする。

2 本部を設置したときは、当該事務所前に本部を設置した旨を明示した看板等を掲げるものとする。

3 本部長は、災害の状況に応じ、焼津市役所本庁舎において、本部を指揮することができる。

(災害対策本部の組織)

第3条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長及び危機管理監をもって充てる。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、副市長（あらかじめ本部長が定める順序による者）、危機管理監（あらかじめ本部長が定める順序による者）の順序によりその職務を代理する。

3 危機管理監は、災害対策に関し知識及び経験を有する職員のうちから、市長が任命する。

4 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 市長が市長事務部局の部並びに水道事業及び病院事業の部内の職員のうちから指名する者

(2) 教育長並びに教育部長及び学校福祉部長

(3) 監査委員事務局長

(4) 市議会の事務局長

(5) 志太広域事務組合の消防吏員のうちから市長が委嘱する者

(6) 消防団長

5 危機管理監は、本部長の命を受け、特命事項を総理し、本部員を指揮監督する。

- 6 本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の所掌事務に従事する。
- 7 本部職員は、市の職員のうちから市長が任命する。
- 8 本部職員は、災害対策本部の所掌事務について本部員を補佐する。
- 9 危機管理監は、本部員又は本部職員の中から災害対策に関し専門知識及び経験を有する者を防災専門監として指名することができるものとし、防災専門監は、危機管理監を補佐するものとする。

(本部の組織等)

第4条 本部に次に掲げる部を置き、それぞれの部に本部長が別に定める班を置く。
 防災部 総務部 行政経営部 市民環境部 健康福祉部 こども未来部 経済部
 生きがい・交流部 建設部 都市政策部 上下水道部 病院部 教育委員会事務部
 議会部

- 2 部に部長を置き、本部員のうちから本部長が命ずる。
- 3 班に班長を置き、本部職員のうちから部長が命ずる。

(事務分掌)

第5条 部の分掌事務はおおむね別表第1のとおりとし、班の分掌事務は本部長が別に定める。

- 2 主管の明らかでない事務があるときは、部内にあつては部長が、部相互にあつては副本部長がその主管を定める。

(突発的地震災害等における初動期の体制)

第5条の2 前2条(第4条第2項を除く。)の規定にかかわらず、警戒宣言が発せられずに地震災害又は津波災害が発生した場合における初動期の組織は第4条第1項に掲げる部によるものとし、各部の事務分掌は別表第2のとおりとする。

(職務)

第6条 部長は、本部長の命を受け所管の事項を総理し、部内の職員を指揮監督する。

- 2 班長は、部長の命を受け所管の事務を掌理し、班内の職員を指揮監督する。

(現地災害対策本部)

第7条 現地災害対策本部の組織の運営等については、災害対策本部の例によるものとし、組織その他必要な事項は本部長がその都度定める。

- 2 現地災害対策本部は、各種団体及び地域住民と協力して適切かつ効果的な災害対策の措置を講ずるよう努めなければならない。

(本部員会議)

第8条 本部長は、災害対策の重要事項を協議するため必要と認めるときは、本部員会議を招集する。

- 2 本部員会議は、本部長の統轄のもとに副本部長及び本部員をもつて構成する。

(職員の配備体制等)

第9条 職員の配備体制及びその基準等については、災害対策本部にあつては別表第3、警戒本部にあつては別表第4のとおりとする。

- 2 各配備体制における職員の動員等については、本部長が別に定める。

(補則)

第10条 この規程に定めるほか、災害の種類、地域等の特性に応じて運営体制を定めている場合は、その定めるところによるものとする。

- 2 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令甲は、公表の日から施行する。

附 則 (昭和59年2月23日訓令甲第1号)

この訓令甲は、公表の日から施行する。

附 則 (昭和63年7月29日訓令甲第3号)

この訓令甲は、公表の日から施行する。

附 則 (平成7年3月31日訓令甲第2号)

この訓令甲は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年11月20日訓令甲第13号)

この訓令甲は、公表の日から施行する。

- 附 則（平成 8 年 3 月 29 日訓令甲第 7 号）
この訓令甲は、公表の日から施行する。
- 附 則（平成 11 年 3 月 31 日訓令甲第 6 号）
この訓令甲は、公表の日から施行する。
- 附 則（平成 14 年 5 月 22 日訓令甲第 13 号）
この訓令甲は、公表の日から施行する。
- 附 則（平成 19 年 2 月 19 日訓令甲第 7 号）
この訓令甲は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則（平成 20 年 10 月 22 日訓令甲第 6 号）
この訓令甲は、公表の日から施行する。
- 附 則（平成 23 年 3 月 31 日訓令甲第 12 号）
この訓令甲は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則（平成 24 年 3 月 27 日訓令甲第 5 号）
この訓令甲は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則（平成 25 年 3 月 27 日訓令甲第 8 号）
この訓令甲中第 1 条の規定は平成 25 年 3 月 31 日から、第 2 条の規定は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則（平成 26 年 3 月 31 日訓令甲第 5 号）
この訓令甲は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則（平成 28 年 3 月 31 日訓令甲第 4 号）
この訓令甲は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則（平成 29 年 3 月 31 日訓令甲第 5 号）
この訓令甲は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則（平成 30 年 3 月 30 日訓令甲第 4 号）
この訓令甲は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則（平成 31 年 3 月 29 日訓令甲第 6 号）
この訓令甲は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則（令和 2 年 3 月 30 日訓令甲第 6 号）
この訓令甲は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則（令和 3 年 3 月 31 日訓令甲第 1 号）
この訓令甲は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則（令和 4 年 2 月 4 日訓令甲第 1 号）
この訓令甲は、公表の日から施行する。
- 附 則（令和 5 年 3 月 30 日訓令甲第 3 号）
この訓令甲は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

災害対策本部（警戒本部）事務分掌

部	事務分掌
防 災 部	1 災害対策の総括に関すること。 2 本部の運営及び本部長の命令伝達に関すること。 3 本部員会議に関すること。 4 県本部等からの情報の受理及び県本部への報告の総括に関すること。 5 自衛隊、県職員等の派遣要請及び受入れ体制に関すること。 6 自主防災組織との連絡並びに情報の伝達及び収集に関すること。 7 防災関係機関及び他の部との連絡調整に関すること。 8 通信機器の使用及び操作に関すること。 9 防災無線の運用に関すること。

部	事務分掌
総務部	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の非常招集及び招集解除の連絡に関する事。 2 動員職員の配備に関する事。 3 動員職員の給食及び諸手当に関する事。 4 動員職員の公務災害に関する事。 5 市庁舎の安全措置及び緊急措置に関する事。 6 市有車両の管理、車両の調達及び配車計画に関する事。 7 車両燃料の調達に関する事。 8 輸送に関する関係機関との連絡調整に関する事。 9 重要な保存文書、公印等の搬出及び保管に関する事。 10 本部長の秘書に関する事。 11 来庁者の避難誘導に関する事。
行政経営部	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民への同報無線、広報車、広報紙等による広報に関する事。 2 報道機関等への発表及び要請に関する事。 3 写真、録画、録音等による災害記録に関する事。 4 気象情報、交通情報その他災害関係情報の整理及び伝達に関する事。 5 人的被害及び家屋等の被害状況の調査に関する事。 6 災害対策に伴う予算措置に関する事。 7 市税の減免調査に関する事。 8 り災証明等の発行に関する事。 9 コンピュータ機器の保安措置に関する事。
市民環境部	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設及び運営に関する事。 2 避難者の把握に関する事。 3 避難所の炊き出しに関する事。 4 戸籍その他重要文書の搬出及び保管に関する事。 5 外国人に対する相談に関する事。 6 避難誘導に関する事。 7 環境衛生、清掃用資機材及び薬剤の調達に関する事。 8 ごみの収集、処理及び処分地等の確保に関する事。 9 そ族等の駆除及び消毒に関する事。 10 獣畜の処理に関する事。

部	事務分掌
健康福祉部	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療救護班の編成に関する事。 2 医師会、歯科医師会、診療所及び病院部との連絡調整に関する事。 3 救護所の配置に関する事。 4 応急医療のための薬品及び資機材の確保に関する事。 5 負傷者等の医療、救護、助産及び搬送に関する事。 6 感染症の予防に関する事。 7 災害救助法（昭和22年法律第118号）による事務に関する事。 8 遺体の処理に関する事。 9 日本赤十字社その他の団体との連絡調整に関する事。 10 義援金品の受付に関する事。 11 社会福祉施設（児童に関する施設を除く。）の緊急措置に関する事。 12 社会福祉施設（児童に関する施設を除く。）の被害調査及び復旧に関する事。 13 ボランティア本部の立ち上げ等ボランティア活動の調整に関する事。 14 福祉避難所（児童に関する施設に設置する避難所を除く。）の開設に関する事。 15 要配慮者の避難支援に関する事。 16 避難所の開設及び運営に関する事。 17 避難者の把握に関する事。 18 避難所の炊き出しに関する事。
こども未来部	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉施設（児童に関する施設に限る。）の緊急措置に関する事。 2 社会福祉施設（児童に関する施設に限る。）の被害調査及び復旧に関する事。 3 福祉避難所（児童に関する施設に設置する避難所に限る。）の開設に関する事。 4 所管施設の安全措置及び緊急措置に関する事。 5 所管施設の被害調査及び復旧に関する事。 6 応急保育その他未就学児の保護に関する事。 7 児童（未就学児に限る。）に係る応急教育に関する事。 8 未就学児及び所管施設利用者の安全措置及び避難誘導に関する事。
経済部	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急食料、生活必需品等の調達及び配分に関する事。 2 炊き出し用燃料等の調達に関する事。 3 船舶による緊急輸送に関する事。 4 水産関係団体との連絡に関する事。 5 水産物等の被害調査及び復旧に関する事。 6 商工業関係団体等との連絡に関する事。 7 商工業者等の被害調査及び復旧に関する事。 8 農地、林地、農産物、畜産等の被害調査に関する事。 9 農林業及び畜産業の施設の被害調査及び復旧に関する事。 10 農産物の病虫害に関する事。 11 農林業団体との連絡に関する事。 12 所管施設利用者の安全措置及び避難誘導に関する事。 13 所管施設の安全措置及び緊急措置に関する事。 14 所管施設、観光施設等の被害調査及び復旧に関する事。

部	事務分掌
生きがい・交流部	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設利用者の安全措置及び避難誘導に関すること。 2 所管施設の安全措置及び緊急措置に関すること。 3 所管施設の被害調査及び復旧に関すること。 4 所管施設における避難所の開設に関すること。 5 避難所からの情報の収集及び伝達に関すること。 6 所管の重要文書の搬出及び保管に関すること。 7 救援物資及び義援品の受入れに関すること。 8 ヘリポートの開設に関する都市政策部との連絡調整に関すること。
建設部	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急輸送路及び幹線道路の確保に関すること。 2 交通規制についての公安委員会及び警察署との連絡に関すること。 3 道路障害物等の除去に関すること。 4 応急復旧用の資機材、車両等の調達に関すること。 5 建設業者との連絡に関すること。 6 地滑り地、急傾斜地等の警戒及び安全措置に関すること。 7 所管の道路、橋梁（りょう）河川等の危険箇所の警戒及び監視に関すること。 8 船舶による緊急輸送に関すること。 9 所管施設の安全措置、被害調査及び復旧に関すること。
都市政策部	<ol style="list-style-type: none"> 1 救護所の設営及び安全措置に関すること。 2 ヘリポートの開設に関すること。 3 応急仮設住宅の建設に関すること。 4 住宅の応急修理に関すること。 5 建物の危険度判定に関すること。 6 所管施設の安全措置、被害調査及び復旧に関すること。
上下水道部	<ol style="list-style-type: none"> 1 し尿の収集及び処理に関すること。 2 飲料水の確保、供給その他焼津市水道事業災害応急計画による事務に関すること。 3 所管施設の被害調査及び復旧に関すること。
教育委員会事務部	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設における避難所の開設に関すること。 2 所管施設の安全措置及び緊急措置に関すること。 3 所管施設の被害調査及び復旧に関すること。 4 児童（未就学児を除く。）に係る応急教育に関すること。 5 児童（未就学児を除く。）及び生徒並びに所管施設利用者の安全措置及び避難誘導に関すること。 6 学校給食センターにおける炊き出し等の調整に関すること。 7 所管施設利用者の安全措置及び避難誘導に関すること。 8 所管の重要文書等の搬出及び保管に関すること。
病院部	<ol style="list-style-type: none"> 1 負傷者等に対する市立総合病院における医療その他市立総合病院災害対策計画及び地震防災応急計画による事務に関すること。 2 災害拠点病院に関すること。

部	事務分掌
議会部	1 市議会議員との連絡に関すること。 2 臨時会に関すること。 3 各部の支援に関すること。

備考 警戒本部の事務分掌は、この表に定める事務のうち、災害発生後に生ずる事務以外のものとする。

別表第2（第5条の2関係）

突発的地震災害等における初動期の事務分掌

部	発生直後に対応すべき事務	おおむね5時間以内に対応すべき事務
防災部	1 本部の運営に関すること。 2 緊急に対応すべき任務の選定に関すること。	1 災害対策本部長の命令伝達に関すること。 2 県本部等からの情報の受理に関すること。 3 自衛隊、県職員等の派遣要請及び受入れ体制に関すること。 4 本部員会議に関すること。
総務部	1 来庁者の避難誘導に関すること。 2 職員の安否の確認及び非常招集に関すること。	1 重要書類の搬出及び保管に関すること。 2 車両燃料の調達に関すること。 3 動員職員の給食に関すること。 4 市庁舎の安全措置に関すること。
行政経営部	1 住民への広報に関すること。 2 災害関係情報の収集に関すること。	1 災害の記録に関すること。 2 被害状況の情報収集に関すること。 3 被害状況の調査に関すること。
市民環境部	1 住民情報等の保全に関すること。 2 避難所の開設に関すること。 3 避難者の把握に関すること。	1 避難所の炊き出しに関すること。 2 外国人に対する相談に関すること。 3 ごみの収集、処理及び処分地等の確保に関すること。 4 環境衛生・清掃用資機材及び薬剤の確保に関すること。
健康福祉部	1 医療救護班の編成に関すること。 2 救護所の配置及び準備に関すること。 3 遺体の受入れ準備に関すること。 4 要配慮者の避難支援に関すること。	1 医師会、歯科医師会、診療所及び病院部との連絡調整に関すること。 2 応急医療のための薬品及び資機材の確保に関すること。 3 遺体の処理に関すること。 4 負傷者等の医療、救護、助産及び搬送に関すること。 5 ボランティア本部の立ち上げに関すること。 6 福祉避難所（児童に関する施設に設置する避難所を除く。）の開設に関すること。

部	発生直後に対応すべき事務	おおむね5時間以内に対応すべき事務
こども未来部	未就学児及び所管施設利用者の安全措置、避難誘導等に関する事。	1 所管施設の被害調査及び安全措置に関する事。 2 福祉避難所（児童に関する施設に設置する避難所に限る。）の開設に関する事。
経済部	1 所管施設利用者の安全措置、避難誘導等に関する事。 2 応急食料及び生活必需品の調達に関する事。	1 応急食料及び生活必需品の配分に関する事。 2 炊き出し用燃料等の調達に関する事。 3 所管施設の被害調査及び安全措置に関する事。
生きがい・交流部	1 所管施設利用者の安全措置、避難誘導等に関する事。 2 所管施設における避難所の開設に関する事。	1 避難所からの情報収集に関する事。 2 救援物資及び義援品の受入れ準備に関する事。 3 所管施設の被害調査及び安全措置に関する事。
建設部	緊急輸送路の確保に関する事。	1 所管施設の被害調査及び安全措置に関する事。 2 応急復旧資機材及び車両の調達に関する事。 3 交通規制についての公安委員会、警察署等との連絡に関する事。 4 地滑り地及び急傾斜地の警戒及び監視に関する事。 5 幹線道路の確保に関する事。
都市政策部	救護所の設営及び安全装置に関する事。	1 ヘリポートの開設に関する事。 2 所管施設の被害調査及び安全措置に関する事。
上下水道部	飲料水の確保、供給その他焼津市水道事業災害応急計画による事務分掌に基づき緊急度に応じて対応する。	1 し尿の収集、処理に関する事。 2 飲料水の確保、供給その他焼津市水道事業災害応急計画による事務分掌に基づき緊急度に応じて対応する。
教育委員会事務部	1 児童（未就学児を除く。）及び生徒並びに所管施設利用者の安全措置、避難誘導等に関する事。 2 所管施設における避難所の開設に関する事。	所管施設の被害調査及び安全措置に関する事。

部	発生直後に対応すべき事務	おおむね5時間以内に対応すべき事務
病院部	負傷者等に対する医療その他市立総合病院災害対策計画及び地震防災応急計画による事務分掌に基づき緊急度に応じて対応する。	
議会部	各部の支援に関すること。	市議会議員との連絡に関すること。

別表第3（第9条関係）

災害対策本部に関する配備体制及び基準

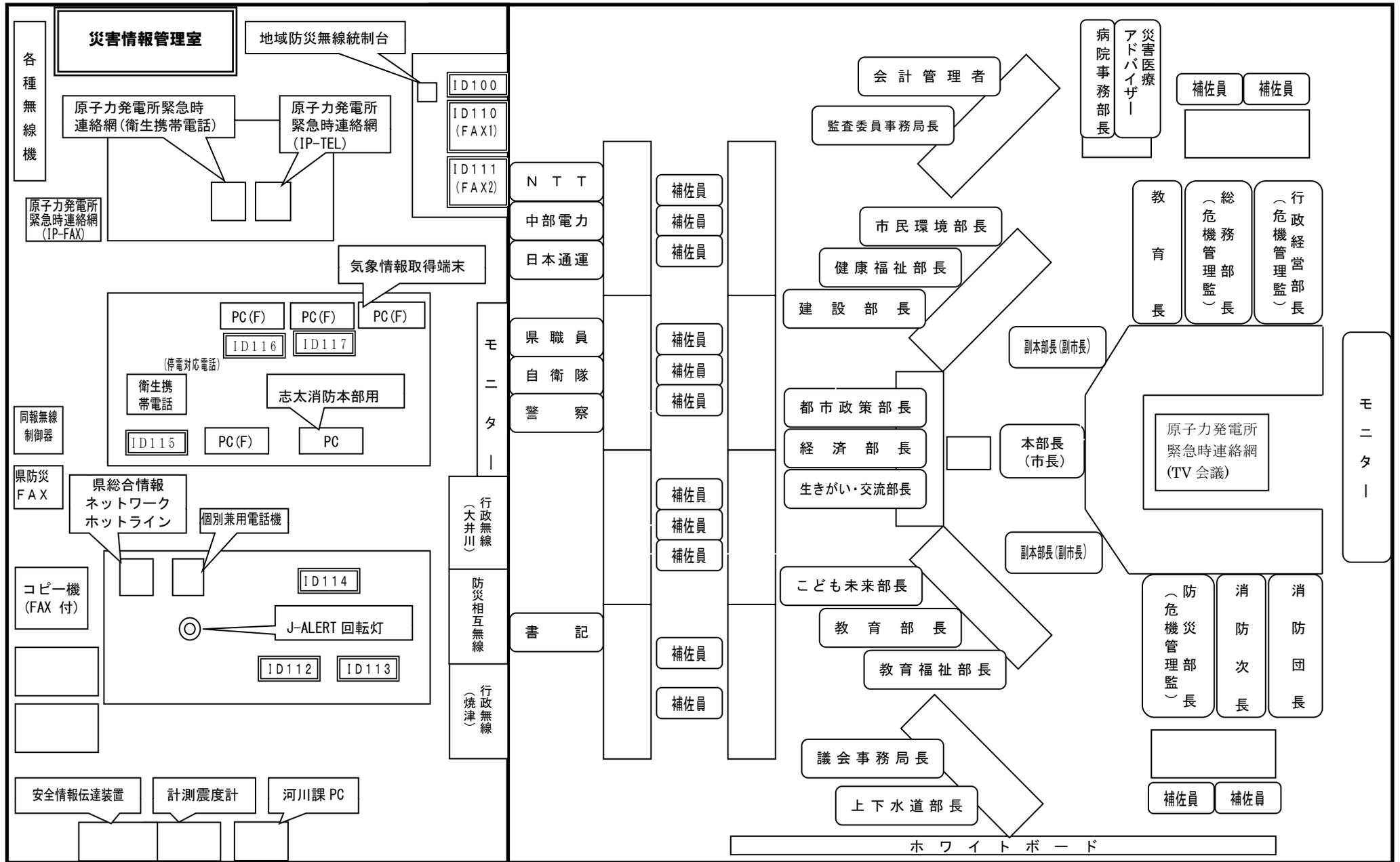
区分	体制	配備基準	配備内容
災害対策本部が設置されていないとき	情報収集配備体制	<ol style="list-style-type: none"> 次のいずれかの注意報又は警報が発表されたとき。 大雨、洪水、高潮、暴風 気象状況等により、災害の発生等に対し情報連絡を要するとき。 津波予報区の静岡県に津波注意報が発表されたとき。 	防災部等の職員による体制 災害関連情報の収集及び連絡
	事前配備体制	<ol style="list-style-type: none"> 気象状況等により、災害の発生に対し警戒を要するとき。 市域に震度4の地震が発生したとき。 市域に大規模事故等が発生したとの連絡を受けたとき。 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。 市長が必要と認めたとき。 	防災部長及び関係する本部員並びに関係する職員による体制 <ol style="list-style-type: none"> 災害関連情報の収集及び連絡 災害警戒 災害対策本部設置に備えた連絡体制の確立
災害対策本部が設置されたとき	第1配備体制	<ol style="list-style-type: none"> 市民の生命、身体及び財産に被害を及ぼす局地的災害が発生したとき。 津波予報区の静岡県に津波警報、大津波警報が発表されたとき。 市域の広範囲に災害が発生すると予想されるとき。 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。 市長が必要と認めたとき。 	本部員及び本部職員による体制 <ol style="list-style-type: none"> 局地的な災害に対する応急対策 広範囲な災害に対する応急対策の準備
	第2配備体制	<ol style="list-style-type: none"> 市域の広範囲にわたって災害が発生したとき。 次のいずれかの特別警報が発表されたとき。 大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪 市域の広範囲にわたって災害が発生する事態が切迫しているとき。 	第1配備体制に職員を増員した体制 なお、特別警報発表時の動員については、状況を判断した上で各本部員の判断により調整をする。 <ol style="list-style-type: none"> 広範囲な災害に対する応急対策 市全域にわたる災害に対する応急対策の準備

区分	体制	配備基準	配備内容
災害対策本部が設置されたとき	第2配備体制	4 大規模な火災、爆発等が発生したとき。 5 多数の死傷者を伴う列車、航空機、車両、船舶等の事故が発生したとき。 6 市長が必要と認めたとき。	3 大規模な火災、爆発又は事故に対する応急対策
	第3配備体制	1 市全域にわたり災害が発生したとき。 2 市域に震度5弱以上の地震が発生したとき。 3 市長が必要と認めたとき。	全職員による災害応急対策又は災害警戒対策

別表第4（第9条関係）

警戒本部に関する配備体制及び基準

区分	体制	配備基準	配備内容
警戒本部が設置されていないとき	事前配備体制	東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき。	防災部の職員 1 災害関連情報の収集及び連絡 2 災害警戒 3 警戒本部設置に備えた連絡体制の確立
	警戒本部設置準備体制	1 東海地震注意情報が発表されたとき。 2 市長が必要と認めたとき。	本部員及び本部職員による体制（災害対策本部の第2配備体制に準ずる。） 市全域にわたる災害に対する応急対策の準備
警戒本部が設置されたとき		1 東海地震予知情報が発表されたとき（東海地震警戒宣言が発せられたとき。）。 2 市長が必要と認めたとき。	全職員による災害警戒対策



 は地域防災無線

PC(F) は、ふじのくに防災情報共有システム (FUJISAN)

災害対策関係機関

市の機関

名称	所在地
焼津市役所	焼津市本町 2-16-32
アトレ庁舎	焼津市本町 5-6-1
大井川庁舎	焼津市宗高 900
水道庁舎（祢宜島配水場）	焼津市祢宜島 20-1
焼津市立総合病院	焼津市道原 1000
焼津市消防防災センター	焼津市石津 728-2
保健センター	焼津市東小川 1-8-1
学校給食センター	焼津市大島 1746
大井川港管理事務所	焼津市飯淵 2160

県の機関

名称	所在地
静岡県危機管理部	静岡市葵区追手町 9-6
静岡県中部地域局	藤枝市瀬戸新屋 362-1
静岡県中部健康福祉センター	藤枝市瀬戸新屋 362-1
静岡県焼津漁港管理事務所	焼津市鰯ヶ島 136-24
静岡県島田土木事務所	島田市道悦 5-7-1
静岡県警察本部焼津警察署	焼津市道原 723

指定地方行政機関

名称	所在地
総務省東海総合通信局	愛知県名古屋市東区白壁 1-15-1 合同庁舎 3号館
財務省東海財務局静岡財務事務所	静岡市葵区追手町 9-50
厚生労働省静岡労働局島田労働基準監督署	島田市本通 1-4677-4
農林水産省関東農政局静岡県拠点	静岡市葵区東草深町 7-18
農林水産省関東農政局	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2号館
経済産業省関東経済産業局	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1号館
国土交通省中部地方整備局静岡河川事務所	静岡市葵区田町 3-108
国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所	静岡市葵区南安倍 2-8-1
国土交通省中部地方整備局清水港湾事務所	静岡市清水区日の出町 7-2
国土交通省中部運輸局静岡運輸支局	静岡市駿河区国吉田 2-4-25
国土地理院中部地方測量部	愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2号館 3階
東京管区气象台静岡地方气象台	静岡市駿河区曲金 2-1-5
第三管区海上保安本部清水海上保安部	静岡市清水区日の出町 9-1

名 称	所 在 地
環境省関東地方環境事務所	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1号館
環境省中部地方環境事務所	名古屋市中区三の丸 2-5-2
防衛省南関東防衛局	神奈川県横浜市中区北仲通 5-57 横浜第二合同庁舎

指 定 公 共 機 関

名 称	所 在 地
日本郵便株式会社東海支社	愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1
日本郵便株式会社焼津郵便局	焼津市焼津 1-4-1
日本赤十字社静岡県支部	静岡市葵区追手町 4-4-17
日本放送協会静岡放送局	静岡市駿河区八幡 1-6-1
中日本高速道路株式会社東京支社	東京都港区虎ノ門 4-3-1 城山トラストタワー
中日本高速道路株式会社静岡保全・サービスセンター	静岡市駿河区中島 235-1
中日本高速道路株式会社清水工事事務所	静岡市清水区庵原町 219-11
東海旅客鉄道株式会社静岡支社	静岡市葵区黒金町 4
日本貨物鉄道株式会社静岡支店	静岡市葵区黒金町 4
西日本電信電話株式会社静岡支店	静岡市葵区城東町 5-1
株式会社ドコモCS東海静岡支店	静岡市葵区東静岡 1-3-43
岩谷産業株式会社静岡支店	静岡市清水区七ツ新屋 373
アストモスエネルギー株式会社中部支部	愛知県名古屋市中村区名駅 3-28-12 大名古屋ビルヂング 24階
株式会社ジャパングスエナジー中部支部	愛知県名古屋市中村区名駅 4-24-8 いちご名古屋ビル 4階
ENEOSグローブ株式会社中部支部	愛知県名古屋市中村区名駅 4-26-25 メイフィス名駅ビル 8階
ジクシス株式会社中部支店	名古屋市中区栄 4-1-8 栄サンシティビル 12階
日本通運株式会社焼津支店	藤枝市小石川町 3丁目 20-1
福山通運株式会社焼津支店	焼津市越後島 425
佐川急便株式会社大井川営業所	焼津市吉永字上川原 9-1
ヤマト運輸株式会社大井川センター	焼津市宗高 1416-2
西濃運輸株式会社藤枝支店	藤枝市下当間 665
中部電力株式会社静岡支店	静岡市葵区本通 2-4-1
中部電力パワーグリッド株式会社藤枝営業所	藤枝市青木 2丁目 17-39
KDDI株式会社静岡支店	静岡市葵区黒金町 59-6 大同生命静岡ビル 3階
ソフトバンク株式会社静岡オフィス	静岡市駿河区南町 14-1 水の森ビル 10階
楽天モバイル株式会社静岡支社	静岡県静岡市駿河区南町 14-1 水の森ビル 6階
一般社団法人日本建設業連合会中部支部	愛知県名古屋市中区栄 3-28-21 愛知建設業会館 5階

名 称	所 在 地
静岡県中小建設業協会	静岡市葵区黒金町 1 1-7 大樹生命静岡駅前ビル 1 2 階
株式会社イトーヨーカ堂	東京都千代田区二番町 8-8
マックスバリュ東海株式会社	浜松市東区篠ヶ瀬町 1 2 9 5-1
ユニー株式会社稲沢本社	愛知県稲沢市天池五反田町 1
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町 8-8
株式会社ローソン静岡中央支店	静岡市駿河区南安部 3-9-1 ローソン 2 階
株式会社ファミリーマート静岡事務所	静岡市駿河区寿町 2 0-1 1
株式会社セブン&アイ・ホールディングス	東京都千代田区 2-8-8

指 定 地 方 公 共 機 関

名 称	所 在 地
大井川土地改良区	島田市中央町 3 0-2
東海ガス株式会社	藤枝市青木 2-2 9-1
一般社団法人静岡県LPガス協会 藤枝地区会	焼津市浜当目 1-1 2-1
一般社団法人静岡県トラック協会 中部分室	榛原郡吉田町川尻 9 0 1-1
一般社団法人静岡県バス協会	静岡市葵区呉服町 1-2 0 呉服町タワー 2 F
商業組合静岡県タクシー協会 志太榛原支部	焼津市栄町 2-9-2
静岡放送株式会社	静岡市駿河区登呂 3-1-1
株式会社テレビ静岡	静岡市駿河区栗原 1 8-6 5
株式会社静岡朝日テレビ	静岡市葵区東町 1 5
株式会社静岡第一テレビ	静岡市駿河区中原 5 6 3
静岡エフエム放送株式会社	浜松市中区常盤町 1 3 3-2 4
一般社団法人静岡県医師会	静岡市葵区鷹匠 3-6-3
一般社団法人静岡県歯科医師会	静岡市駿河区曲金 3-3-1 0
公益社団法人静岡県薬剤師会	静岡市駿河区馬淵 2-1 6-3 2
公益社団法人静岡県看護協会	静岡市駿河区南町 1 4-2 5 エスパティオ 3 階
公益社団法人静岡県病院協会	静岡市葵区追手町 4 4-1 静岡県産業経済会館 6 階
公益社団法人静岡県栄養士会	静岡市駿河区八幡 1-1-4 東海整備ビル 4 階
一般社団法人静岡県建設業協会	静岡市葵区御幸町 9-9 静岡県建設業会館 2 階
富士山静岡空港株式会社	牧之原市坂口 3 3 3 6-4

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

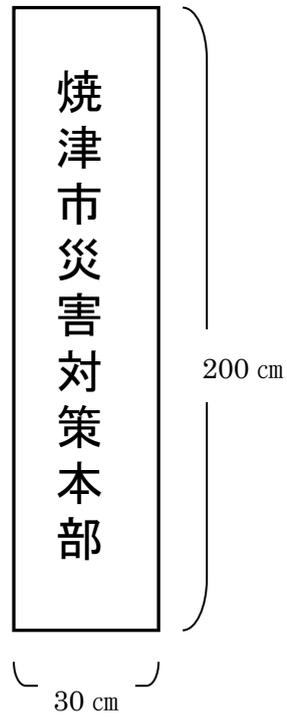
名 称	所 在 地
焼津市消防団	焼津市石津 7 2 8 - 2
焼津市大井川左岸水防団	焼津市本町 2 - 1 6 - 3 2
一般社団法人焼津市医師会	焼津市西小川 5 - 6 - 3
一般社団法人志太医師会	藤枝市南駿河台 1 - 1 4 - 2
一般社団法人焼津市薬剤師会	焼津市柵宜島 6 0 1 - 1
一般社団法人藤枝薬剤師会	藤枝市駿河台 2 - 1 7 - 1 3
焼津市歯科医師会	焼津市東小川 1 - 8 - 1
焼津商工会議所	焼津市焼津 4 - 1 5 - 2 4
大井川商工会	焼津市宗高 9 0 0
大井川農業協同組合 焼津支店	焼津市焼津 4 - 9 - 2
焼津漁業協同組合	焼津市城之腰 2 6 9 - 9
小川漁業協同組合	焼津市小川 3 3 9 2 - 9
大井川港漁業協同組合	焼津市飯淵 1 9 6 0
焼津市建設工業会	焼津市栄町 5 - 9 - 3
協同組合大井川建設業協会	焼津市宗高 9 0 0
静岡県無線漁業協同組合	焼津市田尻 1 9 9 1 - 1
焼津市自主防災組織	焼津市石津 7 2 8 - 2

自 衛 隊

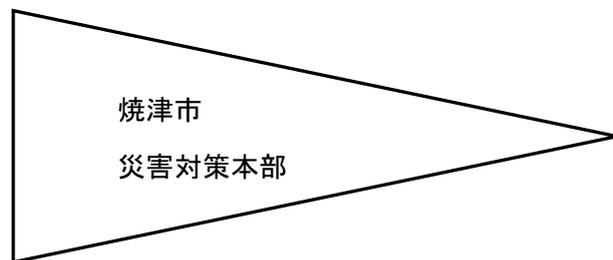
名 称	所 在 地
陸上自衛隊（板妻）第 3 4 普通科連隊 第 2 科	御殿場市板妻 4 0 - 1
海上自衛隊横須賀地方総監部	神奈川県横須賀市西逸見町 1 丁目無番地
航空自衛隊（静岡基地） 第 1 1 飛行教育団司令部企画班	焼津市上小杉 1 6 0 2

焼津市災害対策本部表示板、標旗

1 本部表示板



2 標旗（車両用）



職員動員計画

1 職員の配備体制

災害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合、本部長は災害の状況等に応じて本部設置前の体制（情報収集配備と事前配備の2段階）と本部設置後の体制（第1配備～第3配備の3段階）のいずれかをとるものとする。

なお、本部長は、災害の状況その他により必要があるときは、特定の部に対して配備体制の指令をすることができる。又特定の部に対して種別の異なる配備体制を指令することができるものとする。

2 情報収集配備・事前配備の手続き

(1) 勤務時間内の場合

防災計画課長は、気象状況その他災害関連情報（以下「災害関連情報」という。）を判断して各部課に動員を指示する。

(2) 夜間・休日の場合

防災計画課長は、志太消防本部情報指令課等から災害関連情報を収集し、その情報を判断して各部課に動員を指示する。

(3) 前2号に関わらず、職員は、自らが覚知した場合は速やかに参集する。

（注）ただし、水防については、水防計画により河川課長が担当する。

3 本部設置・動員の手続き

(1) 勤務時間内の場合

ア 防災計画課長は災害関連情報を収集・整理して、防災部長（防災部長に事故があるときには、総務部長、行政経営部長の順序による。以下同じ。）に報告する。

イ 防災部長は、市長に災害対策本部設置の要請をする。

ウ 市長は、要請を受け、危機管理監（前号イの要請をした部長。以下同じ。）に災害対策本部設置を指示する。

エ 市長の指示を受けて、危機管理監は、総務部長に職員動員を指示する。

オ 総務部長は、人事課長に職員動員を指示する。

(2) 夜間・休日の場合

ア 防災計画課長は、志太消防本部情報指令課等から、災害関連情報を収集する。

イ 市宿直者は、市民からの災害に関する通報を防災計画課長に伝達する。

ウ 防災計画課長は、収集・伝達のあった災害関連情報を整理して、防災部長に報告する。

エ 防災部長は、市長に本部設置の要請をする。

オ 市長は、要請を受け、危機管理監に災害対策本部設置を指示する。

カ 市長の指示を受けて、危機管理監は、総務部長に職員動員を指示する。

キ 総務部長は、班別体制表に基づき各部長に職員動員を指示する。

4 動員人員

各課（班）では、あらかじめ配備体制別に配備する要員の氏名・電話番号を明記した配備体制表を作成しておくものとする。

5 職員の服務

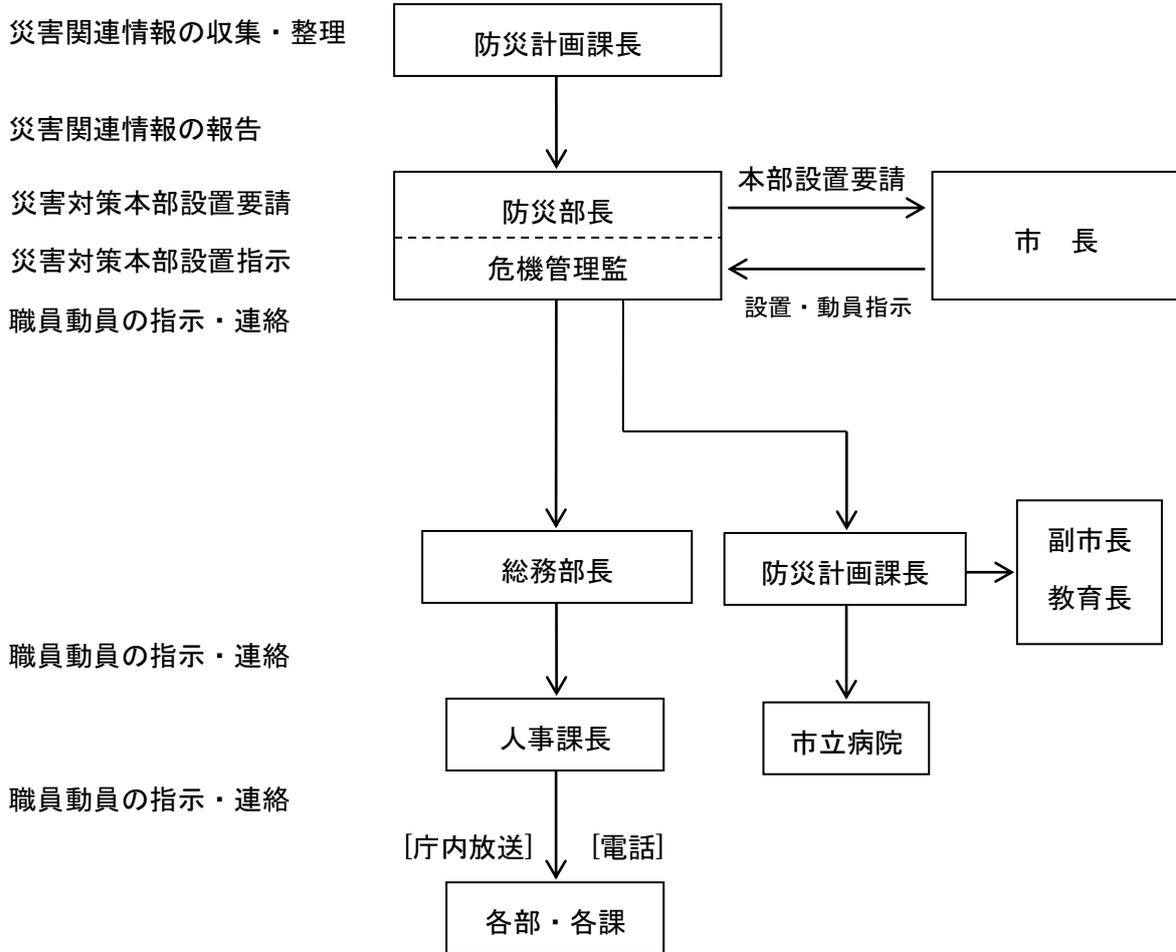
すべての職員は、本部が設置されたときは次の事項を遵守する。

- (1) 配備についていない場合にも、常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。
- (2) 不急の行事、会議、出張等を中止し、あらかじめ定められた場所に参集する。
- (3) 正規の勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまで退庁せず待機する。
- (4) 勤務場所を離れる場合には、所属長と連絡をとり、常に所在を明らかにする。
- (5) 自らの行動で市民に不安や誤解を与えないよう、発言には細心の注意をする。
- (6) 災害現場に出動する場合には、防災服・ヘルメット等を着用する。ただし、緊急の場合は、職員の身分証明書をもって代えることができる。

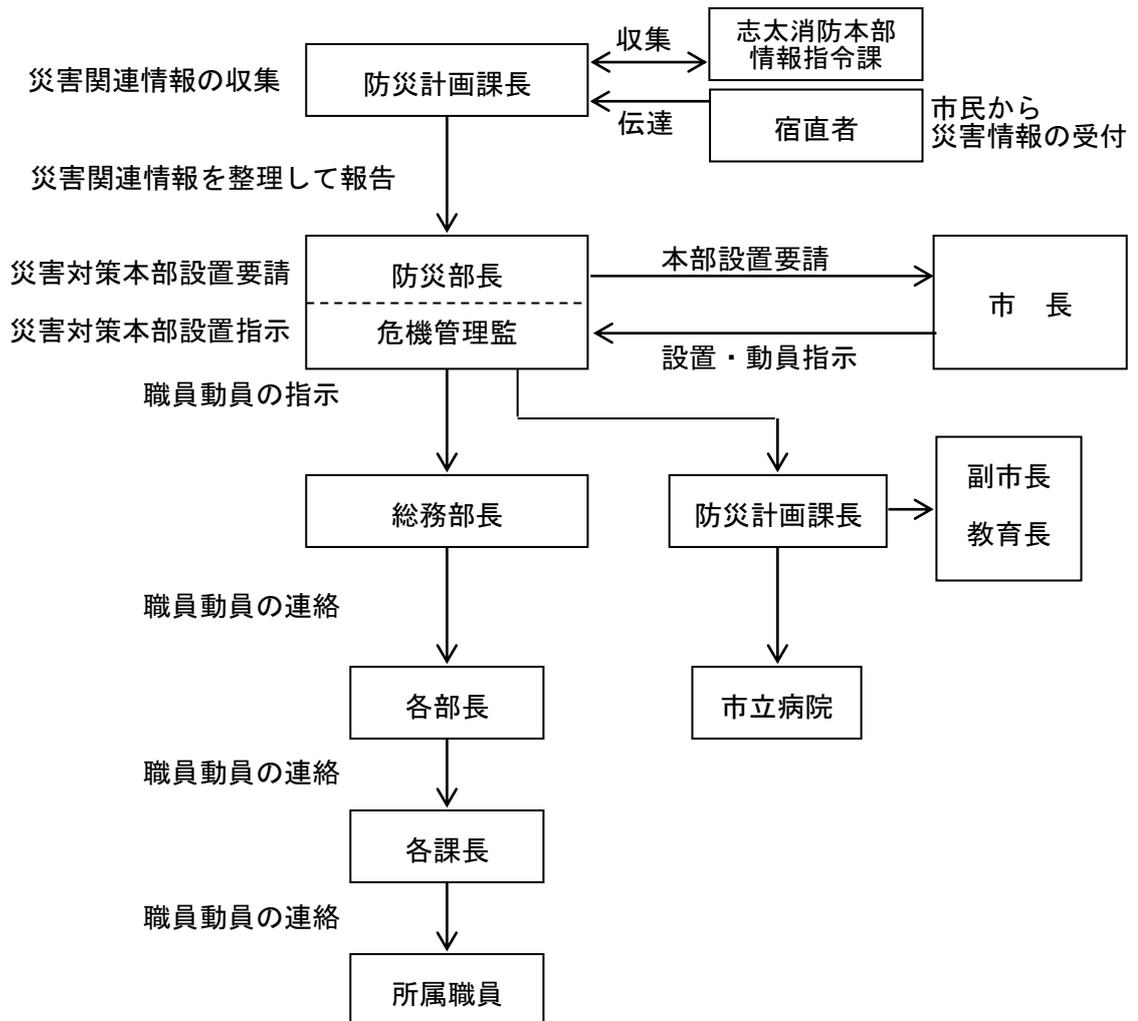
6 職員動員報告

各課（班）は、所定の様式で動員配備状況を配備報告書にまとめ、本部に提出する。人事班は、これを整理して本部長に報告する。

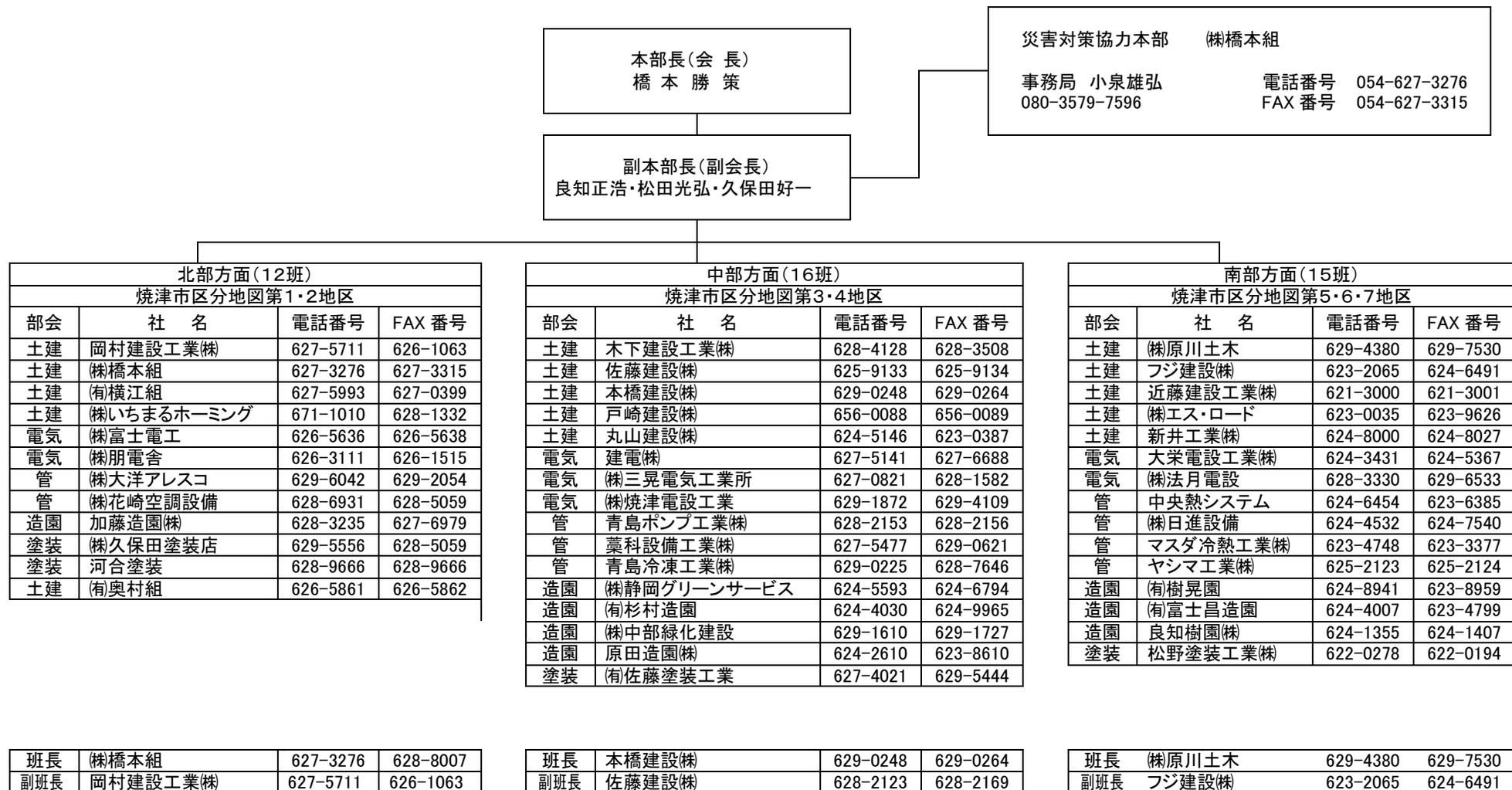
【勤務時間内の場合】



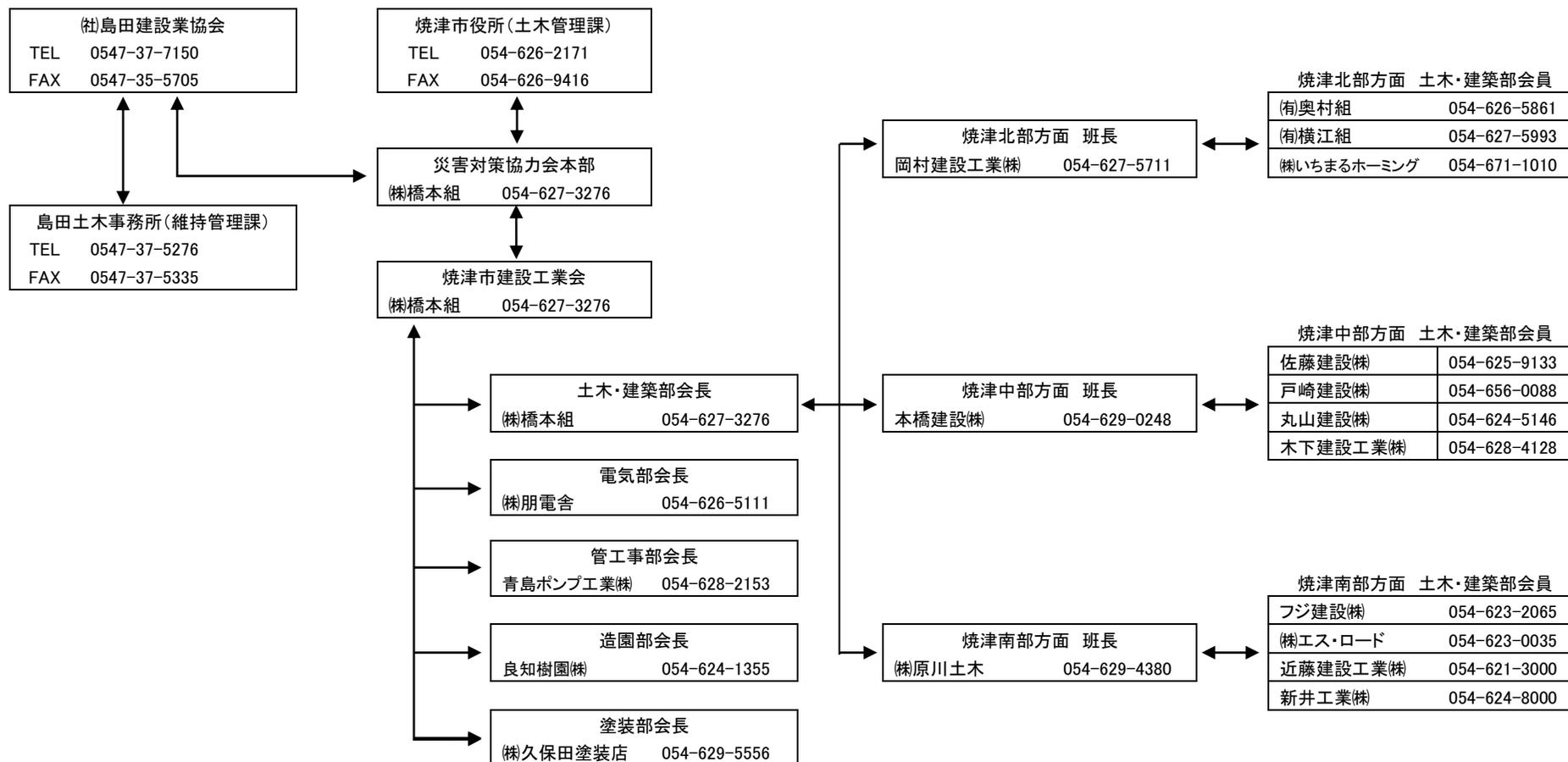
【夜間・休日の場合】



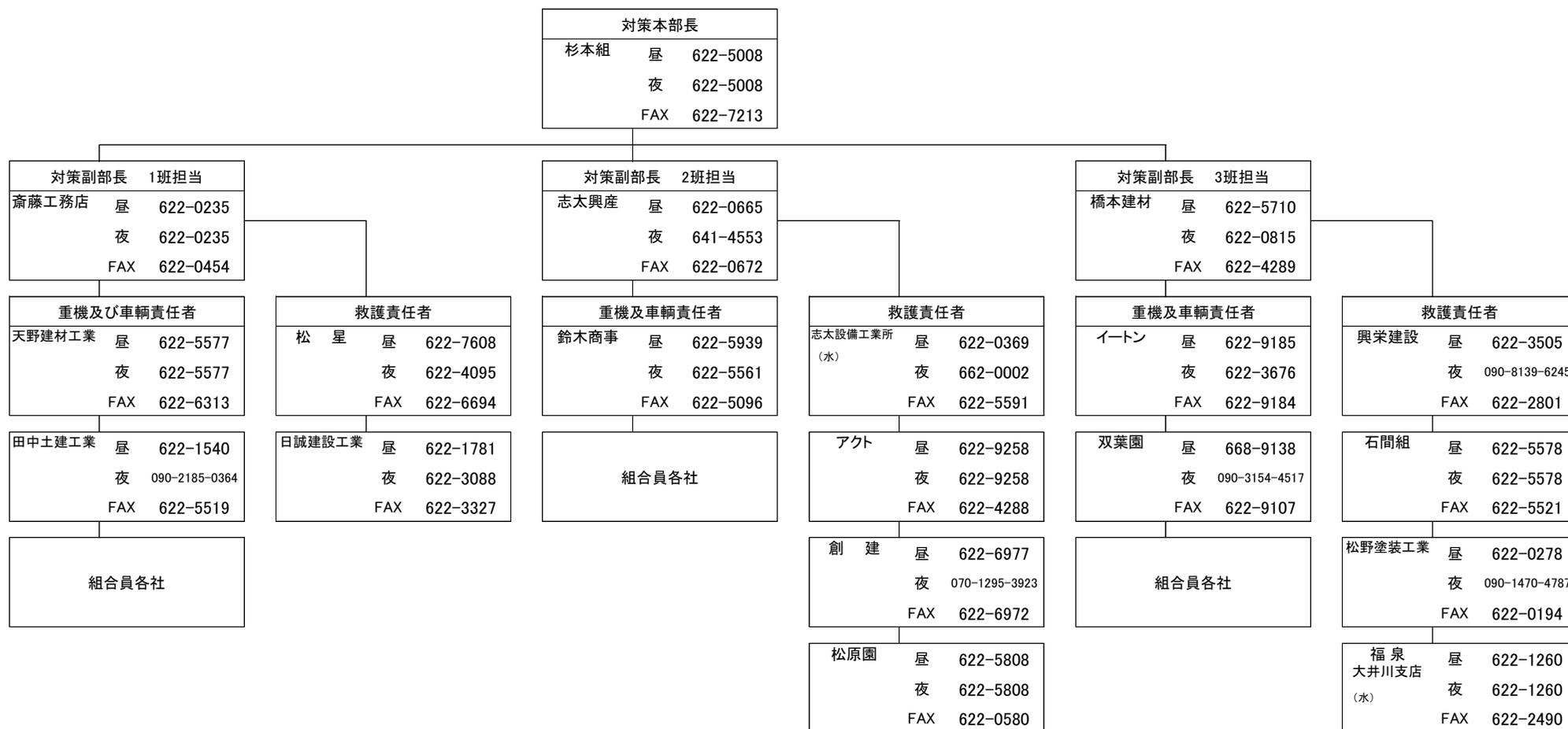
焼津市建設工業会地震等災害対策協力会本部組織編成表



建設工業会災害発生時における緊急連絡網



大井川建設業協会災害発生時における緊急連絡網



(水)・・・水道関係

気象注意報、警報等の種類及び発表基準一覧表

(静岡地方気象台 令和4年5月26日現在)

焼津市	府県予報区		静岡県		
	一次細分区域		中部		
	市町村等をまとめた地域		中部南		
警報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準	24	
		土砂災害	土壌雨量指数基準	159	
	洪水		流域雨量指数基準	小石川流域=8.4、黒石川流域=10、木屋川流域=9.8、栃山川流域=10、志太田中川流域=6.6	
			複合基準※	木屋川流域=(11, 8.8) 栃山川流域=(11, 9)	
			指定河川洪水予報による基準	大井川[細島]、瀬戸川水系 瀬戸川・朝比奈川[勝草橋・横内橋]	
	暴風		平均風速	陸上:20m/s 海上:25m/s	
	暴風雪		平均風速	陸上:20m/s 雪を伴う 海上:25m/s 雪を伴う	
	大雪		降雪の深さ	平地:12時間降雪の深さ10cm 山地:12時間降雪の深さ20cm	
	波浪		有義波高	6.0m	
	高潮		潮位	1.5m	
	注意報	大雨		表面雨量指数基準	14
			土壌雨量指数基準	101	
洪水			流域雨量指数基準	小石川流域=6.7、黒石川流域=8、木屋川流域=7.8、栃山川流域=8、志太田中川流域=5.2	
			複合基準※	小石川流域=(7, 6.7) 黒石川流域=(7, 7.3) 木屋川流域=(7, 7.8) 栃山川流域=(11, 8) 志太田中川流域=(7, 5) 瀬戸川流域=(13, 31.2)	
			指定河川洪水予報による基準	大井川[細島]、瀬戸川水系 瀬戸川・朝比奈川[勝草橋・横内橋]	
強風			平均風速	陸上:12m/s 海上:15m/s	
風雪			平均風速	陸上:12m/s 雪を伴う 海上:15m/s 雪を伴う	
大雪			降雪の深さ	平地:12時間降雪の深さ5cm 山地:12時間降雪の深さ10cm	
波浪			有義波高	3.0m	
高潮			潮位	1.1m	
雷			落雷等により被害が予想される場合		
濃霧			視程	陸上:100m 海上:500m	
乾燥			最小湿度30%で、実効湿度50%		
なだれ			1. 降雪の深さが30cm以上であった場合 2. 積雪が40cm以上あって最高気温が15℃以上の場合		
低温			冬期:最低気温-4℃以下		
霜		早霜・晩霜期に最低気温4℃以下			
着氷・着雪		著しい着氷(雪)が予想される場合			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm		

※(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

特別 警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
	高潮		高潮になると予想される場合
	波浪		高波になると予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。

被害程度の認定基準

	被害項目等	認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要がある者のうち、1月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要がある者のうち、1月未満で治癒できる見込みの者とする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	一つの独立した建物
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元しえない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部損壊	全壊および半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
非住家被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 非住家被害は、全壊または半壊の被害のみを記入する
	公共建物	公用または公共の用に供する建物とする。（役場庁舎、公民館、公立保育所等）
	その他	公共建物以外の建物（倉庫、土蔵、車庫等）
その他	田の流失、埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失、埋没	田の例に準じて取り扱う
	畑の冠水	

	被害項目等	認定基準
その他	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設、又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理およびし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀または石塀の箇所数とする。
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
り災者	り災世帯の構成員とする。	
発火生災	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。	
被害金額	県庁内各課は次の施設等について被害金額を報告する。	
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象とする施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。

被害金額	公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については当面、被害見込み額とし、確定し次第、査定済額を報告する。	
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

被害速報(随時)

(県危機対策課)

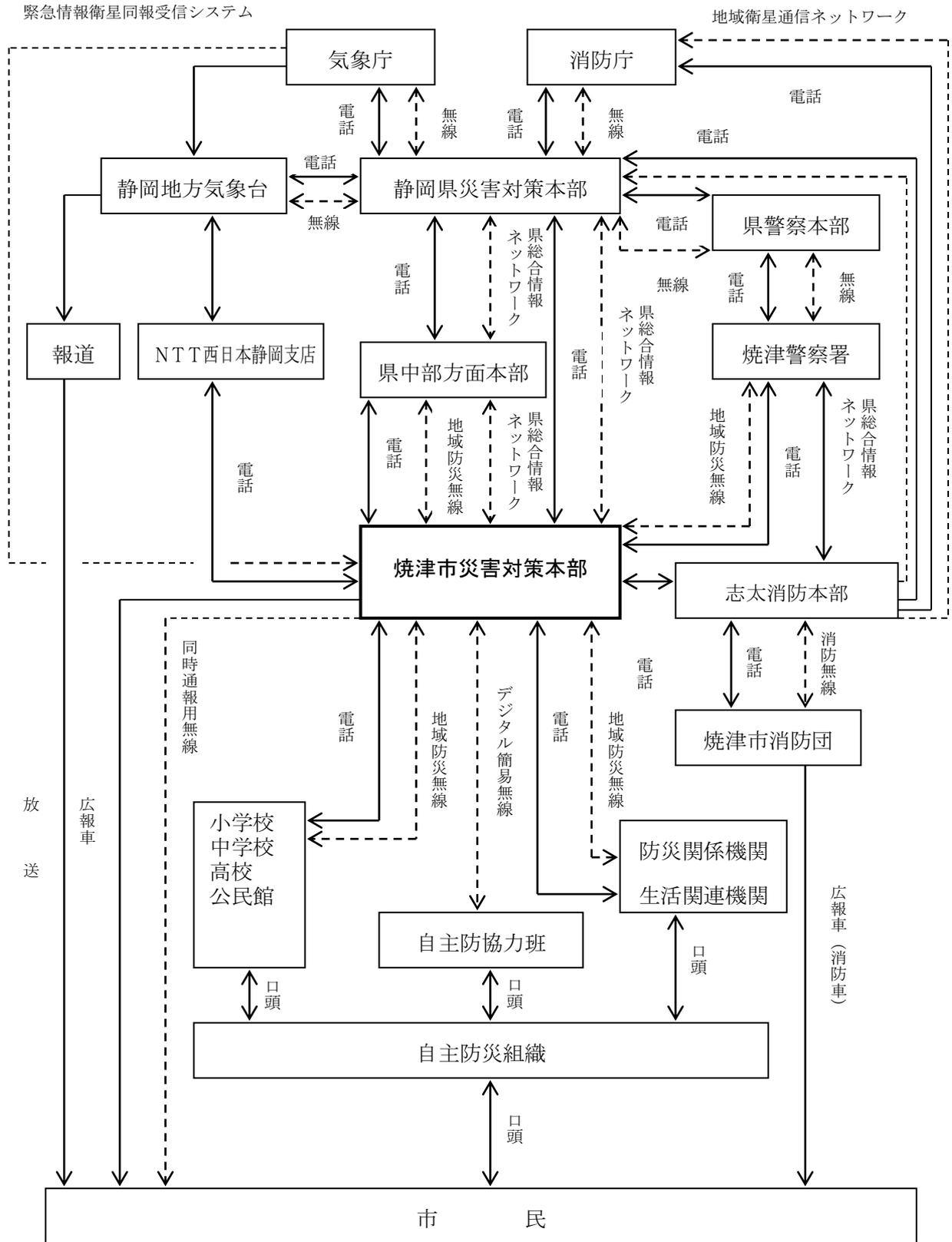
- 1 人的被害
 2 住家被害
 3 その他の被害
- { 非住家・道路・橋梁・河川・砂防・崖崩れ・港湾
 漁港・田畑・文教施設・病院・水道・鉄道・通信
 船舶・その他() } の被害
 (該当項目に○印)

供覧								
情報源	住民	消防団	自主防	確認	確認済(どこで)		警察	
	その他()				未確認	その他		
市町名	第 号		調査者	課	発信者	発信時間	月	日
	第 号						時	分
方面本部名	第 号		受信者		発信者	発信時間	月	日
	第 号						時	分
本部	第 号		受信者		受信時間		月	日
	第 号						時	分
件名			(第 報) 月 日 時 分現在					
発生	日 時							
	場 所							
	原 因							
状 況								
(人的被害)								
・ 被害者の住所氏名								
・ 年令等								
(住家被害)								
・ 居住者名								
・ 避難状況等								
(その他の被害)								
・ 路線、河川名								
・ 被災延長、崩土量								
・ 規制内容								
・ 復旧見込等								
死 者	行方不明	負 傷 者	全 壊	半 壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	
人	人	重傷 人	棟	棟	棟	棟	棟	
		軽傷 人	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	
		計 人	人	人	人	人	人	
この情報は		警第 号 その他 ()	で記者発表 済			未 発 表		

様式第4号

供 覧						整理 検印 報告								
被害報告受信簿						(市町村 第 報) 月 日 時 分現在								
発信者	市 町 方面本部 機 関		受信者			受信時刻	月 日 時 分							
災害発生の日時		月 日 時 分												
災害発生の場所		市 町 村												
災害対策本部設置状況		開設 月 日 時 分				廃止 月 日 時 分								
区 分		件 数		備 考		区 分		件 数		備 考				
人的被害	死者	人				そ の 他	崖くずれ		箇所					
		うち災害関連死者		人			鉄道不通		箇所					
	行方不明者		人		被害船舶		隻							
	負傷者	重症		人			水道		戸					
		軽症		人			電話		回線					
住宅被害	全 壊		棟				電 気		戸					
			世帯				ガ ス		戸					
			人				ブロック塀等		箇所					
	半 壊		棟				り 災 世 帯 数		世帯					
			世帯				り 災 者 数		人					
			人				火災発生	建 物		件				
	一 部 損 壊		棟					危 険 物		件				
			世帯					そ の 他		件				
			人				公立文教施設		千円					
	床 上 浸 水		棟				農林水産業施設		千円					
		世帯				公共土木施設		千円						
		人				その他の公共施設		千円						
床 下 浸 水		棟				小 計		千円						
		世帯				公共施設被害市町村数		団体						
		人				そ の 他	農 産 被 害		千円					
非住家	公 共 建 物		棟				林 産 被 害		千円					
	そ の 他		棟				畜 産 被 害		千円					
そ の 他	田	流出・埋没		ha			水 産 被 害		千円					
		冠 水		ha			商 工 被 害		千円					
	畑	流出・埋没		ha		そ の 他		千円						
		冠 水		ha		被 害 総 額		千円						
	学 校		箇所				避難勸告指示の状況	地 区 数		箇所				
	病 院		箇所					避 難 場 所		箇所				
	道 路		箇所					避 難 人 数		人				
	橋 り よ う		箇所				消防職員出動延人数		人					
	河 川		箇所				消防団員出動延人数		人					
	港 湾		箇所				災害対策本部設置時間							
砂 防		箇所				災害対策本部廃止時間								
清 掃 施 設		箇所												

焼津市通信系統図



災害時において優先的に利用できる無線通信施設

機関名	局名	局種	周波数帯	通信所在地	事務所名
焼津警察署	焼津	固	VHF	焼津市道原723	焼津警察署
静岡鉄道	静鉄焼津	基・移	VHF	藤枝市岡部町内谷700-1	岡部営業所
日本通運株式会社	日通焼津	基	VHF	藤枝市小石川町3丁目20-1	日通焼津支店
	日通焼津	通	VHF	焼津市宗高1095-1	日本通運大井川物流センター
東海ガス株式会社	東海ガス本社	基	VHF	焼津市塩津74-3	東海ガス株式会社
静岡県超短波漁業無線協会	静岡県	漁業用	27MHz	焼津市田尻1991-1	静岡県超短波漁業無線協会
スルガ銀行株式会社	駿河銀行焼津	基	VHF	焼津市東小川1丁目3番23号	スルガ銀行焼津支店

災害時における安否不明者の氏名等の公表について（方針）

1 趣旨

災害時、被災地域において安否が分からない者（以下「安否不明者」という。）が多数発生することが予想されるが、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するためには、被災者を早期に特定する必要がある。

安否不明者については、情報の確度が低い状況にあっても、敢えて県がその氏名等を公表することによって、多数の安否情報が得られ、安否不明者の絞り込みが期待できる。これによって、被災者に係る情報の確度が高まり、人命救助活動の効率化が図られる。

このため、災害時における安否不明者の氏名等の公表について方針を定め、災害が発生した場合には、市町等と連携の上、この方針に基づき、安否不明者の氏名等を迅速かつ円滑に公表する。

2 公表の目的

安否不明者を絞り込み、被災者を早期に特定するとともに、自衛隊・海上保安庁・警察等（以下「関係機関」という。）及び消防等による搜索活動や救助活動の効率化を図ることにより、被災後の生存率が高い期間内（概ね72時間以内）での一刻も早い人命救助につなげることを目的とする。

また、実際は無事でありながら安否不明となっている者を減らすことにより、家族等の心配の軽減につながる事となる。

3 安否不明者の定義

安否不明者とは、「災害が発生した地域に居住又は滞在していたと思われる者のうち、災害発生後の一定時点において連絡が取れない者」（本人から家族・市町等に連絡できない場合、または、家族・市町等から本人に連絡しても返信がない場合のいずれかに該当する者）とする。

- （例）・災害が原因で自分の安否を伝えることができない状態となっているため、連絡が取れない者
・いずれかの場所に避難しているが、電話や伝言等の連絡手段を失っていて連絡が取れない者
・旅行や仕事等により外出していて何らかの理由で連絡が取れない者

（参考） 府政防第972号、消防災第132号（令和3年9月）

通知「災害時における安否不明者の氏名等の公表について」

「安否不明者とは、行方不明者となる疑いのある者」とする。

「行方不明者とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者」とする。

4 公表主体

① 住民基本台帳などに基づいて市町が把握した安否不明者の氏名等について、市町が名簿を作成し、県が公表する。または、県と市町が共同で公表する。

② 関係機関が安否不明者の情報を把握した場合は、県が情報提供を受け、公表する。
市町は県が公表した情報を共有する。

（注）国の防災基本計画においては、人的被害の人数については、県が一元的に集約することとなっており、氏名等公表についても、これを準拠し、県が主体となっていくことを原則とする。

5 公表する情報

（1）公表する情報

個人情報保護を基本とした上で、氏名、住所（大字まで）、性別（住民基本台帳記載の性別）を公表する。

年齢は原則として公表対象とせず、可能な場合に限って公表する。

(理由) 住民基本台帳等の生年月日から年齢を計算する場合、業務の負担が大きく、迅速な公表に支障をきたすおそれがあることによる。

(2) 公表しない場合

- ア 被災したことが明らかであり、検索対象場所が特定されているなど行方不明であることが高い確度で判明している場合
- イ ドメスティックバイオレンスやストーカー、児童虐待等の被害者である場合
- ウ 本人の権利利益が不当に侵害されるおそれが認められる場合
- エ 家族等が公表を明らかに拒んでいる場合

6 公表時期の目標

被災後72時間が人命救助に極めて重要な期間であることを踏まえ、公表は発災後概ね48時間以内を目標(目安)とする。

なお、安否情報を円滑に収集するため、公表予定時刻の一定時間前(約6~12時間前)までに、報道機関等に対し、公表の時期を予告するとともに、安否情報の伝達の必要性について、報道を通じて呼びかけてもらえるよう要請する。

(公表時期の早期化は、無事が確認されている者も誤って公表してしまい、後に苦情が出るおそれがあるが、公表の効果を理解し、早期の公表に努める。)

7 公表した情報の活用

公表した情報については、被災して所在が分からない者の搜索活動や救助活動、避難場所や避難所の設置運営、支援物資の調達などの応急対策に活用する。

必要に応じ、被災した範囲内において住戸情報と安否不明者情報を相互に結び付けることにより、搜索マップを作成する。

8 公表までの作業

安否不明者に関する情報については、市町が収集・確認・集約を行い、公表用の名簿を作成するとともに、公表後の安否情報を受け付ける連絡先(窓口、電話番号、メールアドレス等)を定めた上で、以下のとおり作業を進める。

- ① 市町は、災害発生後、人的被害状況を一定程度把握できたとき、または、遅くとも発災から24時間以内に、住民基本台帳又は地図情報に基づき、被災したとみられる地域の住民の名簿作成に着手する。
- ② 県は、災害状況から見た必要性に応じて、電子的地理情報やドローン撮影情報等を活用して、被災したとみられる地域と住戸の範囲を明示する。
- ③ 市町は、市町及び消防等、市町の関係機関に寄せられた安否不明者情報を名簿に追加する。
- ④ 県及び市町は、住民基本台帳では確認できない安否不明者を把握するため、関係機関に対し、通報のあった安否不明者の情報を提供しよう依頼する。
- ⑤ 市町は、個人情報保護を要する者(公表しない場合に該当する者)を確認し、該当者がいた場合は、名簿から除外する。
- ⑥ 市町は、市町職員のほか、被災したとみられる地域の自治会役員や近隣住民等からの情報及び避難者(避難施設の入所者)の情報等に基づき、安否が確認できている者を名簿から削除する。
- ⑦ 市町は、自らが把握した安否不明者と関係機関から情報提供のあった安否不明者について、重複している者を確認した上で、重複者を市町の名簿に掲載する。
- ⑧ 名簿掲載者については、家族等が公表を明らかに拒んでいる場合を除き、同意は得ないこととしてやむを得ない(同意を得ることは作業上困難)。

- ⑨ 市町は、とりまとめた名簿を県に送付する。旅行者など市町を特定できない安否不明者については、県が関係機関から情報提供を受ける。
- ⑩ 発災から48時間以内に、県は、市町から提供を受けた情報と関係機関から提供を受けた情報の内容を精査・確認し、市町・関係機関と公表方法を調整した上で、公表する。公表する対象者が多数で全員分の名簿を整備する時間的な余裕がない場合は、把握分から先行して順次公表する。
- ⑪ なお、公表時期について、作業の進捗状況を見つつ、事前に概ねの日時と、その時点の安否不明者数を公表する。これにより、積極的な情報提供を促す。

9 公表及び追加情報の受付方法

(1) 公表の方法

県及び市町が各ホームページに名簿を掲載するとともに、記者会見や資料提供の方法により報道機関に情報提供する。

名簿の内容に変更・追加があった場合は、市町は内容を更新して県に送付する。県は、関係機関についても同様に、情報提供を受ける。

県は更新後の名簿をホームページに掲載（差し替え）するとともに、報道機関に資料提供する。

(2) 情報収集の方法

公表する際、県・市町・関係機関の安否情報受付先（窓口、電話番号、メールアドレス等）を公示して、情報提供者の便に資するなど円滑な情報収集・情報集約に努める。

10 安否が確認できた場合の取扱い

氏名等の公表により安否（無事又は行方不明、死亡）が確認できた者については、安否の結果情報は公表せず、その都度、名簿から氏名等の情報を削除する。

無事の場合は、公表の目的に鑑み、無事であることを公表する必要はない。

（仮に公表するとした場合は、本人の同意を得る必要があるが、同意を得ることに労力を費やすことで、優先すべき災害対応業務に支障をきたすため）。

死亡・行方不明の場合、その者の氏名等の公表は別に定める方針に基づいて行う。

なお、安否情報の提供等に関する取扱いについては、公表とは別の対応として、災害対策基本法第86条の15の規定に留意する。

11 公表期間

公表後、概ね1週間を経過しても安否不明の状況が継続し、行方不明者と判断された場合には、安否不明者としての氏名等の公表は終了し、行方不明者の氏名等の公表の取扱いに切り替える。

【参考】

1 関連法令等

(1) 静岡県個人情報保護条例（条例第58号）

ア 本人以外の者から個人情報を取得できる場合

第6条（取得の制限）第2項 第3号

「人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき」

イ 実施機関が、利用目的以外の目的のために個人情報を利用、提供できる場合

第11条（利用及び提供の制限）第2項 第4号

「（抜粋）本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」。ただし、第2項では「（抜粋）本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りではない。」と規定。

(2) 災害対策基本法

第86条の15（安否情報の提供等）第1項

「（抜粋）知事又は市町村長は、災害の被災者の安否に関する情報について照会があったときは、回答することができる。」

2 熱海市伊豆山土砂災害の事例

7月5日早朝（災害発生から約44時間後）、県が熱海市と協議し、安否不明者の公表方針を決定。市、警察が該当者の名簿作成に着手。

被災したとみられる地域の住民の名簿作成に当たっては、住宅地図ではなく、住民基本台帳を活用して、地番から住民を抽出して名簿を作成した。

その後、被災地域の町内会長等を市役所に呼んで安否情報を聞き取った。併せて、市が住民基本台帳の閲覧制限等の情報を確認し、ドメスティックバイオレンス等による個人情報保護を要する者を特定した。

住民基本台帳からの抽出作業は数時間を要したが、膨大な作業にはならなかった。

市が把握した住民基本台帳による名簿と警察が把握した通報情報による名簿の照合作業については警察が行った。

名簿作成後の公表に当たっては、市は家族等の同意は取らなかった（同意を得ることを条件とすると、迅速な公表は困難）が、警察では、届出を受理した者について、関係法令に基づき、届出人の意思等を確認した上で、公表する氏名を県に提供した（警察情報は親族等からの届出によるものであり、届出人の意思等を確認する必要があるほか、公表の妥当性について確認を必要としたため）。

7月5日20:30（災害発生から約58時間後）、県が、市把握分64名の氏名等を公表。7月6日13:15（約74時間後）、県と警察が共同で警察把握分5名の氏名等を公表した。

公表後は、続々と安否情報が入り、7月6日までに41名の安否が判明した。市、警察が用意した受付用電話は混乱（輻輳）することはなく機能した。

市の名簿には2名の追加があり、安否不明者として氏名等が公表された者は計71名となった。その後の安否判明により、行方不明となった被災者は27名に特定された。

3 事前準備（あらかじめの備え）

(1) 基本的事項

熱海市の事例では、公表をあらかじめ予定していなかったため、公表決定後、手探りの作業となった。本方針において、手順や留意点も示しているため、それらを参考にし、安否不明者の氏名等公表の訓練を行うことが求められる。

(2) 個別事項**ア 市町における個人情報保護の取扱いの確認**

公表は県が主体的に行うものとするが、市町は、各々の個人情報保護条例等の内容を確認する必要がある。

イ 安否情報受付用連絡先の設置

住民等からの安否情報連絡を受け付ける電話（番号・回線）やメールアドレス等の連絡先を用意する必要がある。

ウ 大規模災害を想定した事前準備

南海トラフ地震等の大規模災害を想定した被災地域の住民名簿の作成、安否不明者の抽出などの方法を検討する必要がある。

災害時における行方不明者の氏名等の公表について（方針）

1 公表の趣旨及び目的

安否不明者の氏名等を公表して概ね 1 週間を経過しても、安否情報が得られない場合は、一時的に連絡が取れないのではなく、その者は被災した可能性がきわめて高いことから、行方不明の状況にあると推定される。

効率的な捜索・救助活動を継続するため、安否不明者を行方不明者に切り替えて、氏名等を公表する。

なお、災害によっては、安否不明者が存在せず、早期に行方不明者が特定されることも想定されるが、この場合も捜索・救助活動の効率化につなげるため、この方針に基づき、市町と調整の上、行方不明者の氏名等を公表する。

2 行方不明者の定義

行方不明者とは「当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者」とする。

（消防庁災害報告取扱要領（平成 24 年 3 月消防応第 49 号）による）

3 公表主体

行方不明者の氏名等について、市町・関係機関（自衛隊・海上保安庁・警察等）からの情報に基づいて、県が公表する。または、県と市町が共同で公表する。

（注）国の防災基本計画においては、人的被害の人数については、県が一元的に集約することとなっており、氏名等公表についても、これを準拠し、県が主体となって行うことを原則とする。

4 公表する情報

（1）公表する情報

個人情報保護を基本とした上で、氏名、住所（大字まで）、性別（住民基本台帳記載の性別）とする。年齢は原則として公表対象とせず、可能な場合に限り公表する。

（理由）住民基本台帳等の生年月日から年齢を計算する場合、業務の負担が大きく、迅速な公表に支障をきたすおそれがあることによる。

（2）公表しない場合

ア 行方不明者の捜索場所が特定されているなど、公表が人命救助活動に資することがないと判断される場合

イ ドメスティックバイオレンスやストーカー、児童虐待等の被害者などの場合

ウ 本人の権利利益を不当に侵害するおそれが認められる場合

エ 家族等が公表を明らかに拒んでいる場合

5 公表した情報の活用

公表した情報については、対象者の捜索活動や救助活動などの応急対策に活用する。

6 公表の時期・期間

安否不明者として概ね 1 週間が経過するなどの理由により行方不明者と判断された時点から公表する。安否不明者としての公表がなかった場合は、行方不明者と特定した時点で公表する。

所在が明らかになった場合は行方不明者としての公表は終了する。

行方不明が長期に及んだ場合、公表は、原則として、災害発生から3ヶ月以内とする。(状況によって延長も可とする。)

7 公表までの作業

安否不明者を公表した場合は、市町と協議の上、安否不明者名簿の表題を「行方不明になられた方」に切り替えて行方不明者名簿とし、県のホームページで公表するとともに、報道機関に提供する。

安否不明者の公表がなかった場合、市町はその都度名簿を作成し、安否不明者の公表作業に準じて行うものとする。この際、家族等の明確な拒否がないことを確認する(災害対応等の業務負担が大きく、優先すべき災害対応事務に支障をきたすため確認作業ができない場合を除く)。

市町は、行方不明者の情報を県に提供し、県は、その内容を精査・確認して公表する。

市町を経由せず、関係機関から直接県に情報提供があった場合は、県は名簿を作成するなど、対象者を精査・確認して公表する。

内容に変更があった場合は、随時、県は市町・関係機関から連絡を受け、名簿を更新してホームページ及び報道機関に資料提供する。

8 公表方法

県及び市町が各ホームページで氏名等(複数の場合は名簿)を掲載するとともに、記者会見や資料提供の方法により報道機関に情報提供する。

追加があった場合は、その都度、同様の方法により情報提供する。

9 行方不明情報の収集・集約

行方不明者に関する情報の連絡先は、県・市町・関係機関の安否情報受付用電話番号等をそのまま活用する。

10 所在が明らかになった場合の公表の可否

無事が確認できた者の情報は公表しないが、死亡の場合は、死亡者の氏名等(複数の場合は名簿)の公表の取扱いによるものとする。

【参考】

1 関連法令等

(1) 防災基本計画（国）

第2編 第2章 第2節

1 災害情報の収集・連絡

(3) 災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡

「(抜粋) 人的被害の数(死者・行方不明者数をいう。)については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。都道府県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。また、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。」

(2) 消防庁災害報告取扱要領（平成24年3月消防庁第49号）

行方不明とは、「当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの」。また、次の場合で、死体が見つからないときは「行方不明者」として計上する。

ア 戸籍法第86条に基づく死亡届が提出されたもの

イ 戸籍法第89条に基づく官公署から市町村長に報告があったもの

ウ 民法第30条に基づく家庭裁判所による失踪宣告がされたもの

エ 災害弔慰金支給法第4条に基づく死亡推定

オ 警察において、当該災害で行方不明との相談・受理をしているもの

カ 住民からの情報提供等により市町村等において行方不明として知り得たもののうち、死亡の疑いがあるもの

(3) 行方不明者発見活動に関する規則（平成21年12月国家公安委員会規則13号）

第2条 第1項

「行方不明者とは、生活の本拠を離れ、その行方が明らかでない者であつて、第6条第1項の規定により届け出がなされたもの」

(4) 戸籍法

第89条

「(抜粋) 水難、火災その他の事変によって死亡した者がある場合には、その取調をした官庁又は公署は、死亡地の市町村長に死亡の報告をしなければならない。」

(5) 災害弔慰金の支給等に関する法律（法律第82号）

第4条（災害による死亡の推定）

「災害の際現にその場にいられた者につき、当該災害のやんだ後三月間その生死がわからない場合には、災害弔慰金に関する規定の適用については、その者は、当該災害によって死亡したものと推定する。」

(6) 静岡県個人情報保護条例（条例第58号）

ア 本人以外の者から個人情報を取得できる場合

第6条（取得の制限）第2項 第3号

「人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき」

イ 実施機関が、利用目的以外の目的のために個人情報を利用、提供できる場合

第11条（利用及び提供の制限）第2項 第4号

「(抜粋) 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」。ただし、第2項では「(抜粋) 本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りではない。」と規定。

災害による死亡者の氏名等の公表について（方針）

1 趣旨

災害による死亡者の情報については、国の防災基本計画において、市町村・関係機関が把握している人的被害の「人数」を都道府県が一元的に集約し、調整を行うものとされているが、死亡者の「氏名等の公表」に関する法令や基準は存在しない。

また、個人情報保護条例については、死者に適用される規定がない。

このため、県は、災害時における死亡者の氏名等の公表について方針を定め、災害が発生した場合は、この方針に基づき、市町等と連携の上、災害による死亡者の氏名等を公表する。

2 公表の目的

災害による住民の死亡情報は、被災地域において、自主防災活動や連帯感・コミュニティ維持の観点から重要であり、公表により地域住民の情報共有や生活支援に資することとする。

また、安否不明者や行方不明者の氏名等を公表した場合は、住民に広く情報提供を求め中、死亡者の氏名等についても、各不明者の情報と一体的・継続的に公表することで、効率的で円滑な搜索活動や救出救助活動につなげる。

さらに、死亡者が多数の場合は、公表により死亡の事実を明確にし、情報管理上の正確性を確保する。

3 死亡者の定義

死亡者とは、「市町が、災害が原因で死亡したと認定した者」とする。

災害関連死として認定した者は、公表の対象とはしない。ただし、時期や人数、原因等の状況によっては、公表の対象とする場合もある。

（参考）消防庁災害報告取扱要領；平成 24 年 3 月消防庁第 49 号

当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者

4 公表主体

死亡者の氏名等について、市町・関係機関（自衛隊・海上保安庁・警察等）からの情報に基づいて、県が公表する。または、県と市町が共同で公表する。

（注）国の防災基本計画においては、人的被害の人数については、県が一元的に集約することとなっており、氏名等公表についても、これを準拠し、県が主体となって行うことを原則とする。

5 公表する情報

（1）公表する情報

個人情報保護の考え方に準じ、かつ、遺族が承諾した範囲内で、氏名、住所（大字まで）、性別（住民基本台帳記載の性別）、年齢を公表する。

なお、死亡確認日及び災害死亡認定日は名簿には掲載しないが、公表して差し支えない。

（2）公表しない場合

ア 災害の規模や該当者の被災状況、人数などにより、明らかに公表の趣旨・目的に適さない場合

イ ドメスティックバイオレンスやストーカー、児童虐待等の被害者である場合

ウ 本人の権利利益が不当に侵害されるおそれが認められる場合

エ 遺族が公表を承諾しない場合

なお、遺族がない場合又は遺族と連絡が取れない場合は、公表によって縁者が名乗り出る可能性があることを考慮し、公表する。

6 公表した情報の活用

公表した情報については、安否不明者や行方不明者の把握・確認、捜索活動や救出救助活動、被災者支援などの応急対策に活用する。

7 公表の時期

市町が災害による死亡を認定した場合、その都度、公表する。

なお、公表は、原則として、災害発生から3ヶ月以内とする。

災害発生から3ヶ月経過後に死亡が認定された場合は、その認定による氏名等の公表から3ヶ月以内とする。

8 公表までの作業

心肺停止者が発見された後、医師による検案及び警察等による検視を行う。

その後、災害が原因で死亡したことを市町が認定する。なお、市町による災害死亡認定の時点では、遺体の状態から死亡者が誰であるか特定できない場合がある。

警察等による鑑定作業により死亡者の身元が判明した場合は、市町は遺族に対し、氏名等の公表について承諾を得る。

市町は、死亡者の情報を県に提供（複数の場合は死亡者の名簿を作成して県に送付）し、県は内容を精査・確認する。

県、または、県と市町が共同で死亡者を「亡くなられた方」として公表する。

なお、安否不明者・行方不明者の氏名等を公表しなかった場合、死亡者の氏名等の公表については、災害の状況等に応じ、県と市町等が調整した上で個別に検討し、是非を判断する。

9 公表方法

県及び市町が各ホームページで氏名等（複数の場合は名簿）を掲載するとともに、記者会見や資料提供の方法により報道機関に情報提供する。

追加があった場合は、その都度、同様の方法により情報提供する。

【参考】**1 防災基本計画（国）**

第2編 第2章 第2節

1 災害情報の収集・連絡

(3) 災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡

「(抜粋) 人的被害の数(死者・行方不明者数をいう。)については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。都道府県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。また、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。」

2 死者の個人情報保護

個人情報保護条例(条例第58号)による個人情報は、死亡者には適用されない。ただし、遺族の個人情報は保護されなければならないことから、死亡者の情報については、遺族の意思を尊重する必要がある。(県法務文書課)

3 戸籍法

第89条

「(抜粋) 水難、火災その他の事変によって死亡した者がある場合には、その取調をした官庁又は公署は、死亡地の市町村長に死亡の報告をしなければならない。」

災害救助法発令焼津市適用基準

市人口 136,845人（令和2年 国勢調査）

対象災害の種類

暴風、豪雨、地震、津波、その他異常な自然現象の外に、大規模な火事又は爆発、放射性物質の大量放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没等があり、同一災害の被害程度に基づき法適用を決定する。

例外として次の場合は社会的混乱の同一性があれば一つの災害とみなす。

- ア 同時又は相接近して異なる原因による災害
- イ 時間的に接近して、市内の別の地域での同種又は異なる災害

適用基準

- 1 市区域内において、100世帯以上の住家が滅失したとき。（施行令第1条第1項第1号適用）
- 2 県の区域内において、2,500世帯以上の住家が滅失した場合であって、市の区域内の人口に応じ、前記1の半数以上の世帯の住家が滅失したとき。（〃第2号適用）
- 3 県の区域内において、12,000世帯以上の住家が滅失した場合であって、市区域内の被害世帯数が多数であるとき。（〃第3号前段適用）

「多数」とは概ね5世帯以上とし、市内の被害が特に援助を要する状態であると判断されたとき

- 4 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。（〃第3号後段適用）

「特別の事情」とは次の2つの場合

- ①生活必需品等の給与に特殊の補給方法を必要とする場合
 - ②救出について特殊の技術を必要とする場合
- 5 多数の者が生命又は身体に危険を受け、又は受けるおそれが生じたとき。（〃第4号適用）
 - ①多数の者が避難して継続的に救助を必要とする場合
 - ②特殊の補給方法又は特殊の救出技術を必要とする場合

災害救助法費用限度額

救助の種類	対 象	費用の範囲	費用の限度額	期 間	特別基準	備 考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受ける恐れがある者	設置維持及び管理のための経費 1 賃金職員雇上費 2 消耗品器材費 3 建物(器物)使用謝金 4 借上費 5 購入費 6 光熱水費 7 仮設便所等の設置費	・基本額 1人1日当り 330円以内 ・高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出可能	災害発生から7日以内 (内閣総理大臣協議で延長あり)	期間延長	・限度額は市町村全体で調整可能 ・輸送費は別途計上 ・仮設便所、仮設風呂、間仕切等のリース可 ・収容する者は居住地の有無には関係ない ・旅館、ホテル等の借上も可能(県との協議要)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	設置維持及び管理のための経費 1 賃金職員雇上費 2 消耗品器材費 3 建物(器物)使用謝金 4 借上費 5 購入費 6 光熱水費 7 仮設便所等の設置費	・基本額 1人1日当り 330円以内 ・高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出可能	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間 (災害が発生し、継続して避難所の給与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	期間延長	・限度額は市町村全体で調整可能 ・輸送費は別途計上 ・仮設便所、仮設風呂、間仕切等のリース可 ・収容する者は居住地の有無には関係ない ・旅館、ホテル等の借上も可能(県との協議要)
応急仮設住宅の供与 【建設型応急住宅】	住家が全壊・全焼・流失し居住する住家がない者で、自らの資力では住宅を得ることができない者(世帯)	1 原材料費 2 労務費 3 付帯設備工事費 4 輸送費及び建築事務費等の一切の経費	(規模) 実施主体が地域の実状・世帯構成等に応じて設定 (限度額) 1戸当り 6,285,000円以内 (集会施設) 50戸以上設置の場合に設置可能 50戸未満の場合でも小規模施設を設置可能(厚生労働省と協議)	・災害発生から20日以内に着工 (内閣総理大臣協議で延長あり) ・供与期間2年以内	限度額の引き上げ 着工期間の延長	・該当者の選考については選考委員会等により適正に実施することも一つの方法である ・収容する者は居住地の有無には関係ない ・原則公用地を利用 ・「福祉仮設住宅」を設置できる
応急仮設住宅の供与 【賃貸型応急住宅】	住家が全壊・全焼・流失し居住する住家がない者で、自らの資力では住宅を得ることができない者(世帯)	家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等貸主又は仲介業者との契約に必要な費用	(規模) 実施主体が地域の実状・世帯構成等に応じて設定	・災害発生から速やかに借り上げ ・供与期間2年以内	限度額の引き上げ	・該当者の選考については選考委員会等により適正に実施することも一つの方法である ・収容する者は居住地の有無には関係ない
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に避難している者 2 住家が被害を受け又は災害により現に炊事のできない者 3 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者 4 社会福祉施設の入所者(施設自らでは調理することができない状況の場合)	1 主食費 2 副食費(品目、数量については制限なし) 3 燃料費 4 雑費 5 料理済食品購入費等	1日1人当り 1,160円以内	災害発生から7日以内 (内閣総理大臣協議で延長あり)	期間延長	・現物給与 ・1日3食で計算 ・学校給食法に基づく、小中学校への学校給食は非対象 ・被災者分に限られ、救助作業に従事する者は対象外

救助の種類	対 象	費用の範囲	費用の限度額	期 間	特別基準	備 考								
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事用の水に限る)	水の購入費 給水及び浄水に必要な機械、器具の借上げ、修繕及び燃料の経費 薬品及び資材の経費	当該地域における通常の実費	災害発生から7日以内 (内閣総理大臣協議で延長あり)	期間延長	・給食のため特別な備品購入の際は救助完了後に換金処分必要 ・輸送費、人件費は別途計上 ・市を含む一部事務組合からの購入費は非対象								
被服・寝具その他の生活必需品の給与又は貸与	1 住家の全半壊(焼)、流失、床上浸水等で生活上必要な日用品等を喪失し、日常生活を営むことが困難な者 2 生活上必要な最小限度の家財を喪失した者 3 生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 被服 2 寝具 3 身の回り品 4 日用品 5 炊事用具、食器 6 光熱材料	1 夏期(4~9月)冬期(10~3月)の季別は災害発生日を以て決定する 2 下記金額表の範囲内	災害発生から10日以内 (内閣総理大臣協議で延長あり)	1 期間延長 2 季別変更 3 限定額引き上げ	1 現物給付に限る 2 事前購入した給与品を払出した場合は、当該地域における時価をもって精算する。								
							区 分	季 別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上は1人増すごとに加算
							全壊・全焼・流失	夏期(4月~9月)	18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	54,200円	7,900円
								冬期(10月~3月)	31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	11,400円
							半壊・半焼・床上浸水	夏期(4月~9月)	6,100円	8,300円	12,400円	15,100円	19,000円	2,600円
冬期(10月~3月)	10,000円	13,000円	18,400円	21,900円	27,600円	3,600円								
医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 診療 2 薬剤又は治療材料の支給 3 処置、手術その他の治療及び施術 4 病院又は診療所への収容 5 看護	1 救護班…使用した薬剤治療材料等実費 2 病院・診療所…国民健康保険の診療報酬の額以内 3 施術者…当該地域における協定料金の額以内	災害発生から14日以内 (内閣総理大臣協議で延長あり)	期間延長	1 原則として救護班により行われる応急的な医療が対象であり、医療機関における医療は保険診療等で行う。ただし、真にやむを得ない場合は医療機関での応急的な医療に限り法による医療対象とする途もある。 2 患者輸送費は別途計上 3 医療を必要とするに至った原因を問わない 4 患者自身の経済的能力の如何を問わない 5 被災者のみに限定されない								
助 産	災害発生日以前又は、以後7日以内に分娩した者で、災害のための助産の途を失った者(死産、流産を含み、現に助産を要する状態にある者)	1 分娩の介助 2 分娩前後の処置 3 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料	1 救護班…使用した衛生材料等の実費 2 助産師…慣行料金の100分の80以内の額	分娩した日から7日以内 (内閣総理大臣協議で延長あり)	期間延長	・妊娠等の輸送費は別途計上								
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	借上費、購入費 修繕費 燃料費	当該地域における通常の実費	災害発生から3日以内 (内閣総理大臣協議で延長あり)	期間延長	1 賃金職員雇上費及び輸送費は別途計上 2 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う								

救助の種類	対象	費用の範囲	費用の限度額	期間	特別基準	備考
被災した住宅の応急修理	1 住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理ができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊（焼）した者	修理用原材料費、労務費、材料輸送費、工事事務費等	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当り 1 大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000円以内 2 半壊又は半焼に準ずる程度（損害割合10%以上20%未満）の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内	着工：発生より可能な限り早い時期 完了：発生の日から1ヶ月以内 （内閣総理大臣協議で延長あり）	期間延長	1 現物支給 2 所得証明等により客観的に資力がないことを確認する 3 全壊認定の住家や床上浸水のものとは含まれない 4 同一住家に2以上の世帯が居住している場合は、1世帯とみなす 5 アパート等で1室1世帯のものは各室を1戸とみなす
学用品の給与	住家の全半壊（焼）、流失、床上浸水等で学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	教科書、教材	教育委員会が承認している資材を供与するための実費	災害発生から1ヶ月以内 （内閣総理大臣協議で延長あり）	期間延長	・入進学時には実情に応じ支給する ・特別支援学校等を含む（幼稚園、専門学校生、大学生は非該当） ・特別な事情が無い限り、転出者へ給与する必要は無い
		文房具、通学用品	小学校児童1人当り 4,500円以内 中学校生徒1人当り 4,800円以内 高等学校生徒1人当り 5,200円以内	災害発生から15日以内 （内閣総理大臣協議で延長あり）		
埋葬	災害の際死亡したものを対象にして実際に埋葬を実施する者	棺（付属品を含む）、埋葬（火葬）料、これに伴う輸送費賃金、職員雇上費、骨つぼ及び骨箱	1体当り・・・12歳以上 215,200円以内 12歳未満 172,000円以内	災害発生から10日以内 （内閣総理大臣で延長あり）	埋葬期間延長	・遺族等が埋葬をできない場合や遺体の引き渡しができない場合に法による埋葬を行う ・供花、供物は非対象 ・外国人の場合、風俗、習慣、宗教等の違いに配慮すること ・死亡した原因、場所の如何を問わない（犯罪等の疑いのある場合を除く）
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ四圍の事情から既に死亡していると推定されている者	捜索に必要な機械、器具等の借上費、購入費、修繕費、燃料費	当該地域における通常の実費	災害発生から10日以内 （内閣総理大臣協議で延長あり）	期間延長	1 輸送費、賃金職員雇上費は別途計上 2 死亡原因の如何を問わない（犯罪等の疑いのある場合を除く） 3 死亡した者の居住地の法適用の有無及び死亡した者の住家の被害状況は関係ない
死体の処理	災害の際、死亡した者に死体に関する処理（埋葬を除く）	洗浄、縫合、消毒等	1体当り3,500円以内	災害発生から10日以内 （内閣総理大臣協議で延長あり）	処理期間延長	1 検案は原則として救護班 2 一時保存用ドライアイス購入等の経費は通常の実費を加算 3 輸送費、賃金職員雇上費は別途計上
		一時保存	既存建物借上…借上に要する通常の実費 既存建物以外…1体当り5,400円以内			
		検案	救護班以外は慣行料金			

救助の種類	対 象	費用の範囲	費用の限度額	期 間	特別基準	備 考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれ、生活上支障があり、自力除去ができない者	除去に必要な機械・器具等の借上費、購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等	1世帯当たり 137,900円以内	災害発生から10日以内 (内閣総理大臣協議で延長あり)	期間延長	1 現物給付として実施 2 費用は市町村で限度以内であれば調整可能 3 日常生活を営める場合、実施の必要なし
輸送費及び賃金職員等雇上費(法第4条第1項)	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分等に係る輸送又は必要な賃金職員等	1 輸送費…運賃、借上料、消耗器材費、修繕費 2 賃金職員雇上費…左記業務を行うために雇上げた賃金職員に支払う賃金	当該地域における通常の実費	それぞれの救助が行われている期間内	各救助期間が延長されれば、それに伴い延長される	輸送費、賃金職員雇上費が含まれている救助の種類は次のとおりで、これらについて別枠で輸送費、賃金職員雇上費は支出不可 1 避難所の設置 2 応急仮設住宅 3 住宅の応急修理 4 埋葬 5 障害物除去
輸送費及び賃金職員等雇上費(法第4条第2項)	1 避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 2 避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費	1 輸送費…運賃、借上料、消耗器材費、修繕費 2 賃金職員雇上費…左記業務を行うために雇上げた賃金職員に支払う賃金	当該地域における通常の実費	それぞれの救助が行われている期間内	各救助期間が延長されれば、それに伴い延長される	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1項第1号から第4号までに規定する者(右記の職種)	実費弁償に要した経費	1人1日当たり	救助の実施が認められる期間内	各救助期間が延長されれば、それに伴い延長される	時間外勤務手当及び旅費は別途定める
		医師、歯科医師	22,600円以内			
		薬剤師	16,900円以内			
		保健師、助産師、看護師、准看護師	15,800円以内			
		診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士	16,900円以内			
		救急救命士	14,700円以内			
		歯科衛生士	16,900円以内			
		土木技術者、建築技術者	16,400円以内			
		大工	28,200円以内			
		左官	26,700円以内			
とび職	25,700円以内					

(静岡県 令和5年度版災害救助の手引き)

市長以外の指示権者、根拠規定

指示権者	根拠法
警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
海上保安官	災害対策基本法第61条
都道府県知事又はその命を受けた吏員	地すべり等防止法第25条
都道府県知事、その命を受けた職員又は水防管理者	水防法第21条、第29条、第30条
災害派遣時等の部隊等の自衛官	自衛隊法第94条

災害対策基本法第61条(警察官等の避難の指示)

前条第一項又は第三項の場合において、市町村長が同条第一項に規定する避難のための立退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。

警察官職務執行法第4条(避難等の措置)

警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

地すべり等防止法第25条(立退の指示)

都道府県知事又はその命じた職員は、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域内の居住者に対し避難のために立ち退くべきことを指示することができる。この場合においては、都道府県知事又はその命じた職員は、直ちに、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

水防法第21条(警戒区域)

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

水防法第29条(立退きの指示)

洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

水防法第 30 条（知事の指示）

水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

自衛隊法第 94 条（災害派遣時等の権限）

警察官職務執行法第四条 並びに第六条第一項、第三項及び第四項の規定は、警察官がその場に行っていない場合に限り、第八十三条第二項、第八十三条の二又は第八十三条の三の規定により派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同法第四条第二項中「公安委員会」とあるのは、「防衛大臣の指定する者」と読み替えるものとする。

地震に係る避難所一覧表

自主防災会	避難所
焼津第 1	焼津南小学校・二区コミュニティ防災センター・三区コミュニティ防災センター
焼津第 2	焼津中学校・四区コミュニティ防災センター
焼津第 3	焼津東小学校・新屋コミュニティ防災センター
焼津第 4	焼津西小学校
焼津第 5	大村中学校・第5コミュニティ防災センター
焼津第 6	大村中学校
焼津第 7	大村公民館
豊田第 8	焼津文化会館
豊田第 9	豊田小学校
豊田第 10	豊田中学校・保福島体育館
小川第 11	小川中学校
小川第 12	(県)焼津水産高等学校・小川新地コミュニティ防災センター
小川第 13	小川小学校・小川第 13 コミュニティ防災センター
港第 14	小川小学校・港小学校・石津コミュニティ防災センター
東益津第 15	東益津小学校・坂本コミュニティ防災センター
東益津第 16	東益津中学校
東益津第 17	東益津中学校・浜当目コミュニティ防災センター
大富第 18	大富小学校・大富中学校
大富第 19	大富中学校・黒石小学校
大富第 20	大富小学校・大富中学校・大島体育館
和田第 21	和田小学校
和田第 22	和田中学校
港第 23	港中学校
中島第 1 町内会	大井川体育館
中島第 2 町内会	大井川体育館
飯淵第 1 町内会	大井川体育館
飯淵第 2 町内会	大井川南小学校・大井川港コミュニティ防災センター
飯淵第 3 町内会	大井川南小学校
利右衛門第 1 町内会	大井川南小学校・大井川港コミュニティ防災センター
利右衛門第 2 町内会	大井川南小学校
利右衛門第 3 町内会	大井川南小学校・利右衛門地区コミュニティ防災センター
吉永第 1 町内会	大井川南小学校・吉永地区コミュニティ防災センター
吉永第 2 町内会	大井川南小学校・吉永地区コミュニティ防災センター
吉永第 3 町内会	大井川南小学校
吉永第 4 町内会	大井川南小学校
高新田第 1 町内会	大井川南小学校
高新田第 2 町内会	高新田地区コミュニティ防災センター

自主防災会	避難所
高新田第3町内会	高新田地区コミュニティ防災センター
高新田第4町内会	高新田東地区コミュニティ防災センター
宗高第1町内会	(県)清流館高等学校
宗高第2町内会	大井川中学校
宗高第3町内会	大井川東小学校
宗高第4町内会	大井川中学校
宗高第5町内会	大井川東小学校
宗高第6町内会	大井川中学校
上小杉第1町内会	(県)清流館高等学校
上小杉第2町内会	(県)清流館高等学校
上小杉第3町内会	(県)清流館高等学校
上小杉第4町内会	(県)清流館高等学校
上小杉第5町内会	(県)清流館高等学校
藤守第1町内会	大井川東小学校
藤守第2町内会	大井川東小学校
藤守第3町内会	大井川東小学校・藤守地区コミュニティ防災センター
藤守第4町内会	大井川東小学校・藤守地区コミュニティ防災センター
下小杉町内会	大井川東小学校・下小杉地区コミュニティ防災センター
相川第1町内会	大井川西小学校
相川第2町内会	大井川西小学校
相川第3町内会	大井川西小学校
相川第4町内会	大井川西小学校
西島町内会	大井川体育館
上泉第1町内会	大井川西小学校
上泉第2町内会	大井川西小学校
上泉第3町内会	大井川西小学校
下江留第1町内会	大井川西小学校
下江留第2町内会	大井川西小学校
下江留第3町内会	大井川中学校
下江留第4町内会	大井川中学校
上新田第1町内会	大井川西小学校
上新田第2町内会	(県)清流館高等学校
上新田第3町内会	大井川西小学校
つつじ平第1町内会	大井川西小学校
つつじ平第2町内会	大井川西小学校
つつじ平第3町内会	大井川西小学校
つつじ平第4町内会	大井川西小学校
つつじ平第5町内会	大井川西小学校
つつじ平第6町内会	大井川西小学校

避難所一覽表

災害の種類			南トラ 臨時情報	名 称	所 在 地 (UTMホイント)	避難所面積	地域防災無線	
地震・ 津波	風水害	土砂災害					ID	種別
○	○			二区コミュニティ防災センター	本町 5-9-1 (54STD55136095)	475 m ²	701	可搬局
○	○			三区コミュニティ防災センター	本町 2-13-18 (54STD55316144)	531 m ²	706	可搬局
○	○			四区コミュニティ防災センター	焼津 6-10-17 (54STD54736141)	497 m ²	704	可搬局
○	○			第5コミュニティ防災センター	駅北 5-1-24 (54STD55076248)	538 m ²	703	可搬局
○	○			小川新地コミュニティ防災センター	小川新町 1-11-2 (54STD55136064)	534 m ²	708	可搬局
○	○	○		浜当目コミュニティ防災センター	浜当目 3-1-45 (54STD56086286)	639 m ²	700	可搬局
○	○			新屋コミュニティ防災センター	本町 1-3-28 (54STD55226171)	529 m ²	702	可搬局
○	○			石津コミュニティ防災センター	石津 1233-1 (54STD54595890)	744 m ²	705	可搬局
○	○	○		坂本コミュニティ防災センター	坂本 971-5 (54STD54316440)	403 m ²	707	可搬局
○	○			小川第13コミュニティ防災センター	小川 3118 (54STD54975982)	539 m ²	709	可搬局
○	○			利右衛門地区コミュニティ防災センター	利右衛門 2559-2 (54STD52975274)	363 m ²	711	可搬局
○	○			吉永地区コミュニティ防災センター	吉永 1933-1 (54STD53355320)	380 m ²	712	可搬局
○	○			高新田地区コミュニティ防災センター	高新田 1853-1 (54STD53615352)	379 m ²	713	可搬局
○	○			高新田東地区コミュニティ防災センター	高新田 2172-2 (54STD53825414)	380 m ²	714	可搬局
○	○			藤守地区コミュニティ防災センター	藤守 2025 (54STD54645505)	384 m ²	715	可搬局
○	○			下小杉地区コミュニティ防災センター	下小杉 537 (54STD54455555)	381 m ²	716	可搬局
○	○			大井川港コミュニティ防災センター	飯淵 2160 (54STD52705195)	477 m ²	710	可搬局
○	○			大村公民館	大覚寺 3-5-5 (54STD53276240)	1,299 m ²	607	半固定局
○	○			焼津文化会館	三ヶ名 1550 (54STD53666133)	8,806 m ²	181	半固定局
○	○			港小学校	石津港町 40-2 (54STD55555870)	1,100 m ²	508	半固定局
○	○			焼津東小学校	栄町 5-14-1 (54STD54966167)	1,032 m ²	500	半固定局
○	○		○	焼津西小学校	塩津 117-1 (54STD54076152)	1,123 m ²	501	半固定局
○	○			焼津南小学校	焼津 5-5-1 (54STD54736092)	1,121 m ²	502	半固定局
○	○			小川小学校	小川 2525 (54STD54585970)	1,152 m ²	504	半固定局
○	○		○	豊田小学校	五ヶ堀之内 2 (54STD52336121)	1,100 m ²	503	半固定局
○	○	○	○	東益津小学校	石脇上 65 (54STD55016381)	1,100 m ²	505	半固定局
○	○		○	大富小学校	中根新田 637 (54STD52535798)	1,100 m ²	506	半固定局
○	○		○	和田小学校	田尻 541 (54STD54945723)	1,041 m ²	507	半固定局
○	○			黒石小学校	大住 1246 (54STD53165977)	1,100 m ²	509	半固定局

災害の種類			南トラ 臨時情報	名 称	所 在 地 (UTMホ ント)	避難所面積	地域防災無線	
地震・ 津波	風水害	土砂災害					ID	種別
○	○			大井川西小学校	上泉 1688-1 (54STD49865588)	1,192 m ²	512	半固定局
○	○		○	大井川東小学校	宗高 428 (54STD52365509)	1,159 m ²	511	半固定局
○	○		○	大井川南小学校	吉永 490 (54STD52525360)	1,343 m ²	510	半固定局
○	○		○	焼津中学校	焼津 2-10-28 (54STD54256132)	1,678 m ²	550	半固定局
○	○		○	大村中学校	大村 3-25-1 (54STD53586211)	1,349 m ²	551	半固定局
○	○		○	小川中学校	東小川 4-21-1 (54STD54466005)	1,359 m ²	553	半固定局
○	○			港中学校	田尻北 584 (54STD55925840)	1,518 m ²	557	半固定局
○	○		○	豊田中学校	小土 301-2 (54STD52646176)	1,355 m ²	552	半固定局
○	○	○	○	東益津中学校	中里 416 (54STD54986359)	1,323 m ²	554	半固定局
○	○		○	大富中学校	中根 1-1 (54STD52975857)	1,541 m ²	555	半固定局
○	○		○	和田中学校	田尻 1984 (54STD55055708)	1,432 m ²	556	半固定局
○	○			大井川中学校	下江留 191 (54STD51325442)	1,636 m ²	558	半固定局
○	○			(県) 焼津水産高等学校	焼津 5-5-2 (54STD54806079)	1,380 m ²	581	半固定局
○	○			(県) 清流館高等学校	上新田 292-1 (54STD50795662)	2,552 m ²	583	半固定局
○	○			(県) 焼津中央高等学校 ※ 帰宅困難者	小土 157-1 (54STD52206171)	2,611 m ²	580	半固定局
○	○			大島体育館	大島 738 (54STD51985665)	619 m ²	—	—
○				保福島体育館	保福島 662 (54STD51536197)	672 m ²	—	—
○				大井川体育館	中島 1183 (54STD50465389)	1,440 m ²	184	半固定局
	○			焼津公民館	本町 5-6-1 (54STD55046113)	1,312 m ²	600	半固定局
	○			小川公民館	小川 2724-1 (54STD54345958)	1,498 m ²	601	半固定局
	○			和田公民館	田尻 1992-2 (54STD54995716)	2,448 m ²	602	半固定局
	○			港公民館	石津港町 40-1 (54STD55515869)	900 m ²	606	半固定局
	○	○		東益津公民館	石脇上 65 (54STD55126372)	1,417 m ²	604	半固定局
	○			豊田公民館	小屋敷 258-1 (54STD52206123)	917 m ²	603	半固定局
	○			大富公民館	中根新田 93-1 (54STD52945844)	1,489 m ²	605	半固定局
	○			大井川公民館	宗高 900 (54STD51545461)	1,157 m ²	608	半固定局
	○			ディスカバリーパーク焼津天文科学館	田尻 2968-1 (54STD55945663)	2,828 m ²	182	半固定局

※避難所合計 55 所（地震・津波 46 箇所、風水害 54 箇所、土砂災害 5 箇所）について、平成 31 年 2 月 21 日、保
福島体育館（地震・津波）について、令和 4 年 2 月 10 日、災害対策基本法に基づく指定避難所に指定した。

※小中学校は IP 電話のため、停電時は Fax が災害時優先電話となる。

※南トラ臨時情報とは、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された際に事前避難のために開設す
る避難所である。

福祉避難所一覧

施設名	備考
焼津市総合福祉会館 ウェルシップやいづ	市有施設
焼津市立養護老人ホーム慈恵園	市有施設
焼津市大井川福祉センター ほほえみ	市有施設
(福) 焼津福祉会 ウェルシップみおし	協定施設
(福) 高風会 暁	協定施設
ゆりかご保育所	協定施設
第三ゆりかご保育所	協定施設
さくら保育園	協定施設
なかよし保育園	協定施設
なかよし大富保育園	協定施設
たかくさ保育園	協定施設
特別養護老人ホーム あおい荘	協定施設
特別養護老人ホーム 福聚荘	協定施設
特別養護老人ホーム 高麓	協定施設
特別養護老人ホーム つばさ	協定施設
特別養護老人ホーム 大井川睦園	協定施設
障害者支援施設 大井川寮	協定施設
焼津病院	協定施設
特別養護老人ホーム つばさ豊田	協定施設
特別養護老人ホーム 大富陽光園	協定施設
介護老人保健施設 ケアセンターゆうゆう	協定施設
介護老人保健施設 シーサイド浜当目	協定施設
介護老人保健施設 コミュニティーケア高草	協定施設
介護老人保健施設 コミュニティーケア大井川	協定施設

※福祉避難所施設数 市有施設 3 箇所、協定施設 21 箇所

災害発生時拠点施設

市における災害発生時拠点施設とは、大規模地震等が発生した場合に、救援、救護等の災害応急活動の拠点となる施設を指す。

施設名	所在地	用途						
		災害対策本部	避難場所		避難所	福祉避難所	救護所	その他
			津波避難場所	避難地				
焼津市消防防災センター	石津 728-2	○						
二区コミュニティ防災センター	本町 5-9-1		○		○			
三区コミュニティ防災センター	本町 2-13-18		○		○			
四区コミュニティ防災センター	焼津 6-10-17		○		○			
第5コミュニティ防災センター	駅北 5-1-24		○		○			
小川新地コミュニティ防災センター	小川新町 1-11-2		○		○			
浜当目コミュニティ防災センター	浜当目 3-1-45		○		○			
新屋コミュニティ防災センター	本町 1-3-28		○		○			
石津コミュニティ防災センター	石津 1233-1		○		○			
小川第13コミュニティ防災センター	小川 3118		○		○			
利右衛門地区コミュニティ防災センター	利右衛門 2559-2		○		○			
吉永地区コミュニティ防災センター	吉永 1933-1		○		○			
高新田地区コミュニティ防災センター	高新田 1853-1		○		○			
高新田東地区コミュニティ防災センター	高新田 2172-2		○		○			
藤守地区コミュニティ防災センター	藤守 2025		○		○			
下小杉地区コミュニティ防災センター	下小杉 537		○		○			
大井川港コミュニティ防災センター	飯淵 2160		○		○			
港小学校	石津港町 40-2		○		○			
焼津東小学校	栄町 5-14-1		○		○			
焼津西小学校	塩津 117-1		○	○	○			
焼津南小学校	焼津 5-5-1		○	○	○			
小川小学校	小川 2525		○	○	○			
豊田小学校	五ヶ堀之内 2		○	○	○		○	
東益津小学校	石脇上 65		○	○	○			

施設名	所在地	用途						
		災害対 策本部	避難場所		避難所	福 社 避難所	救護所	その他
			津波避 難場所	避難地				
大富小学校	中根新田 637		○	○	○			
和田小学校	田尻 541		○	○	○			
黒石小学校	大住 1246		○	○	○			
大井川西小学校	上泉 1688-1		○	○	○			
大井川東小学校	宗高 428		○	○	○			
大井川南小学校	吉永 490		○	○	○			
焼津中学校	焼津 2-10-28		○	○	○			
大村中学校	大村 3-25-1		○	○	○			
小川中学校	東小川 4-21-1		○	○	○			
港中学校	田尻北 584		○	○	○			
豊田中学校	小土 301-2		○	○	○			
東益津中学校	中里 416		○	○	○			
大富中学校	中根 1-1		○	○	○			
和田中学校	田尻 1984		○	○	○			
大井川中学校	下江留 191		○	○	○		○	
(県) 焼津水産高等学校	焼津 5-5-2		○	○	○			
(県) 清流館高等学校	上新田 292-1		○	○	○			
焼津文化会館	三ヶ名 1550		○		○		○	
東益津公民館	石脇上 65						○	
焼津公民館	本町 5-6-1		○					
小川公民館	小川 2724-1		○				○	
和田公民館	田尻 1992-2						○	
第一区公会堂	鱸ヶ島 69-5		○					
(県) 漁業高等学園	小川 3747-2		○					
焼津市役所	本町 2-16-32		○					
サンライフ焼津	中港 3-3-12		○					

施設名	所在地	用途						
		災害対策本部	避難場所		避難所	福祉避難所	救護所	その他
			津波避難場所	避難地				
(私) 焼津高等学校	中港 1-1-8		○					
(県) 焼津青少年の家	石津 2259-408		○					2 次的避難所
ディスカバリーパーク焼津天文科学館	田尻 2968-1		○					
深層水ミュージアム	鰯ヶ島 136-24		○					
アクアスやいづ	鰯ヶ島 136-26		○					
うみえ〜る焼津	鰯ヶ島 136-26		○					
市営住宅西松原団地 4 5 年棟	田尻北 1342-2		○					
市営住宅西松原団地 4 6 年棟	田尻北 1342-2		○					
市営住宅成案待団地 4 7 年棟	惣右衛門 1183		○					
市営住宅成案待団地 4 8 年棟	惣右衛門 1183		○					
市営住宅塩津団地	塩津 216-1		○					
市営住宅柳新屋団地	柳新屋 603-1		○					
市営住宅八楠団地	八楠 2-7-1		○					
市営住宅田尻西団地 6 3 年棟	田尻 95		○					
市営住宅田尻西団地 元年棟	田尻 95		○					
市営住宅富士見団地 A 棟	北新田 75		○					
市営住宅富士見団地 B 棟	北新田 75		○					
市営住宅富士見団地 C 棟	北新田 75		○					
市営住宅請所団地 A 棟	治長請所 196		○					
市営住宅請所団地 B 棟	治長請所 196		○					
市営住宅宗高団地 1 号棟	宗高 368-1		○					
市営住宅宗高団地 2 号棟	宗高 368-1		○					
市営住宅宗高団地 3 号棟	宗高 368-1		○					
市営住宅宗高団地 A 棟	宗高 368-1		○					
市営住宅宗高団地 B 棟	宗高 368-1		○					
市営住宅宗高団地 C 棟	宗高 368-1		○					

施設名	所在地	用途						
		災害対策本部	避難場所		避難所	福祉避難所	救護所	その他
			津波避難場所	避難地				
市営住宅宗高団地D棟	宗高 368-1		○					
市営住宅保福島団地	保福島 1 1 7 6		○					
県営住宅田尻団地 1 号棟	すみれ台 1-22		○					
県営住宅田尻団地 2 号棟	すみれ台 1-18		○					
県営住宅田尻団地 E	すみれ台 1-16		○					
県営住宅田尻団地 F	すみれ台 1-14		○					
県営住宅田尻団地 G	すみれ台 1-17		○					
県営住宅田尻団地 J	すみれ台 1-13		○					
大井川庁舎	宗高 900		○					
保健センター	東小川 1-8-1		○					
焼津消防署大井川分署	宗高 909-1		○					
焼津消防署東分署	焼津 6-5-18		○					
静岡県中部看護専門学校	東小川 1-6-9		○					
焼津市立総合病院	道原 1000		○					静岡県災害拠点病院 焼津市指定救護病院
静岡福祉大学	本中根 549-1		○	○				
大村公民館	大覚寺 3-5-5				○			
坂本コミュニティ防災センター	坂本 971-5				○			
(県) 焼津中央高等学校	小土 157-1		○	○	○			
大井川体育館	中島 1183				○			
大島体育館	大島 738				○			
保福島体育館	保福島 6 6 2				○			
焼津市総合福祉会館	大覚寺 3-2-2		○			○		災害ボランティア本部
養護老人ホーム慈恵園	大覚寺 3-2-3					○		
大井川福祉センター	宗高 572-1					○		
(福) 焼津福祉会 ウェルシップみおし	大覚寺 3-2-1					○		

施設名	所在地	用途						
		災害対策本部	避難場所		避難所	福祉避難所	救護所	その他
			津波避難場所	避難地				
(福)高風会 暁	大覚寺 3-1-2					○		
石津保育園	石津中町 16-7		○					
ゆりかご保育所	五ヶ堀之内 759-1					○		
第三ゆりかご保育所	一色 722					○		
さくら保育園	北新田 378-1					○		
なかよし保育園	西小川 6-15-6					○		
なかよし大富保育園	中新田 1148-1					○		
たかくさ保育園	坂本 449-2					○		
特別養護老人ホーム あおい荘	一色 435					○		
特別養護老人ホーム 福聚荘	大島 649					○		
特別養護老人ホーム 高麓	坂本 385-1					○		
特別養護老人ホーム つばさ	田尻北 792-1		○			○		
(福)焼津福祉会 大井川寮	下江留 840-1					○		
特別養護老人ホーム 大井川睦園	高新田 2326-58					○		
焼津病院	策牛 48					○		
特別養護老人ホーム つばさ豊田	保福島 1202					○		
特別養護老人ホーム 大富陽光園	三右衛門新田 675-1					○		
介護老人保健施設 ケアセンターゆうゆう	田尻 4					○		
介護老人保健施設 シーサイド浜当目	浜当目 4-12-1					○		
介護老人保健施設 コミュニティーケア高草	方ノ上 358-1					○		
介護老人保健施設 コミュニティーケア大井川	相川 577-1					○		
一色水道用地	一色 1043			○				
田尻スポーツ広場	田尻 2058			○				

施設名	所在地	用途						
		災害対策本部	避難場所		避難所	福祉避難所	救護所	その他
			津波避難場所	避難地				
石津西公園	石津 421-3			○				
大覚寺公園	大覚寺 3-4			○				(東園) ボランティア宿营地
中根公園	中根新田 49-1			○				
石脇公園	石脇上 77			○				
八楠公園	八楠 4-4-41			○				
清見田公園	三ヶ名 1626			○				
小川北公園	西小川 1-29			○				
豎小路公園	西小川 3-71			○				
小川公園	小川 2718			○				
松原公園	田尻北 698			○				
大井川防災広場	利右衛門、吉永、下江留			○				
焼津市総合グラウンド	保福島 950-1							自衛隊派遣部隊集結地、焼津市拠点ヘリポート
焼津市総合体育館	保福島 1050							災害援助物資等集積場所
コミュニティホスピタル甲賀病院	大覚寺 2-30-1							焼津市指定救護病院
岡本石井病院	小川新町 5-2-3							焼津市指定救護病院
焼津ケアセンター	中根新田 1315						○	
保健センター（集検ホール）	東小川 1-8-1							遺体収容施設
組合立静岡県中部看護専門学校（講堂）	東小川 1-6-9							遺体収容施設
ターントクルこども館とまとぴあ	宗高 1205-1							警察活動拠点
焼津市水道庁舎	祢宜島 20-1							水道事業災害対策本部設置施設
祢宜島配水場	祢宜島 20-1							応急給水基地
中新田配水場	中新田 1374-1							応急給水基地

施設名	所在地	用途						
		災害対策本部	避難場所		避難所	福祉避難所	救護所	その他
			津波避難場所	避難地				
上泉配水場	上泉 791						応急給水基地	
大井川保健相談センター	宗高 900						応急危険度判定拠点(メイン)	
焼津図書館(研修室)	三ヶ名 1550						応急危険度判定拠点(サブ)	
大富公民館(第1・2会議室)	中根新田 93-1						応急危険度判定拠点(サブ)	
大井川庁舎(2階会議室)	宗高 900						応急危険度判定拠点(サブ)	
大井川中島地区河川防災ステーション	中島 536-3						水防活動拠点	

各地域で管理する避難施設

施設名	所在地	建 物					
		建築年	構造	階数	床面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	収容可能面積 延べ面積×0.7
八楠第一公会堂	八楠 3-17-17	S63	木造	2	1F 215.65 2F 33.06	248.71	174.09
西町公会堂	駅北 2-5-14	S47	木造	2	1F 105.78 2F 79.34	185.12	129.58
大村公会堂	大村 2-21-9	H7	鉄骨	2	1F 182.18 2F 182.18	364.36	255.05
小屋敷公会堂	西焼津 10-9	S58	鉄骨	2	1F 142.43 2F 144.92	287.35	201.14
五ヶ堀之内公会堂	五ヶ堀之内 951-1	S56	鉄骨	2	1F 145.55 2F 143.07	288.62	202.03
左口公会堂	小川新町 4-3-18	S57	鉄骨	2	1F 184.57 2F 148.13	332.94	233.06
田尻北浜北公会堂	田尻北 1502-6	S53	鉄骨	2	1F 152.01 2F 114.58	266.59	186.61
焼津北公会堂	栄町 4-8-12	S43 S61 増築	鉄骨	2	1F 211.20 2F 174.42	385.62	269.93
塩津公会堂	塩津 280	S58	鉄骨	2	1F 162.68 2F 162.68	325.36	227.75
第11自治会第四町内会公会堂	東小川 6-14-8	S61	木造	2	1F 102.46 2F 39.94	142.40	99.68
第11自治会第十町内会公会堂	西小川 5-2-11	H1	鉄骨	2	1F 105.45 2F 83.72	189.17	132.41
中川原公会堂	東小川 7-15-9	H3	木造	2	1F 108.66 2F 52.89	161.55	113.08
下小田下公会堂	下小田 564	S62	鉄骨	2	1F 55.26 2F 58.14	113.40	79.38
石脇公会堂	石脇下 108	H6	鉄骨	2	1F 196.51 2F 176.64	373.15	261.20

施設名	所在地	建 物					
		建築年	構造	階数	床面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	収容可能面積 延べ面積×0.7
惣右衛門下公会堂	惣右衛門 945	S57	SRC	2	1F 168.26 2F 169.65	337.91	236.53
小川東公会堂	東小川 2-9-14	H16	鉄骨	2	1F 162.30 2F 163.96	326.26	228.38
中里会館	中里 270-1	S59	鉄骨	2	1F 183.60 2F 183.60	369.36	258.55
岡当日公会堂	岡当日 364	S60	鉄骨	2	1F 161.47 2F 161.47	322.94	226.05
第 22 自治会館	田尻 556-3	H20	鉄骨	2	1F 198.75 2F 183.60	382.35	267.65
田尻上公会堂	田尻 320-1	H1	木造	1	1F 156.40	156.40	109.48
田尻北岡公会堂	田尻北 664-1	S53	鉄骨	2	1F 147.18 2F 152.28	299.46	209.62
小柳津公会堂	小柳津 366	S62	鉄骨	2	1F 407.80 2F 220.70	628.50	439.95
大島体育館	大島 738	S56 (H28)	鉄骨	2	1F 554.40 2F 64.95	619.35	433.54
保福島体育館	保福島 662	S57	鉄骨	2	1F 609.50 2F 63.09	672.59	470.81
祢宜島公会堂	祢宜島 198-3	H16	鉄骨	1	256.91	256.91	179.83
三和公会堂	三和 1078	H6	木造・鉄骨	1	299.79	299.79	209.85
鍛冶島公会堂	惣右衛門 278-1	S58	鉄骨	1	134.60	134.60	94.22

施設名	所在地	建 物					
		建築年	構造	階数	床面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	収容可能面積 延べ面積×0.7
本中根公会堂	本中根 823-1	H18	鉄骨	1	196.60	196.60	137.62
上小土公会堂	小土 7	H10	木造	1	239.73	239.73	167.81
三右衛門新田地区公会堂	三右衛門新 246-4	H13	鉄骨	1	205.36	205.36	143.75
第19自治会二町内会中集会所	中新田 668-3	H8	木造	1	120.63	120.63	84.44
大住公会堂	大住 542	H6	木造	1	225.57	225.57	157.89
新河原公会堂	中根新田 1321-1	S61	木造	1	104.34	104.34	73.03
向川原公会堂	小川 3973	H9	木造	1	127.52	127.52	89.26
与惣次集会場	与惣次 124	H9	木造	1	124.83	124.83	87.38
横須賀公会堂	田尻 2970-1	S58	木造	1	125.45	125.45	87.81
富士見会館	大島 1585	S50	鉄骨	1	120.00	120.00	84.00
一色・惣右衛門コミュニティセンター	一色 130-1	H18	鉄骨	1	202.45	202.45	141.71
中小土公会堂	小土 785-3	H30	鉄骨	1	102.60	102.60	71.82

災害時における支援に関する協定一覧

No	協定項目	協定の名称	協定先名称	借上げ・調達品等	締結年月日
1	相互応援関係	災害時の応援に関する協定（3市）	島田市・藤枝市		平成7年5月29日
2		災害時の相互応援に関する協定（5市2町）	静岡市・島田市・藤枝市・牧之原市・吉田町・川根本町		平成24年4月1日
3		災害時における相互応援協定	滋賀県草津市		平成9年4月23日 平成24年12月12日
4		災害時の応援に関する協定	岐阜県土岐市		平成9年4月7日 平成24年12月10日
5		災害時の相互応援に関する協定	岐阜県各務原市		令和5年3月16日
6	救助活動支援	災害時の緊急協力に関する協定	焼津市建設工業会		平成7年11月1日
7		災害時における応急対策業務に関する協定	(協)大井川建設業協会		平成10年7月13日 平成23年2月1日
8		災害時における応急対策業務に関する協定	(株)鈴木商事		平成14年12月19日
9		災害時における応急対策業務に関する協定	(株)タイセン工業		平成14年12月19日
10		災害時における応急対策業務に関する協定	みらい建設工業(株)静岡営業所		平成14年12月19日
11		災害時における応急対策業務に関する協定	鹿島建設(株)静岡営業所		平成30年10月10日
12		災害時等に必要な建設機械の借り上げに関する協定	(株)レント焼津営業所	掘削機・発電機水中ポンプ・ダンプ・クレーン車・ブル等	平成7年12月1日
13		災害時等に必要な建設機械の借り上げに関する協定	太陽建機レンタル(株)	建設機械	平成15年3月10日
14		災害時の緊急協力に関する協定	(有)サカイ工業	人命救助	平成20年10月1日
15		災害時における測量設計等業務委託に関する協定	一般社団法人静岡県測量設計業協会	用地測量及び用地調査業務	平成22年1月8日
16		災害時における地質調査等業務委託に関する協定	一般社団法人静岡県地質調査業協会	地質調査	平成23年5月19日
17		災害時における家屋被害認定調査に関する協定	静岡県土地家屋調査士会	家屋被害認定調査	平成21年2月19日
18		災害時における資機材のレンタルに関する協定	一般社団法人 日本建設機械レンタル協会 静岡支部	復旧工事や人命救助に必要な資機材、仮設用機材等	平成26年6月19日 令和元年9月2日

No	協定項目	協定の名称	協定先名称	借上げ・調達品等	締結年月日
19	救助活動支援	災害時における資機材等の提供に関する協定書	志太エンジニア株式会社	油圧ショベル、フォークリフト、 転圧機械、運搬車両およびその 人員	令和3年9月28日
20	避難支援	避難誘導広告に関する協定	中電興業株式会社	避難誘導看板設置	平成27年11月19日
21		津波発生時における一時避難施設としての 利用に関する覚書	航空自衛隊静浜基地	一時避難施設	平成28年3月16日 平成31年4月12日
22	物資調達	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	(株)田子重	食料品・日用品	昭和57年1月21日
23		災害救助に必要な物資の調達に関する協定	(株)富士屋	食料品・日用品	昭和57年1月21日
24		災害救助に必要な物資の調達に関する協定	焼津缶詰同業会	食品缶詰	昭和57年1月21日
25		災害救助に必要な物資の調達に関する協定	ヤマキン株式会社	醤油・液体調味料	昭和57年2月10日 平成23年2月1日
26		災害救助に必要な物資の調達に関する協定	大井川農業協同組合	主食・調味料等	昭和57年2月10日 平成23年2月1日
27		災害時における物資の供給に関する協定	大井川農業協同組合	食料品（病院）	平成28年3月10日
28		災害救助に必要な物資の調達に関する協定	青島米穀店	米	昭和62年1月26日
29		災害救助に必要な物資の調達に関する協定	若杉米穀店	米	昭和62年1月26日
30		災害救助に必要な物資の調達に関する協定	ＫＯマート大井川店	調味料・日用品	昭和62年1月26日
31		災害救助に必要な物資の調達に関する協定	静岡県産醤油株式会社	醤油	昭和62年1月26日 平成23年2月1日
32		災害救助に必要な物資の調達に関する協定	(株)鈴勝	塩	昭和62年1月26日 平成13年8月31日
33		災害救助に必要な物資の調達に関する協定	べんてん	衣料	昭和62年1月26日
34		災害救助に必要な物資の調達に関する協定	葵薬品	防疫用薬品等	平成13年9月6日
35		災害救助に必要な物資の調達に関する協定	日清食品株式会社	カップめん	平成14年11月1日
36		災害救助に必要な物資の調達に関する協定	一般社団法人静岡県LPガス協会中部 支部藤枝地区会	LPガス・ガス器具	平成8年6月18日 平成23年2月1日
37		災害救助に必要な物資の調達に関する協定	生活協同組合ユーコープしずおか県本部	食料品・日用品	平成12年2月29日
38	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	イオンリテール(株)イオン焼津店	食料品・日用品	平成18年8月10日	

No	協定項目	協定の名称	協定先名称	借上げ・調達品等	締結年月日
39	物資調達	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	㈱クリエイトエス・ディー	食料品・日用品	令和元年11月22日
40		災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	㈱スギ薬局	食料品・日用品	令和元年11月22日
41		災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	㈱サンドラッグ	食料品・日用品	令和元年11月22日
42		災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	㈱杏林堂薬局	食料品・日用品	令和元年11月22日
43		災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	中部薬品㈱(Ｖ・ドラッグ)	食料品・日用品	令和元年11月22日
44		災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	東洋水産株式会社焼津工場	麺類	令和4年4月12日
45		災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	株式会社シバタ	産業用資材	令和4年7月13日
46		災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	株式会社ニッセー	飲料水	令和4年8月23日
47		災害救助に必要な物資の調達に関する協定	ベクセス㈱静岡事業所	簡易トイレ	平成21年3月1日
48		災害時における自動車等に必要な燃料の供給に関する協定	静岡県石油商業組合 焼津藤枝支部	燃料	平成18年1月30日 平成23年2月1日
49		災害救助に必要な貯水槽等の使用に関する協定	サッポロビール㈱静岡工場	飲料水	昭和59年8月22日
50		災害時における応急食糧の緊急引渡しについての協定	静岡県	応急食糧	昭和60年4月1日
51		水道用資材の調達に関する協定	㈱コハラ	水道用資材	平成17年12月22日
52		水道用資材の調達に関する協定	十菱建材㈱	水道用資材	平成17年12月22日
53		水道用資材の調達に関する協定	丸尾興商㈱	水道用資材	平成17年12月22日
54		水道用資材の調達に関する協定	山田商工㈱	水道用資材	平成17年12月22日
55		災害救助に必要な物資(防疫用薬品)の調達に関する協定	中北薬品株式会社 焼津支店	防疫用薬品等	昭和57年1月12日 平成23年2月1日
56		災害救助に必要な物資(防疫用薬品)の調達に関する協定	十菱建材㈱	防疫用薬品等	昭和57年1月23日
57	災害救助に必要な物資(防疫用薬品)の調達に関する協定	㈱渡仲セメント	防疫用薬品等	昭和57年1月23日	

No	協定項目	協定の名称	協定先名称	借上げ・調達品等	締結年月日
58	物資調達	災害救助に必要な医薬品等の調達に関する協定	藤枝薬業組合	医薬品等	平成13年12月7日
59		災害救助に必要な飲料水の調達に関する覚書	東海ガス株式会社	ボトル詰飲料水	平成23年2月2日
60		災害時等における量の提供等に関する協定	「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会	量の提供・調達	平成28年10月21日
61		ドローンの運用連携に関する協定書	DJI JAPAN(株) (株)アマルダス	ドローン貸与 操縦者育成	平成30年11月22日
62	運送業務	災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定	赤帽静岡県軽自動車運送協同組合	軽自動車による運送業務	平成9年5月30日
63		車両の使用貸借に関する協定	商業組合静岡県タクシー協会	車両	昭和57年2月9日
64		災害の発生時における輸送業務等の協力に関する協定書	一般社団法人 静岡県トラック協会	物資の輸送、資機材の提供	令和3年2月3日
65		漁船による緊急輸送活動に関する協定	大井川港漁業協同組合	船による輸送	平成9年3月27日
66		大規模災害時における駐車場の一時使用に関する協定	イオンリテール(株)イオン焼津店	平面駐車場の一部	平成18年8月10日
67		災害時等における支援物資輸送拠点としての協力に関する協定	佐川急便株式会社大井川営業所	支援物資輸送拠点	平成28年9月29日
68		災害時における物資の輸送業務の協力に関する協定	山岸運送株式会社	支援物資輸送 保管場所	令和3年7月14日
69	医療救護	焼津市医師会との協定	一般社団法人 焼津市医師会	救護活動等	昭和56年6月17日
70		災害時の医療救護活動に関する協定	一般社団法人 焼津市歯科医師会	救護活動等	平成13年4月1日
71		災害時の医療救護活動に関する協定	焼津市薬剤師会 藤枝薬剤師会	薬剤師等の派遣・ 医薬品等の供給	令和3年6月14日
72		災害時の医療救護活動に関する協定	一般社団法人 志太医師会	救護医師の設置	昭和53年3月1日
73		災害時における精神保健活動に関する協定	医療法人社団高草会（焼津病院）	精神保健活動	平成29年9月25日
74		災害時における病院間の相互支援に関する協定	岡谷市病院事業	病院相互支援	平成25年8月30日
75		災害時の電力供給に関する協定	中島篤	市立総合病院への電力供給	平成27年6月15日
76	復旧・ 生活支援	道路復旧作業に関する協定	焼津市建設工業会	道路復旧活動	昭和56年12月18日
77		災害時における応援協力に関する協定	(株)志太設備工業所	復旧活動（水道）	平成20年11月1日

No	協定項目	協定の名称	協定先名称	借上げ・調達品等	締結年月日
78	復旧・ 生活支援	災害時における応援協力に関する協定	岡村設備(株)	復旧活動(水道)	平成20年11月1日
79		災害時における応援協力に関する協定	(株)福泉大井川支店	復旧活動(水道)	平成20年11月1日
80		災害時における応援協力に関する協定	ナルサワ住宅設備	復旧活動(水道)	平成23年2月9日
81		災害時における応援協力に関する協定	中部水道	復旧活動(水道)	平成23年2月9日
82		災害時における応援協力に関する協定	田中土建工業(株)	復旧活動(水道)	平成20年11月1日
83		災害時における応援協力に関する協定	(株)池ヶ谷設備工業所	復旧活動(水道)	平成20年11月1日
84		災害時における応援協力に関する協定	(協)大井川建設業協会	復旧活動(水道)	平成20年11月1日
85		災害時における応援協力に関する協定	焼津市建設工業会	復旧活動(水道)	平成17年11月22日
86		災害時における応援協力に関する協定	焼津市管工事協同組合	復旧活動(水道)	平成17年11月22日
87		災害時における応援協力に関する協定	(有)秋山設備	復旧活動(水道)	平成17年12月19日
88		災害時における応援協力に関する協定	(株)大洋アレスコ	復旧活動(水道)	平成17年12月19日
89		災害時における応援協力に関する協定	(株)ハローG	復旧活動(水道)	平成17年12月19日
90		災害時における応援協力に関する協定	(有)横江組	復旧活動(水道)	平成17年12月19日
91		災害時における応援協力に関する協定	(有)新光住設	復旧活動(水道)	平成17年12月19日
92		災害時における応援協力に関する協定	(株)Tec	復旧活動(水道)	令和4年7月22日
93		災害時における応援協力に関する協定	(株)平野工業	復旧活動(水道)	平成17年12月19日
94		災害時における応援協力に関する協定	(有)アイバン	復旧活動(水道)	平成17年12月19日
95		災害時における水道電気設備の応援協力に関する協定	(株)東芝静岡支店	復旧活動(水道)	平成25年3月12日
96		災害時における水道電気設備の応援協力に関する協定	(株)日立製作所 静岡支店	復旧活動(水道)	平成26年3月27日
97		災害時における水道機械設備の応援協力に関する協定	荏原実業(株) 静岡支社	復旧活動(水道)	平成25年11月28日
98	災害時における水道機械設備の応援協力に関する協定	前澤工業(株) 横浜支店	復旧活動(水道)	平成26年6月26日	

No	協定項目	協定の名称	協定先名称	借上げ・調達品等	締結年月日
99	復旧・生活支援	災害時における水道電気設備の応援協力に関する協定	(株)明電舎 静岡支店	復旧活動（水道）	平成 27 年 4 月 24 日
100		災害時における水道電気設備の応援協力に関する協定	メタウォーター株式会社 静岡営業所	復旧活動（水道）	平成 27 年 9 月 8 日
101		災害時における電力供給に関する協定	(株)焼津エナジー	電力供給（水道）	令和 2 年 7 月 7 日
102		災害時における下水道電気設備の応援協力に関する協定	(株)東芝静岡支店	復旧活動（下水道）	平成 25 年 7 月 25 日
103		災害時の駐車場使用貸借に関する協定	株式会社ゲオホールディングス	駐車場の使用貸借	平成 29 年 4 月 21 日
104		災害及び事故時における支援協力に関する協定	株式会社フューチャーイン静岡支店	電話・窓口対応業務等	令和 4 年 7 月 1 日
105		災害時の駐車場使用貸借に関する協定	(株)ブルーアースジャパン (ブルーアース焼津店)	駐車場の使用貸借	令和元年 9 月 24 日
106		災害時の駐車場使用貸借に関する協定	DCM カーマ株式会社 (DCM カーマ焼津店)	駐車場の使用貸借	令和 2 年 10 月 22 日
107		災害時の駐車場使用貸借に関する協定	(株)遠州米穀 (寝ずにーランドリー・イナボックス)	駐車場の使用貸借	令和 3 年 2 月 5 日
108		災害時における電気の保安に関する協定	一般財団法人 中部電気保安協会 藤枝営業所	市有施設の電気保安	平成 24 年 4 月 1 日
109		大規模災害等の発生に伴う司法書士相談業務の支援に関する協定	静岡県司法書士会	司法書士相談	平成 26 年 6 月 25 日
110		大規模災害時における被災者支援協力に関する協定	静岡県行政書士会	行政書士相談	平成 26 年 6 月 26 日
111		平時の災害対策及び災害時被災者支援活動に関する焼津市と静岡県弁護士会との協定	静岡県弁護士会	被災者支援活動	平成 30 年 5 月 10 日
112		災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	住宅地図・広域図等	平成 26 年 10 月 27 日
113		災害時における協力に関する協定	一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会	遺体の収納・安置に必要な資機材	平成 12 年 10 月 6 日
114		災害時における協力に関する協定	亀の井ホテル焼津	避難場所・入浴非常食の提供	令和 4 年 4 月 18 日 令和 4 年 7 月 1 日
115	災害発生時における焼津市と焼津市内郵便局の協力に関する協定	日本郵便株式会社 (焼津郵便局・東益津郵便局)	車両貸与、避難者情報の相互提供、広報活動、避難所での郵便取扱	平成 29 年 11 月 1 日	
116	地域における焼津市と焼津市内郵便局の協力に関する協定	日本郵便株式会社 (焼津郵便局・東益津郵便局)	住民・道路・河川・港湾等の異変・異常に関する情報提供、不法投棄等の情報提供	平成 29 年 11 月 1 日	

No	協定項目	協定の名称	協定先名称	借上げ・調達品等	締結年月日
117	復旧・生活支援	災害時の応急対策業務に関する協定	(有)東海建材工業	障害物等の除去、応急復旧	平成 21 年 11 月 2 日
118		災害時の応急対策業務に関する協定	(有)フクベ電設	障害物等の除去、応急復旧	平成 23 年 4 月 19 日
119		災害時等における放送要請に関する協定	株式会社 FM 島田	情報提供	平成 21 年 10 月 13 日
120		災害時における非常災害放送に関する協定	静岡エフエム放送(株)	情報発信協力	平成 26 年 8 月 1 日
121		災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	情報発信協力	平成 27 年 2 月 6 日
122		災害時における資機材のレンタルに関する協定書	株式会社 ダイワテック	ソーラーシステムハウス、ストックコンテナ等	平成 28 年 7 月 1 日
123		災害時における資機材のレンタルに関する協定書	三協フロンテア株式会社	仮設事務所、仮設トイレ、仮設倉庫	令和 3 年 7 月 29 日
124		災害時におけるボランティア活動の支援に関する協定書	一般社団法人 焼津青年会議所	災害ボランティア本部への運営補助人員派遣	平成 30 年 9 月 17 日
125		災害時における宿泊施設の提供等に関する協定	株式会社 アンビ・ア (ホテルアンビア松風閣)	宿泊施設、入浴、食事の提供等	令和 2 年 8 月 27 日
126		災害時における宿泊施設の提供等に関する協定	焼津ホテル旅館組合	宿泊施設、入浴、食事の提供等	令和 2 年 9 月 24 日
127		大規模災害発生時における施設の使用に関する協定書	焼津ホテル旅館組合	宿泊施設	令和 2 年 9 月 24 日
128		災害等における停電の早期復旧に向けた連携に関する協定	中部電力パワーグリッド株式会社	復旧活動(電気)	令和 3 年 11 月 2 日
129		介護支援(避難所)	災害時に要介護者等の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定	社会福祉法人 嬰育会 (ゆりかご保育所・第三ゆりかご保育所)	福祉避難所
130	災害時に要介護者等の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定		社会福祉法人 和田母子福祉会 (さくら保育園)	福祉避難所	平成 15 年 6 月 6 日
131	災害時に要介護者等の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定		社会福祉法人 小川大富福祉会 (なかよし保育園・なかよし大富保育園)	福祉避難所	平成 15 年 6 月 6 日
132	災害時に要介護者等の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定		社会福祉法人 東益津福祉会 (たかくさ保育園)	福祉避難所	平成 15 年 6 月 6 日
133	災害時に要介護者等の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定		社会福祉法人 みだらけ福祉会(特別養護老人ホーム あおい荘)	福祉避難所	平成 8 年 12 月 26 日
134	災害時に要介護者等の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定		社会福祉法人 嬰育会 (特別養護老人ホーム 福聚荘)	福祉避難所	平成 8 年 12 月 26 日
135	災害時に要介護者等の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定		社会福祉法人 東益津福祉会 (特別養護老人ホーム高麓)	福祉避難所	平成 9 年 6 月 16 日

No	協定項目	協定の名称	協定先名称	借上げ・調達品等	締結年月日
136	介護支援(避難所)	災害時に要介護者等の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定	社会福祉法人 正生会 (特別養護老人ホームつばさ)	福祉避難所	平成14年8月1日
137		災害時に要介護者等の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定	社会福祉法人 焼津福祉会 (ウェルシップみおし)	福祉避難所	平成17年2月25日
138		災害時に要介護者等の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定	社会福祉法人 高風会(暁)	福祉避難所	平成17年3月10日
139		災害時に要介護者等の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定	社会福祉法人 焼津福祉会 障害者支援施設(大井川寮)	福祉避難所	平成8年11月1日
140		災害時に要介護者等の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定	社会福祉法人 厚生会特別養護 老人ホーム(大井川睦園)	福祉避難所	平成8年11月1日
141		災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	医療法人社団高草会(焼津病院)	福祉避難所	平成29年9月25日
142		災害発生時に福祉避難所として社会福祉施設を使用することに関する協定	社会福祉法人 正生会 (特別養護老人ホーム つばさ豊田)	福祉避難所	令和元年5月7日
143		災害発生時に福祉避難所として社会福祉施設を使用することに関する協定	社会福祉法人 珀寿会 (特別養護老人ホーム 大富陽光園)	福祉避難所	令和元年5月14日
144		災害発生時に福祉避難所として介護保険施設を使用することに関する協定	医療法人社団 正心会 (介護老人保健施設 ケアセンターゆうゆう)	福祉避難所	令和4年1月28日
145		災害発生時に福祉避難所として介護保険施設を使用することに関する協定	医療法人社団 静寿会 (介護老人保健施設 シーサイド浜当目)	福祉避難所	令和4年1月28日
146		災害発生時に福祉避難所として介護保険施設を使用することに関する協定	社会医療法人 駿甲会 (介護老人保健施設 コミュニティーケア高草) (介護老人保健施設 コミュニティーケア大井川)	福祉避難所	令和4年2月28日

応急食料品調達先一覧表

調達品目	調達先
米	大井川農業協同組合焼津支店
	大井川農業協同組合東益津支店
	大井川農業協同組合大村支店
	大井川農業協同組合豊田支店
	大井川農業協同組合小川支店
	大井川農業協同組合大富支店
	大井川農業協同組合和田支店
	大井川農業協同組合静浜支店
	大井川農業協同組合焼津営農経済センター
	大井川農業協同組合静浜営農経済センター
	青島米穀店
	若杉米穀店
カップ麺	日清食品(株)静岡工場
麺類	東洋水産株式会社焼津工場
醤油	ヤマキン(株)
	静岡県産醤油(株)
塩	(株) 鈴勝
缶詰	(株) S T I サンヨー
	石田缶詰(株)
	はごろもフーズ(株) 焼津プラント
	エスエスケイフーズ(株) 焼津工場
	(株) いちまる食品事業本部
	三共食品(株)
	(株) Y C L
	(株) サスナ
	(株) 富士冷缶詰工場
食料一般・衣類・日用品	(株) 富士屋本社
	(株) 富士屋東名店
	(株) 富士屋田尻北店
	(株) 富士屋焼津三丁目店

調達品目	調達先
食料一般・衣類・日用品	(株) 富士屋焼津南店
	(株) 田子重本部
	(株) 田子重小川店
	(株) 田子重田尻店
	(株) 田子重登呂田店
	(株) 田子重西焼津店
	ＫＯマート大井川店
	べんてん
	イオンリテール (株) イオン焼津店
	生活協同組合ユーコープしずおか県本部
	(株) クリエイトエス・ディー
	(株) スギ薬局
	(株) サンドラッグ
	(株) 杏林堂薬局
	中部薬品 (株) (V・ドラッグ)

給食機関

名称	所在地	電話	能力	地域防災 無線
学校給食センター	大島 1746	624-6660	22,000食/日	183
焼津給食センター(私設)	大島 1241	623-3911		

災害救助用米穀の緊急引き渡し要請先

名称	所在地
新精米工場 JA経済連パールライス袋井工場	袋井市堀越 1359-4

衣料・生活必需品等調達先一覧表

調達先
(株) 富士屋本社
(株) 富士屋東名店
(株) 富士屋田尻北店
(株) 富士屋焼津三丁目店
(株) 富士屋焼津南店
(株) 田子重本部
(株) 田子重小川店
(株) 田子重田尻店
(株) 田子重登呂田店
(株) 田子重西焼津店
ＫＯＭＡＲＴ大井川店
べんてん
イオンリテール (株) イオン焼津店
生活協同組合ユーコープ しずおか県本部
(株) クリエイトエス・ディー
(株) スギ薬局
(株) サンドラッグ
(株) 杏林堂薬局
中部薬品 (株) (V・ドラッグ)

災害救助に必要な貯水槽等の使用に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、焼津市地域防災計画に基づき災害救助に必要な飲料水確保のため、焼津市(以下「甲」という。)はサッポロビール株式会社静岡工場(以下「乙」という。)が所有する貯水槽の使用及びこれに関係する防災倉庫の設置並びに諸材料の格納等について定めることを目的とする。

及び応急給水のための応急復旧作業に関し、協力を求めるときの手続等を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、市内に、地震、災害、風水害、その他の災害(以下「災害」という。)が発生し、又は発生するおそれがある場合並びに防災訓練において貯水槽の使用を必要とする場合は、乙に対し、貯水槽使用の協力要請をすることができる。

(要請の方法)

第3条 甲は、前条の要請をする場合にあって、使用目的、期間、その他必要と認める事項を予め文書により行うものとする。

ただし、やむを得ない場合はこれを省略することができるものとする。

(要請に基づく乙の協力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは可能な限り甲に協力するものとする。

(経費の負担)

第5条 前条の協力に関し、乙が要した経費及びその他補償については、甲、乙協議のうえ甲が負担するものとする。

(防災倉庫の設置及び管理)

第6条 甲は防災倉庫を設置するにあたり、事前に設置場所、規模、構造、給水装置等について文書をもって要請し、乙の承諾を得なければならない。

2. 前項に基づき設置に要する費用は、甲の負担とする。

3. 防災倉庫の維持管理については、乙が責任をもって善良な管理を行うものとする。

4. 乙は、防災倉庫の移設が生ずる場合予め甲と協議するものとする。

この場所における移設に係る費用は甲の負担とする。

5. 甲は防災倉庫の点検を行う場合には予め乙の承諾を得て行うものとする。

(賃借料)

第7条 防災倉庫の設置に要する土地賃借料は無料とする。

(有効期間)

第8条 この協定書は昭和59年8月22日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限りその効力を持続するものとする。

乙は工場建設計画等により貯水槽に変更等が生じた場合は予め甲と協議するものとする。

(定めのない事項)

第9条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上処理するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲および乙は各自1通保有する。

昭和59年8月22日

甲 静岡県焼津市本町二丁目16番地32
焼津市長 服部 毅一

乙 静岡県焼津市浜当目708番地1
サッポロビール株式会社静岡工場
工場長

焼津市の水道施設の概要

水源施設

名称	所在地	水源種別	能力 (m ³ /日)	給水人口 (人)	一日平均給水量 (m ³ /日)
柵宜島系統水源	柵宜島配水場周辺	深井戸 12 井	41,000	136,529	54,050
中新田系統水源	中新田配水場周辺	深井戸 18 井	40,000		
上泉系統水源	上泉配水場周辺	深井戸 4 井	7,600		
六軒屋系統水源	六軒屋配水場周辺	深井戸 1 井	2,600		
大井川広域水道	柵宜島配水場・ 中新田配水場・上泉 配水場	受水	8,700		
合 計			99,900	136,529	54,050

※ 給水人口・一日平均給水量は令和3年度水道事業年報の数値

水道工事業者一覧表

事業者名	備考
焼津市管工事協同組合	
焼津市建設工業会	(株)橋本組
(有)秋山設備	
(株)大洋アレスコ	
(株)ハローG	
(有)横江組	
(有)新光住設	
(株)Tec	
(株)平野工業	
(有)アイバン	
岡村設備(株)	
(株)志太設備工業所	
(株)池ヶ谷設備工業所	
(株)福泉 大井川支店	
田中土建工業(株)	
協同組合 大井川建設業協会	
ナルサワ住宅設備	
中部水道	

水道資機材調達先一覧表

事業社名
(株) コハラ
三菱建材 (株)
丸尾興商 (株)
山田商工 (株)

水道電気・機械設備応援協定先

区分	事業社名
電気	(株) 東芝静岡支店
電気	(株) 日立製作所 静岡支店
電気	(株) 明電舎 静岡支店
機械	荏原実業(株) 静岡支社
機械	前澤工業(株) 横浜支店
電気	メタウォーター(株) 静岡営業所

応急建設住宅建設候補用地

番号	候補地	地名地番	敷地所有者	敷地面積	有効敷地	建設可能 戸数 (駐車場あり)	主な接道	備考
1	石脇公園	石脇上77	焼津市	6,690	4,569	66	市道 6.0m	
2	焼津中央広場	焼津4-15-1	焼津市	4,513	2,095	30	県道 15.0m	
3	中根公園	中根新田49-1	焼津市	7,445	6,400	78	市道 6.5m	
4	一色水道用地	一色1043	焼津市	11,705	9,308	116	市道 7.0m	
5	田尻スポーツ広場	田尻2058	焼津市	12,064	10,137	128	市道 9.3m	
6	高新田平公園	高新田2326-1	焼津市	5,818	1,756	29	市道 12.0m	
7	宗高中央公園	宗高810-4	焼津市	4,846	2,000	24	市道 18.3m	
8	上小杉住生協公園	上小杉887-95	焼津市	2,589	2,146	19	市道 6.0m	
9	下小杉児童公園	下小杉480-1	焼津市	3,156	1,700	15	市道 6.5m	
10	富士見公園	上泉352-3	焼津市	4,529	4,052	41	市道 7.0m	
11	つつじ平公園	上泉612	焼津市	2,832	2,446	24	市道 9.0m	
12	宗高さくら公園	宗高1207-4	焼津市	3,428	1,634	21	市道 5.5m	
13	えづみ公園	下江留1893	焼津市	3,488	3,003	30	市道 11.4m	
14	上新田公園	上新田818-1	焼津市	4,647	2,282	22	市道 5.5m	
15	八楠公園	八楠4-4-41	焼津市	14,199	8,004	106	市道 8.0m	
16	中公園	駅北5-10	焼津市	12,014	5,628	50	市道 6.0m	
17	清見田公園	三ヶ名1626	焼津市	20,325	6,979	115	市道 11.0m	
18	元焼津公園	焼津2-7	焼津市	11,176	1,884	30	市道 6.0m	
19	竪小路公園	西小川3-71	焼津市	11,080	1,685	12	市道 8.0m	
20	小川公園	小川2718	焼津市	19,640	10,852	131	市道 9.0m	
21	田尻北公園	田尻北1284	焼津市	14,020	6,983	72	市道 8.5m	
22	松原公園	田尻北698	焼津市	16,289	5,366	48	市道 10.2m	
23	石津中央公園	石津中町13-1	焼津市	11,589	1,984	18	市道 6.0m	
24	上小杉児童公園	上小杉111-4	焼津市	3,567	1,531	14	市道 8.5m	
25	上新田北公園	上新田110-1	焼津市	2,490	2,100	19	市道 4.5m	
26	上泉公園	上泉705-1	焼津市	4,599	2,891	29	市道 4.9m	
27	河原富士見公園	中根新田1360	焼津市	17,541	15,023	116	市道 8.3m	
28	保福島公園	保福島1	焼津市	2,851	2,066	18	市道 7.5m	
29	大島中央公園	大島647-6	焼津市	3,523	3,348	28	市道 14.2m	

番号	候補地	地名地番	敷地所有者	敷地面積	有効敷地	建設可能 戸数 (駐車場あり)	主な接道	備考
30	石津西公園	石津421-3	焼津市	42,000	18,920	129	県道 22.0m	
31	中川原公園	東小川8-37	焼津市	2,499	1,088	8	市道 6.0m	
32	高松公園	東小川7-64	焼津市	2,638	1,300	8	市道 5.0m	
33	石津岡公園	石津向町24-1	焼津市	2,701	1,280	8	市道 6.0m	
34	港公園	石津港町42-1	焼津市	2,500	2,362	18	市道 6.0m	
35	浜田公園	田尻2140-2	焼津市	2,597	2,370	16	市道 18.0m	
36	横須賀公園	田尻2492	焼津市	4,320	3,300	28	市道 12.0m	
37	塩津公園	栄町6-10	焼津市	3,118	1,488	16	市道 6.0m	
38	小川北公園	西小川1-29	焼津市	3,730	1,438	16	市道 6.0m	
39	牛田橋公園	大栄町3-3-1	焼津市	2,793	1,049	12	市道 6.0m	
40	大覚寺公園	大覚寺3-4	焼津市	33,244	14,191	151	市道 17.0m	
41	八楠一丁田公園	八楠2-4-51	焼津市	2,499	1,423	15	市道 6.0m	
42	北道原公園	道原 1065-1	焼津市	2,000	931	10	市道 8.0m	
43	大覚寺1号公園	大覚寺一丁目 4	焼津市	2,499	1,488	17	市道 8.0m	
44	加茂公園	八楠一丁目 4-41	焼津市	1,499	1,087	4	市道 12.0m	
45	くすのき公園	八楠三丁目 4-51	焼津市	2,400	1,500	12	市道 6.5m	
46	大覚寺2号公園	大覚寺二丁目 4	焼津市	2,501	1,959	11	市道 6.5m	
47	下小田公園	下小田 679-2	焼津市	2,000	1,990	11	市道 6.0m	
48	寺島公園	祢宜島 615-1	焼津市	2,000	863	9	市道 8.0m	
49	下江留ふれあい公園	下江留 1063-1	焼津市	3,889	2,413	16	市道 4.0m	
50	大井川防災広場	利右衛門、吉永、 下江留	焼津市	143,000	43,801	457	市道 8.0m	
51	本郷公園	大村一丁目 4	焼津市	2,434	2,254	17	市道 6.0m	
52	焼津北公園	駅北二丁目 5-6	焼津市	2,041	1,876	16	市道 8.0m	
53	大村公園	大栄町一丁目 10-1	焼津市	2,203	1,526	12	市道 6.0m	
54	小川一丁田公園	西小川五丁目 96	焼津市	1,998	1,673	14	市道 6.0m	
55	芝原公園	西小川四丁目 51	焼津市	2,001	1,657	12	市道 8.0m	
56	みどりヶ丘公園	大村二丁目 4-83	焼津市	2,800	2,308	15	市道 6.4m	
57	秋葉公園	大村二丁目 4-64	焼津市	2,141	1,877	15	市道 6.4m	
58	与惣次公園	与惣次 98	焼津市	2,000	1,800	13	市道 6.0m	
59	東小川1号公園	東小川四丁目 17	焼津市	4,799	4,263	36	市道 8.0m	

番号	候補地	地名地番	敷地所有者	敷地面積	有効敷地	建設可能 戸数 (駐車場あり)	主な接道	備考
60	宗高児童公園	宗高 384-1	焼津市	3,187	2,186	23	市道 6.0m	
61	下雨垂公園	与惣次 319	焼津市	2,500	2,192	25	市道 6.0m	
62	助三島公園	小川 2939	焼津市	2,000	1,652	20	市道 6.0m	
63	赤塚川公園	焼津三丁目 12-4	焼津市	1,710	1,356	13	市道 6.0m	
64	上荒田公園	西小川二丁目 36	焼津市	1,799	1,521	14	市道 6.0m	
65	すみれ台中央公園	すみれ台二丁目 914	焼津市	1,701	1,605	16	市道 6.0m	
66	柳公園	西焼津 18-4	焼津市	1,607	1,245	11	市道 8.0m	
67	蔵小路公園	東小川六丁目 60	焼津市	1,500	1,304	10	市道 6.0m	
68	小屋敷公園	西焼津 4-19	焼津市	1,902	1,820	12	市道 8.0m	
69	立通り公園	祢宜島 229-1	焼津市	1,659	1,465	12	市道 6.0m	
70	ゆうゆう公園	下江留 1343-1	焼津市	1,997	1,608	12	市道 6.5m	
71	大井川河川敷運動公園 駐車場	西島 345-190	焼津市	12,582	8,270	63	市道 9.0m	
72	飯淵グランド	飯淵 1244	焼津市	14,898	13,907	136	市道 4.0m	
合計				580,539	295,458	2,938		

救護所一覧表

(令和5年4月現在)

名 称	設 置 場 所
第 1 救 護 所	東益津公民館
第 2 救 護 所	焼津文化会館
第 3 救 護 所	小川公民館
第 4 救 護 所	豊田小学校
第 5 救 護 所	焼津ケアセンター
第 6 救 護 所	和田公民館
第 7 救 護 所	大井川中学校

※小中学校は IP 電話のため、停電時は Fax が災害時優先電話となる。

救護病院

(令和5年4月現在)

病院名	所在地	診療科目	病床数
焼津市立総合病院	道原 1000	内科、腎臓内科、整形外科、消化器内科、循環器内科、代謝・内分泌内科、脳神経内科、形成外科、小児科、外科、泌尿器科、産婦人科、脳神経外科、皮膚科、放射線科、歯科口腔外科、眼科、耳鼻咽喉科、病理診断科、麻酔科、リハビリテーション科、救急科、血液内科、消化器外科、胸部外科、呼吸器内科、精神科、乳腺外科	423
コミュニティー ホスピタル甲賀病院	大覚寺 2-30-1	内科、消化器内科、呼吸器内科、循環器内科、ペインクリニック内科、神経内科、血液内科、小児科、脳神経外科、外科、整形外科、乳腺外科、呼吸器外科、消化器外科、リウマチ科、形成外科、皮膚科、放射線科、リハビリテーション科、泌尿器科、精神科、麻酔科、眼科、病理診断科、腎臓内科、女性外来、人口透析、腫瘍内科、血管外科、糖尿病内科、救急科	407
岡本石井病院	小川新町 5-2-3	内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、脳神経内科、老年内科、糖尿病・内分泌・代謝内科、外科、整形外科、リウマチ科、脊椎外科、リハビリテーション科、消化器外科、乳腺外科、肛門外科、産婦人科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、アレルギー科、眼科	197

消毒機器及び薬品調達予定先一覧表

事業所名	品名
中北薬品(株)焼津支店	各種消毒剤 (クレゾール)
十菱建材(株)	石灰
(株)渡仲セメント	石灰
葵薬品	防疫用薬品

品名	市確保数量	事業所名
動力噴霧機	2機	静岡グリーンサービス(株) 焼津市下小田 508
背負い式エンジン噴霧機	2機	
セット動噴	2台	問合先：環境課 626-1130 保管場所：小屋敷環境管理センター 焼津市小屋敷 573

遺体収容施設

利用方法	施設名	住所
検視・検案	保健センター 集検ホール	東小川一丁目 8 番地の 1
安置	組合立静岡県中部看護専門学校 講堂	東小川一丁目 6 番地の 9

障害物撤去作業用機械器具の調達予定先一覧表

調達先	備考
焼津市建設工業会	(会長)橋本組
大井川建設業協会	(対策本部長) 焼津市飯淵 564 (株)杉本組
レント(株)焼津営業所	
太陽建機レンタル(株)焼津支店	
一般社団法人 日本建設機械 レンタル協会 静岡支部	(株) レント内
鹿島建設(株)静岡営業所	

市有車両及び緊急通行車両届出済車両

	担当部課名	保管場所	呼名(号車)	車名	車両番号	用途	形状	定員	最大積載量(kg)	無線	広報装置	災害時使用部署	備考
1	出納室	新屋公園北側	市役所 2号車	エブリイ	静岡480 そ8374	貨物	バン	2(4)人	350 (250)		カセット・マイク	市民環境部	出納室集中管理車両
2	出納室	立駐4階	市役所 3号車	エブリイ	静岡480 そ2673	貨物	バン	2(4)人	350 (250)			健康福祉部	出納室集中管理車両
3	スマイルライフ推進課	東益津公民館 駐車場	市役所 4号車	エブリイ	静岡480 こ4872	貨物	バン	2(4)人	350 (250)				青色回転灯装備車 (番号74-17)
4	スマイルライフ推進課 (小川公民館)	小川公民館 駐車場	小川公民館	エブリイ	静岡480 こ4871	貨物	バン	2(4)人	350 (250)				出納室集中管理車両
5	出納室	立駐4階	市役所 6号車	エブリイ	静岡480 そ2674	貨物	バン	2(4)人	350 (250)			健康福祉部	出納室集中管理車両
6	出納室	立駐R階	市役所 7号車	エブリイ	静岡480 さ5316	貨物	バン	2(4)人	350 (250)			建設部	出納室集中管理車両
7	道路課	日野重	維持車輛	エブリイ	静岡480 さ6954	貨物	バン	2(4)人	350 (250)			道路班パトロール用	
8	出納室	立駐R階	市役所 9号車	エブリイ	静岡480 さ5314	貨物	バン	2(4)人	350 (250)			子ども未来部	出納室集中管理車両
9	学校教育課	大井川庁舎車庫	市役所10号車	ミニキャブ	静岡480 か2722	貨物	バン	2(4)人	350 (250)				
10	出納室	新屋公園北側	市役所11号車	ステップワゴン	静岡501 そ7355	乗用	ステーションワゴン	8人				総務部	出納室集中管理車両
11	土木管理課	立駐R階	市役所12号車	エブリイ	静岡480 そ8375	貨物	バン	2(4)人	350 (250)			建設部	出納室集中管理車両
12	土木管理課	立駐R階	市役所13号車	エブリイ	静岡480 か7495	貨物	バン	2(4)人	350 (250)			都市政策部	出納室集中管理車両
13	出納室	立駐4階	市役所14号車	ノート	静岡502 て908	乗用	箱型	5人				経済部	出納室集中管理車両
14	土木管理課	新屋公園北側	市役所16号車	エブリイ	静岡480 か7493	貨物	バン	2(4)人	350 (250)	おおいがわ2	カセット・マイク	都市政策部	出納室集中管理車両
15	土木管理課	新屋公園北側	市役所17号車	ミニキャブ	静岡480 え9206	貨物	バン	2(4)人	350 (250)	やいづ5	カセット・マイク	建設部	出納室集中管理車両
16	出納室	立駐4階	市役所19号車	キャリー	静岡480 す3437	貨物	キャブオーバー	2人	350	やいづ17		生きがい・交流部	出納室集中管理車両
17	土木管理課	立駐4階	市役所20号車	エブリイ	静岡480 た1615	貨物	バン	2(4)人	350 (250)			建設部	出納室集中管理車両
18	スマイルライフ推進課 大村公民館	大村公民館駐 車場	大村公民館	エブリイ	静岡480 け7630	貨物	バン	2(4)人	350 (250)				出納室集中管理車両
19	出納室	新屋公園北側	市役所22号車	エブリイ	静岡480 こ5797	貨物	バン	2(4)人	350 (250)	やいづ11	カセット・マイク	建設部	出納室集中管理車両 防犯パトロール車
20	学校教育課	大井川庁舎車庫	市役所23号車	ミニキャブ	静岡480 き7752	貨物	バン	2(4)人	350(250)				
21	出納室	新屋公園北側	市役所24号車	エブリイ	静岡480 け7507	貨物	バン	2(4)人	350 (250)	やいづ16	SDカード・マイク	行政経営部	出納室集中管理車両
22	出納室	新屋公園北側	市役所25号車	ミニキャブ	静岡480 く9533	貨物	バン	2(4)人	350 (250)	やいづ6	カセット・マイク	行政経営部	出納室集中管理車両

	担当部課名	保管場所	呼名(号車)	車名	車両番号	用途	形状	定員	最大積載量(kg)	無線	広報装置	災害時使用部署	備考
23	土木管理課	立駐R階	市役所26号車	エブリイ	静岡480 こ5798	貨物	バン	2(4)人	350 (250)	やいづ9		都市政策部	出納室集中管理車両
24	出納室	立駐4階	市役所28号車	エブリイ	静岡480 せ1706	貨物	バン	2(4)人	350 (250)			生きがい・交流部	出納室集中管理車両
25	出納室	立駐4階	市役所29号車	エブリイ	静岡480 せ1707	貨物	バン	2(4)人	350 (250)			生きがい・交流部	出納室集中管理車両
26	土木管理課	新屋公園北側	市役所31号車	ジムニー	静岡580 ぬ8032	乗用	軽ジープ	4人		やいづ8	カセット・マイク	建設部	出納室集中管理車両
27	出納室	立駐R階	市役所33号車	バネットバン	静岡400 た3886	貨物	バン	3(6)人	750 (500)	やいづ18			出納室集中管理車両
28	出納室	立駐R階	市役所34号車	ADバン	静岡400 と9582	貨物	バン	2(5)人	450 (300)	やいづ13		経済部	出納室集中管理車両
29	学校教育課	大井川庁舎	市役所37号車	ミニキャブ	静岡480 き7751	貨物	バン	2(4)人	350 (250)			大井川市民サービスセンター	
30	出納室	立駐R階	市役所40号車	アルト	静岡580 は969	乗用	箱型	4人				総務部	出納室集中管理車両
31	くらし安全課	新屋公園北側駐車場	市役所42号車	エブリイ	静岡480 あ7477	貨物	バン	2(4)人	350 (250)		カセット・マイク	市民環境部	防犯パトロール車
32	土木管理課	立駐R階	市役所41号車	エブリイ	静岡480 せ6452	貨物	バン	2(4)人	350 (250)			都市政策部	出納室集中管理車両
33	出納室	立駐R階	市役所45号車	バネット	静岡480 さ9415	貨物	バン	2(4)人	350 (250)			子ども未来部	出納室集中管理車両
34	スマイルライフ推進課	アトレ駐車場(焼津公民館)	市役所46号車	ミニキャブ	静岡480 か2723	貨物	バン	2(4)人	350 (250)				青色回転灯装備車(番号59-22)
35	子ども相談センター	アトレ	市役所47号車	ムーヴ	静岡50 め4508	乗用	箱型	4人				子ども未来部	
36	土木管理課	立駐R階	市役所48号車	ミニキャブ	静岡480 か2724	貨物	バン	2(4)人	350 (250)			都市政策部	出納室集中管理車両
37	出納室	新屋公園北側	市役所49号車	エブリイ	静岡480 せ6453	貨物	バン	2(4)人	350 (250)		カセット・マイク	総務部	出納室集中管理車両
38	子ども相談センター	アトレ	市役所52号車	エブリイ	静岡480 う2025	貨物	バン	2(4)人	350 (250)			子ども未来部	
39	図書課	文化センター駐車場	焼津市立焼津図書館	ADバン	静岡400 つ6267	貨物	バン	2(5)人	400 (250)				
40	土木管理課	立駐R階	市役所54号車	エブリイ	静岡480 こ5799	貨物	バン	2(4)人	350 (250)	やいづ30		建設部	出納室集中管理車両
41	出納室	立駐4階	市役所56号車	スイフト	静岡502 た1933	乗用	箱型	5人		おおいがわ27		監査委員事務局	出納室集中管理車両
42	出納室	立駐4階	市役所57号車	スイフト	静岡502 ち3821	乗用	箱型	5人				総務部	出納室集中管理車両
43	出納室	立駐4階	市役所58号車	プリウス	静岡300 ぬ3285	乗用	箱型	5人				総務部	出納室集中管理車両
44	出納室	新屋公園北側	市役所59号車	ミニキャブ	静岡480 き7753	貨物	バン	2(4)人	350(250)		SDカード・マイク	市民環境部	出納室集中管理車両

	担当部課名	保管場所	呼名(号車)	車名	車両番号	用途	形状	定員	最大積載量(kg)	無線	広報装置	災害時使用部署	備考
45	出納室	新屋公園北側	市役所60号車	ミニキャブ	静岡480 き7754	貨物	バン	2(4)人	350 (250)		SDカード・ マイク	総務部	出納室集中管理車両
46	土木管理課	新屋公園北側	市役所61号車	エクストレイ ル	静岡800 さ9344	公共応急 作業車	ステーショ ンワゴン	5人		おおいがわ 8	カセット・マ イク	建設部	赤色回転灯装備車 水防車・出納室集中 管理車両
47	出納室	立駐R階	市役所62号車	ミニキャブト ラック	静岡480 く3611	貨物	キャブオ ーバ	2人	350	おおいがわ 21		市民環境部	出納室集中管理車両
48	出納室	立駐4階	市役所63号車	ハイゼット	静岡480 す360	貨物	バン	4人	350 (250)	おおいがわ 24			出納室集中管理車両
49	出納室	新屋公園北側	市役所64号車	リエッセ	静岡200 さ1068	乗合	キャブオ ーバ	29人		おおいがわ 25		出納室	出納室集中管理車両
50	出納室	新屋公園北側	市役所66号車	エスティマ	静岡300 に7912	乗用	ステーショ ンワゴン	8人		おおいがわ 30		子ども未来部	出納室集中管理車両 防犯パトロール車
51	子ども相談センタ ー	アトレ	市役所67号車	エブリイ	静岡480 か7494	貨物	バン	2(4)人	350 (250)	おおいがわ 5			
52	出納室	新屋公園北側	市役所68号車	エブリイ	静岡480 さ5315	貨物	バン	2(4)人	350 (250)	おおいがわ 1	カセット・マ イク	経済部	出納室集中管理車両
53	出納室	立駐R階	市役所69号車	ハイゼット	静岡480 さ9414	貨物	バン	2(4)人	350 (250)	おおいがわ 22		教育委員会	出納室集中管理車両
54	出納室	立駐R階	市役所70号車	ハイゼット	静岡480 え1296	貨物	バン	2(4)人	350 (250)	おおいがわ 31		教育委員会	出納室集中管理車両
55	出納室	新屋公園北側	市役所71号車	キャラバン	静岡400 た1681	貨物	バン	2(5)人	1150 (900)	おおいがわ 6		経済部	出納室集中管理車両
56	出納室	新屋公園北側	市役所72号車	エブリイ	静岡480 す9945	貨物	バン	2(4)人	350 (250)		カセット・マ イク	議会事務局	出納室集中管理車両
57	出納室	立駐R階	市役所73号車	エブリイ	静岡480 か7492	貨物	バン	2(4)人	350 (250)	おおいがわ 33		教育委員会	出納室集中管理車両
58	大井川市民 サービスセンター	大井川庁舎車 庫	市役所74号車	ハイゼットカ ーゴ	静岡480 う2551	貨物	バン	2(4)人	350 (250)	おおいがわ 34	カセット・マ イク	大井川市民 サービスセンター	
59	出納室	新屋公園北側	市役所75号車	ミニキャブ	静岡480 く3612	貨物	バン	2(4)人	350 (250)		SDカード・ マイク	総務部	出納室集中管理車両
60	出納室	立駐R階	市役所76号車	アルト	静岡580 は970	乗用	箱型	4人		おおいがわ 4		行政経営部	出納室集中管理車両
61	出納室	立駐R階	市役所77号車	ハイゼット	静岡480 す361	貨物	バン	2(4)人	350 (250)	おおいがわ 7		子ども未来部	出納室集中管理車両
62	スマイルライフ推 進課	大井川庁舎車庫 (大井川公民館)	市役所78号車	ミニキャブ	静岡480 く3613	貨物	バン	2(4)人	350 (250)	おおいがわ 23			青色回転灯装備車 (番号59-23)
63	出納室	新屋公園北側	市役所79号車	ハイエース	静岡300 ほ4381	乗用	ステーショ ンワゴン	8人				経済部	出納室集中管理車両
64	DX推進課	防災センター	DX推進課1号車	エブリイ	静岡41 い3171	貨物	バン	2(4)人	350 (250)				
65	DX推進課	防災センター	DX推進課2号車	エブリイ	静岡480 か7425	貨物	バン	2(4)人	350 (250)				
66	秘書課	立駐4階	市長車	エスティマ	静岡334 ゆ812	乗用	ステーショ ンワゴン	7人				総務部	リース契約

	担当部課名	保管場所	呼名(号車)	車名	車両番号	用途	形状	定員	最大積載量(kg)	無線	広報装置	災害時使用部署	備考
67	環境課	日野重	不法投棄パトロール車	ハイゼット	静岡480 た1034	貨物	ダンプ	2人	350				電動モーター式ダンプ付き
68	環境課(大覚寺環境管理センター)	大覚寺環境管理センター	プレス1	フォワード	静岡800 す3052	特種	塵芥車	3人	1,800		SDカード・マイク	環境課(塵芥収集)	
69	環境課(大覚寺環境管理センター)	大覚寺環境管理センター	パッカ13	フォワード	静岡800 さ7368	特種	塵芥車	3人	2,500		カセット・マイク	環境課(塵芥収集)	
70	環境課(大覚寺環境管理センター)	大覚寺環境管理センター	パッカ15	フォワード	静岡800 す5768	特種	塵芥車	3人	2,000		カセット・マイク	環境課(塵芥収集)	
71	環境課(大覚寺環境管理センター)	大覚寺環境管理センター	パッカ16	フォワード	静岡800 す6282	特種	塵芥車	3人	2,050		カセット・マイク	環境課(塵芥収集)	
72	環境課(大覚寺環境管理センター)	大覚寺環境管理センター	パッカ17	フォワード	静岡800 す4606	特種	塵芥車	3人	2,100		カセット・マイク	環境課(塵芥収集)	
73	環境課(大覚寺環境管理センター)	大覚寺環境管理センター	パッカ18	フォワード	静岡800 す7394	特種	塵芥車	3人	1,550		カセット・マイク	環境課(塵芥収集)	
74	環境課(大覚寺環境管理センター)	大覚寺環境管理センター	平ボディー20	エルフセミロ ング	静岡100 せ2012	貨物	キャブオ ーバ	3人	2,000			環境課(塵芥収集)	
75	環境課(大覚寺環境管理センター)	大覚寺環境管理センター	平ボディー21	エルフセミロ ング	静岡100 す5660	貨物	キャブオ ーバ	3人	2,000			環境課(塵芥収集)	
76	環境課(大覚寺環境管理センター)	大覚寺環境管理センター	平ボディー22	アトラス	静岡100 す6752	貨物	キャブオ ーバ	3人	2,000			環境課(塵芥収集)	
77	環境課(大覚寺環境管理センター)	大覚寺環境管理センター	平ボディー23	キャンター	静岡100 す7871	貨物	キャブオ ーバ	3人	2,000			環境課(塵芥収集)	
78	環境課(大覚寺環境管理センター)	大覚寺環境管理センター	パッカ28	フォワード	静岡800 す6809	特種	塵芥車	3人	2,050		カセット・マイク	環境課(塵芥収集)	
79	環境課(大覚寺環境管理センター)	大覚寺環境管理センター	平ボディー25	キャンター	静岡100 す9396	貨物	キャブオ ーバ	3人	2,000		SDカード・マイク	環境課(塵芥収集)	
80	環境課(大覚寺環境管理センター)	大覚寺環境管理センター	平ボディー26	キャンター	静岡100 す270	貨物	キャブオ ーバ	3人	2,000		SDカード・マイク	環境課(塵芥収集)	
81	環境課(大覚寺環境管理センター)	大覚寺環境管理センター	軽トラ1	ハイゼット	静岡41う 4636	貨物	キャブオ ーバ	2人	350			環境課	
82	環境課(大覚寺環境管理センター)	大覚寺環境管理センター	軽トラ2	サンバー	静岡41え 6413	貨物	キャブオ ーバ	2人	350			環境課	
83	下水道課(小屋敷環境管理センター)	小屋敷環境管理センター	バキュ1	デュトロ	静岡800 す1314	特種	糞尿車	3人	3,000			下水道課(し尿収集)	
84	下水道課(小屋敷環境管理センター)	小屋敷環境管理センター	バキュ2	エルフ	静岡800 す6318	特種	糞尿車	3人	3,000			下水道課(し尿収集)	
85	下水道課(小屋敷環境管理センター)	小屋敷環境管理センター	バキュ3	エルフ	静岡800 す7385	特種	糞尿車	3人	3,000			下水道課(し尿収集)	
86	下水道課(小屋敷環境管理センター)	小屋敷環境管理センター	バキュ5	エルフ	静岡800 す4227	特種	糞尿車	3人	2,400			下水道課(し尿収集)	
87	下水道課(小屋敷環境管理センター)	小屋敷環境管理センター	バキュ6	キャンター	静岡800 す683	特種	糞尿車	3人	3,000			下水道課(し尿収集)	
88	下水道課(小屋敷環境管理センター)	小屋敷環境管理センター	バキュ7	キャンター	静岡800 す684	特種	糞尿車	3人	3,000			下水道課(し尿収集)	

	担当部課名	保管場所	呼名(号車)	車名	車両番号	用途	形状	定員	最大積載量(kg)	無線	広報装置	災害時使用部署	備考
89	下水道課(小屋敷環境管理センター)	小屋敷環境管理センター	バキュ8	デュトロ	静岡800 す1315	特種	糞尿車	3人	3,000			下水道課(し尿収集)	
90	下水道課(小屋敷環境管理センター)	小屋敷環境管理センター	バキュ10	エルフ	静岡800 す4613	特種	糞尿車	2人	3,600			下水道課(し尿収集)	
91	下水道課(小屋敷環境管理センター)	小屋敷環境管理センター	バキュ11	エルフ	静岡800 す1876	特種	糞尿車	3人	3,500			下水道課(し尿収集)	
92	下水道課(小屋敷環境管理センター)	小屋敷環境管理センター	バキュ12	エルフ	静岡800 す7357	特種	糞尿車	3人	3,600			下水道課(し尿収集)	
93	下水道課(小屋敷環境管理センター)	小屋敷環境管理センター	バキュ13	エルフ	静岡800 す5188	特種	糞尿車	2人	3,600			下水道課(し尿収集)	
94	下水道課(小屋敷環境管理センター)	小屋敷環境管理センター	バキュ15	エルフ	静岡800 す6292	特種	糞尿車	3人	3,500			下水道課(し尿収集)	
95	下水道課(小屋敷環境管理センター)	小屋敷環境管理センター	バキュ16	エルフ	静岡800 す6785	特種	糞尿車	3人	3,500			下水道課(し尿収集)	
96	下水道課(小屋敷環境管理センター)	小屋敷環境管理センター	バキュ17	フォワード	静岡800 は941	特種	糞尿車	2人	7,000			下水道課(し尿収集)	
97	下水道課(小屋敷環境管理センター)	小屋敷環境管理センター	バキュ18	エルフ	静岡800 す3511	特種	糞尿車	3人	3,500			下水道課(し尿収集)	
98	下水道課(小屋敷環境管理センター)	小屋敷環境管理センター	バキュ19	エルフ	静岡800 す4026	特種	糞尿車	3人	3,500			下水道課(し尿収集)	
99	下水道課(小屋敷環境管理センター)	小屋敷環境管理センター	バキュ20	エルフ	静岡800 す3127	特種	糞尿車	3人	3,400			下水道課(し尿収集)	
100	下水道課(小屋敷環境管理センター)	小屋敷環境管理センター	バキュ21	エルフ	静岡800 す7953	特種	糞尿車	3人	3,000			下水道課(し尿収集)	
101	下水道課(小屋敷環境管理センター)	小屋敷環境管理センター	バキュ22	エルフ	静岡800 す7954	特種	糞尿車	3人	3,500			下水道課(し尿収集)	
102	下水道課(小屋敷環境管理センター)	小屋敷環境管理センター	軽トラ3	エブリイ/キャリティ	静岡480 え432	貨物	キャブオーバー	2人	350			下水道課	
103	下水道課(小屋敷環境管理センター)	小屋敷環境管理センター	軽ワゴン1	エブリイ	静岡480 た2928	貨物	バン	2(4)人	350 (250)			下水道課	
104	介護保険課	立体駐車場	介護N○1	エブリイ	静岡480 く9637	貨物	バン	2(4)人	350 (250)				
105	介護保険課	立体駐車場	介護N○2	エブリイ	静岡480 く9638	貨物	バン	2(4)人	350 (250)				
106	介護保険課	立体駐車場	介護N○3	エブリイ	静岡480 こ4873	貨物	バン	2(4)人	350 (250)				
107	介護保険課	立体駐車場	介護N○4	エブリイ	静岡480 こ1163	貨物	バン	2(4)人	350 (250)				
108	介護保険課	立体駐車場	介護N○5	ハイゼット	静岡41 か5901	貨物	バン	2(4)人	350 (250)				
109	介護保険課	立体駐車場	介護N○6	ミニキャブバン	静岡41 き5453	貨物	バン	2(4)人	350 (250)				
110	介護保険課	立体駐車場	介護N○8	エブリイ	静岡480 え9566	貨物	バン	2(4)人	350 (250)				

	担当部課名	保管場所	呼名(号車)	車名	車両番号	用途	形状	定員	最大積載量(kg)	無線	広報装置	災害時使用部署	備考
111	地域包括ケア推進課	立体駐車場	介護No9	アルト	静岡580 さ9638	乗用	箱型	4人					
112	介護保険課	立体駐車場	介護No10	ミニキャバン	静岡480 き9325	貨物	バン	2(4)人	350 (250)				
113	介護保険課	立体駐車場	介護No11	エブリイ	静岡480 く2586	貨物	バン	2(4)人	350 (250)				
114	介護保険課	立体駐車場	介護No12	スクラムバン	静岡480 こ8314	貨物	バン	2(4)人	350 (250)				
115	介護保険課	立体駐車場	介護No13	エブリイ	静岡480 さ1209	貨物	バン	2(4)人	350 (250)				
116	介護保険課	立体駐車場	介護No14	ハイゼット	静岡480 す1824	貨物	バン	2(4)人	350 (250)				
117	介護保険課	立体駐車場	介護No15	エブリイ	静岡480 す9678	貨物	バン	2(4)人	350 (250)				
118	障害福祉課	新屋公用車駐車場	2026	エブリイ	静岡480 う2026	貨物	バン	2(4)人	350 (250)				
119	地域福祉課	本庁立体駐車場	日赤車	スクラムバン	静岡480 こ8355	貨物	バン	2(4)人	350 (250)				
120	保育・幼稚園課	石津保育園	保育・幼稚園課 公用車両	ミニキャバン	静岡480 え672	貨物	バン	2(4)人	350 (250)				
121	子ども相談センター	アトレ庁舎駐車場	市役所7号車	プリウス	静岡500 そ7872	乗用	箱型	5人					
122	健康づくり課	保健センター 駐車場	保健センター1号 車	エブリイ	静岡480 あ3887	貨物	バン	2(4)人	350 (250)			救護班用	
123	健康づくり課	保健センター 駐車場	保健センター2号 車	エブリイ	静岡480 さ9300	貨物	バン	2(4)人	350 (250)			救護班用	
124	健康づくり課	保健センター 駐車場	保健センター3号 車	ADバン	静岡400 と1928	貨物	バン	2(5)人	450 (300)		カセット・マイク	救護班用	
125	健康づくり課	保健センター 駐車場	保健センター4号 車	ミニキャブ	静岡480 き6815	貨物	バン	2(4)人	350 (250)			救護班用	
126	健康づくり課	保健センター 駐車場	保健センター5号 車	Kei	静岡50 む8827	乗用	箱型	4人				救護班用	
127	健康づくり課	保健センター 駐車場	保健センター6号 車	アルト	静岡580 さ5518	乗用	箱型	4人				救護班用	
128	健康づくり課	保健センター 駐車場	保健センター7号 車	ハイゼットカー ゴ	静岡480 あ7463	貨物	バン	2(4)人	350 (250)			救護班用	
129	健康づくり課	保健センター 駐車場	保健センター8号 車	エッセ	静岡580 こ3789	乗用	箱型	4人				救護班用	
130	健康づくり課	保健センター 駐車場	保健センター9号 車	モコ	静岡580 つ5084	乗用	箱型	4人				救護班用	
131	健康づくり課	保健センター 駐車場	保健センター10 号車	エブリイ	静岡480 き2665	貨物	バン	2(4)人	350 (250)			救護班用	
132	区画整理課	市役所駐車場	事務所3号車	スクラム	静岡480 い6654	貨物	バン	2(4)人	350 (250)			区画整理課	

	担当部課名	保管場所	呼名(号車)	車名	車両番号	用途	形状	定員	最大積載量(kg)	無線	広報装置	災害時使用部署	備考
133	区画整理課	市役所駐車場	事務所5号車	アクティ	静岡41 う1586	貨物	バン	2(4)人	350 (250)			区画整理課	
134	道路課	アトレ	トラックNo.2	キャンター	静岡45 も3993	貨物	ダンプ	3人	2000			道路班資機材運 搬用	黄色回転灯
135	道路課	新屋 仮設駐車場	維持車両	エブリイ	静岡480 さ532	貨物	バン	2(4)人	350 (250)			道路班パトロー ル用	
136	河川課	大井川水防セ ンター	水防活動用 排水ポンプ車	三菱	静岡800 す4248	特種	公共応急 作業車	3人			マイクのみ	河川課	サイレン・赤色回転 灯
137	大井川港管理事務 所	港湾会館車庫	管理事務所1号	ウイングロー ド	静岡500 み9537	乗用	ステーショ ンワゴン	5人		おおいがわ 11	マイクのみ	港パトロール用	
138	大井川港管理事務 所	港湾会館駐車 場	管理事務所2号	アクティ	静岡41 き5552	貨物	キャブオ ーバ	2人	350 (250)			港パトロール用	
139	大井川港管理事務 所	港湾会館車庫	管理事務所3号	エクストレイ ル	静岡300 め7112	乗用	ステーショ ンワゴン	5人				港パトロール用	
140	新病院建設課	医師駐車場	なし	クラウン	静岡300 に7060	乗用	箱型	5人				病院	
141	新病院建設課	車庫	なし	パッカー車	静岡800 す5613	特種	塵芥車	3人	2,000			病院	
142	新病院建設課	柵宜島職員 宿舎駐車場	なし	エブリイ	静岡480 け8532	貨物	バン	2(4)人	350 (250)			病院	
143	新病院建設課	柵宜島職員 宿舎駐車場	なし	ウイングロー ド	静岡800 す1846	特種	臓器移植用 緊急輸送車	5人			マイクのみ	病院	赤色回転灯
144	新病院建設課	柵宜島職員 宿舎駐車場	なし	ステップワゴ ン	静岡501 つ9329	乗用	ステーショ ンワゴン	8人				病院	
145	新病院建設課	柵宜島職員 宿舎駐車場	なし	エブリイ	静岡480 そ147	貨物	バン	2(4)人	350 (250)			病院	
146	新病院建設課	柵宜島職員 宿舎駐車場	なし	ミニキャブト ラック	静岡480 え7581	貨物	キャブオ ーバ	2人	350			病院	
147	新病院建設課	柵宜島職員 宿舎駐車場	なし	デリカ	静岡301 せ9816	乗用	ステーショ ンワゴン	8人				病院	
148	防災計画課	防災センター	電気自動車	リーフ	静岡301 ふ2298	乗用	箱型	5人				防災部	
149	地域防災課	防災センター	団指揮	バネット	静岡830 さ528	特種	消防車	5人	500 (350)	YA団指揮	マイク	消防本部	赤色回転灯
150	地域防災課	防災センター	防災指令1	ランドクルー ザー	静岡830 に812	特種	消防車	5人		YA防災指 令	SD・マイク	防災部	赤色回転灯
151	地域防災課	防災センター	防災輸送1	エルフ	静岡800 す3717	特種	公共応急 作業車	3人	2,000	YA防災輸 送	SD・マイク	防災部	赤色回転灯
152	地域防災課	防災センター	機動指揮1	デリカ	静岡801 む1	特種	公共応急 作業車	7人		YA機動指 揮1	内蔵・マイク	防災部	赤色回転灯
153	地域防災課	防災センター	機動指揮2	デリカ	静岡800 ほ2	特種	公共応急 作業車	7人		YA機動指 揮2	内蔵・マイク	防災部	赤色回転灯
154	地域防災課	防災センター	防災連絡1	ADバン	静岡400 た3122	貨物	バン	2(5)人	450 (300)			防災部	

	担当部課名	保管場所	呼名(号車)	車名	車両番号	用途	形状	定員	最大積載量(kg)	無線	広報装置	災害時使用部署	備考
155	地域防災課	防災センター	防災連絡2	ミニキャブ	静岡480 え9207	貨物	バン	2(4)人	350 (250)		カセット・マイク	防災部	
156	地域防災課	1分団詰所	1分団		静岡802 せ1	特種	消防車	8人		やいづいち ぶんだん1	カセット・マイク	消防団	赤色回転灯
157	地域防災課	2分団詰所	2分団		静岡800 す1499	特種	消防車	8人		やいづに ぶんだん1	カセット・マイク	消防団	赤色回転灯
158	地域防災課	3分団詰所	3分団		静岡801 す3	特種	消防車	8人		やいづさん ぶんだん1	マイク	消防団	赤色回転灯
159	地域防災課	4分団詰所	4分団		静岡830 て4	特種	消防車	8人		やいづよん ぶんだん1	カセット・マイク	消防団	赤色回転灯
160	地域防災課	5分団詰所	5分団		静岡800 む5	特種	消防車	8人		やいづご ぶんだん1	カセット・マイク	消防団	赤色回転灯
161	地域防災課	6分団詰所	6分団		静岡800 す2073	特種	消防車	8人		やいづろく ぶんだん1	カセット・マイク	消防団	赤色回転灯
162	地域防災課	7分団詰所	7分団1		静岡800 は7	特種	消防車	8人		やいづなな ぶんだん1	マイク	消防団	赤色回転灯
163	地域防災課	7分団車庫	7分団2		静岡830 さ702	特種	消防車	8人		やいづなな ぶんだん2	カセット・マイク	消防団	赤色回転灯
164	地域防災課	8分団詰所	8分団		静岡800 す4109	特種	消防車	6人		やいづはち ぶんだん1	カセット・マイク	消防団	赤色回転灯
165	地域防災課	9分団詰所	9分団		静岡800 す2597	特種	消防車	8人		やいづきゆう ぶんだん1	カセット・マイク	消防団	赤色回転灯
166	地域防災課	10分団詰所	10分団		静岡800 す3695	特種	消防車	8人		やいづじゆう ぶんだん1	カセット・マイク	消防団	赤色回転灯
167	地域防災課	11分団詰所	11分団		静岡830 も11	特種	消防車	8人		やいづじゆうい ちぶんだん1	カセット・マイク	消防団	赤色回転灯
168	地域防災課	12分団詰所	12分団		静岡800 す944	特種	消防車	8人		やいづじゆう にぶんだん1	カセット・マイク	消防団	赤色回転灯
169	地域防災課	13分団詰所	13分団		静岡830 ぬ13	特種	消防車	8人		やいづじゆう さんぶんだん1	カセット・マイク	消防団	赤色回転灯
170	地域防災課	14分団詰所	14分団		静岡800 す3206	特種	消防車	8人		やいづじゆう よんぶんだん1	カセット・マイク	消防団	赤色回転灯
171	地域防災課	15分団詰所	15分団		静岡830 そ15	特種	消防車	6人		やいづじゆう ごぶんだん1	マイク	消防団	赤色回転灯
172	地域防災課	16分団詰所	16分団1		静岡830 す1601	特種	消防車	7人	1,500	やいづじゆう ろくぶんだん1	カセット・マイク	消防団	赤色回転灯
173	地域防災課	16分団車庫	16分団2		静岡800 す3696	特種	消防車	8人		やいづじゆう ろくぶんだん2	カセット・マイク	消防団	赤色回転灯
174	地域防災課	16分団詰所	16分団3		静岡883 あ1603	特種	消防車	4人		やいづじゆう ろくぶんだん3	カセット・マイク	消防団	赤色回転灯
175	地域防災課	17分団詰所	17分団1		静岡800 す909	特種	消防車	6人	600	やいづじゆう ななぶんだん1	カセット・マイク	消防団	赤色回転灯
176	地域防災課	17分団詰所	17分団2		静岡800 す4141	特種	消防車	8人		やいづじゆう ななぶんだん2	カセット・マイク	消防団	赤色回転灯

	担当部課名	保管場所	呼名(号車)	車名	車両番号	用途	形状	定員	最大積載量(kg)	無線	広報装置	災害時使用部署	備考
177	地域防災課	17分団車庫	17分団3		静岡883 あ1703	特種	消防車	4人		やいづじゅう ななぶんだん3	カセット・マイク	消防団	赤色回転灯
178	地域防災課	18分団詰所	18分団1		静岡800 す298	特種	消防車	7人	1,500	やいづじゅう はちぶんだん1	カセット・マイク	消防団	赤色回転灯
179	地域防災課	18分団詰所	18分団2		静岡830 さ1802	特種	消防車	8人		やいづじゅう はちぶんだん2	カセット・マイク	消防団	赤色回転灯
180	地域防災課	18分団車庫	18分団3		静岡883 あ1803	特種	消防車	4人		やいづじゅう はちぶんだん3	カセット・マイク	消防団	赤色回転灯
181	水道総務課	水道庁舎車庫	水道1号車	ハイゼットカーゴ	静岡480 う2285	貨物	バン	2(4)人	350 (250)			水道総務課	
182	水道総務課	水道庁舎車庫	水道2号車	エブリイ	静岡480 き8911	貨物	バン	2(4)人	350 (250)		SDカード・マイク	水道総務課	
183	水道総務課	水道庁舎車庫	水道3号車	ジムニー	静岡580 た4411	乗用	ステーションワゴン	4人	-		SDカード・マイク	水道総務課	
184	水道総務課	水道庁舎車庫	水道4号車	ミニキャブバン	静岡480 け187	貨物	バン	2(4)人	350 (250)	水道やいづ 3		水道総務課	
185	水道総務課	水道庁舎車庫	水道5号車	エブリイ	静岡480 せ7411	貨物	バン	2(4)人	350 (250)		SDカード・マイク	水道総務課	
186	水道総務課	水道庁舎車庫	水道6号車	ミニキャブトラック	静岡480 く4680	貨物	キャブオーバー	2人	350		SDカード・マイク	水道総務課	
187	水道総務課	水道庁舎車庫	水道7号車	エブリイ	静岡480 こ5328	貨物	バン	2(4)人	350 (250)	水道やいづ 2	SDカード・マイク	水道総務課	
188	水道総務課	水道庁舎車庫	水道8号車	エブリイ	静岡480 さ1069	貨物	バン	2(4)人	350 (250)	水道やいづ 4		水道総務課	
189	水道総務課	水道庁舎車庫	水道9号車	エブリイワゴン	静岡480 あ9743	貨物	バン	2(4)人	350 (250)		SDカード・マイク	水道総務課	
190	水道総務課	水道庁舎車庫	水道10号車	イグニス	静岡502 す8211	乗用	箱型	5人				水道総務課	
191	水道総務課	水道庁舎車庫	水道11号車	ミラ	静岡580 つ1420	乗用	箱型	4人				水道総務課	
192	水道総務課	水道庁舎車庫	水道12号車	プリウス	静岡300 ふ5074	乗用	箱型	5人				水道総務課	
193	水道総務課	水道庁舎車庫	水道給水1号車	給水車	静岡800 す5124	特種	給水車	3人	1,700		SDカード・マイク	水道総務課	
194	水道総務課	水道庁舎車庫	水道給水2号車	給水車	静岡800 す4123	特種	給水車	3人	1,700		SDカード・マイク	水道総務課	
195	下水道課	水道庁舎	下水1号車	アルト	静岡580 や4019	乗用	箱型	4人				下水道課	
196	下水道課	水道庁舎	下水2号車	ミニキャブ	静岡480 う3499	貨物	バン	4人	350			下水道課	
197	下水道課	汐入下水処理場	処理場2号車	ADバン	静岡400 な3272	貨物	バン	5人	450			汐入下水処理場	
198	下水道課	水道庁舎	下水3号車	ハイゼット	静岡480 い4391	貨物	バン	4人	350			下水道課	

	担当部課名	保管場所	呼名(号車)	車名	車両番号	用途	形状	定員	最大積載量(kg)	無線	広報装置	災害時使用部署	備考
199	下水道課	汐入下水処理場	処理場1号車	ミニキャブ	静岡480 え9208	貨物	バン	4人	350			汐入下水処理場	
200	教育総務課	本庁舎 立体駐車場	使達車	ハイゼットカ ーゴ	静岡480 さ6950	貨物	バン	2(4)人	350 (250)			教育委員会	
201	スマイルライフ推 進課	大富公民館 駐車場	社会教育課1号 車	エブリイ	静岡480 か7422	貨物	バン	2(4)人	350 (250)				青色回転灯装備車 (番号74-16) 自主防犯活動用自動車
202	出納室	立駐R階	21号車	ミニキャブ	静岡480 い2656	貨物	バン	2(4)人	350 (250)				青色回転灯装備車 (番号74-11)
203	出納室	立駐R階	5号車	ミニキャブ	静岡480 い2657	貨物	バン	2(4)人	350 (250)				青色回転灯装備車 (番号74-12)
204	スマイルライフ推 進課	和田公民館 駐車場	社会教育課5号 車	ミニキャブ	静岡480 う1934	貨物	バン	2(4)人	350 (250)				青色回転灯装備車 (番号74-13)
205	スマイルライフ推 進課	豊田公民館 駐車場	社会教育課6号 車	ミニキャブ	静岡480 う1936	貨物	バン	2(4)人	350 (250)				青色回転灯装備車 (番号74-14)
206	スマイルライフ推 進課	大村公民館 駐車場	市役所 21号車	エブリイ	静岡480 け7630	貨物	バン	2(4)人	350 (250)				
207	スマイルライフ推 進課	港公民館駐車 場	社会教育課7号 車	ミニキャブ	静岡480 え671	貨物	バン	2(4)人	350 (250)				青色回転灯装備車 (番号74-15)
208	スポーツ課	総合グラウン ド	総合体育館公用 車	プロボックス バン	静岡400 た3051	貨物	バン	2(5)人	400 (250)				
209	スポーツ課	総合グラウン ド	総合体育館公用 車	エブリイ	静岡480 く6334	貨物	バン	2(4)人	350 (250)	おおいがわ 29			
210	スポーツ課	ニチレイ跡地	総合体育館公用 車	ミニキャブ	静岡480 か503	貨物	バン	2(4)人	350 (250)				
211	スポーツ課	総合グラウン ド	総合体育館公用 車	ダイナ	静岡100 さ6790	貨物	キャブオ ーバ	3人	2,000				
212	こども相談センタ ー	アトレ		ADバン	静岡400 た2913	貨物	バン	2(5)人	400 (250)				
213	図書課	文化センター 駐車場	焼津市立 焼津図書館	ミニキャブ	静岡480 え9209	貨物	ワゴン	2(4)人	350 (250)				
214	図書課	BM車庫内	焼津市立大井川 図書館	エブリイ	静岡480 あ7573	貨物	バン	2(4)人	350 (250)				
215	学校給食課	焼津市学校 給食センター	学校給食1号車	ハイゼットバン	静岡41 き6789	貨物	バン	2(4)人	350 (250)			学校給食課	
216	学校給食課	焼津市学校 給食センター	学校給食2号車	アルト	静岡580 く5175	乗用	箱型	4人				学校給食課	
217	学校給食課	焼津市学校 給食センター	学校給食3号車	ハイゼットト ラック	静岡480 え3767	貨物	キャブオ ーバ	2人	350			学校給食課	リヤゲートリフト 付き
218	文化振興課	文化センター 駐車場	焼津市歴史 民俗資料館	ミニキャブ	静岡480 え0673	貨物	バン	2(4)人	350 (250)				
219	文化振興課	歴史駐車場	焼津市歴史 民俗資料館	ハイゼット	静岡480 さ6948	貨物	バン	2(4)人	350 (250)				
220	議会事務局	立駐4階	議長車	クラウン	静岡300 と1823	乗用	箱型	5人				議長対応	

	担当部課名	保管場所	呼名(号車)	車名	車両番号	用途	形状	定員	最大積載量 (kg)	無線	広報装置	災害時使用部署	備考
221	くらし安全課	新屋公園 北側駐車場	交通指導員車	セレナ	静岡 501 ひ 30	乗用	ステーション ワゴン	8人			SDカード・ マイク	市民環境部 (くらし安全課)	防犯パトロール車

ヘリコプター離着陸場一覧表

名 称	所在地 (UTMポイント)	巾×長さ(m)	地域防災無線	区分
焼津市総合グラウンド	保福島 950-1 (54STD51176137)	120 × 100	180 (体育館)	拠点ヘリポート
東益津小学校グラウンド	石脇上 65 (54STD55146378)	130 × 80	505	防災ヘリポート
大村中学校グラウンド	大村 3-25-1 (54STD53716213)	130 × 70	551	防災ヘリポート
焼津中学校グラウンド	焼津 2-10-28 (54STD54326141)	130 × 70	550	防災ヘリポート
小川中学校グラウンド	東小川 4-21-1 (54STD54426012)	110 × 70	553	防災ヘリポート
黒石小学校グラウンド	大住 1246 (54STD53195985)	150 × 60	509	防災ヘリポート
大富中学校グラウンド	中根 1-1 (54STD53045858)	100 × 60	555	防災ヘリポート
大井川中学校グラウンド	下江留 191 (54STD51345431)	90 × 120	558	防災ヘリポート
大井川文化会館駐車場	宗高 888 (54STD51405464)	80 × 100		防災ヘリポート
大井川河川敷スポーツ広場	相川・西島地先 (54STD49575398)	120 × 240		防災ヘリポート
大井川河川敷運動公園陸上競技場	西島 538 (54STD49875371)	120 × 120		防災ヘリポート
石津西公園	石津 421-3 (54STD54495879)	35 × 35		防災ヘリポート

※小中学校は IP 電話のため、停電時は Fax が災害時優先電話となる。

災害拠点病院離着陸場

名 称	所在地	UTMポイント
焼津市立病院第9駐車場	道原 1000	54STD53515843

ヘリポートの具備すべき条件

(東京航空局東京空港事務所)

1 離着陸(発着)のため必要最小限度の地積

項目		区分	昼間使用	夜間使用
着 場 基 準	発	OH-6J 小型 m (全長 9.30) (全巾 8.05)		
		UH-1H 中型 m (全長 17.40) (全巾 14.64)		
		CH-47J 大型 m (全長 30.18) (全巾 16.26)		

(注) 民間航空機を除く。

発着点とは、安全・容易に接地するため準備された地点。

無障害地帯 離着陸に障害とならない地域。

民間航空機については、全長及び全巾の長さ以上の着陸帯。進入区域の長さ500m、進入表面のこう配8分の1(7°)を最低限確保する必要がある。

ただし、捜査または救助のための特例として、航空法の適用が除外される場合を除く。

(2) 地表面

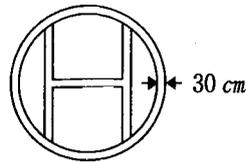
ア 舗装された場所が最も望ましい。

イ グラウンド等の場合、板、トタン、砂塵等が巻き上がらないよう処置すること(地表面が乾燥している場合は、砂塵の巻き上げ防止のため十分な散水を行う)。

ウ 草地の場合は硬質低草地であること。

2 着陸点

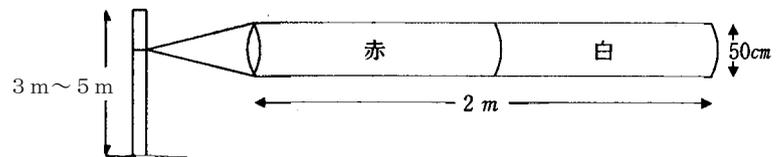
着陸点(直径30m)のほぼ中央に石灰等で直径10mの正円を描き、中央にHと記す。



3 着陸帯付近(着陸点中央からなるべく離れた地点で地形、施設等による風の影響の少ない場所)に吹き流し、または旗をたてる。

(1) 布製

(2) 風速 25m/秒速度に耐えられる強度



4 救急車等、車両の出入の便がよい場所であること。

5 電話等、通信手段の利用が可能であること。

6 離着陸地帯にみだりに人が近づかないよう配慮すること。

特に、ヘリコプターのテールローターには、注意がおろそかになる傾向があるので、機体の尾部には絶対に近づかないよう配慮する必要がある。

燃料調達予定先一覧表

社名	給油所名
(株)青木石油	E-STOP.AOKI 田尻店
(株)青木石油	E-STOP.AOKI 西焼津店
(株)アサダ石油	焼津給油所
(株)いちまるホーミング	焼津給油所
サガミシード(株)	プリテール西焼津給油所
サガミシード(株)	セルフ新焼津バイパス給油所
(株)三ヶ名石油	三ヶ名給油所
(有)三油商会	焼津給油所
S-net 静岡(株)	DD セルフ焼津石津給油所
新興石油(株)	小川港給油所
(株)増商	焼津西給油所
辰巳石油店	中港給油所
(有)田中油店	小川給油所
(株)ツチヤコーポレーション	グランドシティ焼津セルフ給油所
道原石油(有)	焼津道原給油所
(株)かくまんサウスロード	焼津給油所
巻田油業(株)	小川給油所
巻田油業(株)	焼津インター給油所
(株)村松石油	ポートアイランド焼津給油所
(協)焼津水産加工センター	焼津加工センターDS ショップ給油所
八木石油(株)	大島給油所
JA大井川シャネン(株)	静浜給油所
(株)中部環境	宗高給油所
(株)セーコー石油	大井川給油所
(有)大吉石油	大井川町給油所
丸協石油(株)	大井川港給油所
油井石油(株)	コスモパーク上小杉給油所
油井石油(株)	藤守給油所

応援協定を締結している地方公共団体

協定名称	協定先	締結年月日
災害時の応援に関する協定	島田市	平成7年5月29日
	藤枝市	
災害時の相互応援に関する協定	静岡市	平成24年4月1日
	島田市	
	藤枝市	
	牧之原市	
	吉田町	
	川根本町	
災害時における相互応援協定	滋賀県草津市	平成9年4月23日 平成24年12月12日
災害時の応援に関する協定	岐阜県土岐市	平成9年4月7日 平成24年12月10日
災害時の相互応援に関する協定	岐阜県各務原市	令和5年3月16日
災害時における病院間の相互支援に関する協定	長野県岡谷市病院事業	平成25年8月30日

市内国道県道等一覧表

1. 高速自動車国道

路線名	実延長	種類別内訳				
		道路延長	橋りょう		トンネル	
			個数	延長	個数	延長
第一東海自動車道	13,138	9,333	25	2,224	1	1,581

2. 一般国道

路線名	実延長	種類別内訳				
		道路延長	橋りょう		トンネル	
			個数	延長	個数	延長
150号	19,145	17,168	79	1,192	1	784

3. 主要地方道

路線名	実延長	種類別内訳				
		道路延長	橋りょう		トンネル	
			個数	延長	個数	延長
焼津藤枝線	4,401	4,261	7	141	0	0
焼津榛原線	10,825	10,549	39	276	0	0
藤枝大井川線	929	916	4	12	0	0
島田吉田線	1,670	1,627	6	43	0	0
焼津森線	2,969	2,647	9	323	0	0

4. 一般県道

路線名	実延長	種類別内訳				
		道路延長	橋りょう		トンネル	
			個数	延長	個数	延長
焼津岡部線	3,277	3,062	9	215	0	0
上青島焼津線	4,171	3,890	6	281	0	0
大富藤枝線	3,786	3,473	14	313	0	0
高洲和田線	3,851	3,833	6	18	0	0
島田大井川線	6,130	6,051	8	79	0	0
河原大井川港線	6,446	6,446	0	0	0	0
焼津大井川線	7,926	7,778	10	149	0	0
静岡焼津線	10,827	9,337	31	304	4	1,186

5. 市道

種別	路線数	実延長	種類別内訳				
			道路延長	橋りょう		トンネル	
				個数	延長	個数	延長
1級市道	43	79,449	77,625	125	1,689	1	135
2級市道	55	90,011	88,957	133	1,054	0	0

※1～4は、静岡県道路保全課「静岡県道路現況調書」（令和3年4月1日現在）より

※1～4の「実延長」「道路延長」は、現道、新道、旧道の合計

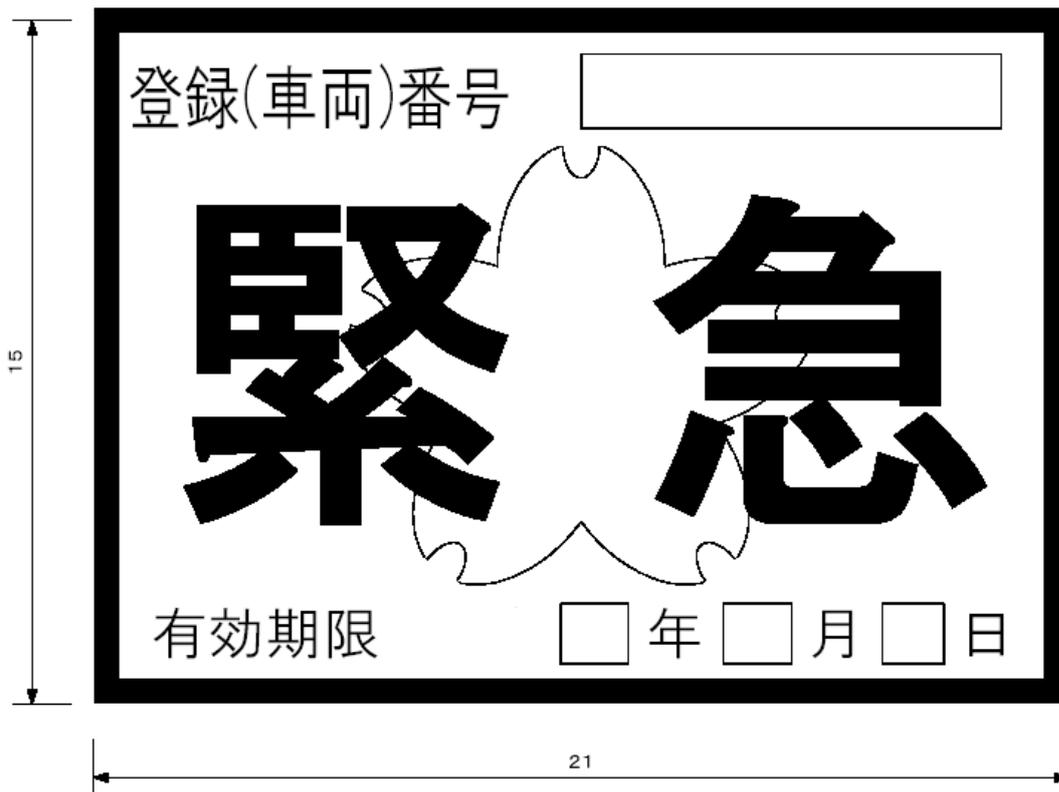
※5は、焼津市道路台帳（令和5年4月1日現在）より

※道路各延長の単位はm（メートル）

通行の禁止又は制限についての標示の様式



緊急通行車両の標章



- 備考
1. 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 2. 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

緊急通行車両確認証明書

年 月 日	
第 号	
緊急通行車両確認証明書	
静岡県公安委員会	
番号標に表示されている 番 号	
車両の用途（緊急輸送を行 う車両にあつては、輸送人 員 又 は 品 名 ）	
使 用 者	住 所
	氏 名
通 行 日 時	
通 行 経 路	出 発 地
	目 的 地
備 考	

様式第1号（第2条関係）

災 害 地震防災 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 年 月 日 静岡県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名 ⑩		災 害 地震防災 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 静岡県公安委員会 印
番号標に表示 されている番号		(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄の警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住 所	
	氏 名	
出発地		
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。		

備考 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

り災証明書の書式

焼災証第 _____ 号

罹 災 証 明 書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏 名	続 柄	生年月日
罹災原因			
被災住家※の所在地			
住家※の被害の程度			
浸水区分			

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

住家以外の被害等	
----------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

焼津市長 中野 弘道

資料編 (地震対策)

焼津市地域防災計画資料編(地震対策)

番号	項目	頁
資料地震 1-3-1(1)	静岡県第4次地震被害想定	1
資料地震 1-3-1(1)	駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震 強震断層モデル	3
資料地震 1-3-1(1)	駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1の地震の津波断層モデル	4
資料地震 1-3-1(1)	駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震の津波断層モデル	5
資料地震 1-3-1(2)	駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震 地震動予測計算結果	6
資料地震 1-3-1(3)	駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震による液状化の可能性	7
資料地震 1-3-1(5)	山・がけ崩れの危険度	8
資料地震 1-3-2(2)	250m メッシュ別の全壊・焼失棟数(冬・夕)	9
資料地震 2-4-8	焼津市生け垣づくり補助金交付要綱	10
資料地震 2-4-9(1)①	要避難地区	13
資料地震 2-4-9(1)②	避難対象地区	13
資料地震 2-4-12(1)	非常用食料等備蓄数一覧表	14
資料地震 2-4-12(3)	焼津市医療救護計画	18
資料地震 4-1-1 警戒①	焼津市地震災害警戒本部条例	35
資料地震 4-1-1 警戒②	東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の職員動員手続き	37
資料地震 4-4-1 警戒	自主防災組織本部設営予定場所一覧表	40
資料地震 4-5-1	緊急輸送路一覧表	42
資料地震 4-10-1(2)ア	緊急物資調達先一覧表	53
資料地震 5-4-1(3)①	大規模災害時「静岡県石油商業組合焼津藤枝支部」連絡組織図	55

静岡県第4次地震被害想定

1. 地震被害想定実施の経緯

昭和51年(1976年)の東海地震説が発表されてから45年以上が経過し、この間、焼津市では東海地震対策を市政の最重要課題の一つとして取り組んでいる。

一方、静岡県では、より実態に合った効果的な地震対策を実施するため、社会環境の変化に応じて災害要因の分析や定量的な被害予測を実施してきた。過去には、昭和53年(1978年)、平成5年(1993年)、そして平成13年(2001年)の3度の被害想定を行い、各分野での地震対策を効果的に進めるための基礎資料として活用してきた。

こうした中、平成23年3月11日に発生した、我が国地震観測史上最大となるマグニチュード9.0の巨大地震「東北地方太平洋沖地震」は、それまでの想定を大幅に上回る巨大な津波などにより、東日本の太平洋岸の広範な地域に甚大な被害をもたらし、岩手・宮城・福島の前北3県の沿岸部を中心に約2万人の尊い命を奪う大災害「東日本大震災」となった。この大震災は、津波対策のあり方はもとより、既往最大クラスの地震を想定対象としてきた地震被害想定のある方に対しても、新たな課題を提起するものとなった。

こうした状況をふまえ、平成23年12月に内閣府から南海トラフ巨大地震のモデルが提示されたことを受け、県では、平成24年2月「静岡県第4次地震被害想定策定会議」を設置し、東日本大震災をはじめとする第3次地震被害想定(静岡県(2001))以降に発生した地震・津波災害が残した教訓や蓄積された科学的知見などを反映した第4次地震被害想定を実施した。

2. 想定的前提条件

駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震の発生により、現時点において、焼津市内で想定される地震被害の状況を、最新の災害知見や予測技術を用いて試算した。

前提条件は下記のとおりです。

想定 of 季節・時間帯 : ①冬の深夜、②夏の昼、③冬の夕

対 象 人 口 : 143,249人(平成22年国勢調査による常住人口)

対 象 建 物 : 51,245棟(平成24年1月1日現在)

想定の対象とした二つのレベルの地震・津波

区 分	内 容
レベル1の地震・津波	本県がこれまで地震被害想定の対象としてきた東海地震のように、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波
レベル2の地震・津波	内閣府（2012年）により示された南海トラフ巨大地震のように、発生頻度は極めて低い、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波

本想定の対象とした地震・津波

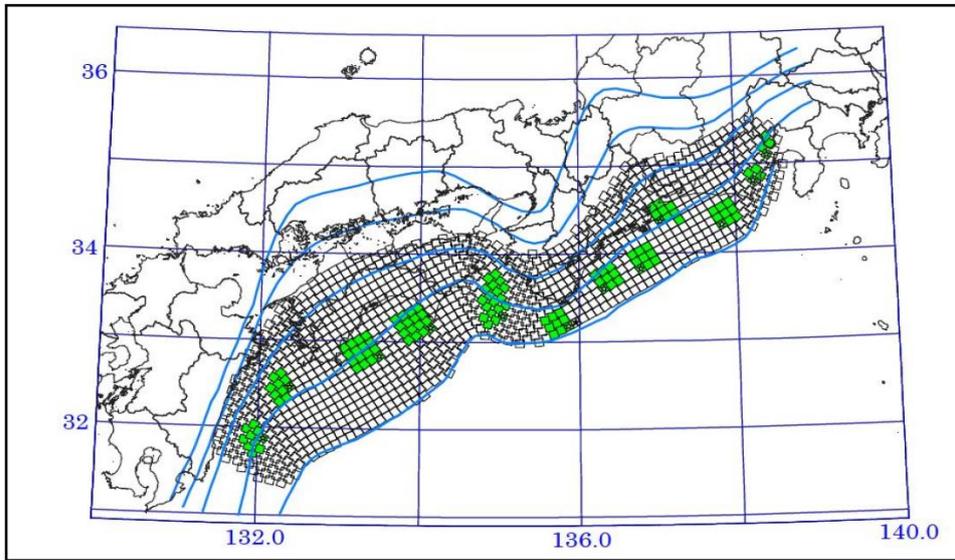
区 分	駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震
レベル1の地震・津波	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 宝永型地震 安政東海型地震 5地震モデル
レベル2の地震・津波	南海トラフ巨大地震

予知ケースの取り扱い

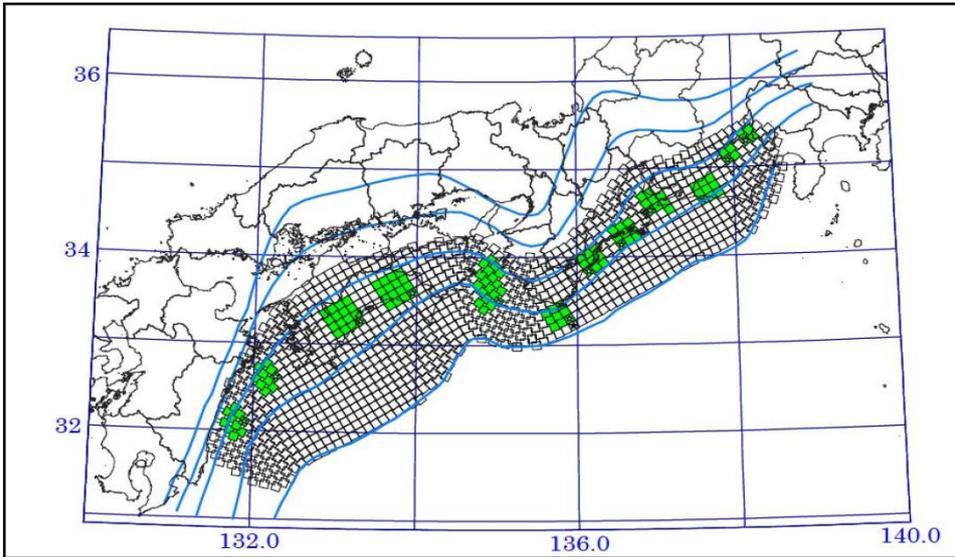
区 分	内 容
予知なし	地震が予知されず、突然発生するケース
予知あり	地震の発生が予知され、事前の避難行動等をとれる可能性があるケース

第4次地震被害想定

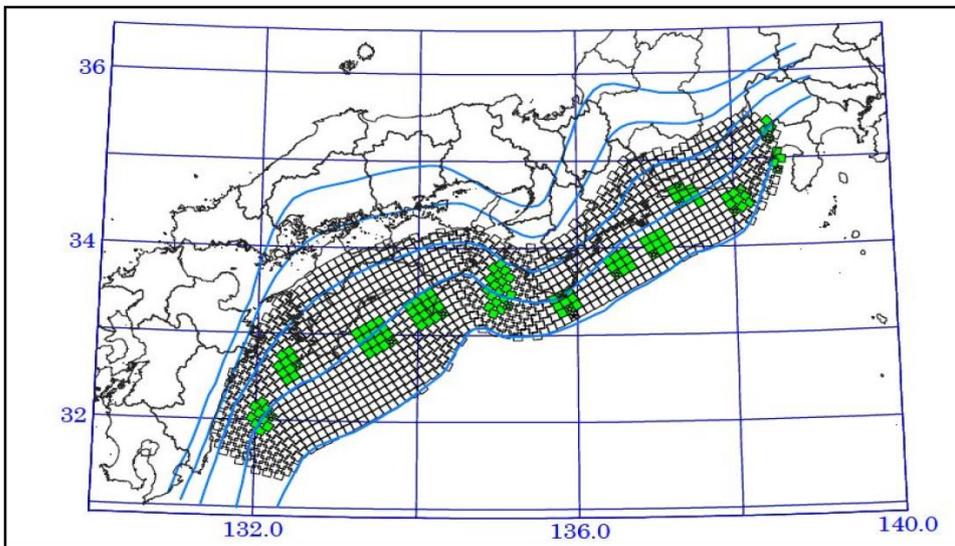
駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震 強震断層モデル



基本ケース



陸側ケース

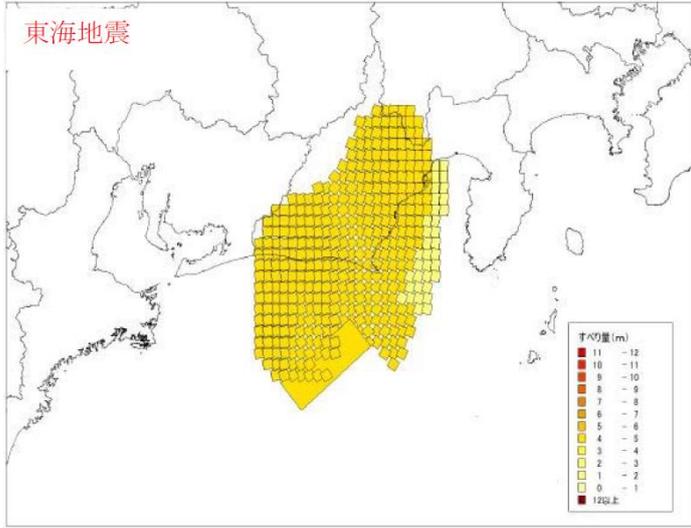


東側ケース

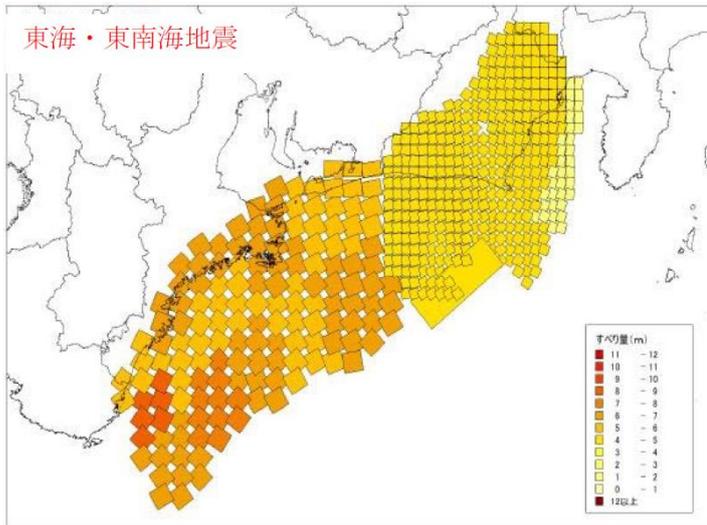
内閣府(2012)の南海トラフ巨大地震の強震断層モデル。濃い網掛け部分が強震動生成域。

第4次地震被害想定

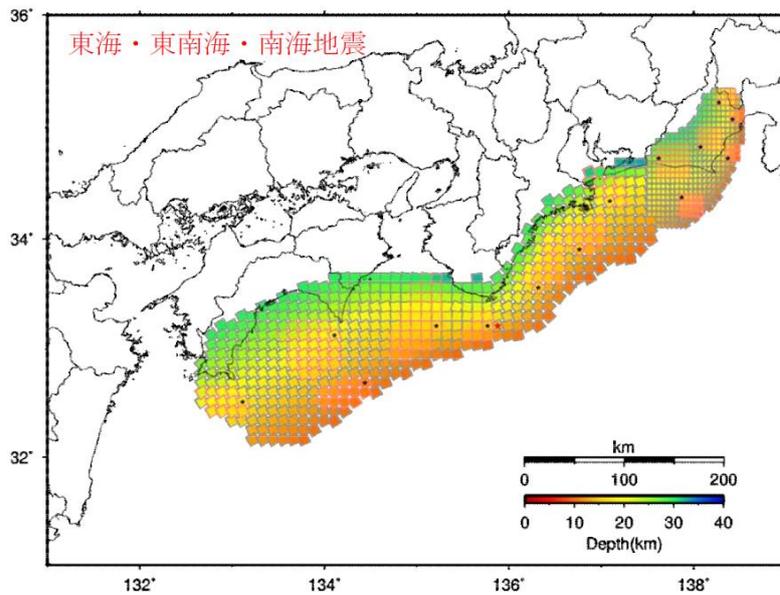
駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1の地震の津波断層モデル



東海地震
(単独モデル (東海地震 (ABD)))



東海・東南海地震
(2連動モデル)

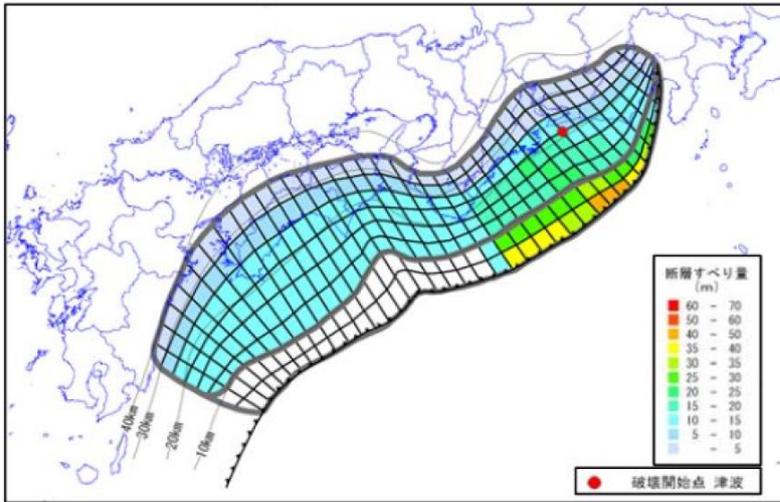


東海・東南海・南海地震
(3連動モデル)

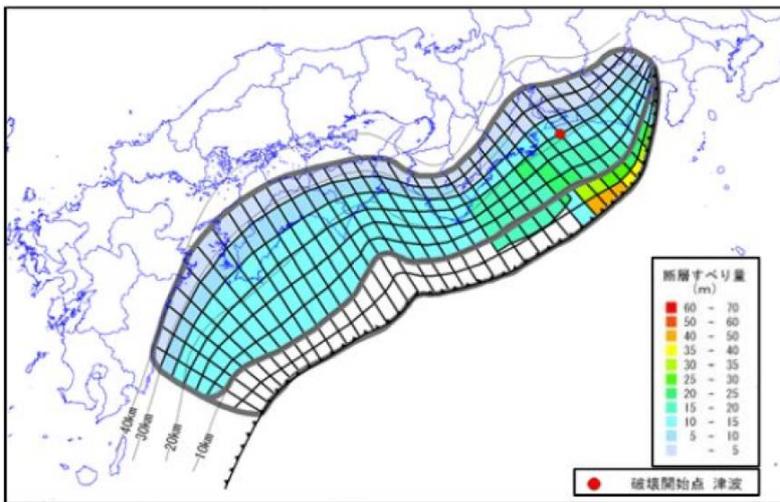
中央防災会議(2003)による津波断層モデル (東海・東南海・南海地震)

第4次地震被害想定

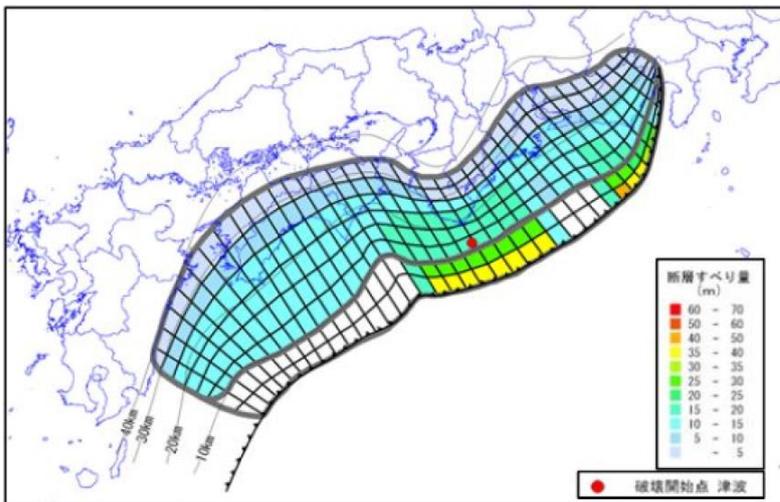
駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震の津波断層モデル



【ケース①「駿河湾～紀伊半島沖」に「大すべり域+超大すべり域」を設定】



【ケース⑥「駿河湾～紀伊半島沖」に「大すべり域+(超大すべり域、分離断層)」を設定】



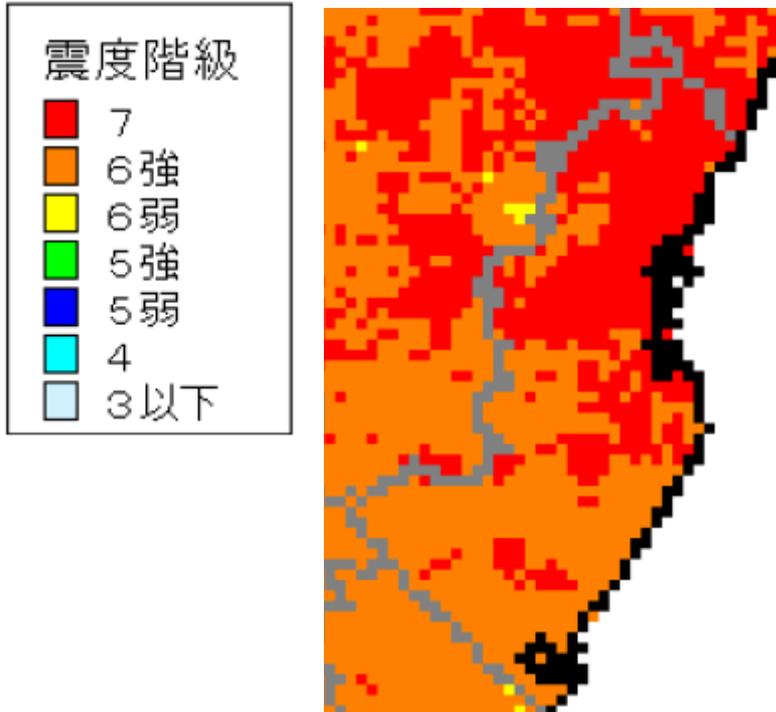
【ケース⑧「駿河湾～愛知県東部沖」と「三重県南部沖～徳島県沖」に「大すべり域+超大すべり域」を2箇所設定】

内閣府(2012)による南海トラフ巨大地震の津波断層モデル

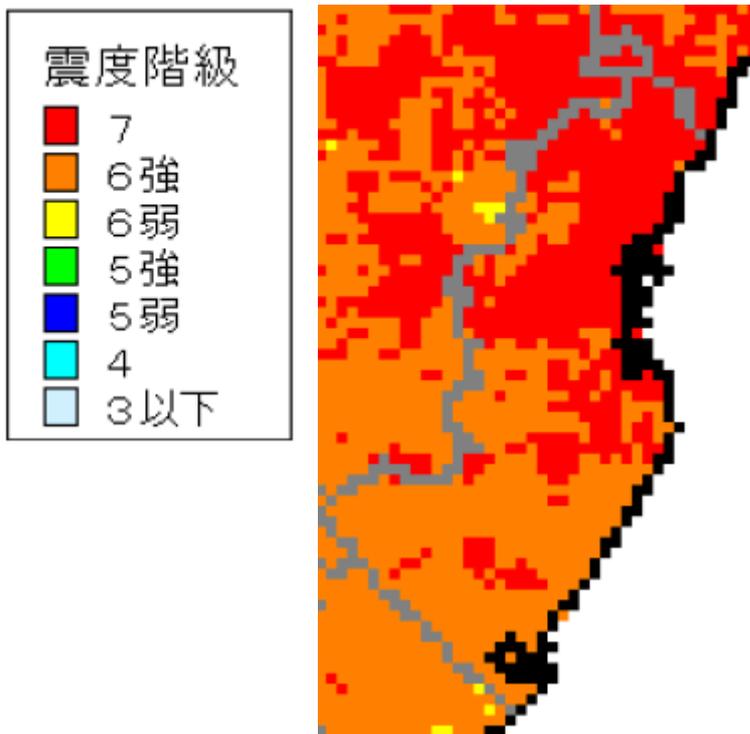
第4次地震被害想定

駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震 地震動予測計算結果

レベル1 震度分布図 (東海・東南海・南海地震)



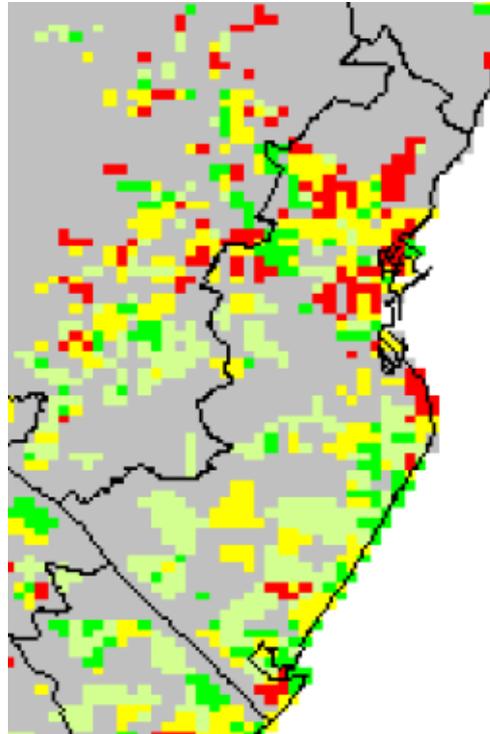
レベル2 震度分布図 (南海トラフ巨大地震 基本ケース)



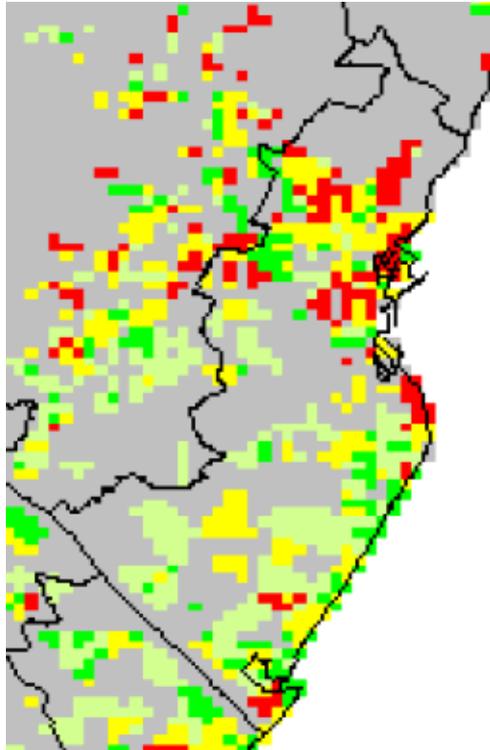
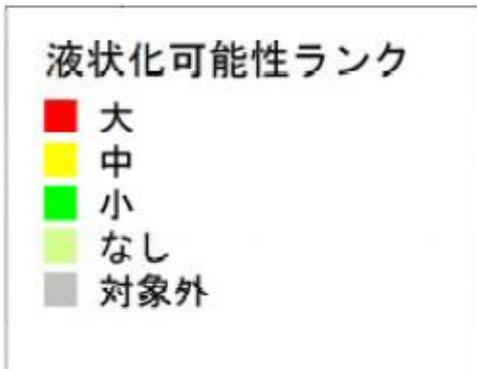
第4次地震被害想定

駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震による液状化の可能性

液状化可能性分布 (東海・東南海・南海地震)



液状化可能性分布 (南海トラフ巨大地震 基本ケース)



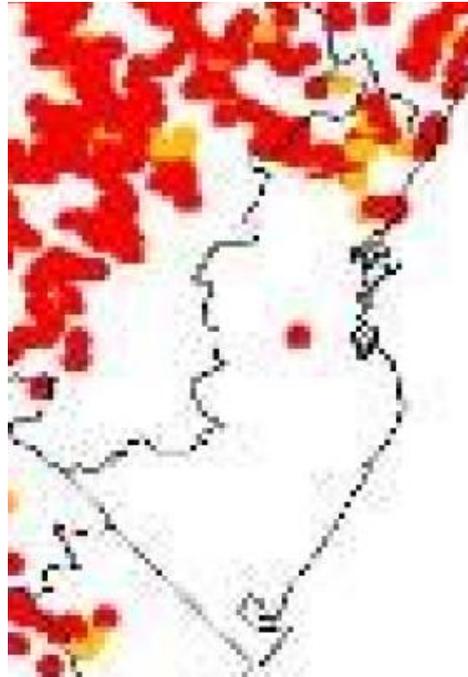
第4次地震被害想定

山・がけ崩れの危険度

レベル1の地震（東海・東南海・南海地震）で想定される危険度ランク別箇所数
 （急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、山腹崩壊危険地区の重ね合わせ）



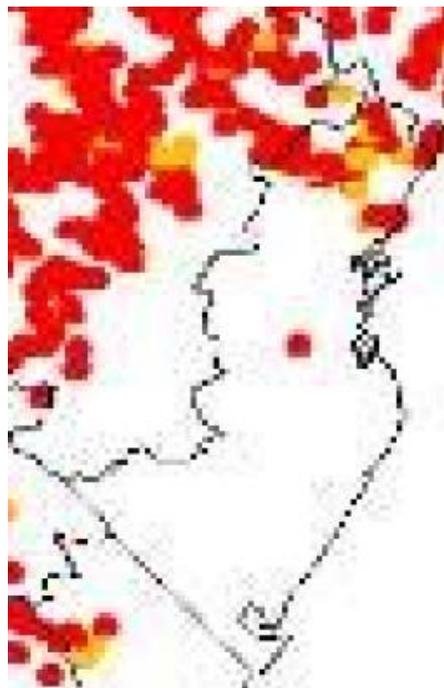
ランクA：崩壊の可能性が高い
 ランクB：崩壊の可能性がある
 ランクC：崩壊の可能性が低い



レベル2の地震（南海トラフ巨大地震基本ケース）で想定される危険度ランク別箇所数
 （急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、山腹崩壊危険地区の重ね合わせ）



ランクA：崩壊の可能性が高い
 ランクB：崩壊の可能性がある
 ランクC：崩壊の可能性が低い

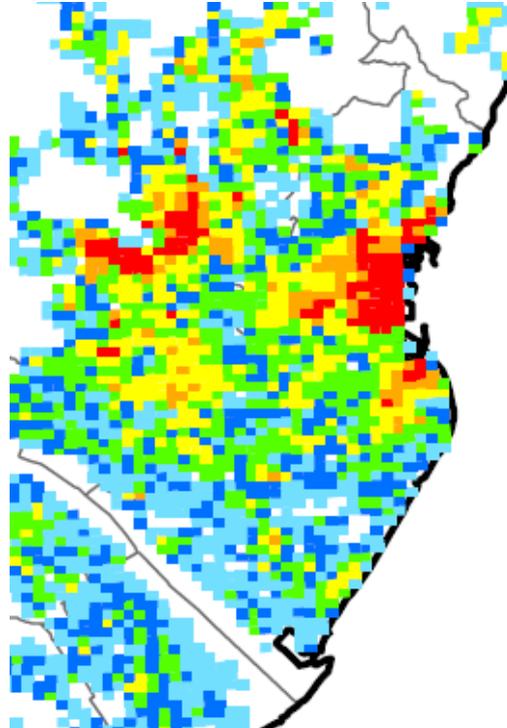


第4次地震被害想定

250mメッシュ別の全壊・焼失棟数 (冬・夕)

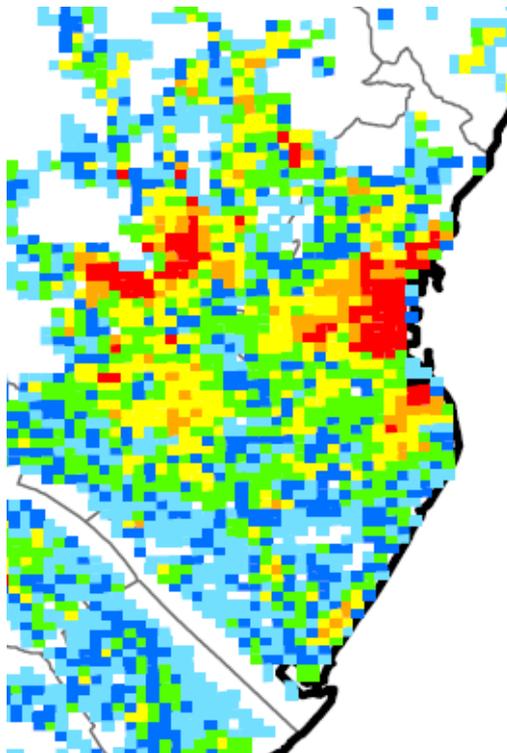
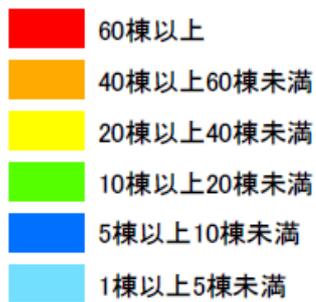
全壊・焼失棟数 (東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震)

全壊・焼失棟数(250mメッシュ単位)



全壊・焼失棟数 (南海トラフ巨大地震 (地震動：基本ケース、津波：ケース①))

全壊・焼失棟数(250mメッシュ単位)



焼津市生け垣づくり補助金交付要綱

昭和 55 年 4 月 1 日

告示第 20 号

改正 平成元年 12 月 8 日告示第 257 号

平成 14 年 2 月 25 日告示第 25 号

平成 20 年 10 月 22 日告示第 250 号

平成 23 年 7 月 11 日告示第 252 号

平成 31 年 3 月 28 日告示第 79 号

(趣 旨)

第 1 条 市長は、緑のまちづくりを推進するとともに地震等災害の防止に寄与するため、生け垣づくりをする者に対し予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、焼津市補助金等交付規則(昭和 60 年焼津市規則第 1 号)に定めるもののほかこの要綱の定めるところによる。

(補助の対象)

第 2 条 補助の対象は、生け垣づくりに要する経費とし、次に掲げる要件に該当するものとする。ただし、樹種、樹型、立地条件等に特別な事情がある場合は、この限りではない。

- (1) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が市内に居住し、又は市内に住宅用地を有する個人であること。
- (2) 設置する生け垣が、住宅用地の周囲の全部又は一部に新たに設けるもの（イブキ類、ビャクシン類等その他梨の赤星病の原因となる樹木（以下「イブキ類等」という。）を植え替える場合を含む。）であること。
- (3) 生け垣の延長が 2 メートル以上であること。
- (4) 樹木の数が延長 1 メートル当たり 2 本以上であること。
- (5) 外部から眺望できる樹木の高さの部分が 0.8 メートル以上であること。
- (6) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項の規定により、道路の境界線とみなされる線より宅地側に造る生け垣であること。

2 次の各号のいずれかに該当するものについては、補助対象としない。

- (1) イブキ類等を植える場合
- (2) 生け垣づくりに要する経費について、公共事業に伴う補償を受けている場合

(補 助 額)

第 3 条 補助額は、生け垣づくりに要する経費のうち樹木購入費及び生け垣設置工事費（以下「樹木購入費等」という。）の合計額又は設置する生け垣の延長 1 メートル当たり 9,000 円を乗じて得た額のいずれか少ない額の 2 分の 1 以内とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（次の各号のいずれにも該当する場合にあっては 10 万円）を限度とする。

- (1) 道路沿いの既存ブロック塀、石塀、れんが塀その他これらに類する塀（以下「ブロック塀等」という。）を撤去し、生け垣に造り替える場合 10 万円
- (2) 前号に掲げるもののほか、既存ブロック塀等を撤去し、生け垣に造り替える場合、

新たに生け垣を設置する場合又はイブキ類等を植え替える場合 5万円

- 2 前項の補助額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助金の交付は、1戸につき1回とする。

(補助金の申請)

第4条 申請者は、焼津市生け垣づくり補助金交付申請書(第1号様式)に樹木購入費等に係る見積書の写し及び現況写真を添付し、あらかじめ市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書を受理し、内容を審査した結果、適当と認めるときは、申請者に対し生け垣づくりに着手する旨通知するものとする。

(完了届)

第5条 前条第2項の規定による通知を受けた申請者は、生け垣づくりが完了したときは、生け垣づくり完了届(第2号様式)に樹木購入費等に係る領収書の写し及び完成写真を添付し、市長に提出しなければならない。

(補助金交付の決定)

第6条 市長は、前条の完了届を受理したときは、生け垣づくりの完了を確認した後、焼津市生け垣づくり補助金交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知し、補助金を交付する。

(補助金の返還)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消し、又は交付した補助金の全額若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 提出書類の記載事項に偽りがあったとき。
- (2) その他不正行為があったとき。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、昭和55年4月1日から施行する。

(大井川町の編入に伴う経過措置)

- 2 大井川町の編入の日前に大井川町生垣づくり補助金交付要綱(平成9年大井川町要綱5号。以下「編入前の大井川町要綱」という。)の規定により補助金交付の申請をした者に係る補助金については、編入前の大井川町要綱の規定の例による。

附 則(平成元年12月8日告示第257号)

この告示は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成14年2月25日告示第25号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成20年10月22日告示第250号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成20年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の焼津市生け垣づくり補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金から適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成 23 年 7 月 11 日告示第 252 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の焼津市生け垣づくり補助金交付要綱の規定は、平成 23 年 7 月 1 日以降の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 3 月 28 日告示第 79 号）

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

要避難地区

計画対象区域のうち、地質、地盤、地形、木造家屋密集度、人口密度、危険物の分布等からみて、災害の発生が予想され、かつその災害が広範囲にわたり人命に対する危険があり、住民の避難を要する地域を、「要避難地区」とする。

具体的には、津波、山・崖崩れ、及び延焼火災の発生の危険が予想される地域が、要避難地区となる。

避難対象地区

要避難地区のうち、災害の発生から未然に地域住民の生命の安全確保を図るため市が避難の指示を行う地域を、「避難対象地区」とする。具体的には以下の津波、及び山・崖崩れの発生の危険が予想される地域が避難対象地区となる。

避難対象地区の町丁目名一覧表

災害要因	該当町名
津波危険予想地域 (静岡県第4次地震被害想定に基づく最大浸水想定区域)	鯛ヶ島、城之腰、北浜通、焼津、焼津1丁目～6丁目、本町1丁目～6丁目、新屋、栄町1丁目～6丁目、塩津、駅北1丁目～5丁目、大栄町1丁目、大栄町3丁目、中港1丁目～6丁目、大村1丁目、三ヶ名、八楠、八楠2丁目～3丁目、小川、小川新町1丁目～5丁目、東小川1丁目～5丁目、東小川7丁目、西小川1丁目～2丁目、石津、石津向町、石津中町、石津港町、石脇下、小浜、中里、岡当目、浜当目、浜当目1丁目～4丁目、惣右衛門、一色、田尻、田尻北、下小田、下小田中町、すみれ台2丁目、飯淵、利右衛門、吉永、高新田、藤守、下小杉
山・崖崩れ危険予想地域 (大規模崩壊危険斜面、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土石流危険溪流等が指定されている町丁目名)	策牛、関方、方ノ上、坂本、石脇上、石脇下、小浜、野秋、花沢、吉津、高崎、浜当目、浜当目1丁目～4丁目

延焼火災危険予想地域

要避難地区のうち、特に避難を要さないが、地震発生後の火災状況により避難を行う地域を、「延焼火災危険予想地域」という。

焼津市では市街地等の人口密集地区での延焼火災の発生の危険度が高いとされている。

非常用食料等備蓄数一覧表

令和5年4月現在

施設名	備 蓄 量								保 管 場 所	備 考
	アルファ米		飲料水		毛布		非常排便袋			
	食	箱	本	箱	枚	箱	セット	箱		
消防防災センター 防災備蓄倉庫	30,000	600	13,200	550	120	12			消防防災センター1階	米：H30年度分(600) 水：R4年度分
大井川防災備蓄倉庫			16,800	700	1,250	125			※ 施設設置場所 焼津市宗高989-1	水：H30年度分(450)、 R1年度分(250)
清見田防災備蓄倉庫	55,000	1,100	120	5	190	19			※ 施設設置場所 清見田公園内	米：R4年度分(400)、 R3年度分(100)、 R1年度分(600) 水：R1年度分(5)
石津西防災備蓄倉庫	23,500	470	32,568	1,357	470	47			※ 施設設置場所 石津西公園内	米：R2年度分 水：R3(550)、R2(513)、 R1(294)
焼津防災備蓄倉庫					90	9				
焼津市役所	1,800	36	648	27	500	50			8階倉庫	米・水 R2年度分
焼津東小学校					170	17	20	20	本館4階防災備蓄室	
焼津西小学校					300	30	20	20	体育館2階キャットウォーク	
焼津南小学校					420	42	20	20	北校舎4階教材室	
豊田小学校					310	31	20	20	校舎2階教材室	
小川小学校					360	36	20	20	校舎3階ピロティ	
東益津小学校					450	45	20	20	校舎3階資料室	
大富小学校					140	14	20	20	西校舎4階多目的室	
和田小学校					270	27	19	19	南校舎3階防災室	

施設名	備 蓄 量								保 管 場 所	備 考
	アルファ米		飲料水		毛布		非常排便袋			
	食	箱	本	箱	枚	箱	セット	箱		
港小学校					190	19	20	20	北校舎3階防災室	
黒石小学校					200	20	20	20	校舎3階図工準備室	
大井川南小学校	3,000	60			910	91	10	10	体育館2階	米：R3年度分
大井川東小学校	2,000	40			870	87	16	16	体育館倉庫	米：R3年度分
大井川西小学校	3,500	70			240	24	16	16	屋外防災倉庫	米：R3年度分
焼津中学校					620	62	20	20	校舎5階ピロティ-	
大村中学校					450	45	18	18	校舎4階多目的室	
豊田中学校					290	29	20	20	校舎4階教材室	
小川中学校					500	50	20	20	校舎4階生徒会室	
東益津中学校					300	30	20	20	校舎3階高潮ルーム	
大富中学校					200	20	20	20	北校舎3階防災備蓄室	
和田中学校					200	20	20	20	校舎3階防災室	
港中学校					240	24	20	20	校舎4階備品庫	
大井川中学校	2,500	50			1,500	150	25	25	校舎3階雑庫・教材室	米：R3年度分
県立焼津中央高等学校					210	21	15	15	豊友館1-3階	
県立焼津水産高等学校					20	2	20	20	体育館2階ステージ横	
県立清流館高等学校	3,000	60			1,000	100			屋外防災倉庫	米：R3年度分
私立焼津高等学校					206	23			本館4階防災室	
静岡福祉大学					100	10	20	20	体育館2階倉庫	

施設名	備 蓄 量								保 管 場 所	備 考
	アルファ米		飲料水		毛布		非常排便袋			
	食	箱	本	箱	枚	箱	セット	箱		
焼津市大井川福祉センター	1,000	20			100	10	4	4	防災倉庫	米：R3年度分
焼津市立総合病院					60	6	15	15	病院防災備蓄倉庫	
総合福祉会館					200	20	5	5	2階倉庫2C	
二区コミュニティ防災センター							5	5	3階会議室	
三区コミュニティ防災センター							5	5	3階会議室	
四区コミュニティ防災センター									2階調理室	
第5コミュニティ防災センター							2	2	1階ホール倉庫	
浜当日コミュニティ防災センター							4	4	1階ホール倉庫	
新屋コミュニティ防災センター							5	5	3階防災会議室	
坂本コミュニティ防災センター									入口横倉庫	
石津コミュニティ防災センター							5	5	3階炊き出し訓練室	
小川新地コミュニティ防災センター									3階調理室	
大井川港コミュニティ防災センター	100	2							3階倉庫	米：R2年度分
一区公会堂							5	5	3階調理室	
和田公民館	300	6			150	15			2階倉庫4	米：R2年度分
港公民館	300	6			40	4			2階和室B	米：R2年度分
豊田公民館	300	6			20	2			2階和室A	米：R2年度分
東益津公民館	300	6			40	4			2階倉庫	米：R2年度分
大村公民館	300	6			50	5			2階倉庫	米：R2年度分

施設名	備蓄量								保管場所	備考
	アルファ米		飲料水		毛布		非常排便袋			
	食	箱	本	箱	枚	箱	セット	箱		
小川公民館	1,000	20	2,400	100	80	8	2	10	3階倉庫及び 4階救護所用倉庫	米：R2年度分 水：H30年度分
大井川公民館	200	4			50	5			1階和室	米：R2年度分
和田自治会館					290	29				
大島体育館	1,000	20			100	10	2	2	1階物置 体育館2階	米：R2年度分
保福島体育館	200	4			20	2	2	2	玄関正面物置	米：R2年度分
大井川体育館	1,000	20			200	20	6	6	防災倉庫	
小柳津公会堂	200	4			60	6			厨房	米：R2年度分
元小浜公会堂	500	10	240	10	100	10	3	3	階段下倉庫	米：R2年度分 水：R2年度分
合計	130,000	2,600	65,976	2,749	14,870	1,487	549	557	60施設	

焼津市医療救護計画

第1 焼津市医療救護計画の位置付け

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき焼津市の地域に係る防災対策の大綱を定めた「焼津市地域防災計画」のうち、医療救護活動に係る事項の個別計画である。

第2 焼津市医療救護計画策定の目的

この計画は、予想される南海トラフ巨大地震等の大規模災害から、地域住民の生命・健康を守るため、県の医療救護体制と連携し、市の医療救護体制を確立することを目的とする。

また、市災害対策本部が設置される大規模事故や風水害をはじめとする局所災害にも対応する。

第3 焼津市医療救護計画の基本的な考え方

1 関係者の役割

市、県、医療関係団体、医療救護施設、地域住民等が災害時の各自の役割をあらかじめ把握し、発災時には相互に連携のうえ、迅速かつ円滑に医療救護活動を実施する。

(1) 地域住民の役割

地域住民は、「自らの命は自ら守る、自らの地域は皆で守る。」を基本として、家庭救護及び自主防災組織による相互扶助体制を確立する。

(2) 市の役割

市は、直接地域住民の生命、健康を守るため、焼津市医療救護計画を策定し、大規模災害時等に地域住民の協力の下、医療救護活動を実施する。

(3) 県の役割

県は、国及び他の都道府県と連携し、県が委嘱する災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーター等の協力の下、市で対応できない広域的な医療救護活動を実施する。

(4) 関係団体との連携

市は、県、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等の医療関係団体と密接に連携し、医療救護活動を実施する。

2 医療救護の対象者及び区分

(1) 医療救護の対象者

ア 災害による負傷者

イ 医療機関自らの被災等により、転院を必要とする入院患者

ウ 人工透析患者、人工呼吸器装着者等の難病患者及び妊産婦、新生児、また、直接災害に起因しない救急患者等

エ 災害時における異常な状況下において、ストレスによる情緒不安定や精神疾患等の症状が認められる者

オウ、エについての具体的な対応は、「災害時における難病患者支援マニュアル（静岡県 H15 年1月）」、「災害時の心のケア対策の手引（静岡県 H18 年3月（R1 年8月改定）」等による。

(2) 対象者の区分

医療救護の対象者の区分は、次のとおりとする。

重症患者	生命を救うため、直ちに手術等入院治療を必要とする者
中等症患者	多少治療の時間が遅れても生命に危険はないが、入院治療を要する者
軽症患者	上記以外の者で医師の治療を必要とする者

3 医療救護施設の区分

医療救護施設の区分は、次のとおりとする。

区分	指定	主な機能
災害拠点病院	静岡県	<ul style="list-style-type: none"> 重症患者の受入れ DMAT 派遣 その他支援チームの受入れ 地域の医療機関への応急用資器材の貸出し
災害拠点精神科病院	静岡県	<ul style="list-style-type: none"> 被災精神科病院の患者の受入れ 医療救護施設等で対応困難な精神疾患等患者の受入れ
救護病院	焼津市	<ul style="list-style-type: none"> 中等症、重症患者の受入れ 重症患者の災害拠点病院への搬送及び広域医療搬送への対応 その他支援チームの受入れ
救護所	焼津市	<ul style="list-style-type: none"> 軽症患者の受入れ その他支援チームの受入れ

4 医療救護期間の区分

医療救護期間の区分は、次のとおりとする。なお、この区分は目安であり、各区分の期間は災害の規模等により変動する。

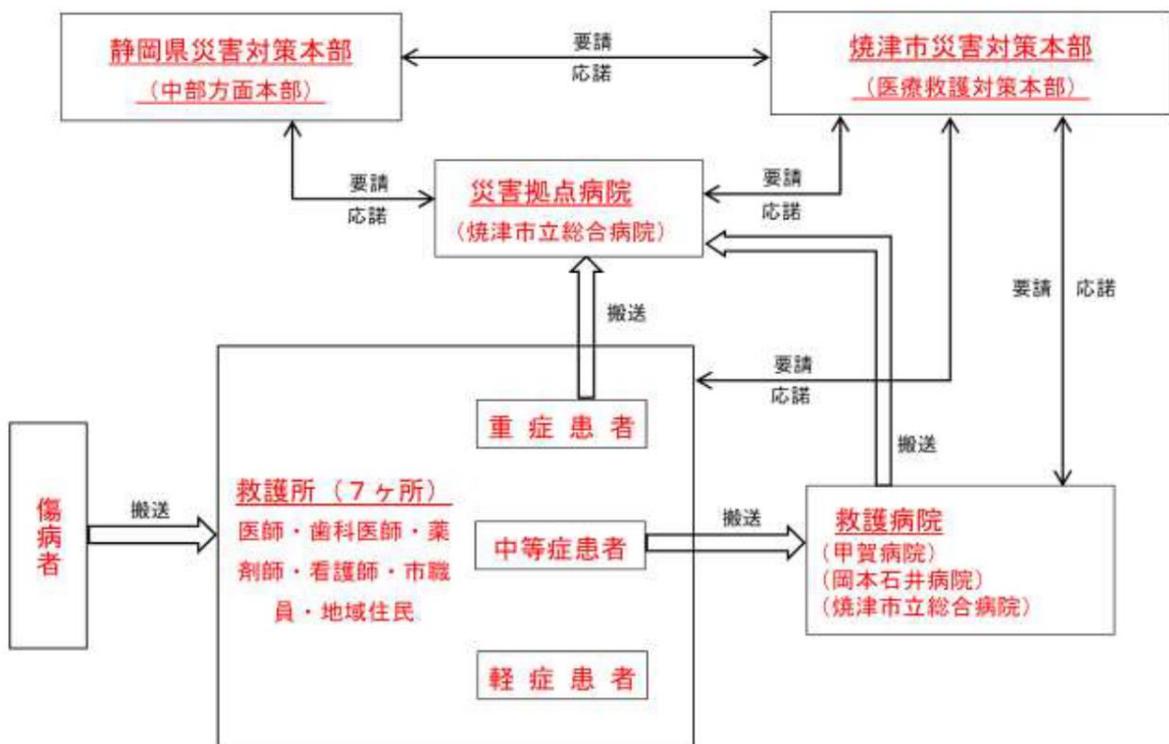
フェーズ	区分	期間
I	超急性期	災害発生～概ね48 時間
II	急性期	3 日目～1 週間
III	亜急性期～中長期	1 週間～1 ヶ月

なお、各区分において想定される状況は、次のとおりである。

区分	
フェーズ I (超急性期)	<ul style="list-style-type: none"> 救護所、救護病院を訪れる負傷者が増加する。 トリアージによる治療や搬送が始まるものの、人的資源や物的資源の不足により困難を極める。 発災後24 時間程度は、被災地外医療チームによる地域外の直接的な支援は、ほとんど困難な状況。

フェーズⅡ (急性期)	<ul style="list-style-type: none"> ・救護病院からの医療チームや医薬品供給の要請が増える。 ・医療チーム等による地域への支援が活発化し、参集した医療チーム等を受入れ、適切に配置・調整するためのコーディネート作業が行われる。
フェーズⅢ (亜急性期～ 中長期)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所を中心とした健康支援、心のケアチームによる支援が始まる。 ・二次医療圏単位の医療資源需給調整は保健所が行い、直接的な医療救護活動から保健師を中心とした健康支援活動において求められる医療の提供へ徐々に移行する。 ・地域の医療機能を早期に回復させるため、できるだけ速やかに平時の保険診療体制へ移行することが望ましい。

5 焼津市の災害医療体制



6 災害時の情報把握

(1) 通信手段

災害時に適切、迅速な医療救護活動を実施するためには、情報を得るための通信手段の確保が必要不可欠である。

市は、県、医療救護施設及び関係団体と通信する手段として、次の機器を用いる。(資料5)

通信手段	特 徴 等	整備状況
防災行政無線	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信系（同報系）、移動通信系、地域防災無線系により構成 焼津市では各無線系を設置しており、医療救護活動では主に地域防災無線を使用 	市災害対策本部、医療救護対策本部、中部方面本部、災害拠点病院（焼津市立総合病院）、救護病院（甲賀病院・岡本石井病院）、救護所、焼津市医師会、志太医師会、焼津市薬剤師会に設置
衛星電話	<ul style="list-style-type: none"> 衛星インターネット回線利用可能（一部機種を除く） 	市災害対策本部、医療救護対策本部、中部方面本部、災害拠点病院（焼津市立総合病院）、救護病院（甲賀病院・岡本石井病院）、焼津市医師会、志太医師会に設置

(2) 情報システム

医療救護活動において、市、県及び救護病院等が主に使用する情報システムは、広域災害救急医療情報システム（EMIS）と、ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）である。どちらもインターネット上のシステムであるため、衛星インターネット回線の確保に努めるとともに、情報を入力する複数の担当者を事前に定めておき、入力内容や操作方法などの研修・訓練を行う。

名 称	入力者	主 な 機 能
広域災害救急医療情報システム（EMIS）	救護病院等 中部方面本部 医療救護対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 医療救護施設の災害医療情報集約及び全国での情報共有 DMAT 活動状況把握（DMAT 管理） 広域医療搬送患者情報把握（MATTs）
ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）	中部方面本部 医療救護対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 救護所開設状況把握 医療救護支援要請 ※医療救護以外にも、道路、避難所等、多数の情報を共有

7 研修、訓練の実施

市、医療救護施設及び関係団体は、本計画に基づく医療救護体制を強化推進し、実効性を確保するため、災害医療に関する研修や、医療救護に関する実動訓練、図上訓練等を、関係機関と連携のうえ、継続的に実施する。

第4 医療救護対策本部

市は、救護所や救護病院の運営等、医療救護に関連する情報拠点として、医療救護対策本部を設け、災害時における医療救護体制、医薬品等の備蓄、調達状況を把握し、市災害対策本部及び各種団体間との連携を図り、医療救護に関する対策等の検討を行うとともに市の医療救護体制を定める。

1 設置

市災害対策本部又は地震災害警戒本部が設置された場合もしくは市内で震度5弱以上の地震発生後、市長が必要と認めた場合に焼津市消防防災センター4階に医療救護対策本部を設け、表示板を掲げる。(別紙9)

2 運営体制

医療救護対策本部の運営体制は、本部長(健康福祉部長)、副本部長(健康づくり課長)、医師会及び歯科医師会の代表者、災害薬事コーディネーター、本部要員(あらかじめ指名するもの)で構成する。

3 担当業務

- (1) 救護所開設の指示や救護病院との連携等の医療救護体制を定める。
- (2) 市災害対策本部と各種団体間の連携を図り、医療救護に関する対策の検討を行う。
- (3) 救護所及び救護病院等の医療機関の状況を確認し、活動状況及び患者受入可否等をふじのくに防災情報共有システム等により中部方面本部へ報告する。
- (4) 市において医薬品等が確保できない場合は、中部方面本部へ調達・あつせんを要請する。
- (5) 医療チームの派遣等、医療救護施設等における医療救護活動に必要な措置について、中部方面本部へ要請する。

第5 救護所

救護所は、医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別(以下「トリアージ」という。)を行う。また、原則として軽症患者に対する処置を行うものとし、必要に応じて重症患者及び中等症患者に対する応急処置を行う。

1 設置場所

医療救護対策本部の指示により、あらかじめ指定した救護所(以下「救護所」という。)を設置する(別紙1)。なお、被災した負傷者及び救護所の施設被害状況等により、医療救護対策本部が開設する救護所を決定する。

2 運営管理者

- (1) 救護所運営のうち、施設運営については、施設管理者の協力を得て市が管理する。
なお、医療機関前に設置する救護所等については、必要に応じて施設管理者が管理する。
- (2) 救護所運営のうち、診療運営については、医師会が派遣する医師が管理し、医療救護対策本部の指示により、医療救護活動を行う。

3 担当業務

- (1) トリアージ
- (2) 軽症患者の受入れ及び処置

- (3) 必要に応じた中等症患者及び重症患者の応急処置
- (4) 中等症患者及び重症患者の救護病院及び災害拠点病院等への搬送手配
- (5) 医療救護活動の記録及び医療救護対策本部への措置状況の報告、その他要請
- (6) 死亡確認及び遺体搬送の手配
- (7) 自主防災組織への協力依頼
- (8) その他必要な事項

なお、救護所においては傷病者の収容（全身管理を伴う入院治療を行うこと。）は基本的には行わないが、傷病者への初期評価と可能な範囲での処置等を実施する。

4 医療救護活動体制

- (1) 救護所における医療救護活動は、原則として医師、歯科医師、薬剤師、看護師、業務調整員で構成する医療チーム単位で行う。なお、救護所別出動計画は、別紙2～別紙5のとおり。
- (2) 救護所における医療救護活動は、24時間体制とし、交代可能な複数の医療班を編成するよう配慮する。
- (3) 医療救護対策本部は、必要に応じて災害医療コーディネーター等と連携し、人的・物的支援など各救護所の運営に不均衡が生じないように、医療救護活動が継続的かつ計画的に行われているか確認するとともに、救護所の設置数や医療救護活動の状況から、集約化を含めた救護所の閉鎖時期の決定について検討を行う。
- (4) 医療救護対策本部は、救護所における医療活動と避難所における保健活動は密接に関係するため、救護所における医療従事者と避難所における保健師等の情報共有に努める。
- (5) 災害時に迅速かつ円滑に救護所を設置運営できるよう、平時から医師会、歯科医師会、薬剤師会等関係機関と連携のうえ、定期的に救護所設置訓練を実施する。

5 医薬品等の確保

- (1) 各救護所における資機材及医薬品は、別紙6のとおりとする。
- (2) 救護所における食料・飲料水等は、医療救護対策本部へ要請する。
- (3) 救護所において、あらかじめ備蓄していた資機材、医薬品等に不足が生じた場合は、医療救護対策本部へ要請する。
- (4) 市は、救護所関係者と連携し、備蓄する医薬品等の種類、数量、備蓄医薬品の定期的な更新、参集する医療従事者による医薬品等の持参、医薬品等の管理、使用方法等について、あらかじめ検討する。
- (5) 平時から供給要請の支援を行う災害薬事コーディネーターを活用した体制整備を図る。

6 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び突発型地震発生時等の対応

【東海地震注意情報発表時】

救護班（※1）、救護活動班（※2）担当職員は配備基準に従い参集し、必要に応じて救護所の開設ができるように準備する。

医療班（※3）は救護所への出動に備えて待機する。

【警戒宣言発令時】

救護班、救護活動班担当職員は配備基準に従い参集し、必要に応じて救護所の開設ができるように準備する。

医療班は、救護所への出動に備えて待機する。

【突発型地震発生時】

救護班、救護活動班担当職員は配備基準に従い、震度による参集基準で発災後直ちに所定の救護所に参集し、医療班の医療救護活動が開始できるよう準備する。医療班は、発災後直ちに、所定の救護所に参集し、医療救護活動を開始する。

なお、「津波警報」や「大津波警報」が発令されている間は避難を優先し、津波の危険がなくなり次第、配備基準に従い参集し活動する。

【市災害対策本部が設置される大規模事故や風水害をはじめとする局所災害時】

救護班、救護活動班担当職員及び医療班は医療救護対策本部の指示及び要請により、所定の救護所に参集し、医療救護活動を開始する。

なお、大型台風等の自然災害において、市内に甚大な被害が予想される場合は、市の指示及び要請により、救護班、救護活動班担当職員及び医療班は救護所への出動に備え準備する。

- ※1 救護所参集予定の健康づくり課職員
- ※2 救護所参集予定の区画整理課及び土地区画課員
- ※3 医師会、歯科医師会、薬剤師会の救護所参集予定者

7 南海トラフ地震臨時情報への対応

【南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時】

救護班、救護活動班担当職員及び医療班は、連絡体制を確認し情報収集を行う。また、必要に応じて情報提供を行う。

【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時】

救護班、救護活動班担当職員及び医療班は、引き続き情報収集を行い、医療救護対策本部の指示及び要請により出動できるよう待機する。

【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時】

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の対応と同様とする

第6 救護病院

救護病院は、中等症患者及び重症患者の処置及び収容を行う。

1 対象施設

- (1) 救護病院は、一般病床を有する既存病院で医療救護活動が期待できる病院について、当該病院の管理者と協議のうえ、焼津市が指定するものであり、当該救護病院は、焼津市立総合病院、コミュニティーホスピタル甲賀病院及び岡本石井病院とする（別紙7）。
- (2) 組織は、既存病院の組織をもって充てる。

(3) 救護病院の医療従事者について、当該管理者とあらかじめ協議して掌握する。

2 標準収容計画

救護病院は、災害で発生した傷病者を当該病院にできる限り収容する。

3 運営担当者

救護病院の医療従事者は、既存病院の職員をもって充てるものとする。

4 担当業務

- (1) トリアージ
- (2) 中等症患者及び重症患者の受入れ及び処置
- (3) 重症患者の災害拠点病院、航空搬送拠点等への搬送手配
- (4) 医療救護活動の記録及び医療救護対策本部への措置状況の報告、その他要請
- (5) 死亡確認（検案を含む）及び遺体搬送の手配
- (6) その他救急患者等の処置

5 運営体制

(1) 救護病院医療救護計画等の作成

救護病院の管理者は、災害時の医療救護活動について、あらかじめ、医療従事者の参集手順や災害対策本部設置手順、役割分担及びローテーション、トリアージエリアや患者収容スペース等施設設備の利用方法、入院患者への対応等に関する計画を作成する。

なお、救護病院医療救護計画の作成にあたっては、焼津市医療救護計画との整合性を図るものとする。

(2) 災害発生時等の初動体制

救護病院の管理者は、災害発生時等（「災害発生時等」の定義は、救護所参集基準に準じる）に直ちに災害対策本部を設置し、院内指揮系統を確立するとともに、患者及び職員の安全を確保のうえ、院内被害状況等を調査、把握し、患者受入れの可否等を広域災害救急医療情報システム（EMIS）に入力し、市に報告する。

なお、EMISが使用できない場合は、衛星電話や地域防災無線等、他の通信手段で報告する。

(3) 医療救護活動に必要な措置の要請

災害時において、救護病院の管理者は、医療チームの派遣や、医薬品等の物資供給等、医療救護活動に必要な措置について医療救護対策本部へ要請する。

(4) 医療救護活動体制

救護病院における医療救護活動は24時間体制とする。

(5) 医療チーム受入れ体制の整備

救護病院の管理者は、他の医療機関の医療チームの支援を円滑に受入れることができるよう、あらかじめ医療チームの待機場所や対応の担当者を定めておく等の体制を整えておく。

(6) 定期的な訓練の実施等

救護病院の管理者は、災害発生時は直ちに医療救護活動を円滑に開始できるよう、定期的な訓練を実施するとともに、周辺地域の救護所や、医療圏内の災害拠点病院との役割分担を明確にし、大規模災害時にその役割を十分に果たすため、定期的な図上訓練、患者搬送実働訓練等の実施に努める。

また病院職員の広域医療搬送トリアージ基準習熟に努め、災害拠点病院を中心とした広域医療搬送体制を補完できるよう努める。

6 施設設備等

- (1) 救護病院は、診療機能を有する施設が耐震構造を有すること。
- (2) 救護病院は、災害時通信手段を有すること。また衛星インターネット回線が利用できる環境を有することが望ましい。
- (3) 救護病院の管理者は、広域災害・救急医療情報システム (EMIS) に参加し、災害時に情報を入力する体制を整えておく。
- (4) 救護病院の管理者は、適切な容量の自家発電機及び3日分程度の燃料の保有に努める。
- (5) 救護病院の管理者は、適切な容量の受水槽の保有、停電時にも使用可能な井戸の整備、優先的な給水協定の締結等により、災害時の診療に必要な水の確保に努める。
- (6) 救護病院の管理者は、食料、飲料水、医薬品等について、流通を通じて適切に供給されるまでに必要な量として3日分程度の備蓄に努める。また市は、救護病院への物資供給に配慮する。

7 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び突発型地震発生時の対応

【東海地震注意情報発表時】

ア 災害発生時の治療体制を確保するため、救急業務を除き、外来患者の受け入れは原則として制限する。なお、外来患者の受け入れを制限する施設にあつては、治療の中断が困難な患者に対する処置・指示等、外来患者の混乱を来さない措置を十分に講ずる。

イ 設備、機器等の転倒・落下防止等の患者・職員等の安全確保措置を講ずるとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための準備的措置を講ずる。

ウ 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて入院患者の引渡しを実施することができる。

【警戒宣言発令時】

ア 救急業務を除き、外来診療を原則中止し、設備、機器等の転倒・落下防止等の患者、職員等の安全確保措置を継続するとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための措置を実施する。

- イ 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しを実施する。
- ウ 当該病院で定めた救護病院医療救護計画等に基づく準備を行い、発災後は直ちに医療救護活動を実施するものとする。

【突発型地震発生時】

- ア 速やかに当該病院で定めた救護病院医療救護計画等に基づく医療救護活動に移行する。

8 南海トラフ地震臨時情報への対応

【南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時】

- ア 災害発生時の治療体制を確認する。
- イ 設備、機器等の転倒・落下防止等の患者・職員等の安全確保措置を講ずるとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための準備的措置を講ずる。
- ウ 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて入院患者の引渡しを実施することができる。

【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時】

南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の対応と同様とする。

【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時】

南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の対応と同様とする。

第7 傷病者の搬送体制

災害拠点病院は、救護病院で対応できない重症患者の処置及び収容、並びに重症患者の航空搬送拠点等への搬送手配等を行う。

1 対象施設

- (1) 市内の災害拠点病院は、焼津市立総合病院とする（別紙8）。
- (2) 施設設備は当該病院の施設設備をもってこれに充てる。
- (3) 災害拠点病院の管理者は、施設設備の耐震化を図り、ライフラインの確保に努めるとともに、ヘリポートの整備や市との連携により最寄りのヘリポートまでの患者搬送手段の確保に努める。

なお、発災後には直ちに安全管理体制を整えた使用可能なヘリポートを県災害対策本部に報告する。

2 標準収容計画

災害拠点病院は、災害で発生した傷病者を当該病院にできる限り収容する。

3 運営担当者

災害拠点病院の医療従事者は、既存病院の職員をもって充てる。

4 担当業務

- (1) トリアージ
- (2) 他の医療救護施設で対応困難な重症患者の受入れ及び処置
- (3) 重症患者の航空搬送拠点等への搬送手配
- (4) DMAT 等医療チームの受入れ及び派遣
- (5) 地域の医療機関への応急用資器材の貸出し
- (6) その他必要な事項

5 運営体制

(1) 災害拠点病院医療救護計画の作成

災害拠点病院の管理者は、災害時の医療救護活動について、あらかじめ、医療従事者の参集手順や災害対策本部設置手順、役割分担及びローテーション、トリアージエリアや患者収容スペース等施設設備の利用方法、入院患者への対応等に関する計画を作成する。

(2) 災害発生時等の初動体制

災害拠点病院の管理者は、災害発生時等（「災害発生時等」の定義は、救護所参集基準に準じる）に直ちに災害対策本部を設置し、院内指揮系統を確立するとともに、患者及び職員の安全を確保の上、院内被害状況等を調査、把握し、患者受入れの可否等を広域災害救急医療情報システム（EMIS）に入力することで県に報告する。

なお、EMISが使用できない場合は、衛星電話等、他の通信手段で報告する。

(3) 医療救護活動に必要な措置の要請

災害時において、災害拠点病院の管理者は、医療チームの派遣等、医療救護活動に必要な措置について、広域災害・救急医療システム（EMIS）への入力や、衛星電話等により、県に要請する。

(4) 広域医療搬送への対応

災害拠点病院は重症患者の広域医療搬送について中心的な役割を果たす必要があるため、災害拠点病院の管理者は、病院職員の広域医療搬送トリアージ基準習熟に努めるとともに、病院敷地内、あるいは病院近接地のヘリコプター離着陸場への患者搬送手順について、定期的な訓練を実施する。

また、大規模災害時は、県及び県が指定する航空搬送拠点と連携し、重症患者の航空搬送拠点への搬送手配を行う。

(5) DMAT 活動拠点本部が設置された場合の対応

静岡県DMAT 調整本部によりDMAT 活動拠点本部が設置された場合、災害拠点病院の管理者は、DMAT 活動拠点本部の設置運営に協力するものとする。

(6) 定期的な訓練の実施等

災害拠点病院の管理者は、災害発生時は直ちに医療救護活動を円滑に開始できるよう、事業継続計画に基づく定期的な訓練を実施する。

第8 地域災害医療対策会議への参画

1 搬送体制

- (1) 原則として、被災現場から救護所及び救護所から救護病院への搬送は、消防団、自主防災組織等で行う。
- (2) 救護所及び救護病院から災害拠点病院への搬送は、原則として救急車又は救護病院の車両等が行う。
- (3) 市災害対策本部長は、必要と認めたときは自主防災組織又は、避難住民の協力を得て臨時の搬送班を編成して、搬送を行うことができるものとする。

2 搬送方法

(1) 市内での搬送

ア 車両等の利用が可能な場合は、次の車両による。

- (ア) 市が指定した緊急車両
- (イ) 志太消防本部救急車及び市公用車
- (ウ) 自主防災組織又は、消防団が有する車両等
- (エ) 救護病院の車両

イ 車両等の通行が不能の場合には、自主防災組織又は避難場所にいる住民により担架等を使用する。

(2) 被災地外への搬送

救護を要する傷病者が多く、救護病院では収容することが不可能な場合、又は救護病院では治療が困難な重篤な傷病者が発生した場合、ヘリコプター等を用いて被災地外の医療施設に搬送する。ヘリポートの準備・整備については焼津市地域防災計画による。

焼津市災害対策本部は、搬送に備えて事前に自衛隊、県等と受入れ先や搬送方法について連絡を取る。

第9 津波被害等への対応

- (1) 市は、平時において、県が原則として二次医療圏単位で設置する地域災害医療対策会議に参画し、周辺市町等の災害医療関係者とのネットワークを構築する。
- (2) 市は、大規模災害時において、地域の災害医療関係者が市経由で中部方面本部と連携する通常の災害医療体制に加え、必要に応じ地域の災害医療関係者が市を経由せず中部方面本部及び県が委嘱する災害医療コーディネーターと直接連携し、円滑に医療資源の需給調整等を行うコーディネート体制の整備推進に協力する。

第10 医療救護施設に指定しない医療機関に対する対応

- (1) 市は、想定津波浸水域等に立地している医療救護施設について、当該施設での医療救護活動が困難となる事態を想定し、あらかじめ市内の他の救護病院もしくは災害拠点病院等への搬送を検討する。また、施設全体が避難する必要が想定される医療機関について、入院患者の受入れ先及び搬送手段が確保できるよう、事前に関係機関と調

整しておく。

- (2) 市は、地震や津波等の災害発生により、医療機関が孤立する等の懸念がある場合は、医療機関からの報告を待たず、状況を確認する。

なお、通信が途絶している場合は、職員等の派遣により確認を行う。

- (3) 市は、大規模災害時の患者受入れ先や搬送手段の確保が困難な場合、中部方面本部に対応を要請する。

第11 医療救護施設からの遺体搬送

- (1) 市は、大規模災害時に、医療救護施設として指定しない医療機関についても被害状況の把握に努める。

- (2) 市は、医療救護施設として指定しない医療機関についても、必要に応じ医療救護活動に参加できるよう、あらかじめ医療機関の管理者等と連携を図る。

第12 日常的に医療を必要とする患者等への対応

市は、医療救護施設における医療救護体制が円滑に実施されるようにするため、市遺体措置・埋葬マニュアルに基づき、医療救護施設に収容された遺体の搬送体制の整備を図る。

- (1) 遺体収容所

保健センター集検ホール及び静岡県中部看護専門学校講堂

- (2) 遺体の搬送・収容

市は、自治会・消防・警察・自衛隊・ボランティアなどと協力して、遺体の搬送及び収容を行う。

第13 焼津市医療救護対策委員会

日常的に医療を必要とする人工透析患者、特定疾患患者、小児慢性特定疾患児等及び平時にも発生する救急患者は救護病院、妊産婦は産婦人科の診療所（前田産科婦人科医院、アイ・レディースクリニック）及び焼津市立総合病院で対応する。

1 医療救護体制

- (1) 東海地震注意情報発表時、救護病院は、救急業務を除き、外来患者の受入れは原則として制限する。なお、治療の中断が困難な患者に対する処置・指示等、外来患者の混乱を来たさない措置を十分に講ずる。

- (2) 日常的に医療を必要とする人工透析患者、特定疾患患者等の医療機関である診療所は、病診連携による医療救護体制に関する計画をあらかじめ作成する。

2 東海地震注意情報発表時及び南海トラフ地震臨時情報発表時の搬送の方法

東海地震注意情報等の発表時の交通事情の悪化を勘案して、医師の要請に基づき、必要に応じて本計画第8第2項による搬送の方法をとるものとする。

3 発災した場合の搬送の方法

医師の要請に基づき、必要に応じて本計画第8第2項による搬送の方法をとるものとする。

4 透析患者への対応

- (1) 市は、静岡県広域災害救急医療情報システム（EMIS）等から情報を収集する。
- (2) 市は、透析災害ネットワークに加入している焼津市立総合病院、天野医院、コミュニティーホスピタル甲賀病院の状況を把握する。
- (3) 透析可能施設に関する情報の提供は市ホームページ等を活用する。

5 妊産婦への対応

- (1) 市は、静岡県広域災害救急医療情報システム（EMIS）等から情報を収集する。
- (2) 市は、焼津市立総合病院、前田産科婦人科医院、アイ・レディースクリニックの状況を把握する。
- (3) 妊産婦対応可能施設に関する情報の提供は市ホームページ等を活用する。

第14 災害医療アドバイザー

災害時の医療救護が円滑に行われるよう日頃から情報交換をするとともに焼津市医療救護計画等についても調査研究を行なうため、関係者による焼津市医療救護対策委員会を設置する。

第15 広域計画（県で対応）

災害時に救護所又は救護病院での医療救護活動に関するアドバイス、医療資源需給調整、焼津市立総合病院との調整に関し、災害対策本部長の業務を補完する災害医療アドバイザーを設置する。

第16 医薬品等及び輸血用血液の確保・供給計画

1 事前の備え

対象	内容
救護病院及び 災害拠点病院	・医薬品等の準備（3日分）
市	・救護所で使う医薬品等の備蓄 ・薬剤師会（薬局）や医薬品卸業者等との連携確認
医薬品卸業者等	・供給体制の確認（緊急車両の指定、市等との連携確認、県内外の支店等との間の輸送手段の確保）
薬剤師会	・市及び静岡県薬剤師会等との連携確認

2 準備体制

医療救護対策本部が設置された段階で、次の準備体制に入る。なお発災後においては、次の各項目に加え、被害状況等について確認、報告する。

(1) 医薬品等

ア 市

管内の医薬品卸業者等及び薬剤師会に対する連絡体制を確認する（別紙10）。

イ 医薬品卸業者等

(ア) 医薬品等の在庫状況を確認し、供給体制を整える。

(イ) 在庫の乏しい医薬品等の確保を図る。

(ウ) 指定されている緊急車両を確保・待機させる。

ウ 薬剤師会

市及び保健所の要請に応じ、体制を整える。

3 供給の要請

(1) 医療救護施設

ア 医薬品等

(ア) 救護病院の運営管理者は、医薬品等が不足した場合は、平時と同様に医薬品卸業者等に供給を要請する。これにより確保できない場合は、医療救護対策本部に調達・あつせんを要請する。

(イ) 救護所の運営管理者は、医療救護対策本部に調達・あつせんを要請する。

イ 輸血用血液

(ア) 救護病院の管理者は、輸血用血液が不足した場合は、血液センターに供給を要請する。これにより確保できない場合は、医療救護対策本部に調達・あつせんを要請する。

(イ) 救護所の運営管理者は、医療救護対策本部に調達・あつせんを要請する。

(2) 医療救護対策本部

救護病院及び救護所の管理者から要請を受けたときは、災害薬事コーディネーターを活用し、次により対応する。

ア 医薬品等

(ア) 災害薬事コーディネーターを活用し、薬剤師会及び管内の医薬品卸業者等に対し、医薬品等の供給を要請する。

(イ) 市において確保できない場合は、中部方面本部に調達・あつせんを要請する。

イ 輸血用血液

中部方面本部に調達・あつせんを要請する。

4 調達・あつせん

(1) 医薬品卸業者等

ア 医療救護対策本部又は救護病院の管理者から医薬品等の供給要請があった場合は、次により対応する。

(ア) 速やかにその要請に応じるものとする。

- (イ) 要請を受けた支店等に在庫がない場合は、自社の他の支店等に供給を要請する。
- (ウ) (イ)によっても不足する場合は、その旨を医療救護対策本部又は救護病院の管理者に報告する。

(2) 静岡県赤十字血液センター

- ア 救護病院の管理者及び県災害対策本部から輸血用血液の供給要請があった場合は、速やかにその要請に応じる。

5 輸送手段

(1) 医薬品等

ア 医療救護対策本部

市において輸送手段が確保できない場合は、中部方面本部に輸送手段の確保を要請する。

イ 医薬品卸業者等

- (ア) 救護病院及び救護所へ輸送手段が確保できない場合は、要請元に輸送手段の確保を要請する。

- (イ) 県内外の支店等との間の輸送手段が確保できない場合は、県災害対策本部へ輸送手段の確保を要請する。

6 薬剤師の派遣

(1) 医療救護対策本部

救護所等において医薬品等の管理・服薬指導等を行う薬剤師等が必要となり、市において薬剤師等が確保できない場合は、薬剤師会に薬剤師等の確保を要請し、中部方面本部にその旨を情報提供する。

(2) 薬剤師会

医療救護対策本部から薬剤師等の派遣要請を受けた場合は、薬剤師会内で調整し、薬剤師を派遣する。確保できない場合は、静岡県薬剤師会に薬剤師等の派遣を要請し、中部方面本部にその旨を情報提供する。

7 災害薬事コーディネーター

大規模災害時に通常の災害医療体制では十分な対応ができない状況を想定し、市が行う医薬品等の確保・供給及び薬剤師の確保・派遣に関する業務を補完する。

(1) 配置（活動）場所と役割

災害薬事コーディネーターは、医療救護対策本部もしくは薬剤師会へ参集し活動する。

- ア 医療救護対策本部においては、地域の医薬品等のニーズに関する医薬品卸業者等への供給要請や薬剤師派遣要請への対応、調整等、医療救護対策本部に専門的な助言を行う。

- イ 薬剤師会本部においては、応援薬剤師を受入れ、必要な場所へ配分するなど、救護所等における応援薬剤師の運用を行うほか、現場の医薬品等のニーズや薬局の稼働状況等の把握を行う。

(2) 指揮命令系統

災害薬事コーディネーターは配置先の管理者の指揮命令に従う。

(3) 参集

災害薬事コーディネーターは、医療救護対策本部・救護所が設置された場合には、速やかに参集するよう努める。

(4) 平時における対応

災害薬事コーディネーターは、市が行う研修・訓練への参加に努める。また、災害薬事コーディネーターは、地域災害医療対策会議における災害医療関係者のネットワークの構築に協力する。

第17 市民及び自主防災組織が中心となって実施すべき事項

市民及び自主防災組織の連携を図り、迅速かつ円滑な医療救護活動を確保するため、それぞれの実施すべき事項を定める。注意情報発表時及び警戒宣言発令時の行動は焼津市地域防災計画による。

1 市民が実施すべき事項

- (1) 軽度の傷病については、自分で手当を行なえる程度の医薬品を準備する。
- (2) 医療救護を受けるまでの応急措置及び救護看護技術を習得する。
- (3) 家庭救護で対応できる程度の軽易な傷病については、自己及び助け合いにより処置する。

2 自主防災組織が中心となって実施すべき事項

- (1) 応急救護活動を行う救出・救護班を編成する。
- (2) 医療関係団体等の協力を得て、応急処置及び救護看護技術に関する講習会を開催する。
- (3) 担架、救急医療セット等の応急救護機材等を整備する。
- (4) 医師の処置が必要な傷病者を救護所へ搬送する。
- (5) 重症患者の救護所から救護病院までの搬送及び死者の遺体安置所への搬送について協力をする。
- (6) 透析患者（要介護患者を含む）の透析治療の為の搬送及び地震発生後、避難所から透析病院または救護病院への患者搬送について協力する。
- (7) 妊産婦の搬送及び地震発生後、避難所から産婦人科の診療所（前田産科婦人科医院、アイ・レディースクリニック）及び焼津市立総合病院への搬送について協力する。

第18 看護師養成施設等への協力要請

災害が発生し、医療救護活動において必要と認めるときは、看護師養成施設等の教員及び看護学生の応援協力を要請するものとする。

市は災害時ボランティア看護師を市民から募り、平常時に必要な研修を開催し、災害が発生し、医療救護活動において必要と認めるときは、協力を要請する。

焼津市地震災害警戒本部条例

昭和54年12月22日
条例第23号

改正 平成11年3月30日 条例第10号 改正 平成19年3月26日 条例第13号 改正 平成25年3月27日 条例第18号

(趣旨)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第18条第4項の規定に基づき、焼津市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置くことができる。

2 地震災害警戒副本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、本部員及び地震災害警戒本部職員（以下「本部職員」という。）を指揮監督する。

3 副本部長は、市の副市長をもつて充てる。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 本部長及び副本部長に共に事故があるときは、本部員の中から本部長があらかじめ定める順序により、指名された者がその職務を代理する。

6 本部員は、次に掲げる者をもつて充てる。

(1) 市長が、その部内の職員のうちから指名する者

(2) 教育長及び教育委員会の事務局長

(3) 市議会の事務局長

(4) 志太広域事務組合の消防吏員のうちから市長が委嘱する者

(5) 消防団長

(6) 静岡県警察官のうちから市長が委嘱する者

(7) 焼津市の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者

7 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の所掌事務に従事する。

8 副本部長及び本部員以外の本部職員は、市の職員（行政委員会の職員及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の適用を受ける職員を含む。）のうちから市長が任命する。

9 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 前項の部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 第1項の部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 前項の部長に事故があるとき又は欠けたときは、第1項の部に属する本部員又は本部職員のうちから前項の部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第4条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年3月30日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月26日条例第13号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 27 日条例第 18 号）
この条例は、平成 25 年 3 月 31 日から施行する。

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の職員動員手続き

地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）の観測結果に異常が発見された場合、気象庁は、随時「東海地震に関連する調査情報（臨時）」「東海地震注意情報」を発表し、異常が基準値を超えた場合、地震防災対策強化地域判定会（以下「判定会」という。）が招集され、東海地震発生のおそれがあると判断された場合は、警戒宣言、「東海地震予知情報」が発表される。これらのおおよその経緯は次のとおりである。

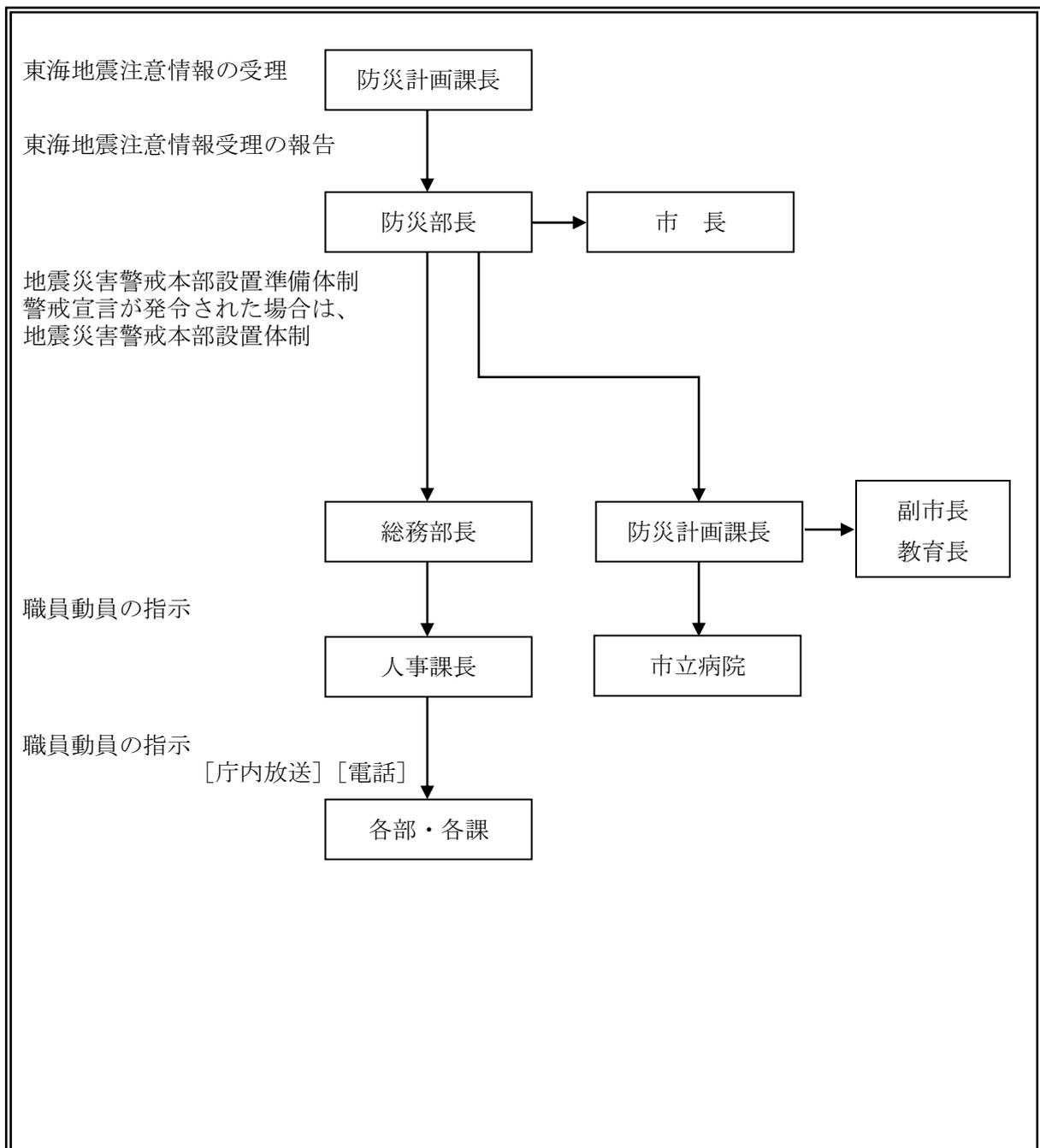
経緯	内容	市の対応
異常データの発見	東海地域の観測データに異常が発見 ↓ 気象庁が「東海地震に関連する調査情報（臨時）」を発表 ↓ （東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合） 気象庁が「東海地震注意情報」を発表する。 ↓	続報を逃さない連絡体制をとる。 防災部職員による事前配備体制 市民への広報 ↓ 職員の動員(第2配備体制) 地震災害警戒本部設置準備体制
地震防災対策強化地域判定会の開催	地震防災対策強化地域判定会の招集 ↓ 東海地震発生の可能性について検討 ↓ 気象庁長官は、地震発生のおそれのある場合、次の東海地震予知情報を内閣総理大臣に報告 ○ 発生のおそれがあること ○ 発生の理由 ○ 発生の時期・震源域 ○ 地震の大きさ・各地の震度 ○ 発生する津波の大きさ	「東海地震に関連する調査情報（臨時）」の受理 ↓ 関係機関・団体への伝達 各部局ごと行動マニュアルに沿った行動
東海地震予知情報の報告	地震発生のおそれがない場合は、その旨を伝達	地震発生のおそれのない旨を伝達
警戒宣言の発令	内閣総理大臣は、緊急に対策をとる必要がある場合、次の内容の警戒宣言を発令する。 ○ 警戒宣言を発すること。 ○ 公共機関・団体は防災応急対策をとること。 ○ 住民等は警戒体制をとること。続いて、東海地震予知情報の内容が広報される。	警戒宣言の連絡受理 ↓ 関係機関・団体・市民等への連絡 職員の動員(第3配備体制) 地震災害警戒本部設置体制
東海地震予知情報	警戒宣言が発令された場合、「東海地震予知情報」を発表する。	続報を逃さない連絡体制をとる。
東海地震予知情報（続報）	観測データの変化に応じて、随時続報が発表される。	関係機関・団体・市民等への連絡
警戒宣言の解除	内閣総理大臣は、地震発生のおそれなくなったと認めたときは、警戒宣言を解除する。	警戒宣言解除の報告受理 関係機関・団体・市民等への連絡 地震災害警戒本部の解散

動員の手続き

(1) 勤務時間内の場合

- ① 防災計画課長は、防災部長に東海地震注意情報受理を報告する。
- ② 防災部長は、市長に東海地震注意情報受理を報告する。
- ③ 市長は報告を受け、防災部長に動員を指示する。
- ④ 防災部長は、総務部長に職員動員を、防災計画課長に対し副市長、教育長、関係機関・団体等への伝達を指示する。
- ⑤ 総務部長は、人事課長に職員動員を指示する。

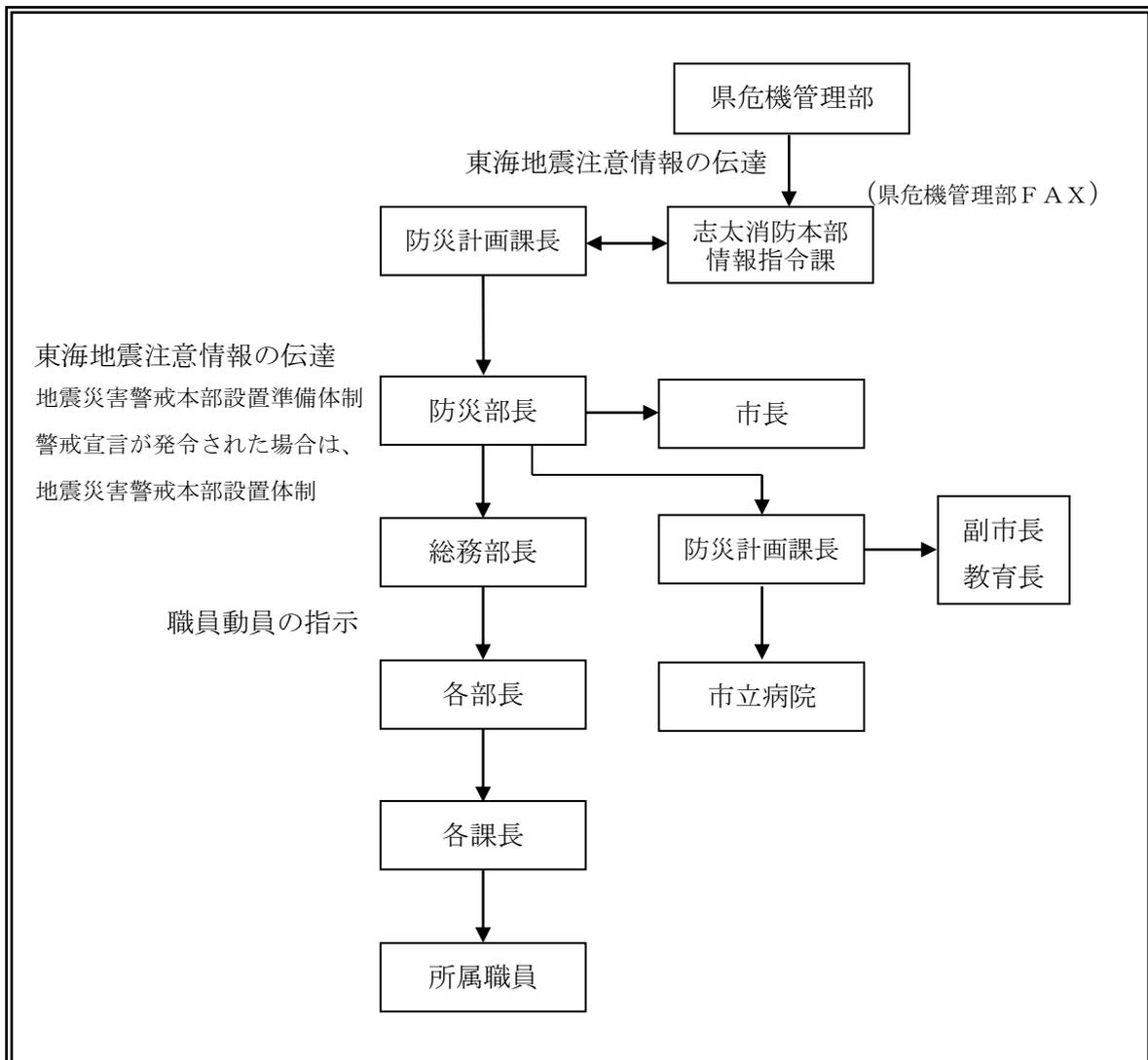
(勤務時間内の場合)



(2) 夜間・休日の場合

- ① 防災計画課長は、志太消防本部情報指令課から、東海地震注意情報を受理した場合、すみやかに防災部長に伝達する。
- ② 防災部長は、東海地震注意情報の受理を市長に伝達し、総務部長に職員動員を伝達し、防災計画課長に副市長、教育長、関係機関・団体への伝達を指示する。
- ③ 防災計画課長は、東海地震注意情報を受理した場合、すみやかに必要な措置をとる。
- ④ 各部長は、部内の職員の動員を指示する。
なお、職員は、判定会招集の旨をテレビ・ラジオ等、報道によって知った場合は、動員の指示を待つことなく、あらかじめ決められた場所に参集する。

(夜間・休日の場合)



※「南海トラフ地震に関する情報（臨時）」発表時は、これに準じた形で運用する。

自主防災組織本部設営予定場所一覧表

自主防災組織	設置予定場所	住所
焼津第1	二区コミュニティ防災センター	本町5-9-1
焼津第2	四区コミュニティ防災センター	焼津6-10-17
焼津第3	焼津東小学校	栄町5-14-1
焼津第4	塩津公会堂	塩津280
焼津第5	第5コミュニティ防災センター	駅北5-1-24
焼津第6	大村中学校	大村3-25-1
焼津第7	八楠公園	八楠4-4-41
豊田第8	第8自治会公会堂	三ヶ名980
豊田第9	豊田第9自治会コミュニティセンター	五ヶ堀之内960
豊田第10	豊田中学校	小土301-2
小川第11	小川中学校	東小川4-21-1
小川第12	小川新地コミュニティ防災センター	小川新町1-11-2
小川第13	小川第13コミュニティ防災センター	小川3118
港第14	石津コミュニティ防災センター	石津1233-1
東益津第15	坂本コミュニティ防災センター	坂本971-5
東益津第16	中里会館	中里270-1
東益津第17	浜当目コミュニティ防災センター	浜当目3-1-45
大富第18	大富公民館跡地	中根新田49-6
大富第19	大住公会堂	大住542
大富第20	三和公会堂	三和1078
和田第21	一色・惣右衛門コミュニティセンター	一色130-1
和田第22	和田第22自治会館	田尻556-3
港第23	港中学校	田尻北584
中島	焼津市大井川体育館	中島1183
飯淵	飯淵区公会堂	飯淵277
利右衛門	焼津市利右衛門地区集落センター	利右衛門847
吉永	吉永第三町内会公会堂	吉永413

自主防災組織	設置予定場所	住所
高新田	高新田東コミュニティ防災センター	高新田2187-2
宗高	宗高第四町内会公会堂	宗高823-4
上小杉	中之島公会堂 ※	上小杉887-171
藤守	藤守自治会館	藤守387
下小杉	下小杉地区コミュニティ防災センター	下小杉537
相川	相川自治会館	相川709-2
西島	西島自治会館	西島145-2
上泉	上泉公民館	上泉1489
下江留	下江留自治会館	下江留1348
上新田	上新田第二町内会公会堂	上新田684-1
つつじ平	つつじ平自治会館	上泉612-320

※5つの町内会本部が自主防災会本部として順番に設定されているため、毎年度変更される。

緊急輸送路一覧表

1. 静岡県緊急輸送路、焼津市緊急輸送路

	種 別	延長計	緊急輸送路としての用途
県	県一次緊急輸送路	27,550m	高速自動車国道、一般国道等広域的な重要路線及びアクセス道路で輸送の骨格をなす道路
	県二次緊急輸送路	11,600m	一次緊急輸送路と市町役場（旧役場を含む）及び重要な拠点を結ぶ道路
	県三次緊急輸送路	0m	一次緊急輸送路及び二次緊急輸送路と市町村役場の支所等を結ぶ道路及びその他の道路
市	市一次緊急輸送路	67,400m	静岡県緊急輸送路を連絡する幹線的な道路で、市災害対策本部等の災害応急対策施設、市指定避難所、救護病院・救護所、救援物資等の備蓄地点及び集積地点、ヘリコプター離着陸場、その他市長が必要とする施設を相互に連絡する道路
	市二次緊急輸送路	20,100m	上記の道路を連絡する補助的な道路で、市災害対策本部等の災害応急対策施設、市指定避難所、救護病院・救護所、救援物資等の備蓄地点及び集積地点、ヘリコプター離着陸場、その他市長が必要とする施設を相互に連絡する道路及び迂回路
	市三次緊急輸送路	11,400m	

2. 焼津市内の静岡県緊急輸送路（*1）

	種 別	起 点	経 路	終 点	延長(m)	緊急輸送路沿線の避難所等	備考
1	県一次緊急輸送路	野秋 (静岡市境)	第一東海自動車道（野秋～相川）	相川 (吉田町境)	11,500	日本坂パーキングエリア 焼津インターチェンジ 大井川焼津藤枝スマートインターチェンジ	
2		野秋 (静岡市境)	国道150号（野秋～西島）	西島 (吉田町境)	14,400	コミュニティホスピタル甲賀病院(市救 病院)・大富中学校（避）	
3		越後島 (藤枝市境)	主要地方道焼津森線（越後島～八楠二丁目）	八楠二丁目	1,650		
4	県二次緊急輸送路	八楠二丁目	主要地方道焼津森線（八楠二丁目～焼津六丁目）⇒ 一般県道静岡焼津線（本町三丁目～三和）	三和	7,000	焼津水産高等学校（避）・焼津南小学校 （避）岡本石井病院(市救病院)	
5	県二次緊急輸送路	上新田 (藤枝市境)	主要地方道藤枝大井川線（上新田～上小杉）⇒一般 県道島田大井川線（上小杉～宗高）	宗高	2,150	ターントクルこども館とまどぴあ(警察 活動拠点)	
6		上泉 (藤枝市境)	一般県道河原大井川港線（上泉～西島）	西島	2,450		

*1：「静岡県地域防災計画（令和5年2月）」より 距離については、県の計画に詳細がなかったため、実測延長。

3. 焼津市一次緊急輸送路

	緊急輸送路名	経路	路線番号	路線名	起点	終点	延長(*3)	緊急輸送路沿線の避難所等	規制	備考
1	市一次緊急輸送路 101号線	国道150号線交差点から東名高速道路交差点まで	焼 0122	市道東益津学校脇線	石脇上	中里	850	東益津公民館(救護・避) ・東益津小学校(避)	R5.4.1	
2	市一次緊急輸送路 102号線	県道静岡焼津線浜当日交差点から八楠石脇線交差点まで	焼 0120	市道東益津南部線	浜当日1丁目	坂本	1,200		R5.4.1	
3	市一次緊急輸送路 103号線	主要地方道焼津森線交差点からオーシャン道路交差点まで	焼 0111	市道鰯ヶ島八楠線	八楠3丁目	小川新町2丁目	3,500	焼津水産高等学校(避) ・大村中学校(避)	R5.4.1	
			県 1031	主要地方道焼津榛原線	小川新町2丁目	鰯ヶ島	200		R5.4.1	
			焼 2179	市道半次郎線	鰯ヶ島	鰯ヶ島	50		R5.4.1	
4	市一次緊急輸送路 104号	県道静岡焼津線本町3丁目交差点から焼津市中港交差点を經由し藤枝市境まで	県 3416	一般県道静岡焼津線	栄町5丁目	中港4丁目	800	大村中学校(避) ・第5コミュニティ防災センター(避)	R5.4.1	
			焼 0124	市道焼津藤枝線	中港4丁目	駅北2丁目	950		R5.4.1	
			県 1030	主要地方道焼津藤枝線	駅北2丁目	保福島	3,300		R5.4.1	
5	市一次緊急輸送路 105号線	県道静岡焼津線焼津港交差点から焼津駅南口前を通過し道原交差点まで	焼 0114	市道臨港線	栄町2丁目	栄町2丁目	300	組合立静岡県中部看護専門学校(遺収) ・保健センター(集検ホール)(遺収)	R5.4.1	
			市 0109	市道焼津駅道原線	栄町2丁目	栄町1丁目	350		R5.4.1	
			県 1030	主要地方道焼津藤枝線	栄町1丁目	栄町6丁目	200		R5.4.1	
			市 0109	市道焼津駅道原線(重複区間)	栄町1丁目	栄町6丁目	(200)		-	
			市 0109	市道焼津駅道原線	栄町6丁目	南部工区	3,600		R5.4.1	
6	市一次緊急輸送路 106号線	県道静岡焼津線交差点から新屋橋まで	県 1031	主要地方道焼津榛原線	本町1丁目	本町1丁目	400	新屋コミュニティ防災センター(避)	R5.4.1	
7	市一次緊急輸送路 107号線	県道静岡焼津線本町3丁目交差点からオーシャンロード道路交差点まで	焼 0112	市道焼津広幡線	本町3丁目	北浜通	500	三区コミュニティ防災センター(避)	R5.4.1	
8	市一次緊急輸送路 108号線	国道150号線小土交差点から寄り橋大島線大島上交差点まで	焼 0224	市道焼津中央高校線	小土	保福島	1,600	(県)焼津中央高等学校(避) ・豊田中学校(避)	R5.4.1	
			焼 0106	市道保福島大島新田線	保福島	大島	4,800		R5.4.1	
9	市一次緊急輸送路 109号線	県道大富藤枝線保福島交差点から藤枝市境まで	県 3224	一般県道大富藤枝線	保福島	保福島	500		R5.4.1	

	緊急輸送路名	経路	路線番号	路線名	起点	終点	延長(*3)	緊急輸送路沿線の避難所等	規制	備考
10	市一次緊急輸送路 110号線	県道上青島焼津線藤枝市境からオーシャン道路交差点まで	県 3222	一般県道上青島焼津線	小土	城之腰	3,900	焼津中学校(避)・焼津公民館(避)・豊田公民館(避)・豊田小学校(救護・避)	R5.4.1	
			焼 2070	市道二文小路四号線	城之腰	城之腰	50		R5.4.1	
11	市一次緊急輸送路 111号線	県道静岡焼津線東小川四丁目交差点から藤枝市境まで	焼 0127	市道小川青島線	東小川4丁目	小柳津	3,550		R5.4.1	
12	市一次緊急輸送路 112号線	市道焼津東縦断線接続部より国道150号線中根交差点まで	焼 0108	市道小川島田幹線	石津港町	中根	2,500	焼津市消防防災センター(災害対策本部)・焼津市水道庁舎(水道災害本部)・石津コミュニティ防災センター(避)	R5.4.1	
13	市一次緊急輸送路 113号線	小川島田幹線石津向町境交差点から寄子橋大島線交差点まで	焼 0208	市道志太海岸線	石津向町	田尻	2,150		R5.4.1	
			焼 0201	市道横須賀上小田線	田尻	田尻	200		R5.4.1	
			焼 0202	市道北新田道下二号線	田尻	惣右衛門	800		R5.4.1	
14	市一次緊急輸送路 114号線	焼津駅道原線交差点から県道静岡焼津線交差点まで	焼 3064	市道市立総合病院東線	道原	南部工区	400	焼津市立総合病院(県拠点病院、市救病院)	R5.4.1	
15	市一次緊急輸送路 115号線	国道150号線三和交差点から主要地方道焼津榛原線田尻交差点まで	県 3226	一般県道高洲和田線	三和	田尻	1,550		R5.4.1	
			焼 3271	市道三和請所上小田線(重複区間)	三和	三和	(50)		-	
16	市一次緊急輸送路 116号線	保福島大島新田線大島上交差点から北新田道下二号線交差点まで	焼 0101	市道寄子橋大島線	大島	惣右衛門	3,350	大島体育館(避)	R5.4.1	
17	市一次緊急輸送路 117号線	国道150号線木屋川橋交差点から港湾道路交差点まで	大 0201	市道0201号線	利右衛門	利右衛門	400		R5.4.1	※1
			国 0150	一般国道150号線	三和	高新田	3,700		R5.4.1	
			県 1031	主要地方道焼津榛原線	高新田	吉永	1,050		R5.4.1	
			大 0202	市道0202号線(重複区間)	吉永	吉永	250		R5.4.1	
			大 0202	市道0202号線	吉永	利右衛門	650		R5.4.1	

	緊急輸送路名	経路	路線番号	路線名	起点	終点	延長(*3)	緊急輸送路沿線の避難所等	規制	備考
18	市一次緊急輸送路 118号線	藤枝市境から主要地方道焼津榛原線 交差点まで	大 0105	市道0105号線	上新田	下江留	2,200	大井川保健相談センター(危判拠(メ)) 大井川庁舎(第3委員会室)(危判拠(サ)) 大井川公民館(避)	R5.4.1	
			大 0104	市道0104号線	下江留	吉永	2,150		R5.4.1	
			県 3227	一般県道島田大井川線	吉永	吉永	850		R5.4.1	
19	市一次緊急輸送路 119号線	国道150号線交差点から港湾道路交 差点まで	大 1269	市道1269号線	下小杉	下小杉	500	大井川中学校(救護・ 避)・大井川保健相談セ ンター(危判拠(メ)) 大井川庁舎(第3委員会 室)(危判拠(サ)) 大井川公民館(避)・ター ントクルこども館とま とぴあ(警察活動拠点)	R5.4.1	
			大 0112	市道0112号線	下小杉	藤守	550		R5.4.1	
			大 1269	市道1269号線 (重複区間)	下小杉	藤守	(550)		-	
			大 1269	市道1269号線	藤守	藤守	950		R5.4.1	
			大 0204	市道0204号線	藤守	中島	2,000		R5.4.1	
20	市一次緊急輸送路 120号線	市道志太中央幹線藤枝市境から主要 地方道島田吉田線はばたき橋まで	大 0118	市道志太中央幹線	上新田	上泉	400		R5.4.1	
			県 1034	主要地方道島田吉田線	上泉	相川	1,900		R5.4.1	
21	市一次緊急輸送路 121号線	藤枝市境より港湾道路を通過し県道 島田大井川線との交差点部を經由し 大井川港コミュニティ防災センター まで	大 1118	市道1118号線	上泉	上泉	50	大井川港コミュニティ 防災センター(避)	R5.4.1	
			大 0103	市道0103号線	上泉	相川	2,100		R5.4.1	
			大 0102	市道0102号線	相川	利右衛門	2,600		R5.4.1	
			県 1031	主要地方道焼津榛原線	利右衛門	利右衛門	100		R5.4.1	
			大 0101	市道0101号線 (重複区間)	利右衛門	利右衛門	(100)		-	
			大 0101	市道0101号線	利右衛門	利右衛門	1,200		R5.4.1	
			大 0106	市道0106号線	利右衛門	飯淵	400		R5.4.1	
22	市一次緊急輸送路 122号線	国道150号線西島交差点から大井川 防災ステーションまで	県 3342	一般県道河原大井川港線	西島	中島	1,850	大井川中島地区河川防 災ステーション(水防拠 点)	R5.4.1	

※1 重複区間について、静岡県と協議中

4. 焼津市二次緊急輸送路

	緊急輸送路名	経路	路線番号	路線名	起点	終点	延長(*3)	緊急輸送路沿線の避難所等	規制	備考	
1	市二次緊急輸送路 201号線	国道150号線六軒川北交差点から 県道焼津岡部線交差点部まで	焼 0116	市道大村坂本線	大覚寺1丁目	八楠4丁目	550		R5.4.1		
			焼 0121	市道八楠石脇線	八楠4丁目	坂本	1,250		R5.4.1		
2	市二次緊急輸送路 202号線	県道静岡焼津線中港交差点から浜 当日交差点まで	県 3416	一般県道静岡焼津線	中港4丁目	浜当目1丁目	850		R5.4.1		
3	市二次緊急輸送路 203号線	漁港区域新屋橋から小川島田幹線 石津向町境交差点まで	- -	13号道路	本町1丁目	新屋	50		※焼津漁港管 理事務所と協 議中	R5.4.1	
			- -	臨港道路30号	新屋	小川	1,400				
			焼 0214	市道汐入小川港線	小川	小川	450				
			- -	(都):志太海岸線	小川	石津向町	800				
			焼 0208	市道志太海岸線	石津向町	石津向町	150				
4	市二次緊急輸送路 204号線	県道焼津藤枝線交差点から焼津中 央高校線交差点まで	焼 0221	市道中央高校西線	大覚寺	小土	350	(県)焼津中央高等学校 (避)	R5.4.1		
5	市二次緊急輸送路 205号線	焼津駅道原線道原交差点から市立 総合病院東線交差点まで	焼 6191	市道下小田大富線	南部工区	道原	200	焼津市立総合病院(県拠 点病院、市救病院)	R5.4.1		
6	市二次緊急輸送路 206号線	国道150号線三右衛門新田交差点 から保福島大島新田線交差点まで	焼 0212	市道小川三右衛門線	三右衛門新	大住	1,500		R5.4.1		
7	市二次緊急輸送路 207号線	県道静岡焼津線交差点部から寄子 橋大島線交差点まで	焼 0203	市道柵宜島一色線	南部工区	惣右衛門	2,150		R5.4.1		
8	市二次緊急輸送路 208号線	県道高州和田線田尻交差点から志 太海岸線交差点まで	焼 0104	市道和田学校線	田尻	田尻	650	和田公民館(救護・避)・ 和田小学校(避)	R5.4.1		

	緊急輸送路名	経路	路線番号	路線名	起点	終点	延長(*3)	緊急輸送路沿線の避難所等	規制	備考
9	市二次緊急輸送路 210号線	寄子橋大島線交差点部から国道150号線まで	焼 0202	市道北新田道下二号線	惣右衛門	一色	300		R5.4.1	
			大 0203	市道0203号線	一色	藤守	800		R5.4.1	
			大 1269	市道1269号線	藤守	下小杉	400		R5.4.1	
10	市二次緊急輸送路 211号線	国道150号線上小杉交差点から国道150号線まで	大 0219	市道0219号線	上小杉	高新田	2,700	大井川東小学校(避)	R5.4.1	
			大 0220	市道0220号線	高新田	高新田	350		R5.4.1	
11	市二次緊急輸送路 212号線	とまとびあから0104号線交差点部まで	県 3227	一般県道島田大井川線	宗高	吉永	1,000	ターントクルこども館 とまとびあ(警察活動拠点) ・大井川福祉センター(福避)	R5.4.1	
12	市二次緊急輸送路 213号線	国道150号線交差点から、大井川南小北西を經由し県道島田大井川線まで	大 1293	市道1293号線	下江留	吉永	1,800		R5.4.1	
			大 0215	市道0215号線	吉永	吉永	800		R5.4.1	
			大 1416	市道1416号線	吉永	吉永	450		R5.4.1	
13	市二次緊急輸送路 214号線	大井川河川敷運動公園から0102号線まで	大 1318	市道1318号線	西島	西島	300		R5.4.1	
			大 1320	市道1320号線	西島	相川	350		R5.4.1	
14	市二次緊急輸送路 215号線	港湾道路 みなと橋から大井川港コミュニティ防災センターまで	大 1636	市道1636号線	利右衛門	飯淵	500	大井川港コミュニティ 防災センター(避)	R5.4.1	

5. 焼津市三次緊急輸送路

	緊急輸送路名	路線番号	路線名	起 点	終 点	延長(*3)	緊急輸送路沿線の避難所等	規 制	備考
1	市三次緊急輸送路 301号線	焼 2938	市道市役所南線	本町2丁目	本町2丁目	100	焼津市役所	R5.4.1	
		焼 2043	市道阿弥陀寺線	本町2丁目	本町2丁目	250		R5.4.1	
2	市三次緊急輸送路 302号線	焼 2026	市道昭和線	本町2丁目	本町2丁目	200	焼津市役所	R5.4.1	
3	市三次緊急輸送路 303号線	焼 1311	市道石脇寺前橋南線	石 脇 上	石 脇 上	200	日本坂PA(上り)	R5.4.1	
4	市三次緊急輸送路 304号線	焼 2026	市道昭和線	本町5丁目	本町5丁目	200	二区コミュニティ防災センター(避)	R5.4.1	
5	市三次緊急輸送路 305号線	焼 0239	市道阿弥陀寺線	焼津1丁目	焼津6丁目	250	四区コミュニティ防災センター(避)	R5.4.1	
		焼 2057	市道万世橋焼津神社線	焼津6丁目	焼津1丁目	100		R5.4.1	
6	市三次緊急輸送路 306号線	焼 0239	市道阿弥陀寺線	栄町6丁目	栄町6丁目	50	焼津東小学校(避)	R5.4.1	
		焼 2093	市道焼津橋東小学校線	栄町6丁目	栄町6丁目	100		R5.4.1	
		焼 2103	市道西早川線	栄町6丁目	栄町6丁目	50		R5.4.1	
7	市三次緊急輸送路 307号線	焼 0228	市道塩津三ヶ名線	焼津2丁目	焼津2丁目	350	焼津西小学校(避)	R5.4.1	
		焼 2124	市道学童橋西小学校線	焼津2丁目	焼 津	50		R5.4.1	
8	市三次緊急輸送路 308号線	焼 0238	市道大覚寺中央線	大覚寺3丁目	大覚寺3丁目	100	大覚寺公園(東園)ボ 宿営)・大村公民館(避)	R5.4.1	
9	市三次緊急輸送路 309号線	焼 2293	市道三ヶ名さくら橋線	三 ヶ 名	三 ヶ 名	100	焼津文化会館(救護・避) 焼津図書館(研修室)(危 判拠(サ)	R5.4.1	
		焼 2130	市道文化センター南線	三 ヶ 名	三 ヶ 名	100			

	緊急輸送路名	路線番号	路線名	起 点	終 点	延長(*3)	緊急輸送路沿線の避難所等	規 制	備考
10	市三次緊急輸送路 310号線	焼 2126	市道西小学校慈恵園線	三ヶ名	三ヶ名	100	焼津文化会館(救護・避) 焼津図書館(研修室)(危 判拠(サ)	R5.4.1	
11	市三次緊急輸送路 311号線	焼 6064	市道小川中学校西線	東小川4丁目	東小川4丁目	150	小川中学校(避)	R5.4.1	
12	市三次緊急輸送路 312号線	焼 2050	市道中央通り線	小川新町1丁目	小川新町1丁目	100	小川新地コミュニティ 防災センター(避)	R5.4.1	
		焼 2175	市道赤塚川南線	小川新町1丁目	小川新町1丁目	100		R5.4.1	
		焼 2026	市道昭和線	小川新町1丁目	小川新町1丁目	100		R5.4.1	
13	市三次緊急輸送路 313号線	焼 2196	市道小川新町黒石川北線	小川新町5丁目	小川新町5丁目	250	小川第13コミュニティ 防災センター(避)	R5.4.1	
		県 1031	主要地方道焼津榛原線	小川新町5丁目	小川	150		R5.4.1	
14	市三次緊急輸送路 314号線	焼 0209	市道焼津東縦断線	石津中町	石津中町	300	港小学校(避) 港公民館(避)	R5.4.1	
		焼 0236	市道港小学校南線	石津中町	石津中町	250		R5.4.1	
15	市三次緊急輸送路 315号線	焼 0121	市道八楠石脇線	坂本	坂本	200	坂本コミュニティ防災 センター(避)	R5.4.1	
16	市三次緊急輸送路 316号線	県 3416	一般県道静岡焼津線	浜当目1丁目	浜当目4丁目	100	浜当目コミュニティ防 災センター(避)	R5.4.1	
		焼 0235	市道岡当目糧堂院北一号線	浜当目4丁目	浜当目4丁目	50		R5.4.1	
		焼 1180	市道当目中原浜ノ久保線	浜当目4丁目	浜当目3丁目	100		R5.4.1	
17	市三次緊急輸送路 317号線	焼 0205	市道道原上請所線	三和	中根新田	500	大富小学校(避)	R5.4.1	
18	市三次緊急輸送路 318号線	焼 2500	市道黒石小学校北線	小川	小川	50	黒石小学校(避)	R5.4.1	
		焼 7036	市道黒石小学校西若草橋線	小川	大住	50		R5.4.1	

	緊急輸送路名	路線番号	路線名	起点	終点	延長(*3)	緊急輸送路沿線の避難所等	規制	備考
19	市三次緊急輸送路 319号線	焼 3237	市道北新田栄大橋線	田尻北	田尻北	150	港中学校(避)	R5.4.1	
		焼 0107	市道栄田線	田尻北	田尻北	250		R5.4.1	
20	市三次緊急輸送路 320号線	大 1171	市道1171号線	上泉	上泉	100	大井川西小学校(避)	R5.4.1	
21	市三次緊急輸送路 321号線	大 0115	市道0115号線	上新田	上新田	150	(県)清流館高等学校(避)	R5.4.1	
22	市三次緊急輸送路 322号線	大 0110	市道0110号線	下江留	中島	300	大井川体育館(避)	R5.4.1	
23	市三次緊急輸送路 323号線	大 1418	市道1418号線	吉永	吉永	100	大井川南小学校(避)	R5.4.1	
24	市三次緊急輸送路 324号線	大 0106	市道0106号線(重複区間)	利右衛門	利右衛門	(350)	利右衛門地区コミュニティ防災センター(避)	-	
		県 3227	一般県道島田大井川線	利右衛門	利右衛門	500		R5.4.1	
25	市三次緊急輸送路 325号線	県 3227	一般県道島田大井川線	吉永	吉永	650	吉永地区コミュニティ防災センター(避)	R5.4.1	
26	市三次緊急輸送路 326号線	大 1552	市道1552号線	高新田	高新田	600	高新田地区コミュニティ防災センター(避)	R5.4.1	
		県 3355	一般県道焼津大井川線	高新田	高新田	50		R5.4.1	
27	市三次緊急輸送路 327号線	大 1532	市道1532号線	高新田	高新田	350	高新田東地区コミュニティ防災センター(避)	R5.4.1	
28	市三次緊急輸送路 328号線	大 0108	市道0108号線	藤守	藤守	300	藤守地区コミュニティ防災センター(避)	R5.4.1	
		県 3355	一般県道焼津大井川線	藤守	藤守	50		R5.4.1	
		大 1699	市道1699号線	藤守	藤守	50		R5.4.1	

	緊急輸送路名	路線番号	路線名	起 点	終 点	延長(*3)	緊急輸送路沿線の避難所等	規 制	備考
29	市三次緊急輸送路 329号線	大 1328	市道1328号線	下 小 杉	下 小 杉	200	下小杉地区コミュニティ防災センター(避)	R5.4.1	
30	市三次緊急輸送路 330号線	焼 5032	市道大覚寺三丁目一号線	大覚寺3丁目	大覚寺3丁目	100	慈恵園(福避)・焼津市総合福祉会館(ホ本部)大覚寺公園((東園)ボ宿営)	R5.4.1	
31	市三次緊急輸送路 331号線	焼 2701	市道総合グラウンド一号線	保 福 島	保 福 島	100	焼津市総合グラウンド(自衛隊集結地、拠点ヘリポート)・焼津市総合体育館(物資等集積場所)	R5.4.1	
32	市三次緊急輸送路 332号線	大 1536	市道1536号線	高 新 田	高 新 田	350		R5.4.1	
33	市三次緊急輸送路 333号線	大 1537	市道1537号線	高 新 田	高 新 田	500		R5.4.1	
34	市三次緊急輸送路 334号線	焼 1221	市道東益津中学校線	中 里	中 里	200	東益津中学校(避)	R5.4.1	
35	市三次緊急輸送路 335号線	焼 0241	市道黒石通り線	南 部 工 区	南 部 工 区	400	小川公民館(救護・避)	R5.4.1	
36	市三次緊急輸送路 336号線	焼 0201	市道横須賀上小田線	田 尻	田 尻	600	ディスカバリーパーク焼津(避)	R5.4.1	
		焼 3354	市道横須賀浜広場北線	田 尻	田 尻	50		R5.4.1	
37	市三次緊急輸送路 337号線	焼 2455	市道保福島旭伝院線	保 福 島	保 福 島	200	保福島体育館(避)	R5.4.1	

	緊急輸送路名	路線番号	路線名	起点	終点	延長(*3)	緊急輸送路沿線の避難所等	規制	備考
38	市三次緊急輸送路 338号線	焼 4126	市道本中根不動尊南線	中根新田	中根新田	200	焼津ケアセンター(救護)	R5.4.1	
39	市三次緊急輸送路 339号線	焼 3078	市道中根公園南線	中根新田	中根新田	150	大富公民館(避)・大富公民館(第1・2会議室) (危判拠(サ))	R5.4.1	

*3: 単位はm(メートル)。実測延長の内、100m未満の数値については、33m以上66m未満は50mに、それ以外は100mに切捨て切上げを行った。

* 平成25、26年度静岡飛行場周辺道路整備事業1537号線外1道路改良工事(工事国債)により、市道1536号線及び市道1537号線を緊急輸送路として整備。平成28年度に焼津市三次緊急輸送路に追加した。

緊急物資調達先一覧表

調達品目	調達先	
米	大井川農業協同組合焼津支店	
	大井川農業協同組合東益津支店	
	大井川農業協同組合大村支店	
	大井川農業協同組合豊田支店	
	大井川農業協同組合小川支店	
	大井川農業協同組合大富支店	
	大井川農業協同組合和田支店	
	大井川農業協同組合静浜支店	
	大井川農業協同組合焼津営農経済センター	
	大井川農業協同組合静浜営農経済センター	
	青島米穀店	
	若杉米穀店	
	カップ麺	日清食品(株)静岡工場
	醤油	ヤマキン(株)
静岡県産醤油(株)		
塩	(株)鈴勝	
缶詰	(株)STIサンヨー	
	石田缶詰(株)	
	はごろもフーズ(株)焼津プラント	
	エスエスケイフーズ(株)焼津工場	
	(株)いちまる食品事業本部	
	三共食品(株)	
	(株)YCL	
	(株)サスナ	
	(株)富士冷缶詰工場	
食品一般・衣類・日用品	(株)富士屋本社	
	(株)富士屋東名店	
	(株)富士屋田尻北店	
	(株)富士屋焼津三丁目店	
	(株)富士屋焼津南店	
	(株)田子重本部	
	(株)田子重小川店	
	(株)田子重田尻店	
	(株)田子重登呂田店	
	(株)田子重西焼津店	
	ＫＯＭＡＲＴ大井川店	
	べんてん	
	イオンリテール(株)イオン焼津店	
	生活協同組合ユーコープ	
	しずおか県本部	
	(株)クリエイトエス・ディー	

調達品目	調達先
食品一般・衣類・日用品	(株) スギ薬局
	(株) サンドラッグ
	(株) 杏林堂薬局
	中部薬品(株) (V・ドラッグ)

大規模災害時「静岡県石油商業組合焼津藤枝支部」連絡組織図



※色の付いた組織は、セルフサービスのため配達不可

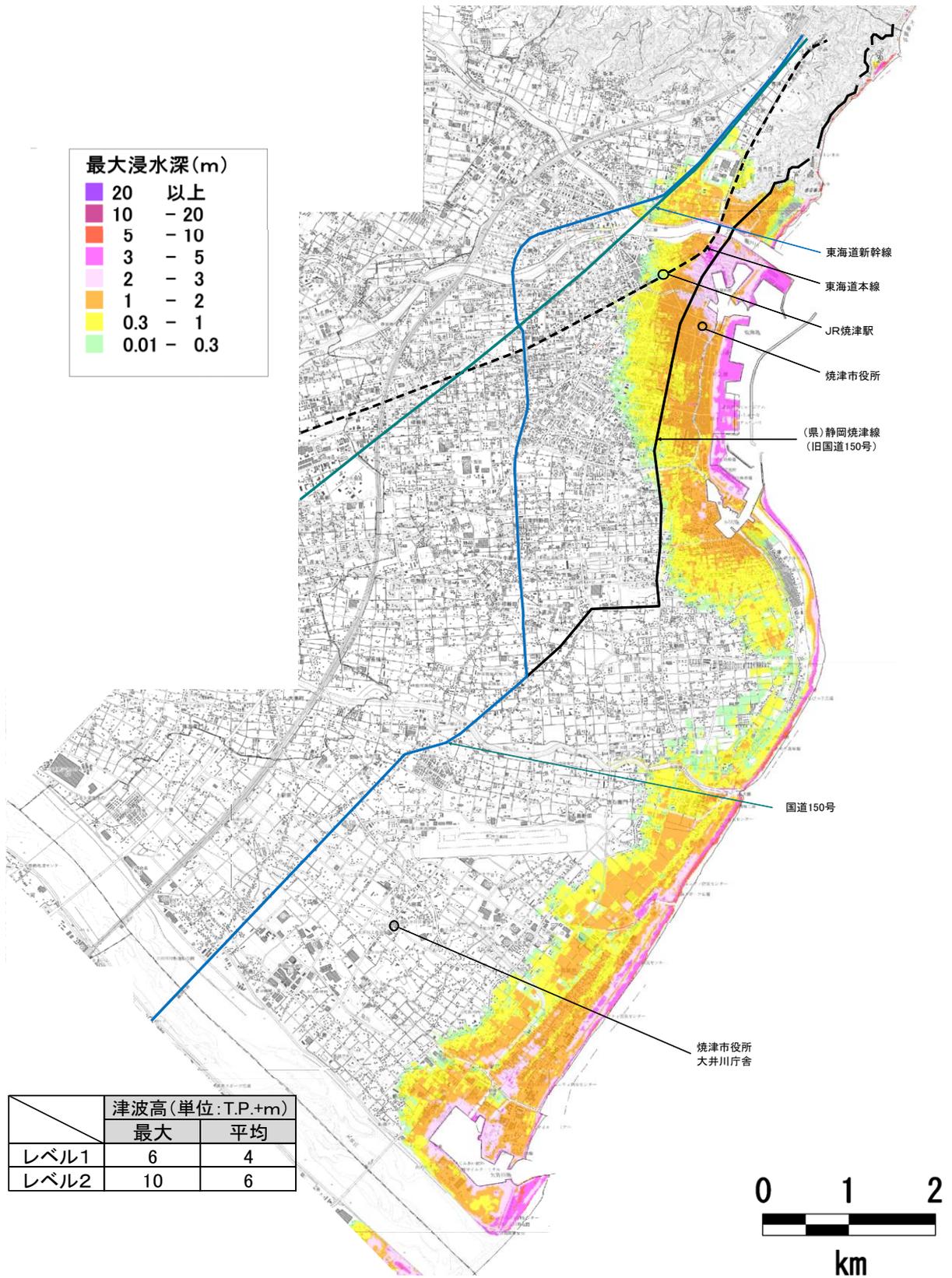
資料編 (津波対策)

焼津市地域防災計画資料編(津波対策)

番 号	項 目	頁
資料津波 1-3-3(1)	焼津市の津波最大浸水深図	1
資料津波 2-4-1(1)	指定津波避難ビル一覧表	2
資料津波 2-4-2(1)	津波避難タワー一覧表	6
	高台広場一覧表	7
資料津波 2-4-2(2)	焼津市津波防災まちづくり計画	8

焼津市の津波最大浸水深図

南海トラフ巨大地震 ケース①



指定津波避難ビル一覧表

施設名	所在地	電話 (Fax)	備考
第一区公会堂	鯛ヶ島69-5	629-7899	-
二区コミュニティ防災センター	本町5-9-1	628-3359	-
三区コミュニティ防災センター	本町2-13-18	628-5236	-
四区コミュニティ防災センター	焼津6-10-17	628-2445	-
第5コミュニティ防災センター	駅北5-1-24	627-8401	-
小川新地コミュニティ防災センター	小川新町1-11-2	627-0684	-
浜当目コミュニティ防災センター	浜当目3-1-45	627-3377	-
新屋コミュニティ防災センター	本町1-3-28	626-0487	-
石津コミュニティ防災センター	石津1233-1	623-5586	-
小川第13コミュニティ防災センター	小川3118	623-7035	-
利右衛門地区コミュニティ防災センター	利右衛門2559-2	-	-
吉永地区コミュニティ防災センター	吉永1933-1	-	-
高新田地区コミュニティ防災センター	高新田1853-1	-	-
高新田東地区コミュニティ防災センター	高新田2172-2	-	-
藤守地区コミュニティ防災センター	藤守2025	-	-
下小杉地区コミュニティ防災センター	下小杉537	-	-
大井川港コミュニティ防災センター	飯淵2160	622-1337	-
港小学校	石津港町40-2	624-0210 (623-5852)	-
焼津東小学校	栄町5-14-1	628-6348 (626-1954)	-
焼津西小学校	塩津117-1	628-3064 (626-1953)	H24.4.2 指定
焼津南小学校	焼津5-5-1	628-2321 (626-1952)	H24.4.2 指定
小川小学校	小川2525	624-3097 (623-5854)	H24.4.2 指定
豊田小学校	五ヶ堀之内2	628-3201 (626-1951)	H24.4.2 指定
東益津小学校	石脇上65	628-4427 (626-1950)	H24.4.2 指定

施設名	所在地	電話 (Fax)	備考
大富小学校	中根新田 6 3 7	6 2 4-4 3 1 6 (6 2 3-5 8 5 6)	H24. 4. 2 指定
和田小学校	田尻 5 4 1	6 2 4-4 5 0 7 (6 2 3-5 8 5 5)	H24. 4. 2 指定
黒石小学校	大住 1 2 4 6	6 2 9-4 8 5 5 (6 2 6-1 9 3 7)	H24. 4. 2 指定
大井川西小学校	上泉 1 6 8 8-1	6 2 2-0 0 4 9 (6 2 2-7 9 1 1)	H24. 4. 2 指定
大井川東小学校	宗高 4 2 8	6 2 2-0 0 1 0 (6 2 2-7 9 1 0)	H24. 4. 2 指定
大井川南小学校	吉永 4 9 0	6 2 2-0 1 0 4 (6 2 2-7 9 1 2)	H24. 4. 2 指定
大井川中学校	下江留 1 9 1	6 2 2-0 0 3 8 (6 2 2-7 9 1 3)	H24. 4. 2 指定
焼津中学校	焼津 2-1 0-2 8	6 2 8-7 2 5 5 (6 2 6-1 9 3 6)	H24. 4. 2 指定
大村中学校	大村 3-2 5-1	6 2 8-3 8 5 1 (6 2 6-1 9 3 5)	H24. 4. 2 指定
小川中学校	東小川 4-2 1-1	6 2 8-3 7 7 7 (6 2 6-1 9 3 2)	H24. 4. 2 指定
港中学校	田尻北 5 8 4	6 2 4-6 0 1 0 (6 2 3-5 8 5 3)	H24. 4. 2 指定
豊田中学校	小土 3 0 1-2	6 2 7-1 1 6 6 (6 2 6-1 9 3 4)	H24. 4. 2 指定
東益津中学校	中里 4 1 6	6 2 8-4 4 2 8 (6 2 6-1 9 3 1)	H24. 4. 2 指定
大富中学校	中根 1-1	6 2 4-4 3 2 9 (6 2 3-5 8 5 1)	H24. 4. 2 指定
和田中学校	田尻 1 9 8 4	6 2 4-4 3 3 9 (6 2 3-5 8 5 0)	H24. 4. 2 指定
(県) 焼津水産高等学校	焼津 5-5-2	6 2 8-6 1 4 8	協定 (H24. 3. 30)
(県) 焼津中央高等学校	小土 1 5 7-1	6 2 8-6 0 0 0	協定 (H24. 3. 30)
(県) 清流館高等学校	上新田 2 9 2-1	6 2 2-3 4 1 1	協定 (H24. 3. 30)
(県) 漁業高等学園	小川 3 7 4 7-2	6 2 7-0 2 1 9	協定 (H18. 3. 8)
(県) 焼津青少年の家	石津 2 2 5 9-4 0 8	6 2 4-4 6 7 5	協定 (H18. 2. 23)
焼津市役所	本町 2-1 6-3 2	6 2 6-1 1 1 1	-
焼津公民館	本町 5-6-1	6 2 6-0 8 8 8	-
小川公民館	小川 2 7 2 4-1	6 2 4-8 1 9 1	H26. 6. 9 指定
サンライフ焼津	中港 3-3-1 2	6 2 7-3 3 7 7	-
(私) 焼津高等学校	中港 1-1-8	6 2 8-7 2 3 5	協定 (H17. 12. 14)
ディスカバリーパーク焼津天文科学館	田尻 2 9 6 8-1	6 2 5-0 8 0 0	-
深層水ミュージアム	鯛ヶ島 1 3 6-2 4	6 2 0-5 7 8 2	-

施設名	所在地	電話 (Fax)	備考
アクアスやいづ	鯛ヶ島 136-26	621-0200	-
うみえ〜る焼津	鯛ヶ島 136-26	626-1551	-
静岡県水産・海洋技術研究所	鯛ヶ島 136-24	627-1815	H30.5.8 指定
市営住宅西松原団地 45 年棟	田尻北 1342-2	-	H24.4.2 指定
市営住宅西松原団地 46 年棟	田尻北 1342-2	-	H24.4.2 指定
市営住宅成案待団地 47 年棟	惣右衛門 1183	-	H24.4.2 指定
市営住宅成案待団地 48 年棟	惣右衛門 1183	-	H24.4.2 指定
市営住宅塩津団地	塩津 216-1	-	H24.4.2 指定
市営住宅柳新屋団地	柳新屋 603-1	-	H24.4.2 指定
市営住宅八楠団地	八楠 2-7-1	-	H24.4.2 指定
市営住宅田尻西団地 63 年棟	田尻 95	-	H24.4.2 指定
市営住宅田尻西団地元年棟	田尻 95	-	H24.4.2 指定
市営住宅富士見団地 A 棟	北新田 75	-	H24.4.2 指定
市営住宅富士見団地 B 棟	北新田 75	-	H24.4.2 指定
市営住宅富士見団地 C 棟	北新田 75	-	H24.4.2 指定
市営住宅請所団地 A 棟	治長請所 196	-	H24.4.2 指定
市営住宅請所団地 B 棟	治長請所 196	-	H24.4.2 指定
市営住宅宗高団地 1 号棟	宗高 368-1	-	H24.4.2 指定
市営住宅宗高団地 2 号棟	宗高 368-1	-	H24.4.2 指定
市営住宅宗高団地 3 号棟	宗高 368-1	-	H24.4.2 指定
市営住宅宗高団地 A 棟	宗高 368-1	-	H24.4.2 指定
市営住宅宗高団地 B 棟	宗高 368-1	-	H24.4.2 指定
市営住宅宗高団地 C 棟	宗高 368-1	-	H24.4.2 指定
市営住宅宗高団地 D 棟	宗高 368-1	-	H24.4.2 指定
市営住宅保福島団地	保福島 1176	-	H24.4.2 指定
県営住宅田尻団地 1 号棟	すみれ台 1-22	-	協定 (H24.3.30)
県営住宅田尻団地 2 号棟	すみれ台 1-18	-	協定 (H25.3.25)

施設名	所在地	電話 (Fax)	備考
県営住宅田尻団地 E	すみれ台 1-16	-	協定 (H24. 3. 30)
県営住宅田尻団地 F	すみれ台 1-14	-	協定 (H24. 3. 30)
県営住宅田尻団地 G	すみれ台 1-17	-	協定 (H24. 3. 30)
県営住宅田尻団地 J	すみれ台 1-13	-	協定 (H24. 3. 30)
大井川庁舎	宗高 900	662-0591	H24. 4. 2 指定
総合福祉会館	大覚寺 3-2-2	627-2111	H24. 4. 2 指定
保健センター	東小川 1-8-1	627-4111	H24. 4. 2 指定
焼津消防署大井川分署	宗高 909-1	622-2441	H24. 4. 2 指定
焼津消防署東分署	焼津 6-5-18	628-4188	H24. 4. 2 指定
焼津文化会館	三ヶ名 1550	627-3111	H24. 4. 2 指定
静岡県中部看護専門学校	東小川 1-6-9	629-4311	協定 (H24. 2. 1)
焼津市立総合病院	道原 1000	623-3111	H24. 4. 2 指定
静岡福祉大学	本中根 549-1	623-7000	協定 (H24. 3. 30)
特別養護老人ホームつばさ	田尻北 792-1	656-0656	協定 (H25. 3. 21)
石津保育園	石津中町 16-7	624-5839	H26. 6. 9 指定
B. B. BOX 焼津	本町 2-2-1	-	協定 (R4. 8. 23)

※小中学校は IP 電話のため、停電時は Fax が災害時優先電話となる。

津波避難タワー 一覧表

施設名	所在地 (UTM ポイント)	備 考
中港タワー (中港地区津波避難タワー)	中港五丁目-463 (54STD55696245)	平成 2 4 年度設置
いせぎタワー (小川新町地区津波避難タワー)	小川新町二丁目-1628-1 (54STD55166039)	平成 2 4 年度設置
エゲタワー (会下ノ島地区津波避難タワー)	会下ノ島石津土地区画整理区域内 (54STD55275929)	平成 2 4 年度設置
石津浜公園タワー (石津地区津波避難タワー)	石津 2259-358 (54STD55955917)	平成 2 4 年度設置
ノア飯淵タワー (飯淵地区津波避難タワー)	飯淵 551 (54STD51345280)	平成 2 4 年度設置
六軒屋海辺タワー (利右衛門地区 1 号津波避難タワー)	利右衛門 2432-1 他 1 (54STD52875304)	平成 2 5 年度設置
原浜タワー (田尻地区津波避難タワー)	田尻 2775-3 他 1 (54STD56025707)	平成 2 5 年度設置
平公園タワー (高新田地区津波避難タワー)	高新田 2326-1 (54STD54125428)	平成 2 5 年度設置
須賀タワー (焼津地区津波避難タワー)	焼津五丁目 636-1 他 1 (54STD54916106)	平成 2 5 年度設置
八反田公園タワー (東小川地区津波避難タワー)	東小川三丁目 1238-2 (54STD54626040)	平成 2 5 年度設置
石津タワー (石津向町地区津波避難タワー)	石津向町 2-1 (54STD55005899)	平成 2 5 年度設置
本町タワー (本町地区津波避難タワー)	本町三丁目 747-1 (54STD55156140)	平成 2 5 年度設置
あさひタワー (駅北地区津波避難タワー)	駅北三丁目 17-1 の一部 (54STD54526257)	平成 2 5 年度設置
吉永ふれあい広場タワー (吉永地区津波避難タワー)	吉永 1770-2 他 1 (54STD53025325)	平成 2 5 年度設置
藤守南浜タワー (藤守地区津波避難タワー)	藤守 2115-1 他 (54STD54405487)	平成 2 5 年度設置
こすぎタワー (下小杉地区津波避難タワー)	下小杉 480-1 (54STD54165538)	平成 2 5 年度設置
本川橋タワー (利右衛門地区 2 号津波避難タワー)	利右衛門 376-1 (54STD52045327)	平成 2 5 年度設置

施設名	所在地 (UTM ポイント)	備考
浜当目地区安全タワー (浜当目地区津波避難タワー)	浜当目二丁目 1805-2 他 1 (54STD55986258)	平成 25 年度設置
下小田タワー (下小田地区津波避難タワー)	下小田 416-1 他 1 (54STD55425843)	平成 25 年度設置
惣右衛門防災タワー (惣右衛門地区津波避難タワー)	惣右衛門 985-1 他 2 (54STD54695611)	平成 25 年度設置
ポートサイド飯淵タワー (大井川港津波避難タワー)	飯淵 1995 (54STD51845219)	平成 25 年度設置
スーパー富士屋 津波避難タワー	田尻北 145 他 2 筆 (54STD55385797)	協定 H24. 8. 31
(学) 常盤学園 新屋幼稚園 津波避難タワー	本町一丁目-135 (54STD55196175)	協定 H24. 10. 1
(学) 常盤学園 西町幼稚園 津波避難タワー	大村一丁目-2 他 (54STD53946243)	協定 H25. 1. 10
(学) 齋藤学園 焼津中央幼稚園 津波避難タワー	西小川一丁目-2-13、14、15 (54STD54266090)	協定 H25. 3. 5
焼津水産化学工業(株) 津波避難タワー	田尻 2367-1 (54STD55645649)	協定 H25. 3. 5

高台広場一覧表

名称	所在地 (UTM ポイント)	備考
こすぎ山 (下小杉・藤守地区高台広場)	藤守 1884-2 他 (54STD54915548)	平成 27 年度設置
高新田中央防災広場 (高新田地区高台広場)	高新田 954-1 (54STD53585391)	平成 27 年度設置
港が見える丘防災広場 (利右衛門・飯淵地区高台広場)	利右衛門 2657-3 (54STD52695228)	平成 27 年度設置
一色浜防災広場 (一色地区高台広場)	一色 1545-186 (54STD55255581)	平成 29 年度設置
大井川港防災広場 (飯淵地区高台広場)	飯淵 2096-1 (54STD52575204)	令和 2 年度設置

※津波避難タワー (21 箇所)、高台広場 (4 箇所) について、平成 31 年 2 月 21 日、高台広場 (1 箇所) について、令和 3 年 3 月 1 日、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所に指定した。(協定締結施設 5 箇所を除く)

焼津市津波防災まちづくり計画

都市防災総合推進 事業対象事業番号	事業名称	事業内容
①災害危険度判定 調査	家庭内防災対策支援事業	防災地図、防災ガイドブック等の作成 及び各世帯への配布
②啓発活動	防災教育指導者資質向上事業	被災地視察
③緊急に整備する 必要のある施設 (工事費)	避難誘導施設等整備事業	津波避難タワーの周辺道路に避難路 防災灯及び避難誘導看板を設置
③事業計画	防災広場整備事業	大井川防災広場事業計画作成
③地区公共施設 (用地)	防災広場整備事業	大井川防災広場用地取得
③地区公共施設 (設計)	防災広場整備事業	大井川防災広場設計
③地区公共施設 (工事)	防災広場整備事業	大井川防災広場工事
③地区公共施設 (用地)	津波避難施設確保事業	築山用地取得
③地区公共施設 (設計)	津波避難施設確保事業	築山設計
③地区公共施設 (工事)	津波避難施設確保事業	築山工事
③防災まちづくり 拠点施設(テスト)	津波避難施設確保事業	津波避難タワーボーリング調査
③防災まちづくり 拠点施設(設計)	津波避難施設確保事業	津波避難タワー設計
③防災まちづくり 拠点施設(工事)	津波避難施設確保事業	津波避難タワー建設
③防災まちづくり 拠点施設(テスト、 設計、工事)	学校施設の避難施設化事業	市内小中学校に対する外階段設置及 び屋上避難場所整備
③防災まちづくり 拠点施設(テスト、 設計、工事)	コミュニティ防災センターの 外階段設置事業	市内コミュニティ防災センターに対 する外階段設置

資料編 (風水害対策)

焼津市地域防災計画資料編(風水害対策)

番号	項目	頁
資料風水 1-1	焼津市における風水害の履歴	1
資料風水 2-1-4①	浸水想定区域内における要配慮者利用施設への対策	5
資料風水 2-1-4②	洪水・土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある 要配慮者利用施設一覧	10
資料風水 2-3-1①	大井川港防災施設位置図	22
資料風水 2-3-1②	漁港海岸保全災害防除計画	23
資料風水 2-3-1③	焼津漁港防災施設位置図	25
資料風水 2-5-1①	土石流危険渓流	26
資料風水 2-5-1②	土石流危険渓流及び土石流危険区域	28
資料風水 2-5-2	地すべり防止区域	29
資料風水 2-5-3(4)	急傾斜地崩壊危険区域の指定	30
資料風水 2-5-3(3)	急傾斜地崩壊危険区域指定箇所	31
資料風水 2-5-3(5)	災害危険区域指定箇所	32
	災害危険区域	33
資料風水 2-5-4①	土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定	38
資料風水 2-5-4③	土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地	41
資料風水 2-5-4②	焼津市土砂災害警戒区域位置図	42
資料風水 2-6-1	山腹崩壊危険地区・崩壊土砂流出危険地区・地すべり危険地区	43
資料風水 2-7-2	既設林道の延長	44
資料風水 2-8-2	農業振興地域の状況	44
資料風水 2-8-3	既設農道の延長	44
資料風水 3-3-1①	水防本部の組織及び事務分担表	45
資料風水 3-3-1②	水防活動に伴う配備基準・内容	46
資料風水 3-3-1③	水防本部各班配備体制表	47
資料風水 3-4-1	水防上重要な水こう門等	48
資料風水 3-5-1	重要水防箇所	53
資料風水 3-7-1	連絡系統図(水防組織)	55
資料風水 3-11-1	水防倉庫備蓄資材一覧	56

焼津市における風水害の履歴

発生年月日	原因	雨量	被害地区	被害状況	その他
昭和49年 (1974) 7月7日 ~8日	台風8号 梅雨前線 (大雨)	130.5mm	八楠、大覚寺、石脇 上・下、中里、浜当 目、岡当日、坂本、 中港町、焼津北、吉 津、方ノ上、野秋、 花沢、小浜、関方、策 牛	床上 834戸 床下 361戸 水稻 266ha さそい等 34 計 300ha 農業土木被害 14箇 所 土木被害 21箇 所	瀬戸川水位 6.3m (8日5時)
昭和49年 (1974) 8月25日	台風14号 (大雨)	115.0mm		水稻 266ha その他 123ha	瀬戸川水位 3m (26日11時) 最低気圧 980hPa 最大風速 30m
昭和49年 (1974) 8月30日	台風16号 (高潮)		一色、惣右エ門地区	床上 2戸 床下 66戸 田 49.5ha 畑 0.5ha	最低気圧 985hPa 最大風速 25m
昭和52年 (1977) 5月15日	低気圧 (大雨)	106.0mm	焼津5丁目、小川地 区、浜当日	床上 1戸 床下 29戸	禅門川、赤塚川 崖崩れ(浜当日)
昭和54年 (1979) 10月19日	台風20号	43.0mm	浜当日、鯛ヶ島	床上 530戸 半壊 1戸 田 300ha ビニールハウス倒34棟	最低気圧 980hPa 最大風速 27m
昭和57年 (1982) 9月12日	前線 台風18号 (大雨) (暴風)	397.5mm	駅北、中港、八楠、 大覚寺、大村新田、 大栄町、中里、岡当 目、浜当日、小浜、 坂本、石脇、惣右エ 門、一色、石津、小 川新町	死者 3名 重軽傷者 9名 全壊 3戸 半壊 2戸 一部破損 16戸 床上 1,077戸 床下 1,356戸	瀬戸川入り江橋 下流 500m の右岸 が約 50m 決壊 台風御前崎上陸 最低気圧 968hPa 災害救助法の適用
昭和58年 (1983) 8月16日	台風5号 (大雨)	242.5mm		軽傷 2名 床上 9戸 床下 39戸	析山川、木田川、 梅田川、小石川 最低気圧 990hPa 最大風速 15m
平成2年 (1990) 6月9日	梅雨前線	228.5mm	小川新町、本町、石 津中町、石脇、中根、 田尻北	床下 138戸	
平成2年 (1990) 8月10日	台風11号 (大雨)	106.5mm	東益津地区、石津港 町	一部破損 6戸 床下 19戸	最低気圧 975hPa 最大風速 40.4m
平成3年 (1991) 9月13日 ~14日	台風17号 秋雨前線 (大雨)	163.5mm	石脇上、中根新田、 小川新町	床下 104戸 床上 8戸	最低気圧 955hPa 最大風速 40m

発生年月日	原因	雨量	被害地区	被害状況	その他
平成10年 (1998) 9月15日 ~16日	台風5号 (暴風・ 大雨)	208.0mm	坂本、石脇上、浜当 目、田尻、小屋敷、 小土	一部破損 3棟 床上 4棟 床下 19棟	最低気圧 985hPa
平成11年 (1999) 5月4日 ~5日	梅雨前線 (大雨)	184.0mm	小土、五ヶ堀之内	床下 6戸	
平成13年 (2001) 9月10日 ~11日	台風15号 (大雨)	229.0mm	田尻北、惣右衛門、 一色、浜当目	床下 6戸	最低気圧 960hPa
平成15年 (2003) 7月4日	前線 (大雨)	83.0mm	石脇、坂本	床上 8戸 床下 9戸	瀬戸川水位 4.68 (3:30)
平成16年 (2004) 6月30日	前線 (大雨)	172.0mm	坂本、石脇上、浜当 目、花沢、高崎、小 土、小屋敷、五ヶ堀 之内、焼津、栄町、 大覚寺、越後島、小 川、東小川、小川新 町、石津中町、下小 田、田尻、中根、中 里、大島、三ヶ名	床上 75戸 床下 144戸	自主避難 2世帯5人 時間最大 84mm 瀬戸川水位 3.91 (10:00~10:10)
平成16年 (2004) 10月8日 ~9日	台風22号	323.0mm	石津中町、石津港 町、田尻北、中根、 浜当目	床上 3戸 床下 27戸	瀬戸川水位 3.72 (10/9 6:40 ~ 6:50) 風害 30件 倒木 107本 (公園・街路)
平成24年 (2012) 9月30日	台風17号	30.0mm	石津港町	床下 11戸	
平成25年 (2013) 4月6日	前線 (大雨)	199.0mm (大井川庁舎雨量計)	吉永、田尻北、利右 衛門	床上 6戸	時間最大 44mm (大井川庁舎雨量計)
平成25年 (2013) 7月17日 ~18日	前線 (大雨)	212.0mm	五ヶ堀之内、三ヶ 名、小土、東小川、 西小川、小川新町、 小川、三右衛門新 田、田尻北	床上 3戸 床下 19戸	時間最大 88mm
平成26年 (2014) 10月5日 ~6日	台風18号	287.0mm	花沢、坂本、高崎、 八楠、浜当目、焼津、 道原、五ヶ堀之内	床上 6戸 床下 7戸	災害対策本部設置 避難勧告(東益津 地区、瀬戸川・朝 比奈川) 瀬戸川 入江橋最高水位 5.27m、 時間最大 39.5mm

発生年月日	原因	雨量	被害地区	被害状況	その他
平成 29 年 (2017) 6 月 21 日	前線 (大雨)	202.0mm	吉永、宗高、三ヶ名	床下 4 戸	災害対策本部設置 避難準備・高齢者 等避難開始(木屋 川、志太田中川、 小石川、東益津) 木屋川(一色)最高 水位 1.71m、時間 最大 40mm
平成 29 年 (2017) 10 月 22 日 ~23 日	台風 21 号	98.0mm	石津港町	床下 6 戸	災害対策本部設置 避難準備・高齢者等 避難開始(東益津) 朝比奈川(横内橋) 最高水位 2.97m、 時間最大 19mm、高 潮影響大
平成 30 年 (2018) 7 月 28 日 ~29 日	台風 12 号	28.0mm	石津港町	道路冠水 1 箇所	災害対策本部設置 避難準備・高齢者等 避難開始(東益津) 瀬戸川(入江橋)最 高水位 1.11m、時 間最大 10mm、高潮 影響大
令和元年 (2019) 10 月 12 日	台風 19 号	368.0 mm	石脇上、石脇下、小 浜、野秋、吉津、花 沢、岡当目、中里、 坂本、浜当目、浜当 目 1~4 丁目、中港 2、3、5 丁目、栄 町 3~6 丁目、本町 1~6 丁目、焼津、 焼津 1~6 丁目、新 屋、北浜通、鯛ヶ島、 城之腰、三ヶ名、五 ヶ堀之内、小土、小 屋敷、柳新屋、西小 川 1~3、5 丁目、 東小川 1~5、7 丁 目、小川、祢宜島、 石津、石津向町、石 津中町、石津港町、 中根、道原、下小田、 田尻北、田尻、北新 田、一色、惣右衛門、 下小杉、藤守、高新 田、吉永、上小杉、 利右衛門、飯淵、中 島	床上 163 戸 床下 99 戸	災害対策本部設置 警戒レベル 4 避難勧告(策牛、 関方、方ノ上、坂 本、石脇上、石脇 下、小浜、野秋、 花沢、吉津、高崎、 浜当目、浜当目 1、 3、4 丁目、一色、 田尻、北新田、道 原、田尻北、すみ れ台、石津港町) 警戒レベル 3 避難準備・高齢者等 避難開始(八楠、 八楠 1、3、4 丁 目、大覚寺の一部、 大覚寺 1~3 丁 目、越後島、中里、 岡当目、浜当目 2 丁目、藤守、下小 杉、惣右衛門) 日最大雨量 362.0 mm 時間最大雨量 46.0 mm 潮位 184 cm
令和 3 年 (2021) 7 月 2 日~ 4 日	前線 (大雨 (土砂災 害))		被害なし		災害対策本部設置 避難指示(東益津)

発生年月日	原因	雨量	被害地区	被害状況	その他
令和4年 (2022) 9月23日 ~24日	台風15号	293 mm	石脇上、石脇下、小浜、野秋、吉津、花沢、高崎、岡当目、中里、坂本、浜当目、浜当目1~4丁目、八楠1~4丁目、越後島、栄町1、3、5、6丁目、本町1~6丁目、焼津1、3、5丁目、駅北2丁目、三ヶ名、五ヶ堀之内、小土、小屋敷、小柳津、柳新屋、西小川1丁目、東小川1、2、5、7丁目、小川、小川新町2、3丁目、石津、石津向町、石津中町、石津港町、大住、中根、中根新田、三和、北新田、下小田、田尻北、田尻、北新田、一色、惣右衛門、下小杉、下江留、宗高、上新田	一部破損 7戸 床上 157戸 床下 147戸	災害対策本部設置 警戒レベル4 避難指示(東益津地区、栃山川、葉梨川、木屋川、朝比奈川)

浸水想定区域内における要配慮者利用施設への対策

■浸水想定区域内の円滑かつ迅速な避難を確保するための措置（水防法15条）

市は、浸水想定区域の指定があったとき、市地域防災計画において少なくとも浸水想定区域ごとに以下の事項について定めるものとする。

- (1) 洪水予報等の伝達方法
- (2) 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための必要な事項
- (3) 浸水想定区域内の一定の地下街又は要配慮者利用施設の名称及び所在地

市は(3)で規定した施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

【市内洪水予報河川】

国土交通大臣指定河川

河川名	区間
大井川	左岸 静岡県島田市鶴網字孫作三十四番三地先から海まで
	右岸 静岡県島田市神尾字鎧三百四十九番一地先から海まで

静岡県知事指定河川

河川名	区間
瀬戸川	金吹橋(藤枝市)から海まで
朝比奈川	岡部川合流点から瀬戸川合流点

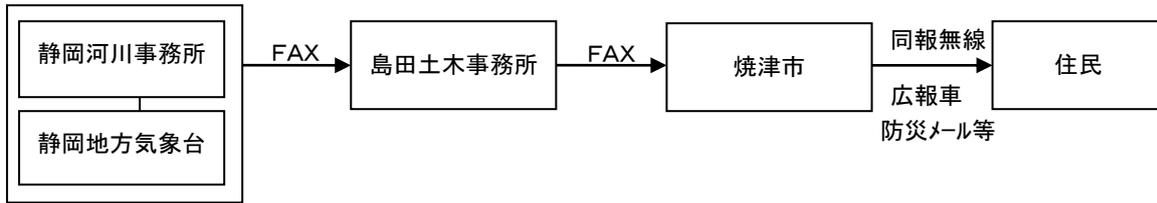
【市内水位周知河川】

静岡県知事指定河川

河川名	区間
葉梨川	左岸 藤枝市上藪田市道橋付近～朝比奈川合流点まで
	右岸 藤枝市上藪田市道橋付近～朝比奈川合流点まで
栃山川	左岸 藤枝市末広東光寺谷川合流点～海まで
	右岸 藤枝市青南町東光寺谷川合流点～海まで
木屋川	左岸 焼津市三和木屋川橋～海まで
	右岸 焼津市三和木屋川橋～海まで
大津谷川	左岸 落合尾川合流点から大井川合流点
	右岸 落合尾川合流点から大井川合流点

1. 大井川浸水想定区域

(1). 洪水予報等の伝達方法



(2). 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

周辺の避難所

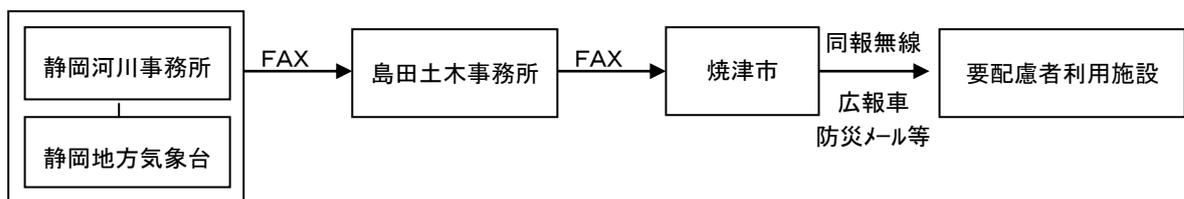
施設名	住所	施設名	住所
大井川西小学校	上泉 1688 - 1	利右衛門地区コミュニティ防災センター	利右衛門 2559 - 2
大井川東小学校	宗高 428	吉永地区コミュニティ防災センター	吉永 1933 - 1
大井川南小学校	吉永 490	高新田地区コミュニティ防災センター	高新田 1853 - 1
大井川中学校	下江留 191	高新田東地区コミュニティ防災センター	高新田 2172 - 2
清流館高校	上新田 292 - 1	藤守地区コミュニティ防災センター	藤守 2025
大井川公民館	宗高 900	下小杉地区コミュニティ防災センター	下小杉 537
		大井川港コミュニティ防災センター	飯淵 2160

(3). 浸水想定区域内要配慮者利用施設の名称及び所在地

1. 施設名・所在地

別紙一覧表参照

2. 要配慮者利用施設への伝達方法



2. 瀬戸川・朝比奈川浸水想定区域

(1). 洪水予報等の伝達方法



(2). 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

周辺の避難所

施設名	住所	施設名	住所
坂本コミュニティ防災センター	坂本 971 - 5	焼津西小学校	塩津 117 - 1
東益津小学校	石脇上 65	焼津東小学校	栄町 5 - 14 - 1
東益津公民館	石脇上 65	四区コミュニティ防災センター	焼津 6 - 10 - 17
東益津中学校	中里 416	焼津中学校	焼津 2 - 10 - 28
浜当目コミュニティ防災センター	浜当目 3 - 1 - 45	焼津南小学校	焼津 5 - 5 - 1
第5コミュニティ防災センター	駅北 5 - 1 - 45	焼津公民館	本町 5 - 6 - 1
大村公民館	大覚寺 3-5-5	新屋コミュニティ防災センター	本町 1 - 3 - 28
大村中学校	大村 3 - 25 - 1	三区コミュニティ防災センター	本町 2 - 13 - 18
豊田中学校	小土 301 - 2	二区コミュニティ防災センター	本町 5 - 9 - 1
焼津中央高校	小土 157 - 1	小川新地コミュニティ防災センター	小川新町 1 - 11 - 2
豊田小学校	五ヶ堀之内 2	焼津水産高校	焼津 5 - 5 - 2
豊田公民館	小屋敷 258 - 1	小川中学校	東小川 4 - 21 - 1
文化センター	三ヶ名 1550		

(3). 浸水想定区域内要配慮者利用施設の名称及び所在地

1. 施設名・所在地

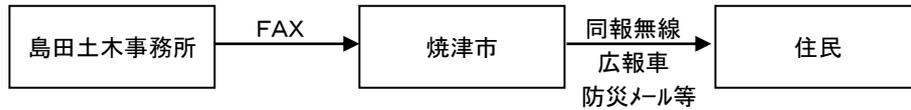
別紙一覧表参照

2. 要配慮者利用施設への伝達方法



3. 栃山川浸水想定区域

(1). 避難判断水位の水位到達情報等の伝達方法



(2). 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

周辺の避難所

施設名	住所	施設名	住所
焼津東小学校	栄町 5 - 14 - 1	大富公民館	中根新田 93 - 1
四区コミュニティ防災センター	焼津 6 - 10 - 17	大富小学校	中根新田 637
焼津中学校	焼津 2 - 10 - 28	石津コミュニティ防災センター	石津 1233 - 1
焼津南小学校	焼津 5 - 5 - 1	小川第 13 コミュニティ防災センター	小川 3118
焼津公民館	本町 5 - 6 - 1	港公民館	石津港町 40 - 1
新屋コミュニティ防災センター	本町 1 - 3 - 28	港小学校	石津港町 40 - 2
三区コミュニティ防災センター	本町 2 - 13 - 18	港中学校	田尻北 584
二区コミュニティ防災センター	本町 5 - 9 - 1	和田小学校	田尻 541
小川新地コミュニティ防災センター	小川新町 1 - 11 - 2	和田中学校	田尻 1984
焼津水産高校	焼津 5 - 5 - 2	和田公民館	田尻 1992-2
小川中学校	東小川 4 - 21 - 1	ディスカバリーパーク焼津天文科学館	田尻 2968 - 1
小川公民館	小川 2724 - 1	大井川東小学校	宗高 428
小川小学校	小川 2525	藤守地区コミュニティ防災センター	藤守 2025
黒石小学校	大住 1246	下小杉地区コミュニティ防災センター	下小杉 537
大富中学校	中根 1 - 1	大島体育館	大島 738

(3). 浸水想定区域内要配慮者利用施設の名称及び所在地

1. 施設名・所在地

別紙一覧表参照

2. 要配慮者利用施設への伝達方法



■浸水想定区域内における円滑かつ迅速な避難を確保するための必要な事項

①洪水ハザードマップの整備・提供

市は、浸水想定区域の周知を図るとともに、市民の防災意識の向上を図るため、洪水時に浸水が予想される区域や想定される浸水深、避難場所等を明示した洪水ハザードマップの整備を行う。市は、洪水ハザードマップの整備を行った後は、市民に周知するため印刷物の配布、市ホームページへの公表等の必要な措置を講じる。

(令和3年3月に想定最大規模降雨による主要河川洪水ハザードマップWeb版を公開)

洪水ハザードマップ配布状況

市内全域	令和4年5月全戸配布
------	------------

ホームページURL

<http://www.city.yaizu.lg.jp/g07-003/kouzui/index.html>

洪水・土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者利用施設一覧

(水防法第15条第1項第4号・土砂災害防止法第8条第1項第4号 関連)

資料風水2-1-4②

①障害福祉サービス等提供施設

No	要配慮者利用施設名称	区 分	洪水浸水想定区域(想定最大規模)						土砂災害等警戒区域内	
			大井川	朝比奈川	葉梨川	瀬戸川	木屋川	栃山川		大津谷川
1	リカバリー焼津本町	放課後等デイサービス				○				
2	色えんぴつ	児童発達支援、放課後等デイサービス				○				
3	てん おおいがわ	児童発達支援、放課後等デイサービス	○							
4	リカバリーくすくす	放課後等デイサービス		○	○	○				
5	てん おおとみ	放課後等デイサービス					○	○		
6	リカバリー西焼津	放課後等デイサービス				○				
7	こどもデイサービス ウルル	放課後等デイサービス				○				
8	La chou chou	放課後等デイサービス	○							
9	ハッピーテラス焼津教室	放課後等デイサービス				○				
10	グループホーム樹羅	共同生活援助				○				
11	特別養護老人ホーム高麓	居宅介護、重度訪問介護、短期入所		○						
12	暁	就労継続支援B型、就労移行支援		○	○	○				
13	訪問介護事業所つばさ	居宅介護					○	○		
14	つぶら作業所	就労継続支援B型				○				
15	野いちご	就労継続支援B型				○				
16	アンティーク布花工房・沙羅	生活介護				○				
17	漣	就労継続支援B型				○				

洪水・土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者利用施設一覧

(水防法第15条第1項第4号・土砂災害防止法第8条第1項第4号 関連)

資料風水2-1-4②

①障害福祉サービス等提供施設

No	要配慮者利用施設名称	区 分	洪水浸水想定区域(想定最大規模)						土砂災害等 警戒区域内	
			大井川	朝比奈川	葉梨川	瀬戸川	木屋川	栃山川		大津谷川
18	焼津ドリームビレッジ	就労継続支援 A 型					○			
19	スタジオ プレアデス	就労継続支援 B 型				○				
20	就労継続支援 B 型事業所 うるおい八楠	就労継続支援 B 型		○	○	○				
21	慧とう館ガジュマル放課後デイ	放課後等デイサービス				○				
22	共同生活援助すびか かぺら	共同生活援助				○				
23	共同生活援助すびか こすも I、II	共同生活援助				○				
24	共同生活援助すびか くれあ	共同生活援助				○				
25	ミライ	就労継続支援 A 型				○				
26	ドリームゲート焼津	共同生活援助					○			
27	いちご事業所 メロン	共同生活援助	○					○		
28	いちご事業所 レモン	短期入所	○					○		
30	障害者生活介護支援相談所 吉祥宝印	生活介護	○							
31	ライト	就労継続支援 B 型				○				
32	ライム	就労継続支援 A 型				○				
33	ラビット焼津	就労継続支援 B 型						○		
34	ビレッジキッズやいづ	放課後等デイサービス					○			
35	めだかの学校 焼津校	放課後等デイサービス				○				

洪水・土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者利用施設一覧

(水防法第15条第1項第4号・土砂災害防止法第8条第1項第4号 関連)

資料風水2-1-4②

①障害福祉サービス等提供施設

No	要配慮者利用施設名称	区 分	洪水浸水想定区域(想定最大規模)						土砂災害等 警戒区域内	
			大井川	朝比奈川	葉梨川	瀬戸川	木屋川	栃山川		大津谷川
36	マーベル焼津教室	児童発達支援				○				

洪水・土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者利用施設一覧

(水防法第15条第1項第4号・土砂災害防止法第8条第1項第4号 関連)

資料風水2-1-4②

②老人福祉施設

No	要配慮者利用施設名称	区 分	洪水浸水想定区域(想定最大規模)						土砂災害等 警戒区域内	
			大井川	朝比奈川	葉梨川	瀬戸川	木屋川	栃山川		大津谷川
1	高麓	介護老人福祉施設、短期入所生活介護、 通所介護		○						○
2	ケアハウス秀水苑	軽費老人ホーム		○						
3	永田デイサービスセンター	通所介護		○						○
4	介護老人保健施設浜当目	介護老人保健施設、短期入所療養介護、 通所リハビリテーション		○		○				
5	デイサービスセンターいこいの杜	通所介護		○		○				○
6	デイサービスゆうあい	通所介護				○				
7	わかかさ焼津デイサービス	認知症対応型通所介護				○				
8	リビングケアゆうしん三ヶ名	通所介護				○				
9	長者の森	認知症対応型共同生活介護、 短期入所生活介護、通所介護				○				
10	デイサービス海の子	通所介護				○				

洪水・土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者利用施設一覧

(水防法第15条第1項第4号・土砂災害防止法第8条第1項第4号 関連)

資料風水2-1-4②

②老人福祉施設

No	要配慮者利用施設名称	区 分	洪水浸水想定区域(想定最大規模)						土砂災害等 警戒区域内
			大井川	朝比奈川	葉梨川	瀬戸川	木屋川	栃山川	
11	コミュニティーケア西焼津	小規模多機能型居宅介護				○			
12	リハビリ特化型デイサービスカラダラボ焼津	通所介護				○			
13	ケアステーションあさひ西焼津・ふるさとホーム西焼津	通所介護				○			
14	あずみ苑焼津	短期入所生活介護、通所介護				○			
15	デイサービスごかふれんど	通所介護				○			
16	池ちゃん家ドリームケア焼津	看護小規模多機能型居宅介護、通所介護				○			
17	西焼津住宅型有料老人ホーム「池ちゃん家」	住宅型有料老人ホーム				○			
18	セントケア 焼津大村	小規模多機能型居宅介護				○			
19	グループホーム ごんべえ	認知症対応型共同生活介護				○			
20	デイサービス きたえる一む焼津小土	通所介護				○			
21	つばさ豊田	介護老人福祉施設、短期入所生活介護、 通所介護				○			
22	グループホームすきつぷ	認知症対応型共同生活介護				○			
23	デイサービスセンター ユピテル焼津	通所介護		○	○	○			
24	甲賀病院通所リハビリセンター	通所リハビリテーション		○	○	○			
25	グループホーム 実夢大覚寺	認知症対応型共同生活介護				○			
26	デイサービスごんべえ	通所介護				○			
27	デイサービスセンターかがやき	通所介護				○			

洪水・土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者利用施設一覧

(水防法第15条第1項第4号・土砂災害防止法第8条第1項第4号 関連)

資料風水2-1-4②

②老人福祉施設

No	要配慮者利用施設名称	区 分	洪水浸水想定区域(想定最大規模)						土砂災害等 警戒区域内	
			大井川	朝比奈川	葉梨川	瀬戸川	木屋川	栃山川		大津谷川
28	高麓デイサービスセンター きすみれ	認知症対応型通所介護				○				
29	介護付き有料老人ホーム すずかけの木	介護付有料老人ホーム				○				
30	通所リハビリテーションセンターMIRAI	通所リハビリテーション				○				
31	住宅型有料老人ホーム ライフレビュー小川	住宅型有料老人ホーム				○				
32	デイ・ハビネス	通所介護				○				
33	焼津 亀松亭	住宅型有料老人ホーム、通所介護				○				
34	機能訓練型デイサービスはれたす	通所介護				○				
35	コンフォートウェル焼津	認知症対応型共同生活介護				○				
36	お泊りデイウェル焼津	通所介護				○				
37	ニチイケアセンター焼津	通所介護				○				
38	あいの街焼津	認知症対応型共同生活介護、 小規模多機能型居宅介護					○	○		
39	コミュニティビレッジ下小田	小規模多機能型居宅介護					○	○		
40	デイサービス百の木	通所介護					○	○		
41	シンシア焼津デイサービス	通所介護					○	○		
42	グループホーム つばさ	認知症対応型共同生活介護					○	○		
43	つばさ	介護老人福祉施設、短期入所生活介護、 通所介護					○	○		
44	有料老人ホームたんぽぽ田尻	入居者生活介護					○	○		

洪水・土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者利用施設一覧

(水防法第15条第1項第4号・土砂災害防止法第8条第1項第4号 関連)

資料風水2-1-4②

②老人福祉施設

No	要配慮者利用施設名称	区 分	洪水浸水想定区域(想定最大規模)						土砂災害等 警戒区域内
			大井川	朝比奈川	葉梨川	瀬戸川	木屋川	栃山川	
45	ゆうゆう	介護老人保健施設、短期入所療養介護、 通所リハビリテーション					○	○	
46	元気広場 焼津	通所介護					○	○	
47	デイサービスこけし	通所介護	○					○	
48	デイサービスセンター福聚	通所介護	○						
49	福聚荘	介護老人福祉施設、短期入所生活介護、 入所者生活介護、認知症対応型通所介護	○						
50	あおぞらデイサービスセンター焼津	通所介護				○			
51	大井川睦園	介護老人福祉施設、短期入所生活介護、 通所介護	○						
52	デイサービスセンター陽だまりの樹	通所介護	○						
53	デイサービスセンターよつ葉のクローバー大井川	通所介護	○						
54	コミュニティーケア大井川	介護老人保健施設、短期入所療養介護、 通所リハビリテーション	○						
55	複合型サービスごんべえ	小規模多機能型居宅介護	○						
56	複合型サービスごんべえ	住宅型有料老人ホーム	○						
57	慈恵園	養護老人ホーム				○			
58	アンジェス西焼津	サービス付き高齢者向け住宅				○			
59	アクアホーム焼津大村	住宅型有料老人ホーム				○			
60	ハートリンクケア焼津壱番館	住宅型有料老人ホーム		○	○	○			
61	ハートリンクケア焼津弐番館	住宅型有料老人ホーム		○	○	○			

洪水・土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者利用施設一覧

(水防法第15条第1項第4号・土砂災害防止法第8条第1項第4号 関連)

資料風水2-1-4②

②老人福祉施設

No	要配慮者利用施設名称	区 分	洪水浸水想定区域(想定最大規模)							土砂災害等 警戒区域内
			大井川	朝比奈川	葉梨川	瀬戸川	木屋川	栃山川	大津谷川	
62	ゆうしん中里	通所介護		○		○				
63	たんぼぼコージュ焼津	住宅型有料老人ホーム					○			
64	谷口整形通所リハセンター	通所リハビリテーション				○				
65	ライフスキル支援型デイサービスここたす	地域密着型通所介護				○				

洪水・土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者利用施設一覧

(水防法第15条第1項第4号・土砂災害防止法第8条第1項第4号 関連)

資料風水2-1-4②

③医療関係施設

No	要配慮者利用施設名称	区 分	洪水浸水想定区域(想定最大規模)							土砂災害等 警戒区域内
			大井川	朝比奈川	葉梨川	瀬戸川	木屋川	栃山川	大津谷川	
1	アイレディースクリニック	診療所		○		○				
2	前田産科婦人科医院	診療所				○				
3	医療法人社団峻凌会やきつべの径診療所	診療所		○		○				
4	医療法人社団駿甲会(甲賀病院)	病院		○	○	○				
5	医療法人社団高草会(焼津病院)	病院		○						
6	医療法人社団正心会(岡本石井病院)	病院				○				

洪水・土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者利用施設一覧

(水防法第15条第1項第4号・土砂災害防止法第8条第1項第4号 関連)

資料風水2-1-4②

④児童福祉施設

No	要配慮者利用施設名称	区 分	洪水浸水想定区域(想定最大規模)							土砂災害等 警戒区域内
			大井川	朝比奈川	葉梨川	瀬戸川	木屋川	栃山川	大津谷川	
1	児童育成たかくさクラブ	児童厚生施設(放課後児童クラブ)		○		○				
2	あそび塾・第2あそび塾	児童厚生施設(放課後児童クラブ)					○	○		
3	学童保育なかよし小川クラブ・小川	児童厚生施設(放課後児童クラブ)				○				
4	学童保育なかよし小川クラブ・黒石	児童厚生施設(放課後児童クラブ)				○				
5	南っ子クラブ	児童厚生施設(放課後児童クラブ)				○				
6	第一ゆりかご豊田クラブ A・B	児童厚生施設(放課後児童クラブ)				○				
7	第二ゆりかご豊田クラブ	児童厚生施設(放課後児童クラブ)				○				
8	学童保育なかよし東クラブ	児童厚生施設(放課後児童クラブ)				○				
9	大井川南放課後児童クラブ	児童厚生施設(放課後児童クラブ)	○							
10	ゆりかご西クラブ・かもめ	児童厚生施設(放課後児童クラブ)				○				
11	ゆりかご西クラブ・ゆりかもめ A	児童厚生施設(放課後児童クラブ)				○				
12	サザンクラブ	児童厚生施設(放課後児童クラブ)				○				
13	ほしのこクラブ	児童厚生施設(放課後児童クラブ)					○	○		
14	親子ふれあい広場	子育て支援センター				○				
15	ぞうさん放課後児童クラブ・豊田	児童厚生施設(放課後児童クラブ)				○				
16	ぞうさん放課後児童クラブ・大富	児童厚生施設(放課後児童クラブ)					○	○		
17	焼津市立小川保育園	保育所				○				

洪水・土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者利用施設一覧

(水防法第15条第1項第4号・土砂災害防止法第8条第1項第4号 関連)

資料風水2-1-4②

④児童福祉施設

No	要配慮者利用施設名称	区 分	洪水浸水想定区域(想定最大規模)						土砂災害等 警戒区域内	
			大井川	朝比奈川	葉梨川	瀬戸川	木屋川	栃山川		大津谷川
18	焼津市ターントクルこども館	児童センター				○				
19	焼津市立旭町保育園	保育所				○				
20	焼津市立石津保育園	保育所				○	○	○		
21	焼津市立大井川保育園	保育所	○							
22	焼津南保育園 (子育て支援センター「みなみ」含む)	保育所				○				
23	さくら保育園 (子育て支援センター「さくら」含む)	保育所					○	○		
24	なかよし保育園 (子育て広場「なかよし」含む)	保育所				○				
25	たかくさ保育園 (子育て支援センター「たかくさ」含む)	保育所		○		○				
26	ふたば保育園	保育所				○				
27	ゆりかご保育所	保育所				○				
28	第三ゆりかご保育所 (子育て支援センター「1・2・3」含む)	保育所					○	○		
29	常緑保育園	小規模保育事業所・認可外保育施設				○				
30	焼津のんのん保育園	小規模保育事業所				○				
31	memorytree 焼津保育園	小規模保育事業所				○				
32	あいキッズランド塩津北園	小規模保育事業所				○				
33	memorytree 西小川保育園	小規模保育事業所				○				
34	小土のんのん保育園	小規模保育事業所				○				

洪水・土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者利用施設一覧

(水防法第15条第1項第4号・土砂災害防止法第8条第1項第4号 関連)

資料風水2-1-4②

④児童福祉施設

No	要配慮者利用施設名称	区 分	洪水浸水想定区域(想定最大規模)							土砂災害等 警戒区域内
			大井川	朝比奈川	葉梨川	瀬戸川	木屋川	栃山川	大津谷川	
35	保育所きぼう焼津こがわ園	小規模保育事業所				○				
36	ちびっころんど西焼津園	認可外保育施設				○				
37	もりのくまさん保育園	事業所内保育事業所				○				
38	CRECHE TIA SUZI (クレシ チア スーヅィ)	認可外保育施設					○	○		
39	JA おおいがわ茶果菜保育園とよだ	認可外保育施設(企業主導型保育事業)				○				
40	田子重にしやいづ保育所	認可外保育施設(企業主導型保育事業)				○				
45	memorytree 八楠保育園	小規模保育事業所		○	○	○				
46	memorytree 柳新屋保育園	小規模保育事業所				○				
47	八楠のんのん保育園	小規模保育事業所		○	○	○				
48	あいキッズランド焼津西園	小規模保育事業所				○				
49	COCORO 保育園	小規模保育事業所					○			
50	Little Walkers 焼津中央	小規模保育事業所				○				
51	保育園ミモザ	認可外保育施設(企業主導型保育事業)				○				
52	さくらの家	地域小規模児童養護施設					○			

洪水・土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者利用施設一覧

(水防法第 15 条第 1 項第 4 号・土砂災害防止法第 8 条第 1 項第 4 号 関連)

資料風水 2 - 1 - 4 ②

⑤幼稚園

No	要配慮者利用施設名称	区 分	洪水浸水想定区域(想定最大規模)							土砂災害等 警戒区域内
			大井川	朝比奈川	葉梨川	瀬戸川	木屋川	栃山川	大津谷川	
1	さつき幼稚園	幼稚園(市立)		○	○	○				
2	大井川南幼稚園	幼稚園(市立)	○							
3	新屋幼稚園	幼稚園(私立)				○				
4	すみれ台幼稚園	幼稚園(私立)					○	○		
5	西町幼稚園	幼稚園(私立)				○				
6	まどか幼稚園	幼稚園(私立)					○	○		
7	みなと幼稚園	幼稚園(私立)				○				
8	みやじま幼稚園	幼稚園(私立)				○				
9	焼津幼稚園	幼稚園(私立)				○				
10	焼津中央幼稚園	幼稚園(私立)				○				
11	焼津豊田幼稚園	幼稚園(私立)				○				

洪水・土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者利用施設一覧

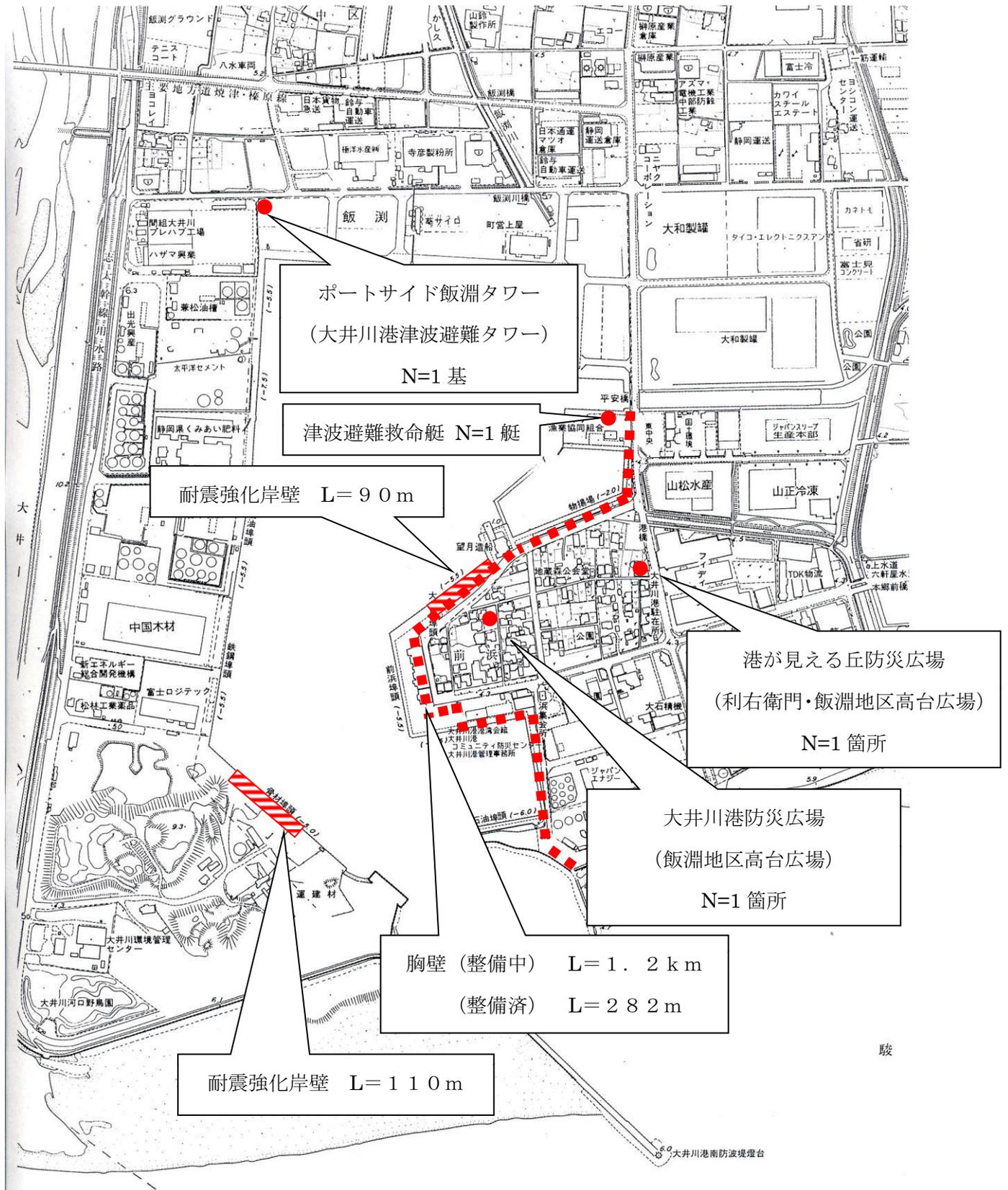
(水防法第 15 条第 1 項第 4 号・土砂災害防止法第 8 条第 1 項第 4 号 関連)

資料風水 2 - 1 - 4 ②

⑥学校

No	要配慮者利用施設名称	区 分	洪水浸水想定区域(想定最大規模)							土砂災害等 警戒区域内
			大井川	朝比奈川	葉梨川	瀬戸川	木屋川	栃山川	大津谷川	
1	港小学校	小学校				○	○	○		
2	港中学校	中学校					○	○		
総計			18	23	11	121	29	27		3
対象施設			水防法:172 施設							
			土砂法:3 施設							

大井川港防災施設位置図



駿

漁港海岸保全災害防除計画

1. 浜当目地区

浜当目地区の海岸は、焼津市唯一の海水浴場であり、市民が海洋レジャーを楽しむ場として利用されている。過去に侵食対策として設置した離岸堤の嵩上げや防潮堤の根固め等を行って水際線を復活させ、海浜の改良と維持を図っている。浜当目地区の防災対策施設は下記のとおり。

- ①焼津市同報無線（浜当目海岸部に全3基）
- ②当目北防潮堤（ $L=711.1\text{m}$ 、 $DL+9.00\text{m}$ ）
- ③当目南防潮堤（ $L=120.0\text{m}$ 、 $DL+7.5\sim 9.0\text{m}$ ）
- ④浜当目離岸堤（ $L=655.5\text{m}$ 、 $DL+3.0\sim 4.5\text{m}$ ）
- ⑤陸閘 浜当目1号～5号（手動：海水浴場開設期間以外常時閉鎖）
- ⑥安全情報伝達施設（緊急情報を大型の表示板に表示）

2. 焼津・小川地区

漁港外郭施設として、波浪を防ぎ、静穏度向上のため焼津外港南防波堤等を設置している。

現在は津波対策として、レベル1以上の津波に対して粘り強く施設の効果を発揮するための改良工事や市中心部への浸水被害の軽減を図るための胸壁整備工事を進めている。

また、外港、新港には防潮堤を整備し、地震発生時には自動で閉鎖する陸閘を設置している。

内港の防潮堤未整備部分については今後整備工事を行っていく。

その他、地震発生時に港内にいる人々が一時的に津波から避難できる、津波緊急退避施設も整備し、新たな津波想定に対応する為の嵩上げ工事を行った。

- ⑦-1 外港護岸（ $L=583.3\text{m} \cdot DL+10.2\text{m}$ ）
- ⑦-2 外港北防波堤（ $L=298.0\text{m} \cdot DL+7.0\text{m}$ ）
- ⑦-3 焼津外港南防波堤（ $L=1969.4\text{m} \cdot DL+6.3\sim 10.8\text{m}$ ）
- ⑦-4 小川外港南防波堤（ $L=550.6\text{m} \cdot DL+6.0\sim 8.1\text{m}$ ）
- ⑦-5 右岸防波堤（ $L=105.0\text{m} \cdot DL+3.5\text{m}$ ）
- ⑦-6 右岸導流堤（ $L=100.0\text{m} \cdot DL+4.6\sim 7.0\text{m}$ ）
- ⑧防潮堤等（ $L=2846.7\text{m}$ 、 $DL+7.0\sim 8.2\text{m}$ ）
- ⑨-1 新屋胸壁（ $L=137.8\text{m}$ 、 $DL+5.0\text{m}$ ）
- ⑨-2 中港胸壁（ $L=387.4\text{m}$ 、 $DL+4.6\sim 4.7\text{m}$ ）
- ⑨-3 石津胸壁（ $L=434.7\text{m}$ 、 $DL+4.6\sim 5.4\text{m}$ ）
- ⑩陸閘 焼津1・2号、新港1号～4号、小川1.2号
（常時閉鎖の焼津1号陸閘を除き、他の陸閘は自動閉鎖又は消防防災センターより遠隔操作）
- ⑪津波緊急待避施設 焼津外港1基、新港2基、小川外港1基（4基で1,323人収容可能）
- ⑫耐震強化岸壁（城之越南岸壁（緊急輸送岸壁） $L=175.0\text{m}$ のうち $L=120.0\text{m}$ 、焼津外港西岸壁 $L=224.0\text{m}$ のうち $L=100.0\text{m}$ 、新屋西岸壁 $L=440.0\text{m}$ のうち $L=72.0\text{m}$ ）
- ⑬焼津市同報無線（焼津漁港内に全8基）

3. 石津地区

石津地区の防潮堤は老朽化による機能低下が懸念されていたため、その60m先前面に階段式護岸を施工し、防潮堤と一体的にすることにより津波・高潮対策を強化した。また、防潮堤と階段式護岸の間の土地は、地域住民がスポーツやレクリエーションを楽しむ広場が整備された。石津地区の防災対策施設は下記のとおり。

- ⑭石津防潮堤（防潮堤）（L=664m、DL+9.1m）
- ⑮石津階段護岸（L=679.1m、DL+8.0m）

4. 全域

焼津漁港内の施設の状況や周辺状況を監視するため、焼津漁港内に異常気象監視施設を整備し、焼津漁港管理事務所にて異常気象の状況を監視することが可能となった。

- ⑯異常気象監視施設（焼津漁港内に全7（浜当目地区1、焼津・小川地区5、石津地区1））

5. その他

焼津漁港内には、4つの焼津市指定津波避難ビルがある。



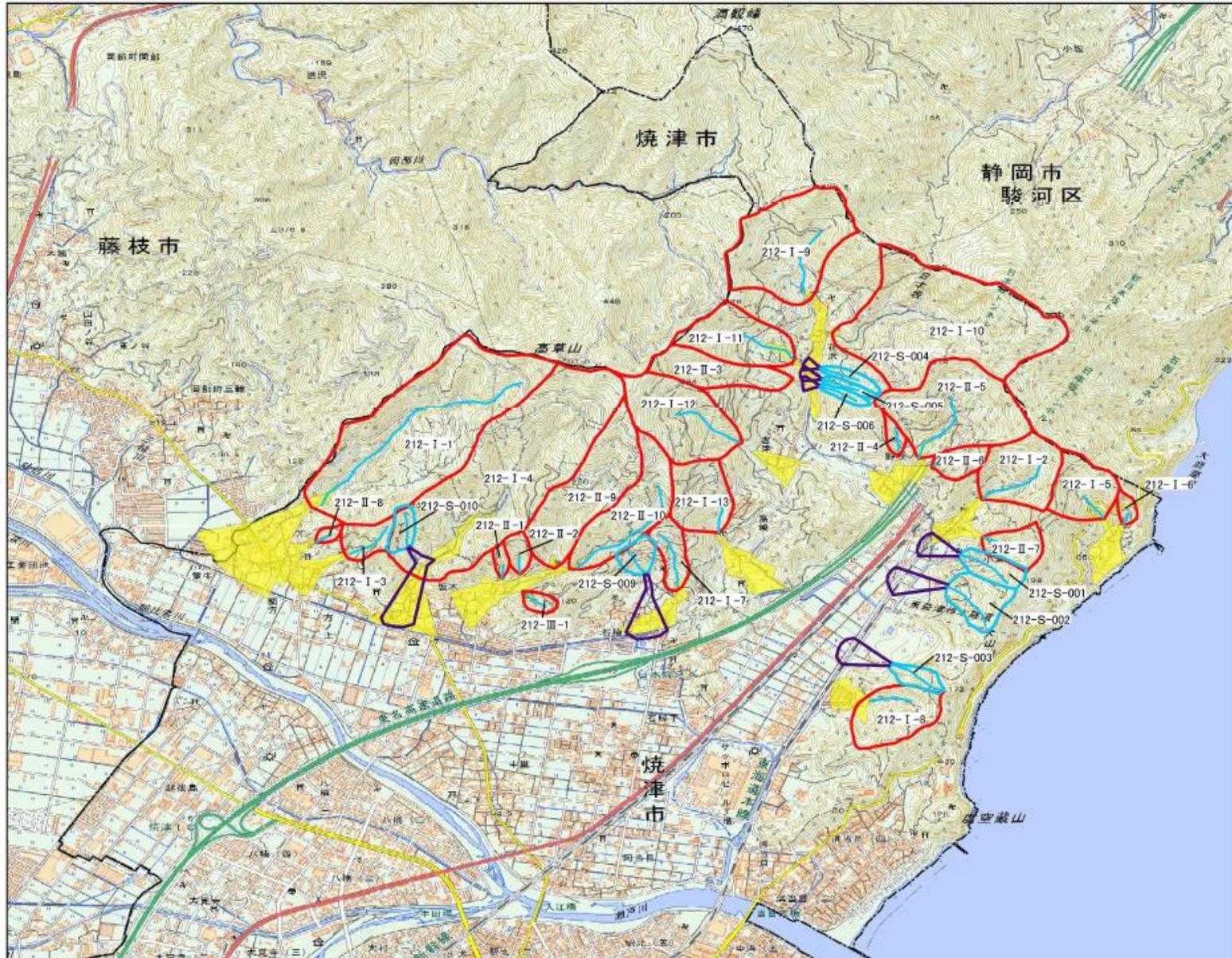
土石流危険溪流

土石流危険溪流

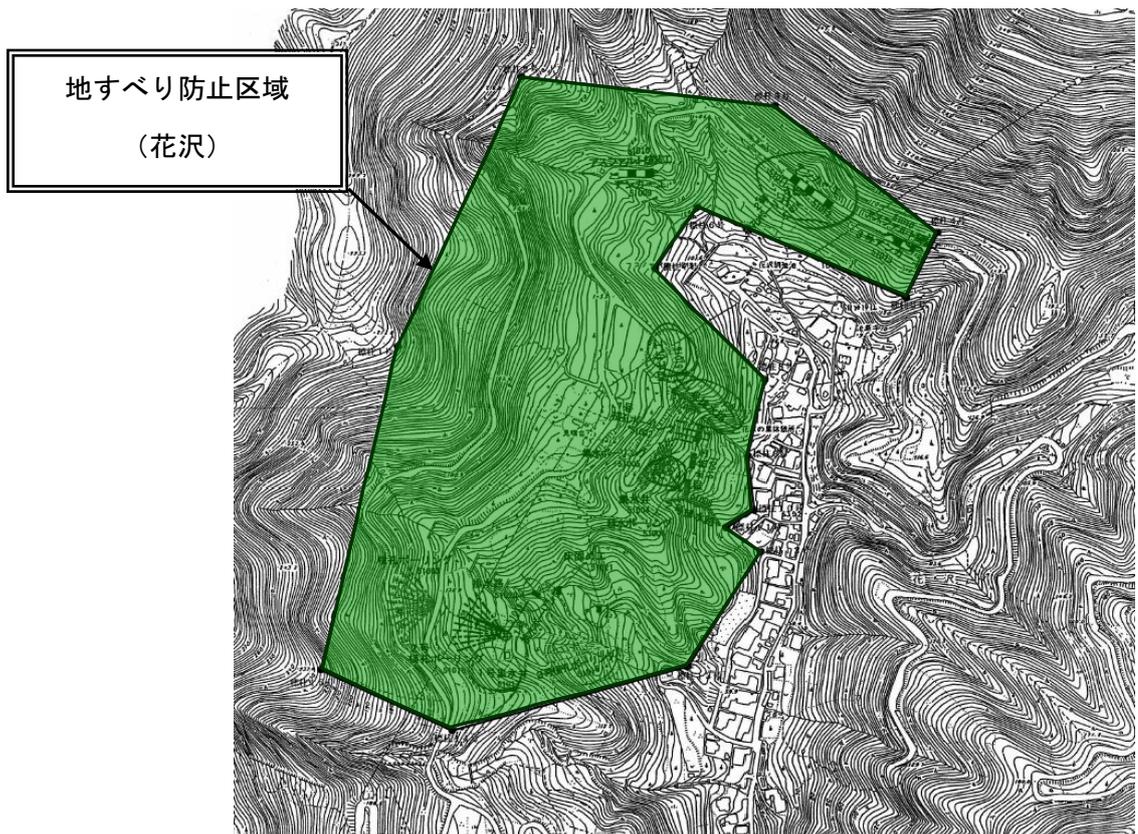
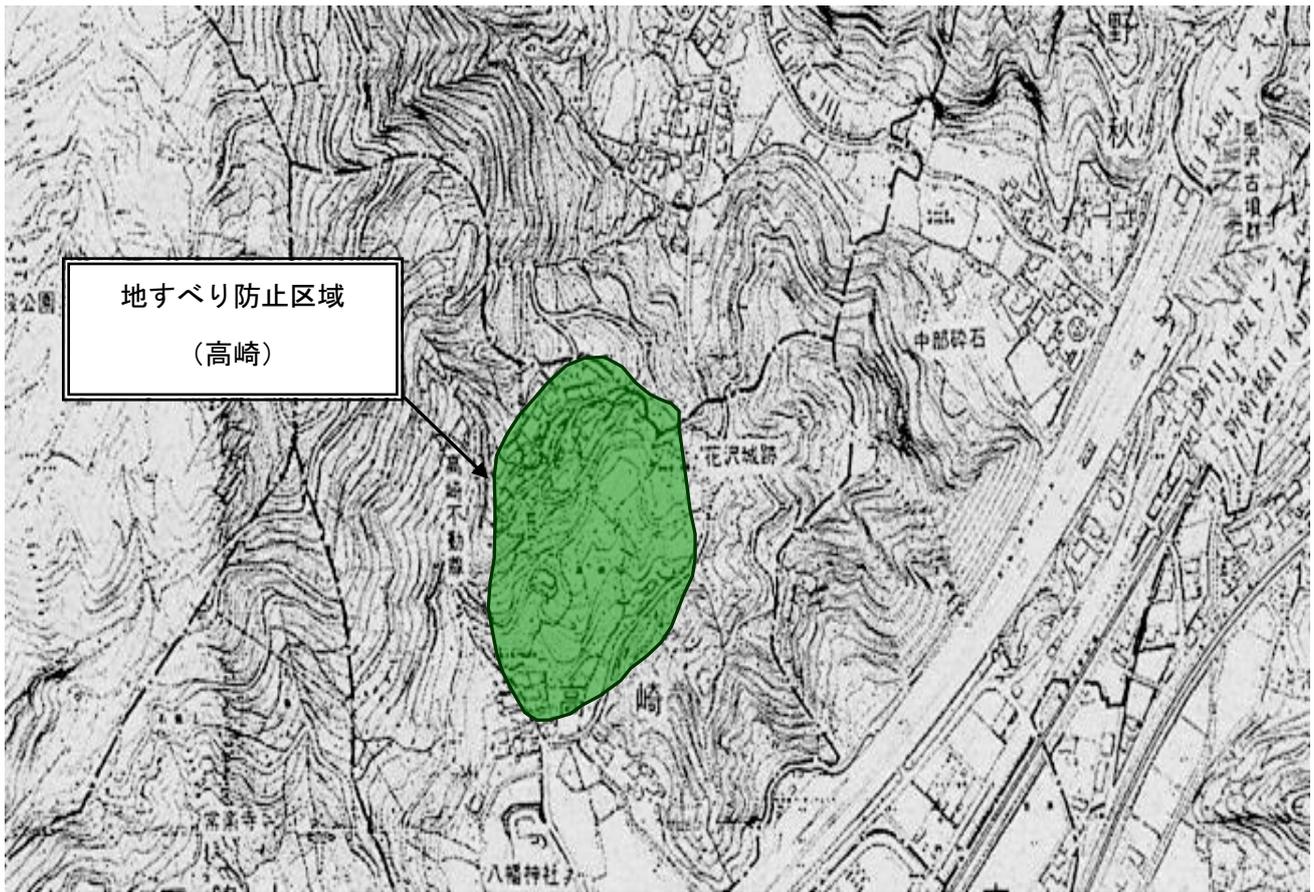
溪流番号	水系名	河川名	溪流名	字	備考
212-I-1	瀬戸川	朝比奈川	策牛川	策牛	
212-I-2	高草川	高草川	子ノ上沢	小浜	
212-I-3	瀬戸川	瀬戸川	方ノ上谷川	方ノ上	
212-I-4	瀬戸川	瀬戸川	坂本川	坂本	
212-I-5	平沢	平沢	平西沢	小浜	
212-I-6	平沢	平沢	平東沢	小浜	
212-I-7	瀬戸川	瀬戸川	東井戸沢	石脇上	
212-I-8	瀬戸川	瀬戸川	小浜沢	小浜	
212-I-9	高草川	高草川	サコノヤ沢	花沢	
212-I-10	高草川	高草川	カラ沢	花沢	
212-I-11	高草川	高草川	奥ノ谷沢	花沢	
212-I-12	高草川	高草川	吉津沢	吉津	
212-I-13	瀬戸川	瀬戸川	高崎谷川	高崎	
212-II-1	瀬戸川	朝比奈川	鼻掛沢	坂本	
212-II-2	瀬戸川	朝比奈川	坂本沢1	坂本	
212-II-3	高草川	高草川	立沢	花沢	
212-II-4	高草川	高草川	兔沢	野秋	
212-II-5	高草川	高草川	野秋沢	野秋	
212-II-6	高草川	高草川	宇木ノ沢	野秋	
212-II-7	高草川	高草川	大日坂沢	小浜	
212-II-8	瀬戸川	瀬戸川	長福寺沢	関方	
212-II-9	瀬戸川	瀬戸川	林叟院西沢	坂本	
212-II-10	瀬戸川	瀬戸川	坂本東沢	坂本	
212-IS-001	高草川	高草川	小浜1	小浜	
212-IS-002	高草川	高草川	小浜2	小浜	
212-IS-003	瀬戸川	瀬戸川	小浜3	小浜	

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	字	備考
212-I S-004	高草川	高草川	花沢1	花沢	
212-I S-005	高草川	高草川	花沢2	花沢	
212-I S-006	高草川	高草川	吉津1	吉津	
212-I S-009	高草川	高草川	石脇上	石脇上	
212-I S-010	高草川	高草川	坂本	坂本	
212-J-001	瀬戸川	朝比奈川	坂本沢2	坂本	

土石流危険溪流及び土石流危険区域



地すべり防止区域



急傾斜地崩壊危険区域の指定

急傾斜地法（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）に基づき区域指定がされ、がけ崩れ災害を防止する措置が図られます。

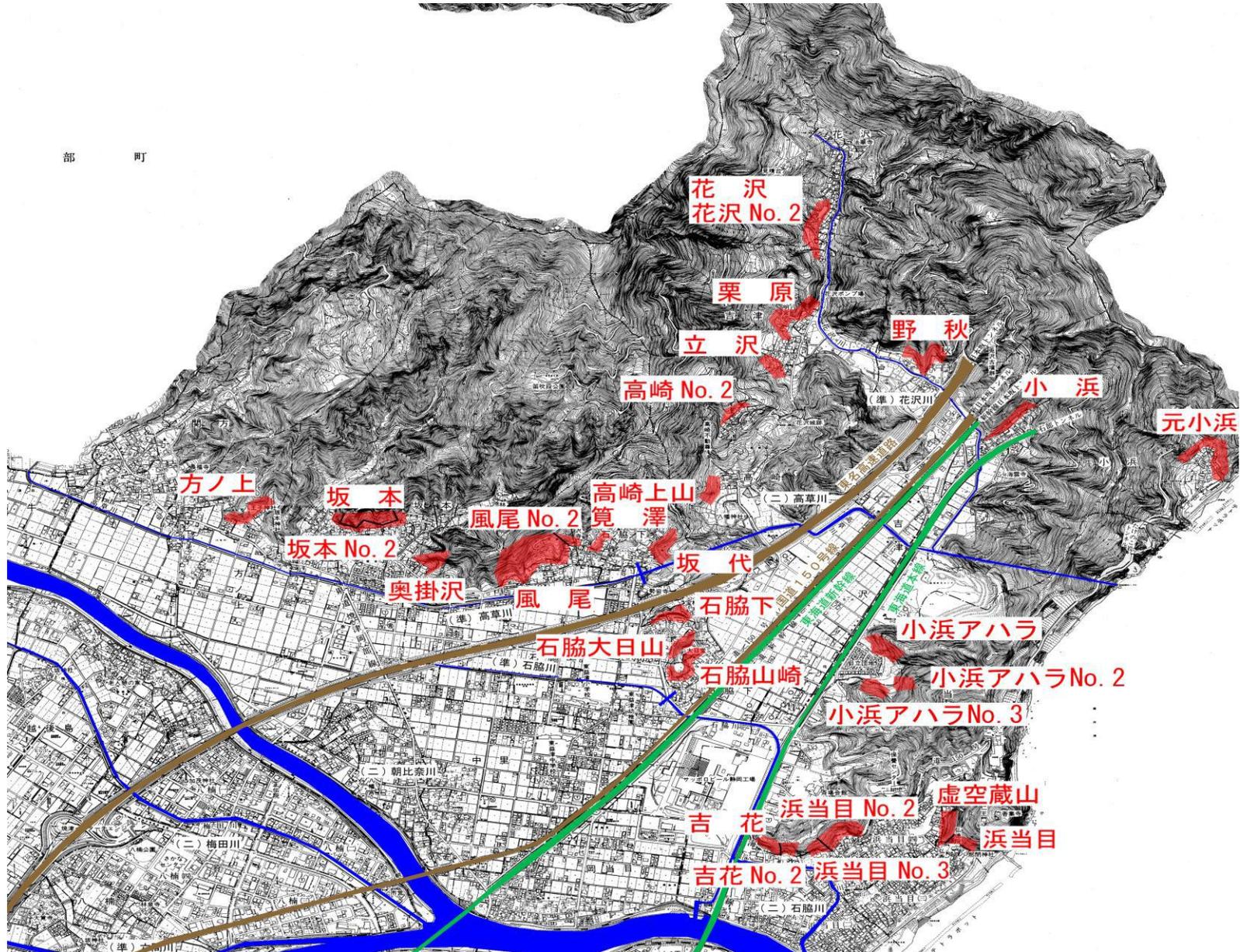
- (1) 指定権者：都道府県知事（静岡県知事）
 (2) 区域の要件：崩壊により相当数の居住者等に危険が生ずる恐れのある急傾斜地。急傾斜地に隣接する地域のうち、急傾斜地の崩壊を助長誘発する恐れのあるもの
 (3) 指定基準：急傾斜地（傾斜度30度以上ある土地）で、高さ5メートル以上のもの。被害想定区域（急傾斜地崩壊による危害が生ずる恐れのある土地）内に5戸以上の人家がある箇所。5戸未満であっても官公署、学校、駅、旅館等に危険が生ずる恐れがある場合を含む箇所。

資料風水 2-5-3 (3)

急傾斜地崩壊危険区域指定箇所

区域名	地区	指定面積 (㎡)	人家戸数 (戸)	指定年月日	整備状況	備考
浜当目	浜当目	7,081	10	昭和47年4月11日	S50~63整備済	
浜当目 NO. 2	浜当目	17,520	26	昭和59年3月27日	S59~61整備済	
浜当目 NO. 3	浜当目	3,960	2	平成4年3月6日	H3 ~ 4整備済	
虚空蔵山	浜当目	7,775	12	平成2年12月18日	H1 ~ 4整備済	
吉花	浜当目	2,970	15	昭和52年12月23日	S52~61整備済	
吉花 NO. 2	浜当目	3,380	1	平成4年3月6日	H5~7整備済	
小浜	小浜	12,207	23	昭和47年4月11日	S52~H4整備済	
花沢	花沢	24,975	33	昭和46年4月13日	S46~55整備済	
花沢 NO. 2	花沢	443	0	昭和54年2月20日	S55~58整備済	
高崎 NO. 2	高崎	1,510	6	昭和58年3月1日	S57~61整備済	
風尾	坂本ほか	32,066	28	昭和61年3月28日	S62~H4整備済	
風尾 NO. 2	石脇上・下	3,932	3	平成7年3月28日	H10 整備済	
笥澤	石脇上	2,968	7	平成7年3月28日	H10~11整備済	
坂本	坂本	22,163	25	昭和47年4月11日	S59~61整備済	
坂本 NO. 2	坂本	8,754	11	平成4年10月16日	H5 整備済	
奥掛沢	坂本	6,145	10	平成4年3月6日	H5~7整備済	
立沢	吉津ほか	5,399	7	平成10年11月20日	H11 整備済	
栗原	吉津	12,783	10	平成10年11月20日	H11~12整備済	
元小浜	小浜	14,797	11	平成7年11月24日	H8 ~11整備済	
坂代	石脇上	7,494	10	平成13年1月23日	H12~13整備済	
石脇下	石脇下	5,913	11	平成10年8月18日	H10~12整備済	
石脇大日山	石脇下	5,450	11	平成14年3月8日	H13~14整備済	
石脇山崎	石脇下	8,110	13	平成14年2月19日	H13~15整備済	
方ノ上	方ノ上	8,318	14	平成14年10月18日	H12~13整備済	
野秋	野秋	12,021	12	平成12年2月3日	H15~16整備済	
高崎上山	高崎	6,907	10	平成16年2月10日	H18~20整備済	
小浜アハラ	小浜	7,529	19	平成25年5月17日	H27~29整備済	
小浜アハラ No.2	浜当目	2,180	11	平成25年5月17日	H27~R1 整備済	
小浜アハラ No.3	小浜	5,090	14	平成25年5月17日	H27~R2 整備済	
計 29箇所		259,840	365			

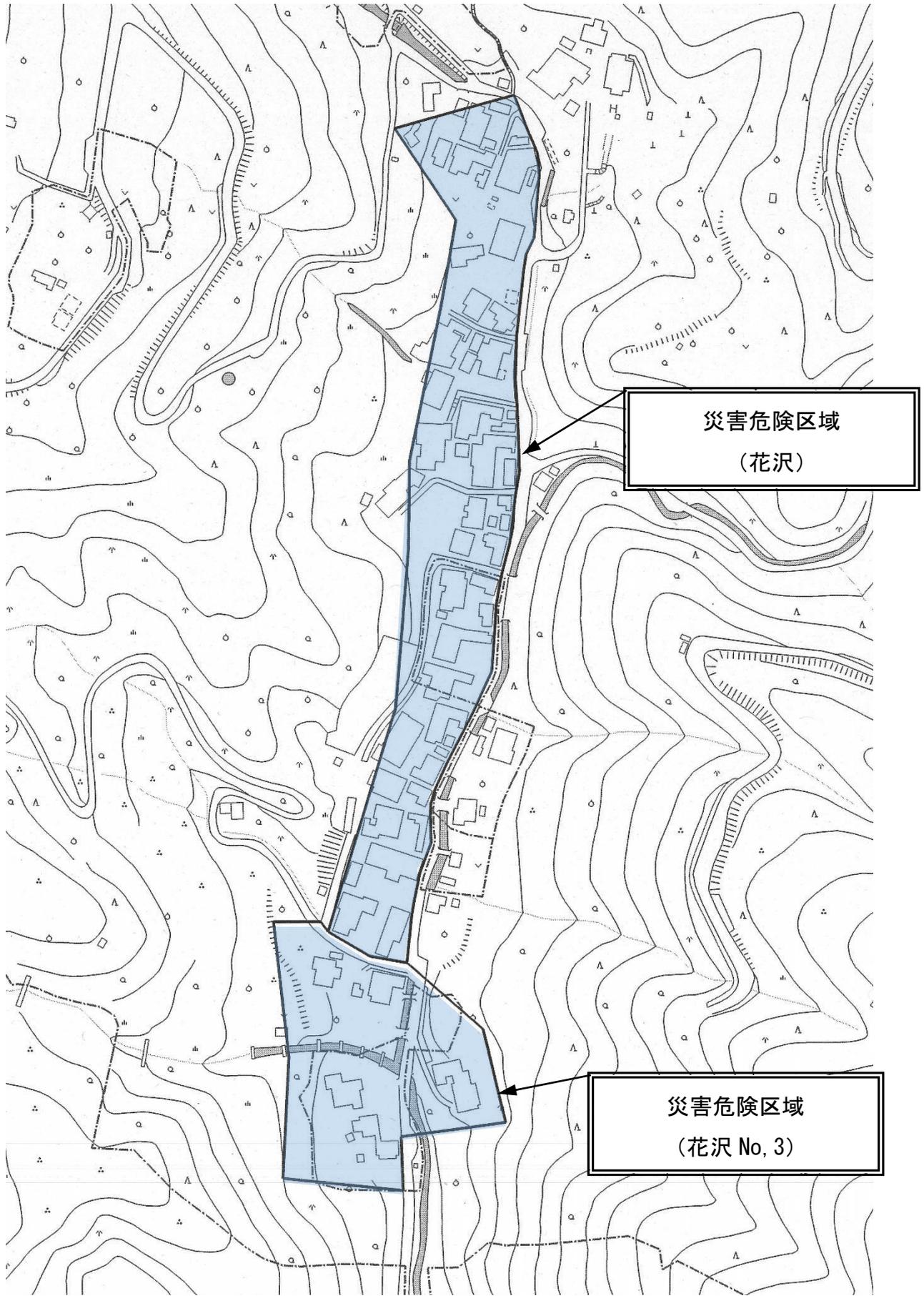
急傾斜地崩壊危険区域指定箇所

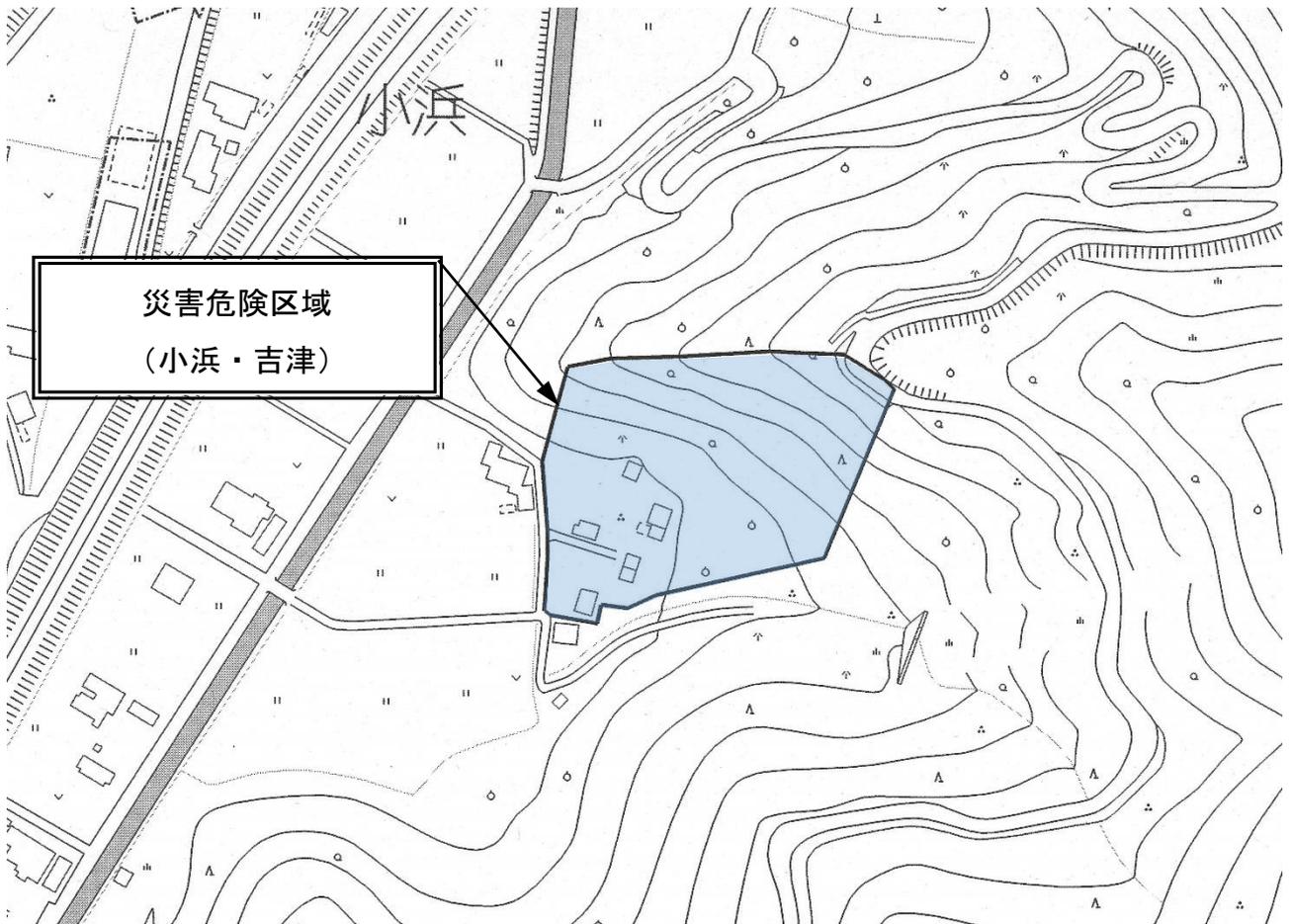
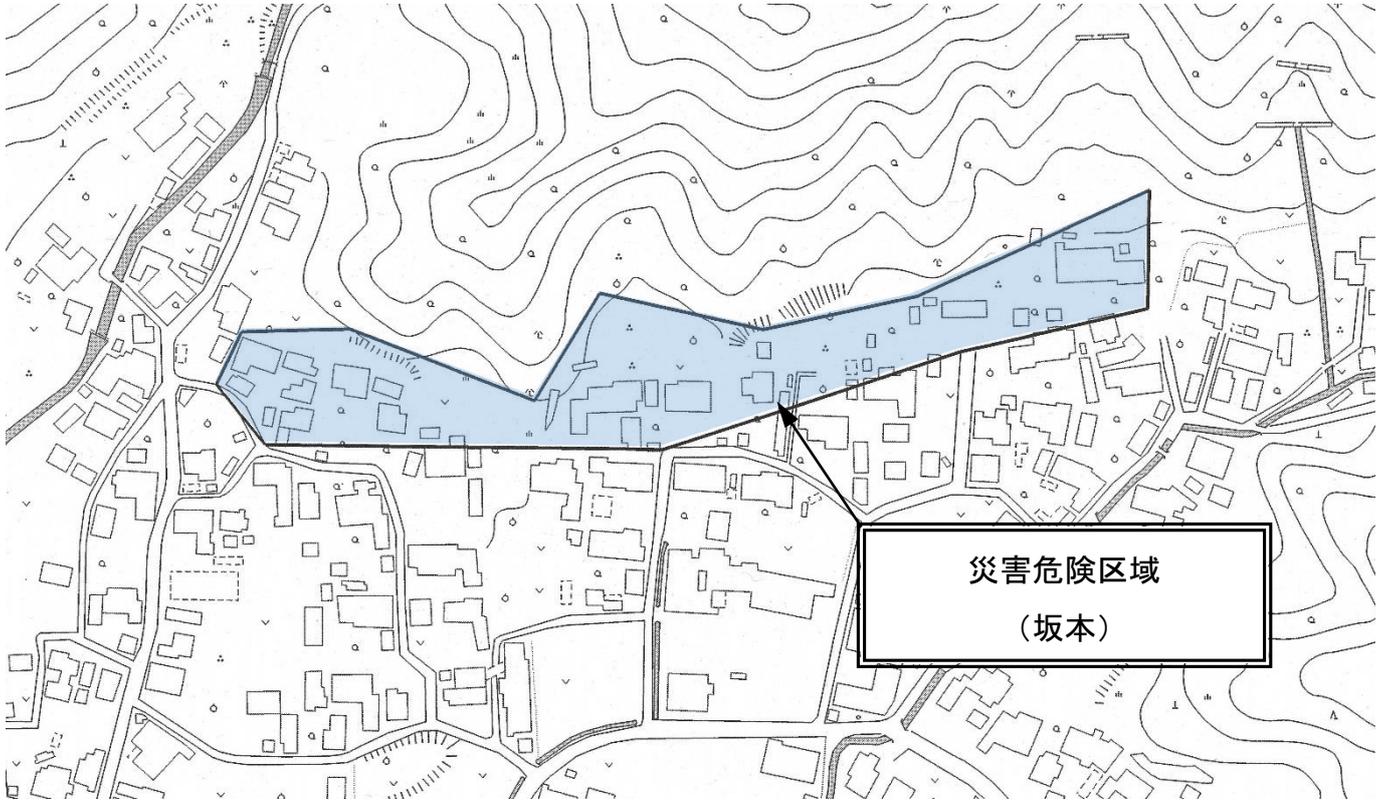


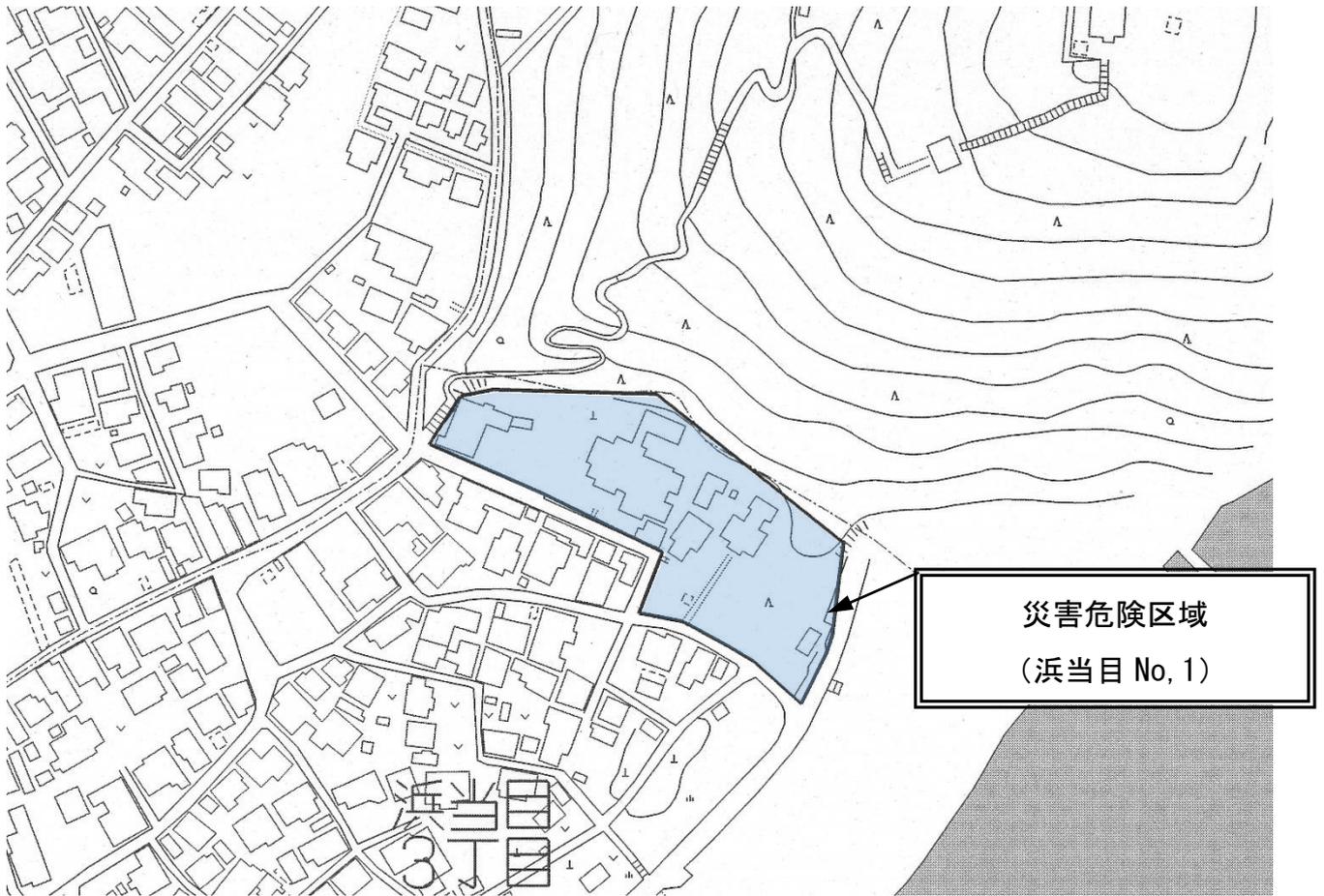
災害危険区域指定箇所

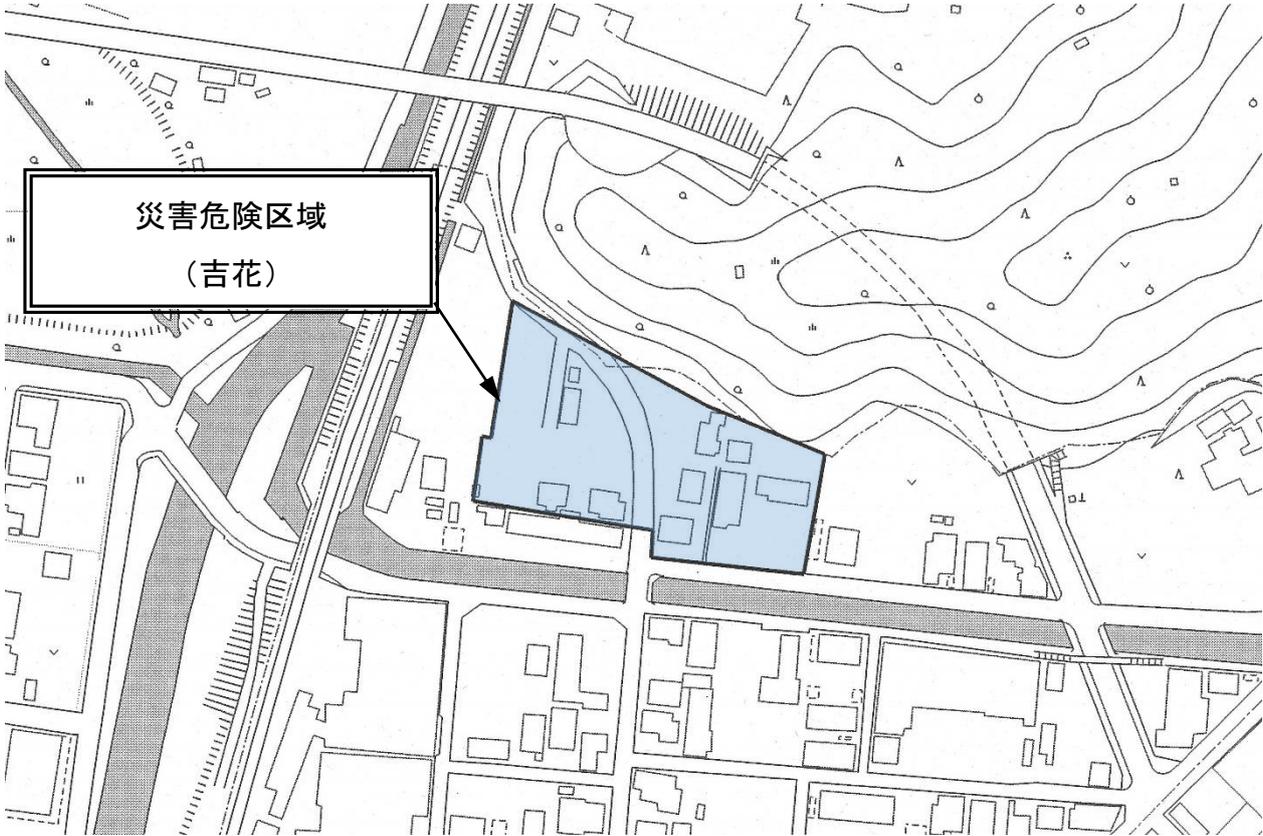
No.	区域名	地区	指定年月日	備考
1	花 沢	花沢・野秋	S 5 3 . 7 . 1 4	指定番号 689 号
2	花 沢 No.3	花沢・野秋	S 5 9 . 7 . 2 4	" 661 号
3	坂 本	坂 本	S 5 3 . 7 . 1 4	" 689 号
4	小浜・吉津	小浜字下ノ谷	S 5 7 . 5 . 2 8	" 604 号
5	浜当目 No.1	浜当目 3 丁目	S 5 3 . 7 . 1 4	" 689 号
6	吉 花	浜当目・吉花	S 5 3 . 7 . 1 4	" 689 号
7	小 浜	小浜・花沢・野秋	S 5 3 . 7 . 1 4	" 689 号

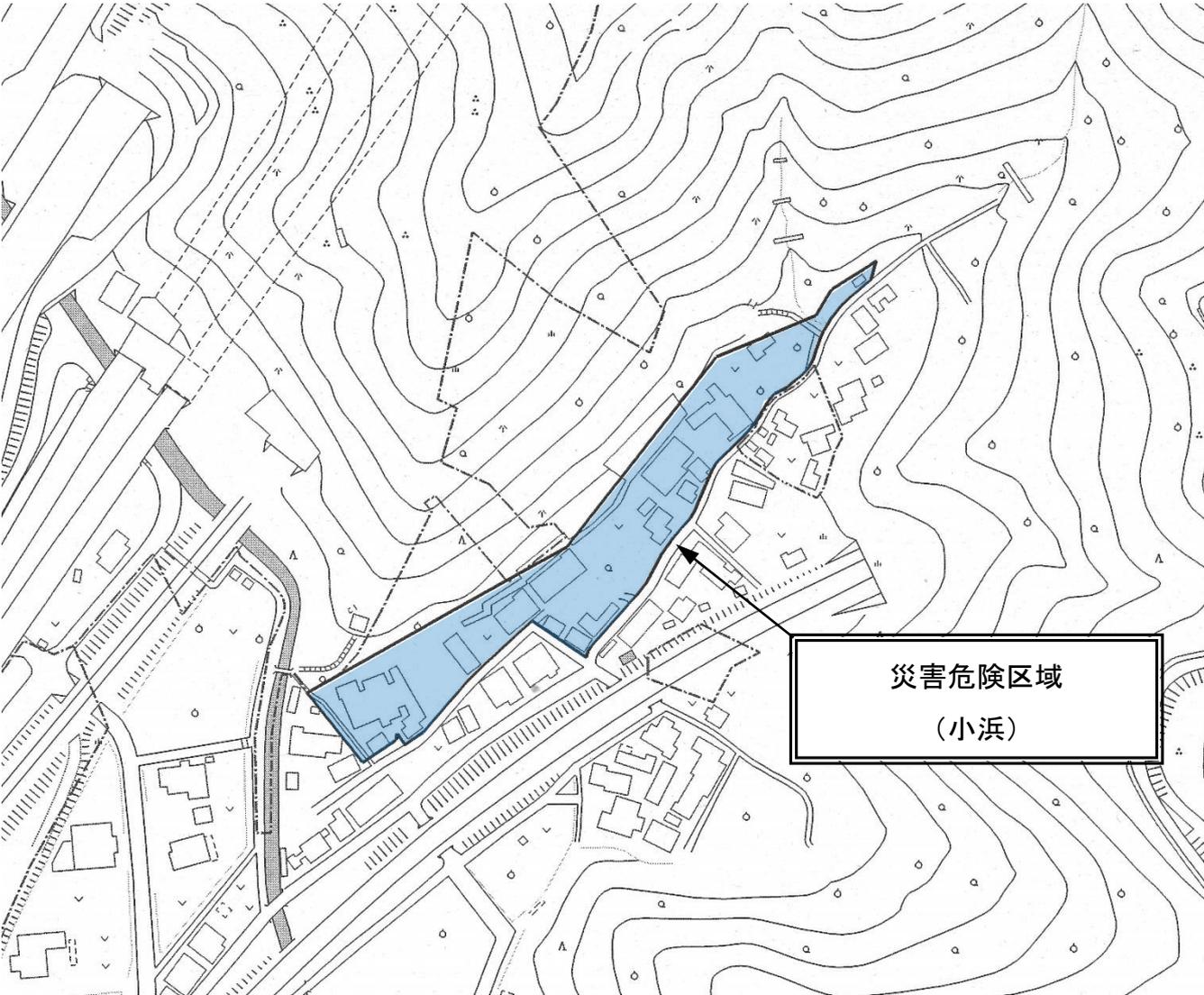
災害危険区域











土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定

土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）に基づき、土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害が発生するおそれがある区域に指定する。

土砂災害警戒区域：急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域

土砂災害特別警戒区域：急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建物に損壊が生じ住等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域

土砂災害警戒区域指定状況

No.	現象名	指定区域名	特別警戒区域有り	指定日	県告示	自主防災会名	危険箇所番号	砂防三法の指定	要配慮者施設名
1	急傾斜	浜当目当目山	○	H25.12.17	第 924 号	第17自主防災会	107- I -1525 浜当目No. 1	浜当目(S47.4.11)	
2	急傾斜	浜当目中山C	○	H25.12.17	第 924 号	第17自主防災会	107- I -1526 芦原	虚空蔵山(H2.12.18)	
3	急傾斜	浜当目河内	○	H25.12.17	第 924 号	第17自主防災会	107- I -1527 浜当目No. 2	浜 当 目 No.2(S59.3.27) 浜当目 No.3(H4.3.6)	
4	急傾斜	浜当目吉花	○	H25.12.17	第 924 号	第17自主防災会	107- I -1528 吉花	吉花(S52.12.23) 吉花No.2(H4.3.6)	
5	急傾斜	花沢ウラA	○	H25.12.17	第 924 号	第15自主防災会	107- I -1532 花沢(a)	花沢(S46.4.13) 花沢No.2(S54.2.20)	
6	急傾斜	高崎馬場		H25.12.17	第 924 号	第15自主防災会	107- I -1536 高崎No. 2	高崎 No.2(S58.3.1)	
7	急傾斜	高崎松下	○	H21.8.25	第 745 号	第15自主防災会	107- I -1537 滝の沢		
8	急傾斜	高崎上山B	○	H25.12.17	第 924 号	第15自主防災会	107- I -1538 上山	高崎上山(H16.2.10)	
9	急傾斜	坂本東海道	○	H21.8.25	第 745 号	第15自主防災会	107- I -1545 奥掛沢2		
10	急傾斜	方ノ上宮海道	○	H21.8.25	第 745 号	第15自主防災会	107- I -1547 奥屋敷		
11	急傾斜	野秋向山	○	H30.1.16	第 41 号	第15自主防災会	107- I -3712 野秋一イ	野秋(H16.2.13)	
12	急傾斜	浜当目磯山	○	H21.8.25	第 745 号	第17自主防災会	107- I -3713 浜当目一イ		
13	急傾斜	浜当目中山B	○	H21.8.25	第 745 号	第17自主防災会	107- I -3714 浜当目一口		
14	急傾斜	浜当目向山	○	H21.8.25	第 745 号	第17自主防災会	107- I -3715 浜当目一ホ		センター いこいの杜
15	急傾斜	浜当目中山A	○	H21.8.25	第 745 号	第17自主防災会	107- I -3716 浜当目一ヘ		
16	急傾斜	坂本ワゴ	○	H21.8.25	第 745 号	第15自主防災会	107- I -3717 坂本一ヘ		
17	急傾斜	花沢ウラC	○	H21.8.25	第 745 号	第15自主防災会	107- II -1870 花沢(c)		
18	急傾斜	小浜B	○	H21.8.25	第 745 号	第15自主防災会	107- II -1872 小浜一イ		
19	急傾斜	小浜A	○	H21.8.25	第 745 号	第15自主防災会	107- II -1873 小浜一口		
20	急傾斜	高崎上山A	○	H21.8.25	第 745 号	第15自主防災会	107- II -1874 上山一イ		
21	急傾斜	吉津	○	H21.8.25	第 745 号	第15自主防災会	107- II -1875 小浜一ハ		

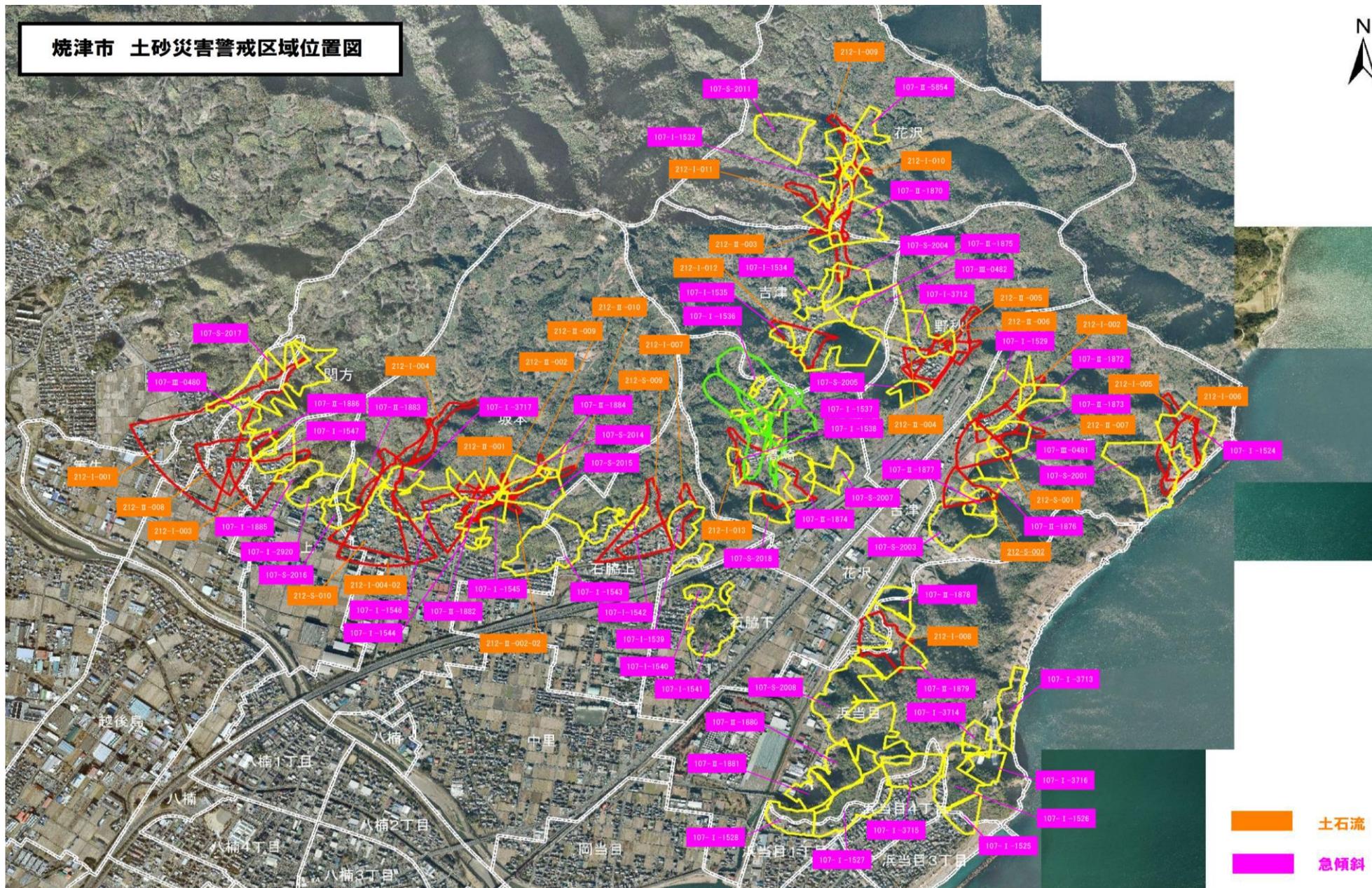
No.	現象名	指定区域名	特別警戒 区域有り	指定日	県告示	自主防災会名	危険箇所番号	砂防三法の指定	要配慮者 施設名
22	急傾斜	小浜下ノ谷 B	○	H21.8.25	第 745 号	第15自主防災会	107-II-1876 小浜一ニ		
23	急傾斜	小浜下ノ谷 A	○	H21.8.25	第 745 号	第15自主防災会	107-II-1877 小浜一ホ		
24	急傾斜	小浜北ノ谷	○	H21.8.25	第 745 号	第15自主防災会 (第17自主防災会)	107-II-1878 小浜一ハ		
25	急傾斜	小浜アハラ	○	H21.8.25	第 745 号	第17自主防災会 (第15自主防災会)	107-II-1879 小浜一ト		
26	急傾斜	浜当目芦原	○	H21.8.25	第 745 号	第17自主防災会	107-II-1880 浜当目一ニ		
27	急傾斜	浜当目打越	○	H21.8.25	第 745 号	第17自主防災会	107-II-1881 浜当目一ト		
28	急傾斜	坂本奥ノ谷	○	H21.8.25	第 745 号	第15自主防災会	107-II-1882 坂本一ホ		
29	急傾斜	坂本西ノ谷	○	H21.8.25	第 745 号	第15自主防災会	107-II-1883 方ノ上一イ		
30	急傾斜	坂本天目	○	H21.8.25	第 745 号	第15自主防災会	107-II-1884 坂本一ト		
31	急傾斜	方ノ上屋敷添	○	H21.8.25	第 745 号	第15自主防災会	107-II-1885 方ノ上一口		
32	急傾斜	関方奥屋敷	○	H21.8.25	第 745 号	第15自主防災会	107-II-1886 関方一イ		
33	急傾斜	花沢ウラ B	○	H21.8.25	第 745 号	第15自主防災会	107-II-5854 花沢(b)		
34	急傾斜	関方崩ノ下	○	H21.8.25	第 745 号	第15自主防災会	107-III-0480 関方一い		
35	急傾斜	小浜海雲寺山	○	H21.8.25	第 745 号	第15自主防災会	107-III-0481 小浜一い		
36	急傾斜	野秋峯ヶ久保	○	H21.8.25	第 745 号	第15自主防災会	107-III-0482 野秋一い		
37	土石流	策牛川		H25.2.1	第 75 号	第15自主防災会	212-I-001 策牛川	S47.6.9	永田デイ サービス
38	土石流	子ノ上沢	○	H21.8.25	第 744 号	第15自主防災会	212-I-002 子ノ上沢		
39	土石流	方ノ上谷川		H21.8.25	第 744 号	第15自主防災会	212-I-003 方ノ上谷川	H11.2.16	
40	土石流	坂本川		H21.8.25	第 744 号	第15自主防災会	212-I-004 坂本川	西谷川(S24.10.27)及 び荒芝沢(S59.12.24)	
41	土石流	荒芝沢		H21.8.25	第 744 号	第15自主防災会	212-I -004-02 荒芝沢	西谷川(S24.10.27)及 び荒芝沢(S59.12.24)	
42	土石流	平西沢		H21.8.25	第 744 号	第15自主防災会	212-I-005 平西沢		
43	土石流	平東沢		H21.8.25	第 744 号	第15自主防災会	212-I-006 平東沢		
44	土石流	東井戸沢		H21.8.25	第 744 号	第15自主防災会	212-I-007 東井戸沢	H9.12.22	
45	土石流	小浜沢	○	H21.8.25	第 744 号	第15自主防災会 (第17自主防災会)	212-I-008 小浜沢		
46	土石流	サコノヤ沢	○	H21.8.25	第 744 号	第15自主防災会	212-I-009 サコノヤ沢	面指定	
47	土石流	八谷川	○	H21.8.25	第 744 号	第15自主防災会	212-I-010 カラ沢	面指定	

No.	現象名	指定区域名	特別警戒区域有り	指定日	県告示	自主防災会名	危険箇所番号	砂防三法の指定	要配慮者施設名
48	土石流	奥ノ沢		H21.8.25	第 744 号	第 15 自主防災会	212-I-011 奥ノ谷沢	面指定	
49	土石流	吉津沢		H21.8.25	第 744 号	第 15 自主防災会	212-I-012 吉津沢	吉津川(H13.3.16)及び面指定(M44.3.23)	
50	土石流	高崎谷川	○	H21.8.25	第 744 号	第 15 自主防災会	212-I-013 高崎谷川	面指定	
51	土石流	鼻掛沢	○	H21.8.25	第 744 号	第 15 自主防災会	212-II-001 鼻掛沢	面指定	
52	土石流	坂本沢 1	○	H21.8.25	第 744 号	第 15 自主防災会	212-II-002 坂本沢 1	面指定	
53	土石流	坂本沢 2	○	H21.8.25	第 744 号	第 15 自主防災会	212-II-002-02 坂本沢 2	面指定	
54	土石流	立沢	○	H21.8.25	第 744 号	第 15 自主防災会	212-II-003 立沢	面指定	
55	土石流	野秋沢	○	H21.8.25	第 744 号	第 15 自主防災会	212-II-004 兔沢	面指定	
56	土石流	宇ノ木沢	○	H21.8.25	第 744 号	第 15 自主防災会	212-II-005 野秋沢	面指定	
57	土石流	兔沢	○	H21.8.25	第 744 号	第 15 自主防災会	212-II-006 宇ノ木沢	面指定	
58	土石流	大日坂沢	○	H21.8.25	第 744 号	第 15 自主防災会	212-II-007 大日坂沢		
59	土石流	長福寺沢	○	H21.8.25	第 744 号	第 15 自主防災会	212-II-008 長福寺沢		
60	土石流	林叟院西沢	○	H21.8.25	第 744 号	第 15 自主防災会	212-II-009 林叟院西沢	面指定	
61	土石流	坂本東沢		H21.8.25	第 744 号	第 15 自主防災会	212-II-010 坂本東沢	S63.11.8	
62	急傾斜	小浜コト	○	H30.1.16	第 41 号	第 15 自主防災会	107-S-2001 小浜コト		
63	急傾斜	小浜下ノ谷	○	H30.1.16	第 41 号	第 15 自主防災会	107-S-2003 小浜下ノ谷		
64	急傾斜	吉津向山	○	H30.1.16	第 41 号	第 15 自主防災会	107-S-2004 吉津 A		
65	急傾斜	野秋城山	○	H30.1.16	第 41 号	第 15 自主防災会	107-S-2005 野秋		
66	急傾斜	高崎宝録ヶ谷	○	H30.1.16	第 41 号	第 15 自主防災会	107-S-2007 高崎宝録ヶ谷		
67	急傾斜	浜当目一丁田	○	H30.1.16	第 41 号	第 17 自主防災会	107-S-2008 浜当目一丁田		
68	急傾斜	花沢金ヲバ	○	H30.1.16	第 41 号	第 15 自主防災会	107-S-2011 花沢金ヲバ		
69	急傾斜	坂本天目A	○	H30.1.16	第 41 号	第 15 自主防災会	107-S-2014 坂本天目A		
70	急傾斜	坂本天目B	○	H30.1.16	第 41 号	第 15 自主防災会	107-S-2015 坂本天目B		
71	急傾斜	坂本西ノ谷	○	H30.1.16	第 41 号	第 15 自主防災会	107-S-2016 坂本西ノ谷		
72	急傾斜	策牛笠石	○	H30.1.16	第 41 号	第 15 自主防災会	107-S-2017 策牛笠石		
73	急傾斜	高崎向山	○	H30.1.16	第 41 号	第 15 自主防災会	107-S-2018 高崎 B		
74	土石流	小浜北沢		H30.3.30	第 274 号	第 15 自主防災会	212-S-001 小浜北沢		
75	土石流	小浜中沢	○	H30.3.30	第 274 号	第 15 自主防災会	212-S-002 小浜中沢		
76	土石流	石脇上沢		H30.3.30	第 274 号	第 15 自主防災会	212-S-009 石脇上沢		

No.	現象名	指定区域名	特別警戒区域有り	指定日	県告示	自主防災会名	危険箇所番号	砂防三法の指定	要配慮者施設名
77	土石流	坂本西沢	○	H30.3.30	第 274 号	第 15 自主防災会	212-S-010 坂本西沢		高麗
78	急傾斜	小浜平	○	H31.2.15	第 94 号	第 15 自主防災会	107-S-1524 元小浜		
79	急傾斜	野秋村下山	○	H31.2.15	第 94 号	第 15 自主防災会	107-S-1529 小浜		
80	急傾斜	吉津中ノ谷	○	H31.2.15	第 94 号	第 15 自主防災会	107-S-1534 栗原		
81	急傾斜	吉津栗原	○	H31.2.15	第 94 号	第 15 自主防災会	107-S-1535 立沢		
82	急傾斜	石脇下谷A	○	H31.2.15	第 94 号	第 15 自主防災会	107-S-1539 大日堂		
83	急傾斜	石脇下谷B		H31.2.15	第 94 号	第 15 自主防災会	107-S-1540 石脇下		
84	急傾斜	石脇下山崎	○	H31.2.15	第 94 号	第 15 自主防災会	107-S-1541 坂代		
85	急傾斜	石脇上箕澤	○	H31.2.15	第 94 号	第 15 自主防災会	107-S-1542 ケン沢		
86	急傾斜	坂本風尾	○	H31.2.15	第 94 号	第 15 自主防災会	107-S-1543 風尾		
87	急傾斜	坂本東海道		H31.2.15	第 94 号	第 15 自主防災会	107-S-1544 奥掛沢		
88	急傾斜	坂本西ノ谷	○	H31.2.15	第 94 号	第 15 自主防災会	107-S-1546 坂本奥之谷		
89	急傾斜	方ノ上杉本	○	H31.2.15	第 94 号	第 15 自主防災会	107-S-2920 方ノ上		
90	地すべり	高崎		H31.3.29	第 304 号	第 15 自主防災会	高崎		

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地

名 称	所在地	現象名	指定区域名	特別警戒区域有り	危険箇所番号	急傾斜地法の指定(急傾斜危険区域)
永田デイサービスセンター	関方 67-4	土石流	策牛川		212-I-001 (策牛川)	
高麗	坂本 385-1	土石流	坂本西沢		212-I-010 (坂本)	
センターいこいの杜	浜当目 4-18-10	急傾斜	浜当目向山		107-I-3715 (浜当目一木)	浜当目 No.2



山腹崩壊危険地区

地区 番号	地区名	位置		面積 ha
		大字	字	
1	西へラ	小浜	西へラ	1.0
2	芦原	浜当目	芦原	1.0
3	子ノ上	小浜	子ノ上	2.0
4	向山	野秋	向山	1.0
5	中ノ屋	吉津	中ノ屋	2.0
6	滝ノ沢	高崎	滝ノ沢	1.0
7	天目	坂本	天目	1.0
8	奥谷	坂本	奥谷	4.0

地区 番号	地区名	位置		面積 ha
		大字	字	
9	当目山	浜当目	当目山	1.0
10	当目山	浜当目	当目山	1.0
11	当目山	浜当目	当目山	1.0
12	前山	花沢	前山	5.0
13	風尾	石脇下	風尾	6.0
14	杉本	坂本	杉本	13.0
15	石脇上	石脇上		1.0
合計		15箇所		41.0

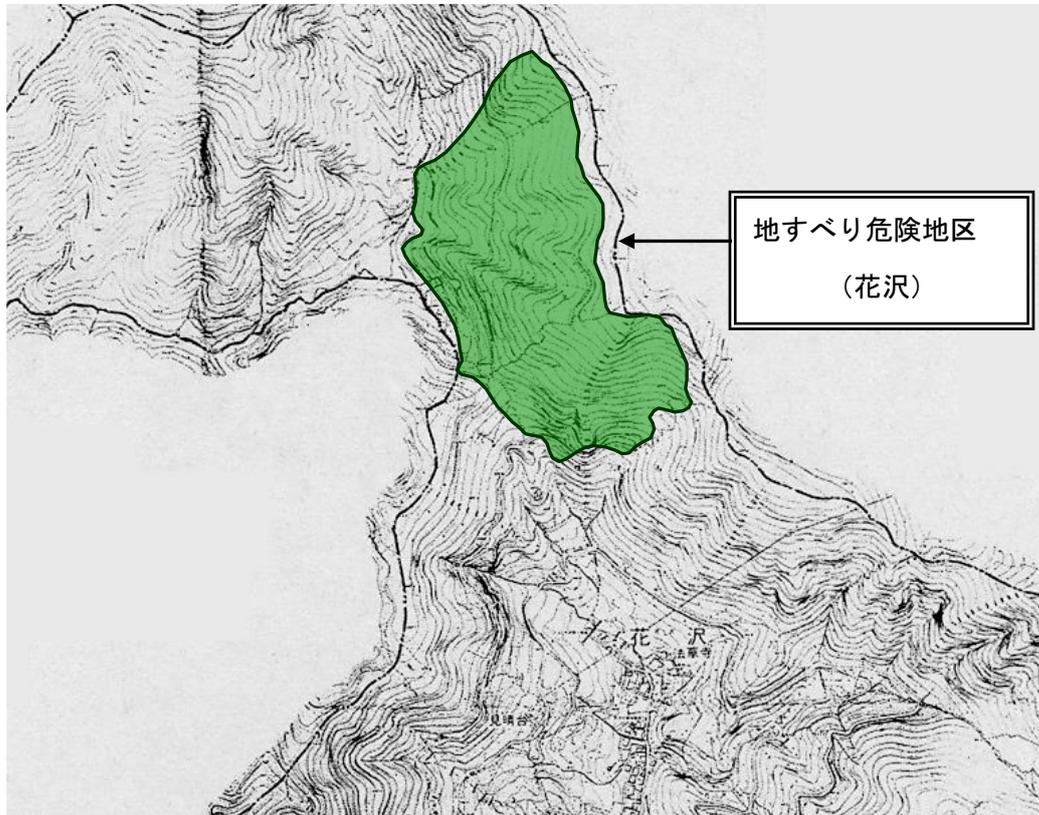
崩壊土砂流出危険地区

地区 番号	地区名	位置		面積 ha
		大字	字	
1	大谷	小浜	大谷	0.09
2	杉ノ谷	浜当目	杉ノ谷	0.06
3	下ノ谷	小浜	下ノ谷	0.06
4	海雲	小浜	海雲	0.14
5	大日坂	小浜	大日坂	0.23
6	中山	小浜	中山	0.09
7	万坂大林	小浜	万坂大林	0.09
8	大へラ	花沢	大へラ	0.7
9	仙人ガタケ	花沢	仙人ガタケ	0.03
10	堂沢	花沢	堂沢	0.09
11	サコノヤ	花沢	サコノヤ	0.32
12	奥沢	花沢	奥沢	0.13
13	コビロウ	花沢	コビロウ	0.29
14	上ノ山	吉津	上ノ山	0.09

地区 番号	地区名	位置		面積 ha
		大字	字	
15	滝ノ沢	高崎	滝ノ沢	0.21
16	天目	坂本	天目	0.66
17	高草山	坂本	高草山	0.54
18	書崩	坂本	書崩	0.08
19	大谷	関方	大谷	1.03
20	奥屋敷	関方	奥屋敷	0.04
21	クツカケ	花沢	クツカケ	0.29
22	八郎右衛門	花沢	八郎右衛門	0.28
23	イモジカヤ	花沢	イモジカヤ	0.06
24	松ケ久保	浜当目	松ケ久保	0.14
25	北ノ谷	浜当目	北ノ谷	0.04
26	廻沢	花沢	廻沢	0.08
合計		26箇所		5.86

地すべり危険地区

地区番号	地区名	位置		面積 ha
		大字	字	
1	花沢	花沢	三ノ谷	16.0



資料風水 2-7-2

既設林道の延長

総延長	幅員
4,779m	3.60m

資料風水 2-8-2

農業振興地域の状況

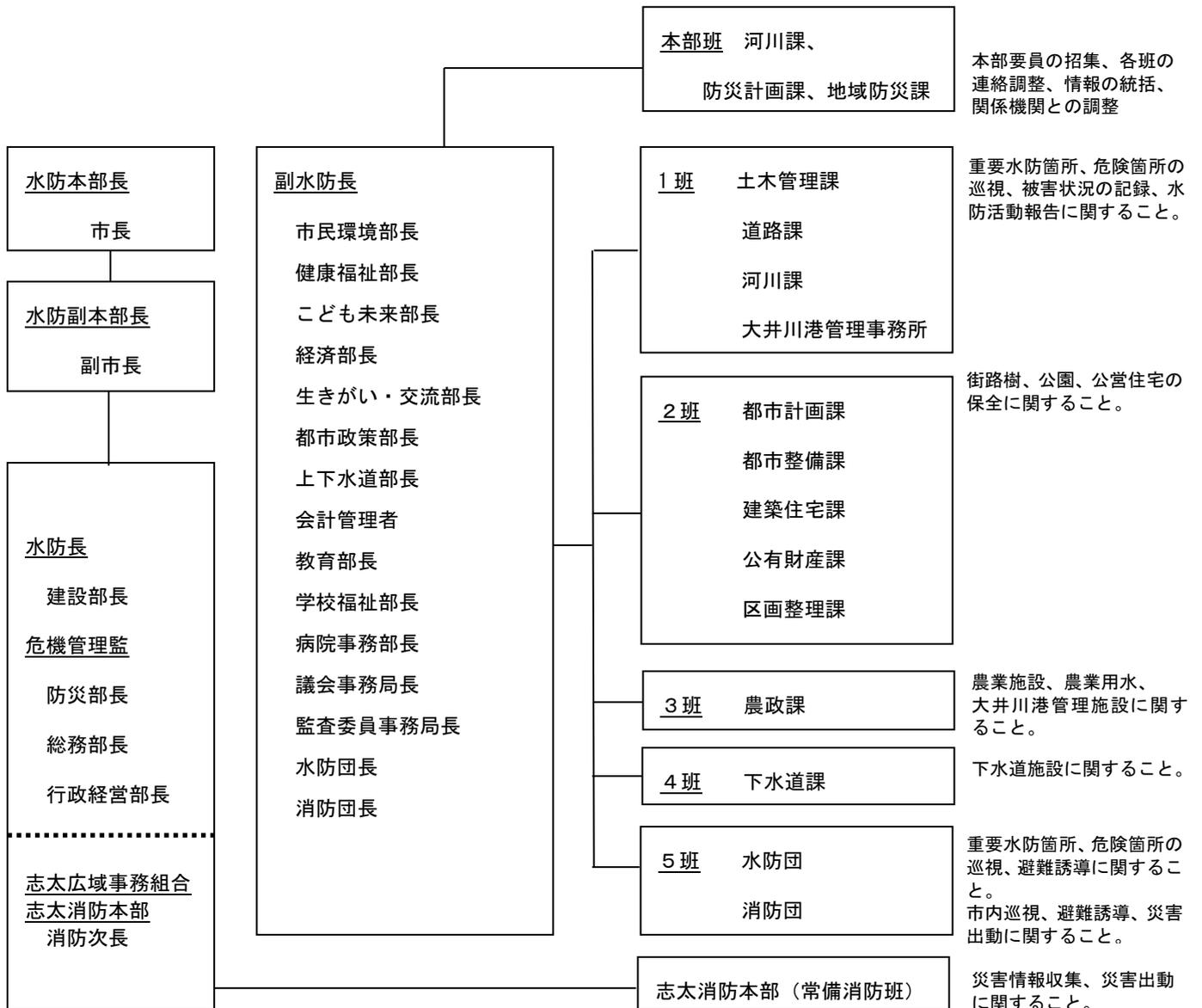
総面積	農用地	山林原野	宅地・その他
4,398ha	1,660ha	343ha	2,395ha

資料風水 2-8-3

既設農道の延長

総延長	幅員
80,153m	1.80~21.00m

水防本部の組織及び事務分担表



水防活動に伴う配備基準・内容

体制	配備基準	配備体制
事前第一水防体制	大雨・洪水・高潮注意報のいずれかが発表されたとき。	志太消防本部情報指令課職員をもってあて、情報収集・連絡を主とし、事態の推移により速やかに他の人員を動員できる体制。
	津波注意報が発表されたとき。	河川課、防災部をもってあて、情報収集・連絡を主とし、事態の推移により速やかに他の人員を動員できる体制。
事前第二水防体制	大雨・洪水・高潮警報のいずれかが発表されたとき。	8名程度の当番人員をもってあて、情報収集・連絡を主とし事態の推移により速やかに警戒活動ができる体制。
水防本部	大雨・洪水・高潮警報のいずれかが発表され、相当の災害が発生する恐れのあるとき。	水防本部を設置し、初期の応急対策活動が行える体制。

- (1) 状況に応じ、事前第一水防体制及び事前第二水防体制から水防本部、災害対策本部に移行できることとする。
- (2) 水防本部長は、洪水その他水害の発生が予想されるときは、志太消防本部、消防団、水防団に通知し、危険箇所の警戒、防ぎよ等の水防活動に当たらせるものとする。
- (3) 水防本部長は、水防本部を設置した時点で、警察署長に連絡するとともに、水防のため必要があると認められたときは、警察官の出動を求めるものとする。
- (4) 災害対策本部が設置された時には、その指揮下に統合される。
- (5) 津波警報・大津波警報の発表による配備体制は、焼津市災害対策本部等運営規定に基づくものとする。
- (6) 特別警報の発表による配備体制は、焼津市災害対策本部等運営規定に基づくものとする。

(参考) 災害対策本部等運営規定抜粋

体制	配備基準	配備内容
災害対策本部 (第2配備体制)	<ol style="list-style-type: none"> 1 市域の広範囲にわたって災害が発生したとき。 2 次のいずれかの特別警報が発表されたとき。 大雨、防風、高潮、波浪、暴風雪、大雪 3 市域の広範囲にわたって災害が発生する事態が切迫しているとき。 4 大規模な火災、爆発等が発生したとき。 5 多数の死傷者を伴う列車、航空機、車両、船舶等の事故が発生したとき。 6 市長が必要と認めたとき。 	<p>第1配備体制に職員を増員した体制</p> <p>なお、特別警報発表時の動員については、状況を判断した上で各本部員の判断により調整をする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 広範囲な災害に対する応急対策 2 市全域にわたる災害に対する応急対策の準備 3 大規模な火災、爆発又は事故に対する応急対策

水防本部各班配備体制表

災害時の配備体制	情報収集配備体制		事前配備体制	第1配備	第2配備	第3配備
水防活動の配備体制	第一水防	第二水防	水防本部	※ 災害対策本部が設置されてからは、焼津市地域防災計画に基づく災害時の配備体制に移行する。		
河川課	—	8名	各課の 班別配備 体制表に よる			
道路課						
土木管理課						
都市計画課						
都市整備課						
建築住宅課						
公有財産課						
区画整理課						
農政課						
下水道課						
防災部	注1	2名				
志太消防本部 情報指令課	4名					
消防関係	消防計画の規定による					

注1 注意報発表時の状況に応じて配備する。

水防上重要な水こう門等

水こう門等の管理人は、常にその当該施設が十分その機能が発揮できるよう努めるとともに水防時には適正操作をはかり、水害の軽減、防止に努めなければならない。

*水こう門

管理：焼津市

No.	河川名	名称	位置	機能別	摘要
1	石脇川 放水路	東部排水機場 瀬戸川樋門	浜 当 目	手動巻上	瀬戸川 JR 東海道線上流
2	高草川 放水路	北部排水機場	坂 本	電動巻上	朝比奈川 東名上流
3	朝比奈川	統 合 堰	策 牛	自動転倒ゲート	藤枝市境付近
4	前 の 川	石津ポンプ	石 津	φ 2 0 0 × 1	石 津 浜 郵便局付近
5	前 の 川	宮 田 橋 排水ポンプ場	石 津	φ 4 0 0 × 2	前 の 川 公 園 付近
6	栄 田 川	栄田取水堰	田 尻 北	自動転倒ゲート	栄田橋下流
7	栄 田 川	下 小 田 取水門	田 尻 北	電動巻上 2 連式	市道栄田線
8	栄 田 川	道原取水堰	道 原	自動転倒ゲート	
9	栄 田 川	中根新田 取水堰	中根新田	自動転倒ゲート	市道栄田線 マルク付近
10	成案寺川	成案寺 排水機場	惣右衛門	電動ローラー ゲート 3 門	栃山川 合流部
11	成案寺川 支川	逆 水 門	惣右衛門	電動巻上 1 門	旧かし久フーズ 対岸支川
12	成案寺川	惣右衛門 取水門	惣右衛門 大 島	自動転倒ゲート	経済連肥料 工場付近
13	栃 山 川	一色 取水門	一 色	自動転倒 ラバーダム	学 校 給 食 センター付近
14	栃 山 川	本中根 取水堰	本 中 根 大 島	自動転倒 ラバーダム	栃山川緑地 公園 付近
15	赤 塚 川 雨水幹線	小川新町一丁目 排水ポンプ場	小川新町 一丁目	φ 3 0 0 × 2	小川新町 ひかり橋下流
16	一色 横須賀川	一色横須賀川 排水ポンプ場	田 尻	φ 3 5 0 × 2	一色横須賀川 7号橋上流
17	小石川支川	柳新屋 取水堰	柳 新 屋	電動巻上	東海ガス北東 J R 脇
18	小石川支川	小柳津 取水堰	小 柳 津	電動巻上	東海ガス北東 市境付近
19	小石川支川	三ヶ名水門	三 ヶ 名	電動巻上	小土 2 号雨水幹線 J R 沿い

No.	河川名	名称	位置	機能別	摘要
20	泓の川支川	小柳津取水堰	小柳津	自動転倒ゲート	小川青島線沿 東名高架下
21	泓の川	泓の川 第4取水口	小川	電動巻上	小川青島線沿 しんとん橋上流

*水こう門

管理：大井川土地改良区

No.	河川名	名称	位置	機能別	摘要
		大井川土地 改良区	島田市		
1	小石川	第6号取水門	三ヶ名	自動転倒ゲート	文化センター付近
2	小石川	第5号取水門	五ヶ堀之内	電動巻上2連式	JR東海道線付近
3	小石川	第4号取水門	小土	電動巻上2連式	JR新幹線付近
4	小石川	第3号取水門	小屋敷	電動巻上2連式	西焼津駅付近
5	黒石川	第10号取水門	小川	自動転倒ゲート	小川公園付近
6	黒石川	第8号取水門	大住	自動転倒ゲート	黒石小学校付近
7	黒石川	第7号取水門	三右衛門新田	自動転倒 ラバーダム	ｽｰﾊﾟｰ富士屋付近
8	黒石川	第6号取水門	大住	自動転倒ゲート	保福島大島線 下流付近
9	木屋川	第11号取水門	三和	2連巻上ゲート	県道高洲和田線 市境付近
10	木屋川	第10号取水門	三和	自動転倒ゲート	静岡福祉大学 裏付近
11	木屋川	第9号取水門	中根新田	手動巻上1門	中根新田橋付近
12	木屋川	第8号取水門	中新田	手動巻上1門	中新田配水場付近
13	木屋川	第7号取水門	治長請所	手動巻上1門	藤枝市境付近
14	成案寺川	第4号取水門	大島	電動巻上3連式	助蔵橋上流付近
15	黒石川	第5号取水門	中新田		
16	志太幹線	第4号取水門	上泉	手動巻上1門 自動転倒ゲート	0116号線上流
17	志太幹線	第5号取水門	相川		はばたき橋上流

No.	河川名	名称	位置	機能別	摘要
18	志太幹線	第6号取水門	相川	手動巻上1門	日清食品横 ソニー横水門
19	志太幹線	第7号取水門	西島		150号上流
20	志太幹線	西島余水吐	西島		陸上競技場北川
21	志太幹線	中島取水口	中島		0110号線上流
22	志太幹線	第8号取水門	飯淵		熊野神社西側
23	一番用水	第5・6号取水門	上新田		
24	志太田中川	第1号取水門	上新田	電動巻上2連式	上泉自治会館南側
25	志太田中川	第2号取水門	下江留	自動転倒堰 ラバーダム	JA大井川 相川支店北側
26	志太田中川	第3号取水門	宗高	電動巻上2連式	10号橋下流
27	志太田中川	第4号取水門	宗高	電動巻上1門	150号下流
28	志太田中川	第5号取水門	宗高	自動転倒ゲート	まるかわグランド横
29	志太田中川	第6号取水門	宗高	自動転倒堰 ラバーダム	さくら公園横
30	志太田中川	第7号取水門	高新田	自動転倒ゲート	白金橋付近
31	志太田中川	第8号取水門	高新田	自動転倒堰 ラバーダム	150号バypass 上流
32	中島川	第1号取水門	中島	電動巻上2連式	大井川体育館東側
33	中島川	第1号取水門	中島		
34	中島川	第2号取水門	中島	電動巻上2連式	開生橋西側
35	中島川	第2号取水門	飯淵		
36	泉川	第1号取水門	上泉	電動巻上1門	東名高速道路下流
37	泉川	第2号取水門	下江留	電動巻上1門	トミ運輸東側
38	泉川	第3号取水門	中島	電動巻上1門	綿半テカ西側
39	泉川	第4号取水門	利右衛門	電動巻上2連式	ニッセー第7工場南側
40	上島川	第1号取水門	下江留	電動巻上1門	下江留第3町内 会館南側
41	上島川	第2号取水門	吉永	電動巻上1門	防災広場西側
42	成案寺川	第2号取水門	上小杉	自動転倒ゲート	藤枝市境

No.	河川名	名称	位置	機能別	摘要
43	成案寺川	第3号取水門	上小杉	自動転倒ゲート	150号線下流

*水こう門

管理： 県 島田土木事務所

No	河川名	名称	位置	自治会	機能別	摘要
1	梅田川	梅田川水門	八 楠	7	自動巻上式	瀬戸川合流部
2	石脇川	石脇川水門	浜当目	17	自動巻上式	瀬戸川合流部
3	石脇川	石脇川新水門	岡当目	16	自動巻上式	瀬戸川合流部
4	栃山川	栃山川水門	一 色	21・22	鋼製シニル構造3門	栃山川河口

*陸 閘

焼津漁港海岸堤防陸閘

管理： 県 焼津漁港管理事務所

No	地区	名称	種別	材質	寸法 L×Hm	施工年度	備考
1	浜当目	浜当目1号陸閘	手動	アルミ	4.5×1.0	S63	
2		浜当目2号陸閘	手動	アルミ	3.0×1.0	H3	
3		浜当目3号陸閘	手動	アルミ	3.0×1.0	H3	
4		浜当目4号陸閘	手動	アルミ	6.0×1.0	H5	
5		浜当目5号陸閘	手動	アルミ	6.0×1.0	H6	
6	焼津	焼津1号陸閘	電動	アルミ	10.9×3.0	S57	
7		焼津2号陸閘	遠隔操作	アルミ	21.1×2.9	S58	自動閉鎖 又は焼津 市消防防 災センタ ーより遠 隔操作
8		新港1号陸閘	遠隔操作	アルミ	18.7×3.1	H10	
9		新港2号陸閘	遠隔操作	アルミ	15.7×2.4	H11	
10		新港3号陸閘	遠隔操作	アルミ	21.1×2.5	H6	
11	新港4号陸閘	遠隔操作	アルミ	18.7×2.8	H14		
12	小川	小川1号陸閘	遠隔操作	アルミ	21.1×4.0	S63	
13		小川2号陸閘	遠隔操作	アルミ	21.1×4.0	S63	
14		石津陸閘	手動	アルミ	5.0×1.6	S59	

* 陸 閘

県道静岡焼津線当日大橋陸閘

管理：県島田土木事務所

No	河川名	名 称	種別・材質	寸 法 L×Hm	機 能 別	施行年度
1	瀬戸川	当日大橋陸閘	電動及び手動ハンドル アルミ製	15.3×0.82	横引陸閘	S60

(準) 高草川陸閘

管理：焼津市

No	河川名	名 称	種別・材質	寸 法 L×Hm	機 能 別	施行年度
1	高草川	高草川陸閘	手動ハンドル ステンレス製	(左岸) 8.1×0.48 (右岸) 7.8×0.68	横引陸閘	H23

海岸堤防陸閘・胸壁陸閘

管理：焼津市

No	地 区	名 称	種 別	材 質	寸 法 L×Hm	施行年度
1	利右衛門	北防波堤陸閘	手動(常時閉鎖)	アルミステン	4.0×1.7	H10
2	飯淵	第1陸閘	手動(常時閉鎖)	アルミステン	4.2×0.48	S54
3	飯淵	第2陸閘	手動(常時閉鎖)	アルミステン	1.6×1.25	S54
4	飯淵	胸壁陸閘 No.1	電動及び手動 (常時閉鎖)	アルミニウム合金	5.0×2.9	R1
5	飯淵	胸壁陸閘 No.2	電動及び手動 (常時閉鎖)	アルミニウム合金	7.5×3.74	R2

大井川西島樋管

管理：静岡河川事務所

No	地 区	名 称	箇 所	機 能 別	施工年度
1	大井川	西島樋管	焼津市西島地先	ローラーゲートラック式	S54

国より焼津市へ操作委託

重要水防箇所

1. 河川・海岸関係

市内河川・海岸で特に水防上、警戒又は防御に重要性を有する箇所は次のとおりである。

国直轄区間

番号	河川 海岸	地先名	ランドマーク	延長 (m)	注意を要 する理由	重 要 度	水防工法	水防 倉庫	位 置 (自～至)
B1	大井川	飯淵	大井川環境管理センター～ 出光大井川油槽所	左 1,190	河積不足	B	積土のう	水防センター	-0.4k+110m ～1.0k -100m
B2	大井川	飯淵	出光大井川油槽所	左 190	洗堀の 未施工	B	木流し	水防センター	0.4k+90m～ 0.8k-110m
B3	大井川	飯淵		左 70	河積不足	B	積土のう	水防センター	1.4k+30m ～ 1.4k-100m
B4	大井川	中島	飯淵水防倉庫上流	左 280	河積不足	B	積土のう	水防センター	2.2k+60m～ 2.6k-60m
B5	大井川	中島	西島樋管下流	左 80	河積不足	B	積土のう	飯淵	2.8k+160m ～ 3.0k-400m
B6	大井川	西島		左 40	河積不足	B	積土のう	水防センター	3.8k+60m～ 3.8k+100m
B7	大井川	相川	東名大井川橋上流	左 340	堤防 脆弱性	B	シート張り 工	水防センター	5.4k～ 5.8k-60m
B8	大井川	上泉	日清紡績	左 310	堤防 脆弱性	B	シート張り 工	水防センター	6.4k～ 6.8k-90m
B9	大井川	上泉	日清紡績	左 20	洗堀の 未施工	B	木流し工	水防センター	6.4k+100m ～ 6.4k+120m
計		9箇所		2,520					

県管理区間

番号	河川 海岸	地先名	延長 (m)	注意を要 する理由	重 要 度	水防工法	水防 倉庫	位 置 (自～至)
①	黒石川	小川	600	断面狭小	A	積土のう	八楠	0.6k～1.2k
②	黒石川	小川	1,100	断面狭小	B	積土のう	八楠	1.2k～2.3k
③	木屋川	本中根	500	断面狭小	B	積土のう	宗高	4.8k～5.3k
④	成案寺川	一色	650	断面狭小	B	積土のう	宗高	0k～0.65k
⑤	成案寺川	惣右衛門	480	断面狭小 漏水	B	積み土のう 月の輪	宗高	0.65k～1.13k
⑥	成案寺川	惣右衛門	370	断面狭小	B	積土のう	宗高	1.13k～1.5k
⑦	成案寺川	大島	1,150	断面狭小	B	積土のう	宗高	1.7k～2.85k
⑧	石脇川	浜当目	770	断面狭小	B	積土のう	石脇	0k～0.77k
⑨	高草川	吉津	800	断面狭小	B	積土のう	石脇	0.7k～1.5k
⑩	志太田中川	高新田	800	断面狭小	B	積土のう	宗高	0.7k～1.5k
⑪	志太田中川	宗高	1,900	断面狭小	B	積土のう	宗高	2.0k～3.9k

番号	河川 海岸	地先名	延長 (m)	注意を要 する理由	重 要 度	水防工法	水防 倉庫	位 置 (自～至)
⑫	泉 川	相 川	200	断面狭小	B	積土のう	相川	3.6k～3.8k

準用区間

番号	河川 海岸	地先名	延長 (m)	注意を要 する理由	重 要 度	水防工法	水防 倉庫	位 置 (自～至)
⑬	高 草 川	石脇上	1,100	断面狭小	B	積土のう	石脇	2.0k～3.1k

海岸注意箇所

番号	河川 海岸	地先名	延長 (m)	注意を要 する理由	重 要 度	水防工法	水防 倉庫	位 置 (自～至)
⑭	大井川海岸	吉 永	250	越波				日広実業櫛より東側 150m
⑮	大井川海岸	吉 永	150	越波				吉永ふれあい広場より東側 150m
⑯	大井川海岸	高新田	300	越波				漁協より前後 300m
⑰	大井川海岸	藤 守	50	高潮による 河口閉塞				藤守川河口

※ 重要度A：洪水出水中定期的に巡回、監視して状況を通報すべき箇所

重要度B：洪水出水中随時巡回、監視すべき箇所

2. 土石流危険溪流

焼津市大字策牛、関方、方ノ上、石脇、坂本、高崎、吉津、花沢、野秋、小浜、元小浜
地先の溪流

3. 湛水注意箇所

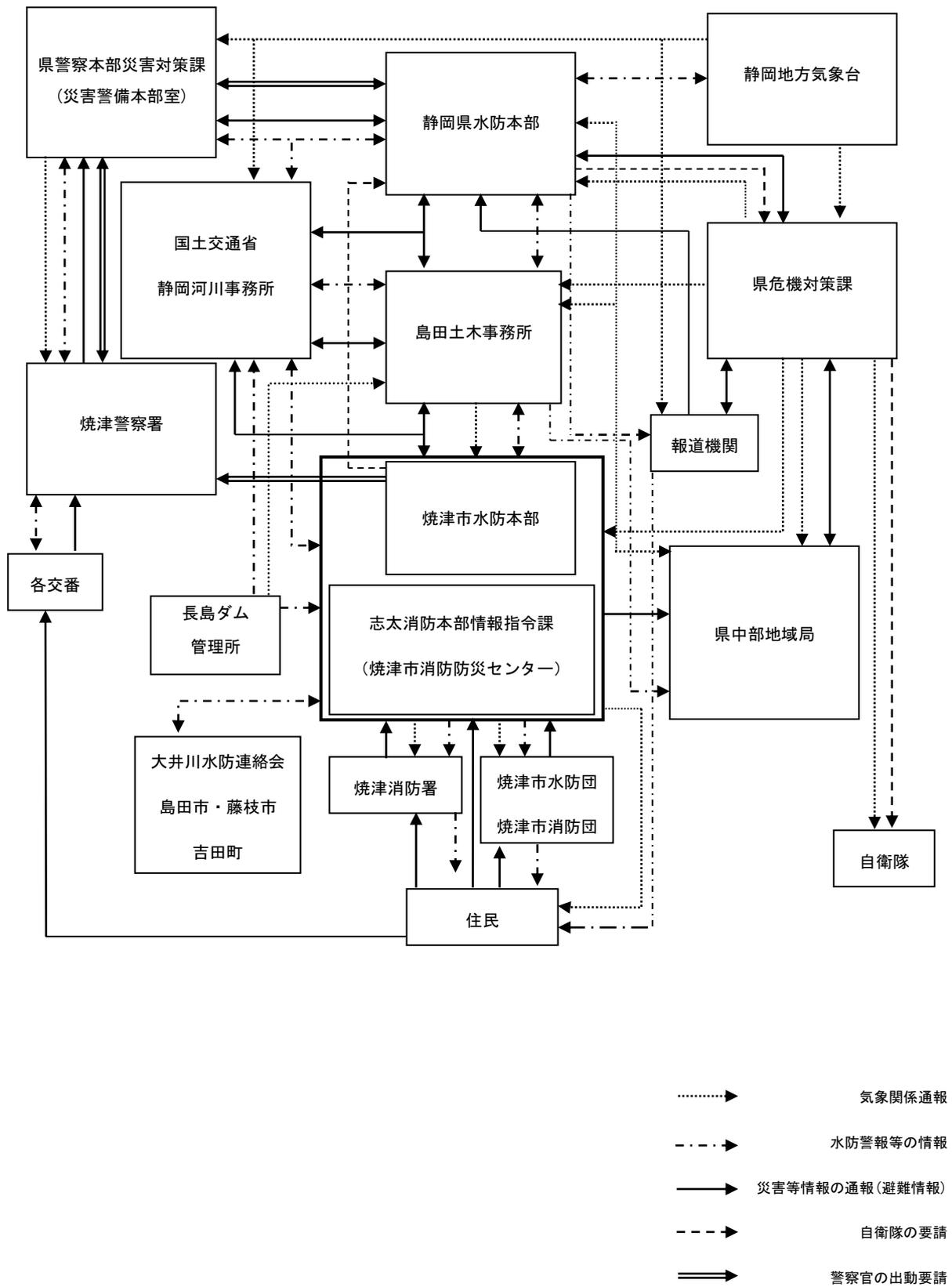
その他、水防上重要且つ密接な関係を有するものの処置

時間雨量50mm、及び異常潮位による湛水注意箇所は次のとおりである。

(県水防計画書より抜粋)

位 置	関 係 河 川 名	湛水面積	摘 要
焼津市小川地内	黒石川	73.0 ha	

連絡系統図（水防組織）



水防倉庫備蓄資材一覧

倉庫名 資器材名	石脇	中里	八桶	小土	大井川水防 センター	計
土のう袋 (枚)	2,600	1,100	10,800	2,600	4000	22,600
スコップ (丁)	3	40	78	35	180	343
つるはし (丁)	6	6	14	6	30	72
じょれん (丁)	3	10	8	9	40	80
のこぎり (丁)	1	4	11	2	20	56
斧 (丁)	2	1	2	1	5	13
掛矢 (丁)	5	5	15	1	10	62
ペンチ (本)	1	1	6	1	12	24
番線カッター (本)	1	1	4	0	0	6
石頭 (丁)	4	6	15	0	4	29
かなづち (丁)	2	2	8	1	0	13
鎌 (丁)	1	4	9	2	23	42
なた (丁)	1	2	7	2	0	12
石箕 (丁)	30	10	80	25	140	325
しの (丁)	3	3	16	3	0	25
杭木 (本)	210	180	490	130	150	1,214
竹杭 (本)	0	0	0	0	0	0
鉄パイプ杭 (本)	0	0	0	0	0	0
鉄杭 (本)	75	10	150	25	200	446
縄 (巻)	0	1	2	7	0	30
鉄線 (kg)	10	10	20	10	70	140
五寸釘 (kg)	5	5	5	5	0	20
救命ボート (隻)	1	0	0	0	0	1
大ハンマー (丁)	0	0	0	8	3	11
発電機 (丁)	0	0	0	0	0	0
ロープ 12mm (巻)	5	0	0	0	0	5
牽引用ロープ (巻)	0	1	2	0	0	3
ビニール紐 (巻)	1	1	5	1	0	8
トラロープ (巻)	1	2	3	1	0	7
塩ビ管 φ150 (本)	0	3	0	0	2	5
ビニールシート (枚)	2	0	18	2	30	52
蛇籠 (本)	0	0	0	0	300	300
照明具 (灯)	0	0	0	0	15	15
救命綱 (本)	0	0	0	0	160	160

資料編 (大火災対策)

焼津市地域防災計画資料編(大火災対策)

I 大火災対策

番号	項目	頁
資料火災 2-1-1	消防力の現況	1
資料火災 2-3-1①	林野火災関係機関	5
資料火災 2-3-1②	林野火災に対する資器材	5

II 大爆発対策

番号	項目	頁
資料爆発 1-2-1	ガス事業者施設	6
資料爆発 1-2-2	市内危険物製造所等の施設の現況	7

消防力の現況

消防車両

(令和5年4月1日現在)

車両区分	車種	焼津署	東分署	大井川分署	藤枝署	北分署	南分署	総数
総数		17	4	5	17	5	5	53
消防ポンプ自動車等	消防ポンプ自動車	3	1	1	2	2	2	11
	大型水槽車				1			1
	化学消防ポンプ自動車		1	1				2
	はしご付消防自動車	1			1			2
	救助工作車	1			1			2
救急自動車	高規格救急自動車	3	1	1	3	1	1	10
その他の車両	指令車				1			1
	指揮車	1			1			2
	調査車	1			1			2
	人員輸送車	1		1				2
	軽貨物車	1			1	1	1	4
	事務連絡車	3			2			5
	広報車	1	1	1	1	1	1	6
	災害支援車	1			1			2
	警防車				1			1

車両種別

(令和5年4月1日現在)

No.	配置場所	呼称	特性等	車両番号	購入年月	メーカー
1	志太消防本部	志太指令	ワンボックス 10人乗り	静岡 800 す 4689	H28.3	トヨタ
2		志太警防1	SUV	静岡 800 さ 3577	H12.12	トヨタ
3		志太調査1	ワンボックス5人乗り	静岡 800 す 6268	H31.2	トヨタ
4		志太広報1	軽ワンボックス	静岡 880 あ 1467	R2.2	ダイハツ
5		志太連絡1	軽自動車	静岡 502 な 4651	R4.2	トヨタ
6		志太連絡3	軽ワンボックス	静岡 480 え 7680	H21.2	スズキ
7	藤枝消防署	藤枝指揮	ワンボックス 指揮隊車両	静岡 800 す 5215	H29.2	トヨタ
8		藤枝タンク	大型水槽車(10t)	静岡 800 は 1388	R3.3	日野
9		藤枝高度	救助工作車Ⅲ型	静岡 830 ゆ 119	H27.2	日野
10		藤枝ポンプ	CD-Ⅰ型(A-2)	静岡 800 す 1502	H22.2	いすゞ
11		藤枝梯子	35m級 先端屈折	静岡 800 は 1181	H29.2	日野
12		藤枝支援	支援車Ⅱ型	静岡 800 す 227	H20.2	いすゞ
13		藤枝救急1	高規格救急自動車	静岡 800 す 7308	R3.2	トヨタ
14		藤枝救急2	高規格救急自動車	静岡 800 す 3689	R5.3	トヨタ
15		藤枝救急3	高規格救急自動車	静岡 830 さ 994	H24.2	トヨタ
16		志太ポンプ1	CD-Ⅰ型(A-2)	静岡 800 さ 4899	H14.2	いすゞ
17		藤枝軽貨物	軽トラック	静岡 41 え 6165	H14.5	ダイハツ
18	藤枝消防署 北分署	北ポンプ1	水槽付(4.5t)Ⅱ型	静岡 830 さ 5158	R2.3	日野
19		北ポンプ2	CD-Ⅰ型(A-2)	静岡 830 さ 9991	H28.12	日野
20		北広報	軽自動車	静岡 880 あ 1389	H31.3	スズキ
21		北救急	高規格救急自動車	静岡 800 す 6265	H31.2	トヨタ
22		北軽貨物	軽トラック	静岡 40 ま 4598	H24.5	ダイハツ
23	藤枝消防署 南分署	南ポンプ1	水槽付(2t)ポンプ車Ⅱ型	静岡 830 す 1603	H28.3	日野
24		南ポンプ2	水槽付(2t)Ⅱ型	静岡 830 は 119	H19.3	日野
25		南広報	軽自動車	静岡 880 あ 1300	H30.2	ダイハツ
26		南救急	高規格救急自動車	静岡 800 す 6756	R2.2	トヨタ
27		南軽貨物	軽トラック	静岡 480 か 6675	H22.3	三菱
28	焼津消防署	焼津指揮	ハイエース 通信機器・情報処理 PC	静岡 800 す 4194	H27.2	トヨタ

No.	配置場所	呼称	特性等	車両番号	購入年月	メーカー	
29	焼津消防署	焼津ポンプ	水槽付(2t) II型	静岡 830 す 1509	H27.9	日野	
30		焼津タンク	水槽付(4.5t) II型	静岡 830 せ 1603	H28.3	日野	
31		焼津高度	救助工作車Ⅲ型	静岡 830 り 119	H30.3	日野	
32		焼津梯子	25m 屈折はしご	静岡 830 さ 8845	H31.2	日野	
33		焼津支援	支援車 II型	静岡 800 ら 17	H28.3	いすゞ	
34		焼津救急 1	高規格救急自動車	静岡 800 す 4214	H27.3	トヨタ	
35		焼津救急 2	高規格救急自動車	静岡 830 す 7309	R3.2	トヨタ	
36		焼津救急 3	高規格救急自動車	静岡 830 ふ 119	H21.2	トヨタ	
37		志太ポンプ 2	水槽付(1.5t)ポンプ車 I型	静岡 800 さ 8810	H18.3	日野	
38		志太調査 2	ワンボックス 5人乗り	静岡 800 す 7803	R4.1	トヨタ	
39		志太広報 2	軽自動車	静岡 880 あ 522	H22.1	日産	
40		志太人員輸送 2	ワンボックス 10人乗り	静岡 800 す 5758	H30.2	トヨタ	
41		志太指導 1	ADバン	静岡 400 て 1229	H20.9	日産	
42		志太指導 2	ADバン	静岡 400 つ 3380	H19.10	日産	
43		志太連絡 2	軽箱バン	静岡 480 う 7113	H19.12	三菱	
44		焼津軽貨物	軽トラック	静岡 480 え 2219	H20.6	三菱	
45		焼津消防署	東ポンプ 1	CD-I型	静岡 830 さ 4188	R4.3	日野
46			東ポンプ 2	水槽付(1.5t) II型 CAFS	静岡 830 ま 119	H23.2	日野
47	東分署		東広報	ステーションワゴン	静岡 800 す 135	H19.12	日産
48	東救急		高規格救急自動車	静岡 800 す 7310	R3.2	トヨタ	
49	焼津消防署 大井川分署	大井川ポンプ 1	水槽付(2t) II型	静岡 830 す 1402	H26.2	日野	
50		大井川ポンプ 2	水槽付(1.3t) II型	静岡 830 に 119	H16.3	日野	
51		大井川広報	ワンボックスバン	静岡 800 す 8316	R5.1	トヨタ	
52		大井川救急	高規格救急自動車	静岡 800 す 5239	H29.2	トヨタ	
53		志太人員輸送 1	大型バス 29人乗り	静岡 22 ろ 4303	H9.10	三菱ローザ	

消防器具配備状況

(令和5年4月1日現在)

	機器材名	焼津管轄	藤枝管轄	合計
消 防 用 器 具	耐熱服	10	8	18
	救命索発射銃	1	1	2
	救助用縛帯	12	8	20
	耐電手袋・長靴	15	11	26
	かぎ付きはしご	10	7	17
	三連はしご	9	9	18
	エンジンカッター	4	3	7
	チェーンソー	8	9	17
	とび口	35	26	61
	ガス検知器	6	5	11
	空気呼吸器	43	39	82
	信号機付投光器	5	4	9
	ホース (65 mm)	339	271	610
	(40 mm)	60	58	118
	可搬式放水銃	1	2	3
	ガンタイプノズル	14	13	27
熱画像カメラ	5	5	10	
震 災 対 応 資 機 材	万能斧	18	14	32
	可搬式ウインチ	6	5	11
	油圧式ジャッキ	8	13	21
	マット型空気ジャッキ	2	7	9
	画像探索機	1	1	2
	簡易画像探索機	1	1	2
	熱画像直視装置	2	1	8
	地中音響探知機	1	1	2
夜間用暗視装置	1	1	2	

林野火災関係機関

名称	所在地
陸上自衛隊（板妻）第34普通科連隊 第2科	御殿場市板妻40-1
航空自衛隊（静浜基地） 第11飛行教育団司令部企画班	焼津市上小杉1602
静岡県危機管理部	静岡市葵区追手町9-6
静岡県消防防災航空隊	静岡市葵区諏訪8-10
静岡県志太榛原農林事務所森林整備課	藤枝市瀬戸新屋362-1
静岡中央警察署	静岡市葵区追手町6-1
焼津警察署	焼津市道原723
藤枝警察署	藤枝市緑町1-3-5
静岡市役所	静岡市葵区追手町5-1
藤枝市役所	藤枝市岡出山1-11-1
静岡市消防局	静岡市駿河区南八幡10-30
志太広域事務組合志太消防本部	藤枝市稲川200-1

林野火災に対する資器材

(令和5年4月1日現在)

機 器 材 名	現 所 有			
	焼津管轄	藤枝管轄	合計	備 考
鎌	22丁	22丁	44丁	
スコップ	44丁	33丁	77丁	
斧	9丁	5丁	14丁	
鋸（のこ）	16丁	15丁	31丁	
鉋（なた）	15丁	24丁	39丁	
ジェットシューター	25個	64個	89個	200型
ウォーターチャージャー	2個	2個	4個	6口型
大規模火災用消火ユニット (組立水槽・集水器・発電機・可搬ポンプ式)	1セット	1セット	2セット	

消防資機材 化学消火薬剤備蓄状況

単位：kl

備蓄消防本部	薬剤種類	たん白系 3%型	たん白系 6%型	合成界面 活性剤	水成膜泡 消火薬剤	水溶性液体用 泡消火薬剤
	焼津管轄				1.61	
藤枝管轄				0.64		

ガス事業者施設

1 供給区域及びメーター取付け件数

(1) 一般ガス事業

(令和5年3月31日現在)

名称	供給区域	メーター取付け件数 (焼津市内)	使用中戸数 (焼津市内)
東海ガス(株)	焼津市、藤枝市、島田市	27,803	24,740

(2) 簡易ガス事業

ア ガス事業者・・・東海ガス株式会社

イ 供給地点群数・・・1

ウ 供給地点数・・・291 (メーター取り付け件数)

2 ガス施設の状況

(令和5年3月31日現在)

名称	種別	施設名	施設の概要		
			基数	能力	ガス種類
東海ガス(株)	貯蔵設備	ガスホルダー	2	100,000m ³	13A

3 市内の高圧ガス製造事業所 (第1種)

(令和5年4月1日現在)

	冷凍アンモニア	液化石油 ガスLPG	一般高圧ガス					
			酸素	水素	アンモニア	塩素	その他	
事業所数	12	13	4	2				天然ガス 2

※ 不活性ガス・圧縮空気を除く。

※ 一般高圧ガス製造事業所数は、同一事業所で複数のガスを製造する場合があるため、ガス別の事業所数。

市内危険物製造所等の施設の現況

(令和5年4月1日現在)

区 分	施設数
計	540
製 造 所	5
貯 蔵 所	406
屋 内 貯 蔵 所	87
屋外タンク貯蔵所	98
屋内タンク貯蔵所	8
地下タンク貯蔵所	46
簡易タンク貯蔵所	1
移動タンク貯蔵所	177
屋 外 貯 蔵 所	7
取 扱 所	129
給 油 取 扱 所	85
販 売 取 扱 所	2
一 般 取 扱 所	42